

令和3年第1回志布志市議会定例会会議録 目 次

第1号（2月26日）	頁
1. 議事日程	18
2. 出席議員氏名	20
3. 欠席議員氏名	20
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	20
5. 議会事務局職員出席者	20
6. 開 会・開 議	21
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	21
8. 日程第2 会期の決定	21
9. 日程第3 報告	21
10. 日程第4 議案第2号 令和2年度志布志市一般会計補正予算（第17号）	22
11. 日程第5 議案第3号 令和2年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算 （第5号）	37
12. 日程第6 議案第4号 令和2年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算 （第3号）	38
13. 日程第7 議案第5号 令和2年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）	39
14. 日程第8 議案第6号 令和2年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）	41
15. 日程第9 議案第7号 令和2年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第4号）	42
16. 日程第10 議案第8号 令和2年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第 1号）	42
17. 日程第11 施政方針	45
18. 日程第12 議案第9号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会 議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正す る条例の制定について	57
19. 日程第13 議案第10号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例の制定について	58
20. 日程第14 議案第11号 旅費等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定に ついて	60
21. 日程第15 議案第12号 志布志市総合振興計画審議会条例の制定について	62
22. 日程第16 議案第13号 志布志市蓬の郷振興基金条例を廃止する条例の制定について	64
23. 日程第17 議案第14号 志布志市ダグリ公園の公園施設管理条例の一部を改正する条 例の制定について	65

24.	日程第18	議案第15号	志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	66
25.	日程第19	議案第16号	志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	67
26.	日程第20	議案第17号	志布志市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	70
27.	日程第21	議案第18号	志布志市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	71
28.	日程第22	議案第19号	志布志市介護保険基金条例の制定について	73
29.	日程第23	議案第20号	志布志市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例の制定について	74
30.	日程第24	議案第21号	志布志市新市まちづくり計画の変更について	76
31.	日程第25	議案第22号	字の区域変更について	77
32.	日程第26	議案第23号	市道路線の認定について	77
33.	日程第27	議案第24号	市道路線の変更について	78
34.	日程第28	議案第25号	令和3年度志布志市一般会計予算	78
35.	延 会			84

第2号（3月1日）

1.	議事日程			85
2.	出席議員氏名			87
3.	欠席議員氏名			87
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名			87
5.	議会事務局職員出席者			87
6.	開 議			88
7.	日程第1	会議録署名議員の指名		88
8.	日程第2	議案第26号	令和3年度志布志市国民健康保険特別会計予算	88
9.	日程第3	議案第27号	令和3年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算	89
11.	日程第4	議案第28号	令和3年度志布志市介護保険特別会計予算	90
12.	日程第5	議案第29号	令和3年度志布志市下水道管理特別会計予算	92
13.	日程第6	議案第30号	令和3年度志布志市公共下水道事業特別会計予算	93
14.	日程第7	議案第31号	令和3年度志布志市国民宿舎特別会計予算	93
15.	日程第8	議案第32号	令和3年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算	96
16.	日程第9	議案第33号	令和3年度志布志市水道事業会計予算	97
17.	日程第10	同意第3号	監査委員の選任につき同意を求めることについて	98

18.	日程第11	同意第4号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	98
19.	日程第12	同意第5号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	98
20.	日程第13	同意第6号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	98
21.	日程第14	同意第7号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	98
22.	日程第15	同意第8号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	98
23.	日程第16	同意第9号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	98
24.	日程第17	同意第10号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	98
25.	日程第18	同意第11号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	98
26.	日程第19	同意第12号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	98
27.	日程第20	同意第13号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	98
28.	日程第21	同意第14号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	98
29.	日程第22	同意第15号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	98
30.	日程第23	同意第16号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	98
31.	日程第24	同意第17号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	99
32.	日程第25	同意第18号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	99
33.	日程第26	同意第19号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	99
34.	日程第27	同意第20号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	99
35.	日程第28	同意第21号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	99
36.	日程第29	同意第22号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	99
37.	日程第30	同意第23号	農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	99
38.	日程第31	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	108
39.	日程第32	諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	109
40.	散 会			109

第3号（3月8日）

1.	議事日程	110
2.	出席議員氏名	111
3.	欠席議員氏名	111
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	111
5.	議会事務局職員出席者	111
6.	開 議	112
7.	日程第1 会議録署名議員の指名	112
8.	日程第2 一般質問	112
	小野 広嗣	112
	野村 広志	138

小辻 一海	163
9. 延 会	177

第4号（3月9日）

1. 議事日程	178
2. 出席議員氏名	179
3. 欠席議員氏名	179
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	179
5. 議会事務局職員出席者	179
6. 開 議	180
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	180
8. 日程第2 一般質問	180
尖 信一	180
青山 浩二	194
八代 誠	214
平野 栄作	226
9. 延 会	240

第5号（3月10日）

1. 議事日程	241
2. 出席議員氏名	242
3. 欠席議員氏名	242
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	242
5. 議会事務局職員出席者	242
6. 開 議	243
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	243
8. 日程第2 一般質問	243
鶴迫 京子	243
南 利尋	258
市ヶ谷 孝	276
小園 義行	287
9. 日程第3 事件の訂正について	305
10. 散 会	306

第6号（3月25日）

1. 議事日程	307
2. 出席議員氏名	309
3. 欠席議員氏名	309
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	309
5. 議会事務局職員出席者	309
6. 開 議	310
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	310
8. 日程第2 議案第11号 旅費等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	310
9. 日程第3 議案第12号 志布志市総合振興計画審議会条例の制定について	311
10. 日程第4 議案第13号 志布志市蓬の郷振興基金条例を廃止する条例の制定について	312
11. 日程第5 議案第14号 志布志市ダグリ公園の公園施設管理条例の一部を改正する条例の制定について	313
12. 日程第6 議案第16号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	314
13. 日程第7 議案第17号 志布志市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	315
14. 日程第8 議案第18号 志布志市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について	316
15. 日程第9 議案第19号 志布志市介護保険基金条例の制定について	317
16. 日程第10 議案第20号 志布志市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例の制定について	319
17. 日程第11 議案第21号 志布志市新市まちづくり計画の変更について	320
18. 日程第12 議案第22号 字の区域変更について	321
19. 日程第13 議案第23号 市道路線の認定について	322
20. 日程第14 議案第24号 市道路線の変更について	322
21. 日程第15 議案第25号 令和3年度志布志市一般会計予算	323
22. 日程第16 議案第26号 令和3年度志布志市国民健康保険特別会計予算	331
23. 日程第17 議案第27号 令和3年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算	333
24. 日程第18 議案第28号 令和3年度志布志市介護保険特別会計予算	334
25. 日程第19 議案第29号 令和3年度志布志市下水道管理特別会計予算	335
26. 日程第20 議案第30号 令和3年度志布志市公共下水道事業特別会計予算	336
27. 日程第21 議案第31号 令和3年度志布志市国民宿舎特別会計予算	337
28. 日程第22 議案第32号 令和3年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算	338
29. 日程第23 議案第33号 令和3年度志布志市水道事業会計予算	339

30. 日程第24	報告第1号 専決処分の報告について (損害賠償の額を定め、和解することについて)	341
31. 日程第25	議案第34号 令和2年度志布志市一般会計補正予算(第18号)	341
32. 日程第26	発議第1号 志布志市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について	342
33. 日程第27	閉会中の継続審査申し出について (産業建設常任委員長)	343
34. 日程第28	閉会中の継続調査申し出について (総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営 委員長)	344
35. 閉 会	344

令和3年第1回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容
2月26日	金	本会議	開会・現年度補正予算・施政方針
27日	土	休 会	
28日	日	休 会	
3月 1日	月	本会議	新年度予算・条例等
2日	火	休 会	
3日	水	休 会	
4日	木	休 会	
5日	金	休 会	
6日	土	休 会	
7日	日	休 会	
8日	月	本会議	一般質問
9日	火	本会議	一般質問
10日	水	本会議	一般質問
11日	木	委員会	予算審査特別委員会（現地調査）
12日	金	委員会	常任委員会
13日	土	休 会	
14日	日	休 会	
15日	月	委員会	予算審査特別委員会
16日	火	委員会	午後：予算審査特別委員会
17日	水	委員会	予算審査特別委員会
18日	木	委員会	予算審査特別委員会
19日	金	休 会	
20日	土	休 会	春分の日
21日	日	休 会	
22日	月	休 会	
23日	火	休 会	
24日	水	休 会	
25日	木	本会議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会

2. 付議事件

番号	事 件 名
議案第2号	令和2年度志布志市一般会計補正予算（第17号）
議案第3号	令和2年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
議案第4号	令和2年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第5号	令和2年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）
議案第6号	令和2年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）
議案第7号	令和2年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第4号）
議案第8号	令和2年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）
議案第9号	志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第10号	志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第11号	旅費等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第12号	志布志市総合振興計画審議会条例の制定について
議案第13号	志布志市蓬の郷振興基金条例を廃止する条例の制定について
議案第14号	志布志市ダグリ公園の公園施設管理条例の一部を改正する条例の制定について
議案第15号	志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第16号	志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第17号	志布志市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
議案第18号	志布志市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第19号	志布志市介護保険基金条例の制定について
議案第20号	志布志市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例の制定について
議案第21号	志布志市新市まちづくり計画の変更について
議案第22号	字の区域変更について
議案第23号	市道路線の認定について
議案第24号	市道路線の変更について
議案第25号	令和3年度志布志市一般会計予算
議案第26号	令和3年度志布志市国民健康保険特別会計予算
議案第27号	令和3年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算
議案第28号	令和3年度志布志市介護保険特別会計予算
議案第29号	令和3年度志布志市下水道管理特別会計予算
議案第30号	令和3年度志布志市公共下水道事業特別会計予算

- 議案第31号 令和3年度志布志市国民宿舎特別会計予算
- 議案第32号 令和3年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算
- 議案第33号 令和3年度志布志市水道事業会計予算
- 議案第34号 令和2年度志布志市一般会計補正予算（第18号）
- 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 同意第3号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 同意第4号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第5号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第6号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第7号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第8号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第9号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第10号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第11号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第12号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第13号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第14号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第15号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第16号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第17号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第18号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第19号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第20号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第21号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第22号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 同意第23号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 報告第1号 専決処分の報告について
（損害賠償の額を定め、和解することについて）
- 発議第1号 志布志市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 閉会中の継続審査申し出について
（産業建設常任委員長）
- 閉会中の継続調査申し出について
（総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長）
- 事件の訂正について

3. 一般質問

質問者	件名	要旨	質問の相手方
1 小野広嗣	1 施政方針について	(1) 市長は、行政運営の効率化と市民サービスの更なる向上を目指して「顧客満足度志向」、「オンリーワン」、「成果主義」、「先手管理」の4つの行政経営指針を掲げている。その中の「オンリーワン」、「成果主義」について、改めてその真意と成果について問う。	市長
	2 新型コロナウイルスワクチン接種について	(1) 本市は2月1日に「新型コロナウイルスワクチン接種推進室」を設置し、医療従事者に続き高齢者の方から順次接種できるように準備を進めるとしている。市民の生命を守るため、堅実な状況判断と迅速な実施体制の整備が求められるが、今後のワクチン接種のスケジュールと円滑な接種体制の構築について問う。	市長
	3 生活困窮者支援について	(1) 令和2年度第3次補正予算の成立を踏まえた今後の生活困窮者自立支援の強化について問う。	市長
		(2) コロナ禍で生じる生活困窮者への支援につなげるために生活保護制度の活用も必要であると考えるが、本市の申請実態について問う。	市長
4 教育行政について	(1) 市長の教育行政に対する現状の認識と新教育長の選任理由、そして新教育長と教育委員会に何を期待しているのか問う。	市長 教育長	
	(2) 教育行政の要となる新教育長は、今後の志布志市の教育行政をどのように推進していくのか、所信を問う。		
2 野村広志	1 教育行政について	(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の趣旨に則り、市長が招集して総合教育会議が開催され「大綱」が定められている。また、第2次教育振興基本計画（前期）についても昨年3月に策定された。そこで、多様化していく教育現状の中、子どもたちをどのようにして導いていく考えなのか問う。	市長 教育長

質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
2 野村広志	1 教育行政について	<p>(2) 新学習指導要領では小学校から高校まで情報活用能力の育成がうたわれている。本市でもGIGAスクール構想の実現に向けて推進しているが、現状と目指すべき目標について問う。</p> <p>(3) 小・中学校の在り方について、小中連携や学校再編・特認校制度等における、総合的な事業展開の検討が求められるが考え方を問う。</p> <p>(4) 学力向上対策プロジェクトにおける「志布志の授業モデル」の浸透など、具体的な推進計画について問う。</p>	<p>教育長</p> <p>市 長 教育長</p> <p>教育長</p>
3 小辻一海	1 政治姿勢について	<p>(1) 下平市政がスタートして任期の最終年度を迎える中での、公約の進行管理について考えを問う。</p> <p>① 3年間の市政運営での公約政策の評価と残された任期での公約実現に向けた取り組みについて。</p> <p>② 公約実現に向けた予算措置について。</p> <p>(2) 一般質問後の対応について問う。</p> <p>① 一般質問答弁に対する進捗管理と事業の実現について。</p> <p>② 県道110号塗木大隅線改良工事の進捗状況と見通しについて。</p> <p>③ 国道220号線沿い上天神三叉路付近の歩道整備及び信号機設置の進捗状況と見通しについて。</p> <p>④ 田之浦中学校跡地利用についての協議経過と見通しについて。</p>	<p>市 長</p> <p>市 長</p>
4 尖 信一	1 施政方針について	<p>(1) 令和3年度に向けた施政方針が示されたが、今後残り任期1年の中で、重点的な事業として新たに組み込んでいく事業はあるか。</p>	市 長

質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
4 尖 信一	2 環境行政について	(1) 令和2年第4回定例会で、環境行政における本市の環境問題について質問したが、政府は2050年に向けたカーボンニュートラル実現への取り組みにかなりの重点を置いていることを受け、改めて脱炭素に向けた本市独自の施策を考えていないのか。	市 長
	3 ワクチン接種について	(1) 令和3年2月から、医療従事者等に対する新型コロナウイルスワクチンの優先接種が始まった。不確定要素が多い中、担当課は大変な準備作業となることが予想されるが、本市でのワクチン接種に向けた取り組みについて以下を問う。 ① 接種方法、場所、順番などの具体的な対応を、いつ、どのような方法で市民へ周知するのか。 ② 接種を拒否される方もいらっしゃると思うが、アンケート等による事前の状況把握を実施できないか。 ③ 集団・個別接種いずれも個人で会場へ行くことのできない場合の対策は検討しているか。 ④ 基本型接種施設から、連携型やサテライト型接種施設などへワクチンを配送する手段はどうか。 ⑤ コールセンターで対応できない場合は保健課で対応することだが、コールセンターには医療経験者の配置が適切ではないか。	市 長

質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
4 尖 信一	4 ふるさと納税について	(1) 本市のふるさと納税は、寄附額、寄附件数とも順調な伸びを示している。しかし、ふるさと納税の寄附額の増に伴う必要経費の詳細が理解しにくい面がみられる。必要経費の一つと推測される出展サイトへの費用を比較・見直しすることにより、市長の目指す「入るを量りて出づるを制す」を実現することになるのではないか。	市 長
5 青山浩二	1 本庁舎移転計画について	(1) 志布志市庁舎等の在り方検討委員会の会議の進捗状況及び内容について問う。	市 長
	2 スポーツ振興について	(1) 市民がいつでも、どこでも、気軽に、いつまでもスポーツに親しめる環境を整備するために、本年2月に総合型地域スポーツクラブが設立されたが、設立に至った背景と意義、また、設立までの経緯について問う。 (2) 総合型地域スポーツクラブが担うべき役割と目指すべき目標について具体的に問う。	市 長 教育長
	3 教育行政について	(1) 教育長就任にあたって、所信と決意について問う。	教育長
6 八代 誠	1 防災・減災対策について	(1) 2級河川の前川・安楽川・菱田川における避難判断について問う。 ① 水位計増設に関する県との協議はできないか。 ② 河川流域の避難判断基準は、依然として河川水位及び気象情報等から判断するのか。 (2) 豪雨及び台風や南海トラフ地震などによる災害発生時の対応について問う。 ① 庁舎内連携の構築について。 ② 法面崩壊等に伴う崩落土及び災害廃棄物等の処理について。 ③ 宅地災害復旧作業支援事業について。	市 長 市 長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
6 八代 誠	1 防災・減災対策について	<p>④ コロナ禍における避難所開設の課題解決について。</p> <p>⑤ 自主防災組織運営の在り方を「地域コミュニティ協議会」で協議・検討できないか。</p>	市長
7 平野 栄作	1 環境行政について	<p>(1) SDGs（持続可能な開発目標）が近年注目を集めている中、行政機関・民間企業等における様々な取り組みが行われつつあり、評価すべきことと思う。</p> <p>しかし、環境分野においては、私たちの身の回りでは日常的にポイ捨てされた物が後を絶たない状況が散見され、一向に改善には至っていない現状がある。</p> <p>これまでも市及び衛生自治会が主体となり、環境行政を推進してきているが、ポイ捨て等の改善がみられない傾向が続く中、これまでの取り組みを検証し、新たな取り組みを推進すべきと考えるが、以下の点について認識を問う。</p> <p>① ポイ捨て防止条例の効果について。</p> <p>② コミュニティ組織（自治会単位の衛生自治会）の在り方について。</p> <p>③ 環境教育について。</p> <p>④ 市内事業所との連携について。</p> <p>⑤ 市衛生自治会の組織について。</p>	市長 教育長
8 鶴迫 京子	1 子育て支援について	<p>(1) 志布志地域の三角公園にある遊具移転のお知らせが記載された看板について問う。</p> <p>① 遊具施設の集約とはどういうことか。</p> <p>② 看板設置の経緯と近隣住民や利用者からの聞き取り状況について。</p> <p>③ 集約するメリットとデメリットは何か。</p> <p>④ 公園や遊具を活用した子育て支援についての根本的な考え方について。</p>	市長 教育長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
9南 利尋	1 本庁・志布志支所 周辺の環境整備について	(1) 令和3年1月1日より、本庁機能が志布志庁舎に移転した。市民や本市を訪れる方々が、気持ち良く安全安心に利用していただくためにも、滑りやすい床や分かりにくい庁舎内組織案内図等の改善など、市民の声を反映した庁舎整備を行うべきではないか。 (2) 志布志庁舎の特性を生かすためにも、志布志市街地が一望できる庁舎6階に位置する屋上部分に、市民や職員などが利活用できるテラスなどを整備する考えはないか。	市長 市長
	2 経済対策について	(1) 新しい生活様式の中で、飲食店や宿泊施設の利用が激減している。本市の飲食店や宿泊施設からの感染事例はないことを市内外に周知し、利用者への安全安心をPRすべきではないか。 (2) 新型コロナウイルス感染症による様々な影響を受け始め1年以上が経過した。本市でも経済が疲弊していることを実感する。全市民に商品券を配布して、オール志布志で経済活動の底上げを図るべきではないか。	市長 市長
	3 観光振興について	(1) 第2次志布志市総合振興計画が策定され5年経った。計画内の事業の進捗状況をどのように捉えているか。 (2) グラウンドビジョンがなければ、プランを迅速に遂行することは難しいのではないかと考える。本市においても早急に策定すべきではないか。 (3) 市民の意見をしっかりと把握して、市民のニーズに沿った観光事業に取り組むべきではないか。	市長 市長 市長

質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
10市ヶ谷 孝	1 給食費無償化について	(1) 令和3年度当初予算では学校給食費補助事業として、学校給食費の半額助成が提案されている。施政方針には「引き続き、完全無償化を目指し、全庁的に取り組み、更なる子育て世帯への支援の充実に努めてまいります」とあるが、半額助成提案に至る経緯と今後の見通しについて問う。	市 長 教育長
	2 選挙について	(1) 新型コロナウイルス感染症は市民生活に大きな影響を及ぼし、それは全国各地で実施されている各種選挙の在り方にも現れていると聞く。本市でも令和4年2月11日の任期満了に伴う市長・市議会議員選挙を見据え、新型コロナウイルス感染症の影響と対応をどのように考えているのか問う。 (2) 新たな取り組みとして選挙公報の発行が計画されていると聞く。市政の参画意識向上や若年層の投票率向上等を念頭に、どのように活用していくのか問う。	選管委員長 選管委員長
11小園 義行	1 国保について	(1) 国が2022年度4月から未就学児の均等割額を5割軽減することを発表した。本市として、更に軽減措置を上乗せして子育て世帯の負担軽減を図る考えはないか。 (2) 傷病手当金を事業主も対象として拡充する考えはないか。	市 長 市 長
	2 自治体デジタル化について	(1) 国が示しているデジタル庁の設置や内容について市長の認識を問う。 (2) 推進するにあたって、問題点をどのように考えているか。	市 長 市 長
	3 ケア労働者への支援について	(1) 保育・介護・医療の分野で働く人たちに本市が独自の支援として給付金を支給する考えはないか。	市 長

質 問 者	件 名	要 旨	質問の相手方
11小園義行	4 福祉行政について	(1) 特別障害者・児手当について広報の在り方や現状を問う。	市 長
	5 学校教育について	(1) 人口の半数にとって当たり前の生活の一部が原因で教育の機会を逃すことがあってはいけないと考えるが、学校における生理用品の提供の現状はどうか。 (2) GIGAスクール構想を進める上で、電磁波が子どもたちに与える影響をどのように認識しているか。	市 長 教育長 市 長 教育長

令和3年第1回志布志市議会定例会会議録（第1号）

期 日：令和3年2月26日（金曜日）午前10時07分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 議案第2号 令和2年度志布志市一般会計補正予算（第17号）
- 日程第5 議案第3号 令和2年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第6 議案第4号 令和2年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第5号 令和2年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第6号 令和2年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第7号 令和2年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第8号 令和2年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 施政方針
- 日程第12 議案第9号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第10号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第11号 旅費等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第15 議案第12号 志布志市総合振興計画審議会条例の制定について
- 日程第16 議案第13号 志布志市蓬の郷振興基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第17 議案第14号 志布志市ダグリ公園の公園施設管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第15号 志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第16号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第17号 志布志市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第18号 志布志市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第19号 志布志市介護保険基金条例の制定について
- 日程第23 議案第20号 志布志市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例の制定について
- 日程第24 議案第21号 志布志市新市まちづくり計画の変更について

- 日程第25 議案第22号 字の区域変更について
- 日程第26 議案第23号 市道路線の認定について
- 日程第27 議案第24号 市道路線の変更について
- 日程第28 議案第25号 令和3年度志布志市一般会計予算
- 日程第29 議案第26号 令和3年度志布志市国民健康保険特別会計予算
- 日程第30 議案第27号 令和3年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第31 議案第28号 令和3年度志布志市介護保険特別会計予算
- 日程第32 議案第29号 令和3年度志布志市下水道管理特別会計予算
- 日程第33 議案第30号 令和3年度志布志市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第34 議案第31号 令和3年度志布志市国民宿舎特別会計予算
- 日程第35 議案第32号 令和3年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算
- 日程第36 議案第33号 令和3年度志布志市水道事業会計予算

出席議員氏名（19名）

2番 南 利 尋	3番 尖 信 一
4番 市ヶ谷 孝	5番 青 山 浩 二
6番 野 村 広 志	7番 八 代 誠
8番 小 辻 一 海	9番 持 留 忠 義
10番 平 野 栄 作	11番 西江園 明
12番 丸 山 一	13番 玉 垣 大二郎
14番 鶴 迫 京 子	15番 小 野 広 嗣
16番 長 岡 耕 二	17番 岩 根 賢 二
18番 東 宏 二	19番 小 園 義 行
20番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 北 野 保
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 西 洋 一
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 假 屋 眞 治
税 務 課 長 吉 田 秀 浩	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 木 村 勝 志	保 健 課 長 川 上 桂 一 郎
農政畜産課長 重 山 浩	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
建 設 課 長 鮎 川 勝 彦	松山支所長 中 吉 広 志
有明支所長 小 山 錠 二	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 桑 迫 悟	農業委員会事務局長 小 野 幸 喜
教育総務課長 萩 迫 和 彦	学 校 教 育 課 長 谷 口 源 太 郎
生涯学習課長 江 川 一 正	危 機 管 理 監 河 野 穂 積

議会議務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 松 永 憲 一
調 査 管 理 係 長 毛 野 仁	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時07分 開会 開議

○議長（東 宏二君） ただいまから、令和3年第1回志布志市議会定例会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（東 宏二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、岩根賢二君と小園義行君を指名いたします。

—————○—————

日程第2 会期の決定

○議長（東 宏二君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月25日までの28日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から3月25日までの28日間に決定しました。

—————○—————

日程第3 報告

○議長（東 宏二君） 日程第3、報告を申し上げます。
先の定例会から議会運営に関する申し合わせの期間までに受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりであります。

陳情第1号は、産業建設常任委員会へ付託いたします。

次に、監査委員から監査報告書が提出されましたので配布いたしました。参考にさせていただきたいと思います。

ここで、2月24日付で教育長に就任されました福田裕生教育長より発言を求められておりますので、これを許可します。

○教育長（福田裕生君） 改めまして、皆様おはようございます。マスクを外させていただきます。

本会議の冒頭、発言の時間を与えていただきましたことに心から感謝申し上げます。

このたび、先の市議会臨時会におきまして、議員の皆様方から御同意をいただき、2月24日に市長から任命を受け、志布志市教育委員会教育長に就任いたしました福田裕生でございます。

就任して昨日までの2日間、各課の事業概要等の説明を受けたり、県下の教育関係者とお会いしたりする中で、志布志市教育長としての使命の大きさ、責任の重大さがひしひしと身に迫ってまいりました。2期7年務められ、多くの功績を残された前任の和田幸一郎教育長、そして歴代教育長の思いと「煮しめ、つけあげ、にぎりめし」の「きらり輝く三つのおしえ」に代表される志布志市教育の歩みをしっかりと受け止めるとともに、本市の教育大綱と第2次教育振興基本計

画等に則して、教育施策、事業等が更に充実発展するよう強く気持ちを引き締め、心を尽くしてこの大役を努めてまいりたいと決意している所存でございます。

私も含めた教育委員会職員が、積極的に学校をはじめとする学びの現場を見て、子どもや保護者、市民の声に耳を傾け、市長部局や関係機関等とも十分な連携を図り、志あふれる人づくりと伝統文化のまちづくりにまい進する覚悟でございます。どうかよろしくお願い申し上げます。

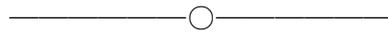
結びに、議員の皆様方からの御指導、御べんたつを賜りますよう、切にお願い申し上げまして就任の挨拶といたします。よろしく願いいたします。

○議長（東 宏二君） お諮りします。日程第4、議案第2号から日程第10、議案第8号まで、以上7件については、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号から議案第8号までの7件については、委員会の付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第4 議案第2号 令和2年度志布志市一般会計補正予算（第17号）

○議長（東 宏二君） 日程第4、議案第2号、令和2年度志布志市一般会計補正予算（第17号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第2号、令和2年度志布志市一般会計補正予算（第17号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和2年度志布志市一般会計歳入歳出予算につきまして、畜産クラスター事業、学校施設老朽化改修事業等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（折田孝幸君） 議案第2号、令和2年度志布志市一般会計補正予算（第17号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算から5億5,130万9,000円を減額し、予算の総額を375億3,034万4,000円とするものでございます。

補正予算書の6ページをお開きください。補正予算説明資料は1ページから2ページでございます。

第2表の繰越明許費補正でございますが、繰り越し理由につきましては、今後の事務執行及び事業の性質上等、年度内に支出が終わらない見込みがあるため、戸籍・住基情報システム改修事

業ほか20件、35億8,741万3,000円を追加するものでございます。

それでは、補正予算書6ページの繰り越し内容について御説明申し上げます。

戸籍・住基情報システム改修事業につきましては、令和元年5月に成立したデジタル手続法に対応するため、戸籍システム及び住民基本台帳システムの改修が必要となりますが、年度内にその支出が完了しないと見込まれることから、ポストコロナ生産体制革新プログラム事業につきましては、県が令和3年1月に計画承認をしたことを受け、それに係る補正予算を今議会へ計上しておりますが、今後の事務執行及び事業の性質上、年度内にその支出が完了しないと見込まれることから、3行目の農畜産物輸出拡大施設整備事業、4行目の畜産クラスター事業、下段から10行目の小学校施設老朽化改修事業、9行目の感染症対策等の学校教育活動継続支援事業（小学校）、6行目の中学校施設老朽化改修事業、5行目の感染症対策等の学校教育活動継続支援事業（中学校）につきましては、国の補正予算が令和3年1月28日に成立したことを受けて、それに係る補正予算を今議会へ計上しておりますが、今後の事務執行及び事業の性質上、年度内にその支出が完了しないと見込まれることから、上から5行目に戻りまして、県単林道事業につきましては、令和2年7月豪雨により被災を受け、県単林業事業での復旧を要望したところ、県の事業決定通知が1月下旬にあり、工期工程等における年度内完成が見込まれないことから、社会資本整備総合交付金事業につきましては、他事業との調整や災害対応等により人材、資材の不足が生じ、工事発注区間の計画調整に時間を要したことから、地方創生道整備推進交付金事業につきましては、他事業の工事車両等の搬入ルートで、地元から着工時期調整の要望があり、工事発注区間の計画調整に時間を要したことから、県単急傾斜地崩壊対策事業につきましては、上普現堂地区を実施予定でしたが、令和2年7月豪雨により、背後地が崩壊し、工法検討などに日数を要したことから、地域優良賃貸住宅整備事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、実施設計協議に時間を要したことから、小学校特別教室等空調機整備事業、小学校レバー式給水栓改修事業、3行下の中学校特別教室等空調機整備事業、その下の行の中学校レバー式給水栓改修事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に伴う補正予算を12月議会へ提出しましたが、工期工程等における年度内完成が見込まれないことから、下段から4行目の農地・農業用施設災害復旧事業、3行目の林業用施設災害復旧事業につきましては、災害査定が10月中旬から12月下旬に行われたことにより、工事着手時期が遅延したことから、公共土木施設災害復旧事業、文教施設災害復旧事業につきましては、令和2年7月豪雨により、被災した施設を災害復旧事業で復旧予定であります。工期工程等における年度内完成が見込めないことから、それぞれ年度内にその支出を終わらない見込みがあるため、令和3年度に繰り越して使用するものでございます。

詳細につきましては、説明資料をお目通しください。

予算書は7ページになります。

第3表、地方債補正でございますが、農業・農村活性化推進施設等整備事業に伴う緊急自然災害防止対策事業を340万円追加するとともに、各種事業における事業費の確定等により、起こす

べき地方債の額に変更が生じたことから、4億6,540万円減額しております。

次に、歳入歳出予算の主なものを説明申し上げます。

まず、歳入予算の主なものを御説明申し上げます。

補正予算書の10ページから13ページまででございますが、歳入の1款、市税は、課税額の決定等により、合計で2億107万7,000円増額しております。

14ページになりますが、2款、地方譲与税、4項、森林環境譲与税、1目、森林環境譲与税は、交付決定見込みに伴い1,411万5,000円増額しております。

15ページをお開きください。

13款、分担金及び負担金は、令和2年7月豪雨災害が激甚災害として指定されたため、災害分担金を4,119万円減額しております。

20ページをお開きください。

15款、国庫支出金、2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金は、特別定額給付金事業を8,515万5,000円減額、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を、交付決定見込みに伴い1,787万6,000円増額するとともに、各種事業の実績等に伴い、合わせて6,927万5,000円減額しております。

6目、教育費国庫補助金は、学校施設老朽化改修事業、感染症対策等の学校教育活動継続支援事業の計上に伴い、合わせて4,080万4,000円増額しております。

24ページをお開きください。

16款、県支出金、2項、県補助金、4目、農林水産業費県補助金は、先ほど繰越明許費で説明申し上げました、畜産クラスター事業の増額、ポストコロナ生産体制革新プログラム事業、農畜産物輸出拡大施設整備事業の計上や事業実績等に伴い、合わせて10億2,548万6,000円増額しております。

25ページをお開きください。

8目、災害復旧費県補助金は、令和2年7月豪雨災害が激甚災害として指定されたため、2億1,530万2,000円増額しております。

29ページをお開きください。

18款、寄附金、1項、寄附金、2目、特定寄附金は、新型コロナウイルス感染予防対策寄附金、災害復興支援寄附金等、合わせて792万5,000円増額しております。

30ページになりますが、19款、繰入金、1項、基金繰入金は、事業費の実績等に伴い、総額で11億9,366万円減額しております。

34ページをお開きください。

21款、市債は、学校施設老朽化改修事業の計上等に伴い、5目、教育債を1億3,730万円増額するとともに、事業費の実績等に伴い、総額で4億6,200万円減額しております。

次に、歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

歳出補正予算につきましては、事業費の確定又は確定見込みによる事業費の減が主なものとな

っております。

予算書は39ページ、予算説明資料は14ページをお開きください。

2款、総務費、1項、総務管理費、6目、情報管理費は、東九州自動車道、都城志布志高規格道路建設に伴う通信線路移転工事に対する補償費が確定したため、施設管理業務委託料を512万9,000円増額しております。

予算書の47ページ、予算説明資料は29ページをお開きください。

3款、民生費、1項、社会福祉費、2目、障害福祉総務費は、令和元年度の負担金事業等における実績確定に基づき、償還金、利子及び割引料を4,395万1,000円計上しております。

予算書の50ページ、予算説明資料は33ページをお開きください。

2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費は、令和元年度子ども・子育て支援交付金事業、令和元年度保育所等整備交付金事業、平成30年度子どものための教育・保育給付費等の国庫・県補助金における実績確定に基づき、償還金、利子及び割引料を1億52万1,000円増額しております。

予算書の52ページ、予算説明資料は36ページをお開きください。

3項、生活保護費、1目、生活保護総務費は、令和元年度生活保護費等国庫負担金及び生活困窮者就労準備支援事業費等補助金における実績確定に基づき、償還金、利子及び割引料を5,601万2,000円計上しております。

予算書の53ページ、予算説明資料は37ページをお開きください。

4項、災害救助費、1目、災害救助費は、令和2年7月豪雨による被災者を支援する義援金の第2次配分見込みに伴い、令和2年7月豪雨災害義援金配分金を752万5,000円増額しております。

予算書の58ページ、予算説明資料は44ページをお開きください。

6款、農林水産業費、1項、農業費、3目、農業振興費は、加入者増加に伴い、農業経営収入保険加入推進事業を750万円増額しております。

予算説明資料は45ページをお開きください。

新型コロナウイルス感染症の拡大により生じた社会変革に対応するため、市内外からの新規就農者の定着を目的とした新たな農業研修体制を構築するための取り組みを支援するポストコロナ生産体制革新プログラム事業を317万2,000円計上しております。

4目、園芸振興費は、新型コロナウイルス感染症の拡大により生じた社会変革に対応するため、輸出実績を更に拡大し、新たな市場へ向けた輸出条件への対応など、農産物の生産販売体制を構築するための取り組みを支援するポストコロナ生産体制革新プログラム事業を936万円計上しております。

予算書は59ページ、予算説明資料は49ページをお開きください。

5目、茶業振興費は、新型コロナウイルス感染症の拡大により茶の消費が低迷したことから、農商工が連携し、しぶし茶の消費拡大を図るための取り組みを支援するポストコロナ生産体制革新プログラム事業を295万5,000円計上、茶の半自動梱包機の導入により生産コストを低減し、海外で需要の高まりつつある茶の輸出を拡大する農畜産物輸出拡大施設整備事業を1,136万3,000円

計上しております。

予算書は60ページ、予算説明資料は53ページをお開きください。

6目、畜産業費は、事業費の変更及び国の補正予算に伴い、畜産クラスター事業を11億1,232万4,000円増額、予算説明資料は55ページをお開きください。対象頭数の増加に伴い、繁殖経営継続応援事業を132万円増額しております。

予算書の62ページ、予算説明資料は59ページをお開きください。

2項、林業費、2目、林業振興費は、森林環境譲与税の交付見込みに伴う増額と事業実績等に伴い、森林経営管理事業を1,248万7,000円増額しております。

予算書の65ページ、説明資料は16ページをお開きください。

7款、商工費、1項、商工費、2目、商工業振興費は、事業の実績見込み及び工業団地の買戻しに伴い、企業立地推進事業を1,961万4,000円増額しております。

予算書の70ページ、説明資料は65ページをお開きください。

8款、土木費、2項、道路橋りょう費、3目、道路新設改良費は、地方特定道路整備事業の事業費確定に伴い、県営事業負担金事業（地方特定道路整備事業負担金）を825万円増額しております。

予算書の78ページ、説明資料は69ページ、70ページをお開きください。

10款、教育費、2項、小学校費、1目、学校管理費及び2目、教育振興費は、コロナ禍の学校生活において、安全な環境の下で子どもたちの学びの充実及び感染症対策の強化を図る感染症対策等の学校教育活動継続支援事業（小学校）を合わせて1,077万円計上、老朽化の著しい屋内運動場について、改修を行うことで小学校施設の適切な整備の推進を図る小学校施設老朽化改修事業を1億3,487万円計上しております。

予算書の79ページ、説明資料は71ページ、72ページをお開きください。

3項、中学校費、1目、学校管理費及び2目、教育振興費は、小学校費と同様に、コロナ禍の学校生活において、安全な環境の下で子どもたちの学びの充実及び感染症対策の強化を図る感染症対策等の学校教育活動継続支援事業（中学校）を合わせて359万6,000円計上、老朽化の著しい校舎について、改修を行うことで中学校施設の適切な整備の推進を図る中学校施設老朽化改修事業を3,455万円計上しております。

予算書の90ページをお開きください。

12款、公債費、1項、公債費、1目、元金は、元利均等償還の一部で利率が見直されたことに伴い、償還金、利子及び割引料を300万円増額しております。

予算説明資料の3ページをお開きください。

新型コロナウイルス感染症対策事業、事業費・財源一覧の55番及び56番に、感染症対策等の学校教育活動継続支援事業（小学校）及び学校教育活動継続支援事業（中学校）を追加しております。

また、事業費の補正に伴う財源振替を行っているところです。

以上が、補正予算（第17号）の主な内容でございますが、詳細につきましては、補正予算説明資料を御参照ください。

よろしく願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○5番（青山浩二君） それでは、いくつかお聞かせいただきたいと思います。

説明資料の69ページ、それから71ページ、共に上段になるんですけども、同じ感染症対策等の学校教育活動継続支援事業、小学校と中学校とそれぞれ計上されておりますが、この中で事業の目的、これはもう全く一緒でございます。この事業の内容に若干違いがあるので、ここについて少し示していただきたいと思います。

まず1点目が、小学校は消毒作業があるのですが、中学校には消毒作業が計上されておられません。この理由を教えてくださいたいと思います。

2点目、その代わり中学校が、謝金とか費用弁償が計上されております。これを具体的にお示しいただきたいと思います。

3点目、これは小学校、中学校両方とも共通するんですけども、消耗品、一般備品、これは主に何を購入する分なのかお聞かせいただきたいと思います。

○教育総務課長（萩迫和彦君） お答えいたします。

まず、この感染症対策等の学校教育活動継続支援事業の目的は、ここに書いてあるところなんですけれども、今回、国の3次補正を受けまして計上させていただいたところなんです。この大きな目的といたしましては、市が一律に予算を配分してやるのではないですよ。あくまでも迅速かつ効率的に学校長判断で、この事業をやるということがございました。そういったことで、まず学校の方に要望を聞きまして、その要望を受けて内容を精査いたしましたけれども、要望に基づいて予算を計上したということが、まず前提としてあるところでございます。

まず、謝金と旅費を中学校の方に計上しておりますけれども、そういった要望を聞いた関係で、中学校でしたけれども、今回、夏期休業中において研修等の機会が失われたということで、講師を招いて研修を行いたいということで、外部講師を招くということで、費用弁償と講師謝金を中学校の方で計上しているところでございます。

そして、備品購入費につきましては、国の方から要領が示されておりますけれども、その中で学校から要望が上がってきたものの主なものといたしましては、ディスペンサー消毒、足で踏んで消毒をする機器になります。それからシーツ等を洗うための洗濯機、そして仕切りのパーティションと、そういったものが学校から上がってきた主な備品でございます。

消毒につきましては、これまでコロナ禍の中で、先生方が校内の消毒作業等も行ってきただけなんですけれども、こういった作業についても、今回この支援事業の中でそれを外部に委託をすることができると、先生方の負担を軽減するというところで、これまでの感染症対策と違う大きな点としては、その項目が盛り込まれているところでございます。

以上でございます。

○5番（青山浩二君） 大分理解をいたしました。

もう一点だけお聞かせいただきたいと思います。説明資料77ページ、生涯学習課分になります。

今回コロナ禍によって、国体が2023年に延期ということになったわけですが、このかごしま国体志布志市実行委員会、これが今後一旦解散をするのか、それとも会は存続して、またしかるべき時期に再開するのか、そこをこのかごしま国体志布志市実行委員会が、どういうふうな立ち位置になるのか教えていただけますか。

○生涯学習課長（江川一正君） 今、議員お尋ねの国体の関係でございます。今御案内のあったとおり、2023年に開催延期となったところでございます。実行委員会におきましても、2023年に向けての機運醸成、準備作業等がございますので、そのまま継続という形で予定をしているところでございます。

○5番（青山浩二君） それでは、この実行委員会はそのまま会としては存続して、定期的に会を開催するのか、2023年ですので、2年半後ですね。しばらく時間をおいて1年前、1年半前ぐらいから活動再開するのか、そこをもう一点お聞かせください。

○生涯学習課長（江川一正君） 2023年まで継続で行うということ考えているところで、活動を休止するとか、一旦閉じるとかそういう形ではなく、2023年まで通常どおりいろんな機運醸成とか、イベント等の告知、そういったとにかく国体を2023年の開催に向けてどうやって盛り上げていくかというのを協議したり、実施したりしていくということ考えているところでございます。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

○15番（小野広嗣君） 先ほど財務課長の方から、説明をいただいたわけですが、今回コロナ禍ということで、かなり減額補正ということになっていると思いますが、そういった中で、いわゆるこの繰り越しに関する補正予算ということで、今回やはりコロナの影響もあるんでしょうけれども、かなりの量にわたって繰り越しが出ているということがありますね。そういったことをしっかりチェックをしていくのも財務課の仕事であろうと思うわけですが、各課とこういったことをやり取りするときに、当然国の第3次補正予算等が出てきて、それによって間に合わないとか、あるいは新型コロナの影響で間に合わないとか、様々出ていると思うのですが、そういったことを一つ一つチェックしていくときのやり取りというのを、少しお示しをください。

○財務課長（折田孝幸君） 今回の3月の補正につきましては、当初予算編成とそれから最終の今回の3月定例会の補正予算と、同時並行して進めていくということになっております。その中で事業の進捗状況とか、そういったこともお互いにヒアリングの中で確認しあいながら、そして年明けぐらいには、どれぐらいを支出できるのかという調書を各担当に作成していただいて、それを財務課として受けまして、繰り越し理由、それから総額、財源内訳、そういったものを全て確認しながら、こういった形で繰越明許費ということで議会の方に提案させていただいているところでございます。

○15番（小野広嗣君） ちゃんとした手順が取られているというのは十分理解をするわけであり

ますけれども、しっかり各課として鋭意取り組んだ結果、国の動向も当然影響してきますので、一概には言えませんけれども、財務としてはしっかりチェック機能も果たしている、という理解でいいのか、それを一つお願いしたい。

もう一つは、やはり今回も国の3次補正の影響もあって、小学校の施設老朽化改修事業ということで1億3,000万円からの補正が出ていますね。こういったことも含めて、本来は当初にあたって総計予算制で我々はいただくわけですね。ところが国の動向であるとか、今回はコロナ禍の関係もあって、変更を余儀なくされると。しかしながら、こういった大きな予算を組む、あるいは大変な改修事業でありますので、こういったことに関しては、国・県の動向を見ながらですけれども、教育委員会サイドの予算ではありますけれども、どういう動きをされてこういった提案になるのか、少しお示しをください。

○財務課長（折田孝幸君） まず財務課の方の予算のチェック体制、繰越明許費につきましてもですが、当然内部でも今の支出状況、そういったものを確認しながら、あと契約状況なども確認しながら、お互いにヒアリングを行って、現時点での最終的な金額をいただいて、繰越明許費として計上しているところですので、これは間違いのない数字であるということでもあります。

ただ、最終的に3月31日までの支出状況につきましては、6月定例会の専決処分の報告で、そこでまた動きがある場合には、繰越明許費の補正をさせていただくという手続きを踏ませていただきますので、そのときに、最終的な金額が確定するという形で毎年動いているところでございます。

財務課の立場としてですけれども、小学校の老朽化改修事業は、もちろん当初予算で上げることが可能であれば、当初予算にお示しして議会の皆様に御提案したいというふうに考えているわけなんです。なかなか国と県とのやり取りの中で、事業の流れとしてそこに交付決定があるところもあるのですが、ないというときもあります。今回国の予算の中で、前倒しでやれないかという御相談が、教育委員会の方にあったと聞いております。それで、志布志市としても手を挙げまして、学校の施設整備ですので、当然繰り越しであってもやっていくべきであろうという判断を、教育委員会それから市長の判断もいただきましたので、そういった手続きの中で、今回こういった形で計上させていただいているところで御理解いただきたいと思っております。

○教育総務課長（萩迫和彦君） 今、財務課長が答弁いたしましたけれども、教育委員会といたしましては、小・中学校校舎老朽化の改修については、建設年度に応じた改修計画を作成しているところでございます。今回、今答弁がありましたとおり、当初は令和3年度の予算ということで予定をいたしておりましたけれども、国の方が前倒しをするということで通知がございまして、私ども協議をいたしまして、前倒し要望をすれば国庫補助が付きやすいということもございましたので、協議を行いまして、今回の補正でお願いをするということにいたしましたところでございます。

○15番（小野広嗣君） この施設老朽化施設改修事業に関しては、理解はするんですよ。令和3年度当初で出すとかいう予定にされていたみたいですが、国の3次補正がありましたね、

それを受けてこういう形になったと思うんですが、やはりこの前に全員協議会等もあるわけですので、こういった事業に関しては、せめて説明をするなり、市の予算から1億円近く出すんですからね。こういったことも含めて提案というか説明があって、僕はしかるべきだと思うんですよ。そのことをしっかり手続きを踏んでいかないと、やはり我々予算を審議するわけですので、ここでポンと出てきても困るんですよ。そういったことも含めてどうなんですか、今後の在り方として。

○財務課長（折田孝幸君） これまで、基本的に予算については本会議でという流れの中で、我々も進めてきた経緯がございました。こういった形で多額の予算、そういったものが投入する必要がある場合において、全員協議会で今後説明をさせていただく機会があれば、そういった形で説明をしてみたいと考えております。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑ありませんか。

○20番（福重彰史君） 今、同僚議員の方から繰越明許費のことがございました。それにつきまして、大體理解をいたしたところでございます。特に今回相当数出ております。今日これがもう即決ですので、聞く機会がありませんので、ちょっとお聞かせをいただきたいと思っております。

この繰越明許費、それぞれ出されておりますけれども、完成予定をいつに考えているのか。それと併せて、特に災害復旧とかこれは件数が多いと思っておりますので、そこにつきましては、とりあえず完成をいつに見込んでいるのかというのはよろしいですので、この分については、件数が何件あるのかですね、それをお示しいただきたいと思っております。

それから、説明資料の45ページの農政畜産課関係ですけれども、ここで、このポストコロナ生産体制革新プログラム事業の中で、新規就農者の定着のための研修体制を構築するということがありますけれども、この新たな農業研修体制の構築とは、具体的にはどういうことなのかお聞かせをいただきたいと思っております。

それから同じく説明資料の49ページの上の段ですけれども、これもポストコロナのプログラム事業ですが、これは茶の消費拡大を図る事業でございますけれども、この中の生産・販売体制の構築推進モデル事業となっておりますけれども、これは具体的にはどういうことなのかお聞かせいただきたいと思っております。

とりあえず、以上お願いします。

○農政畜産課長（重山 浩君） まず、繰越事業の完成時期につきましてですが、農業費のポストコロナ事業が3事業ございますが、おおむね令和3年の9月頃には終わると考えております。それから、農畜産物輸出拡大施設整備事業につきましては、12月を予定しております。それから、畜産クラスター事業につきましては、3月を予定しているところでございます。

それから、ポストコロナ生産体制革新プログラム事業でございますが、新たな研修制度につきましては、いちごの研修制度を予定しているところでございます。

それから、お茶の関係のポストコロナの事業につきましては、まず市内の茶葉を買い上げまして、それでリーフ茶、抹茶等の製品を作ります。そのものを販売促進事業ということで、コロナ

終息後に首都圏を含めた県内各地で、販売促進事業を図っていこうという茶業振興会の意向でございます。

○市民環境課長（留中政文君） 繰越明許費のことでございますが、市民環境課としましては、戸籍・住基情報システム改修事業を繰り越しの方でお願いをしているところでございます。完成予定が令和3年5月を予定しております。

以上です。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） それでは、耕地林務水産課分の方を報告いたします。

2ページの下から4行目、農地・農業用施設災害復旧事業につきましては98件、その下、林業用施設災害復旧事業が2件。

1ページの下から5行目、県単林道事業につきましては1件で、完成予定を8月末としているところでございます。

○建設課長（鮎川勝彦君） それでは、建設課分の繰越明許費の説明をさせていただきます。

1ページの下段から4段目、土木費でございます。

まずはじめに、社会資本整備総合交付金事業は、国の負担金がございます、来年の3月末までを予定しているところでございます。次の地方創生道整備推進交付金事業は、7月末を予定しております。次の河川費、県単急傾斜地崩壊対策事業、上普現堂地区でございますが、現在発注済みでございます、8月末を完成予定としているところでございます。次の住宅費、地域優良賃貸住宅のPFI事業のサインウェーブ香月でございますが、9月末を竣工予定としているところでございます。

2ページをお開きください。

下の段2行目になります。公共土木施設災害復旧事業は、災害復旧の件数が27件ございます。現在19件発注済みでございます、残りを現在入札中でございます。

以上でございます。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） すみません、先ほどの災害復旧農地・農業用施設の件数を98件と言いましたが、これは108件に修正をお願いいたします。

○教育総務課長（萩迫和彦君） 教育総務課分についてお答えいたします。

繰越明許費の2ページでございますが、1行目、小学校、中学校もですけれども、特別教室等空調機整備事業につきましては、8月末の夏休み期間中に行う予定です。それから、その下のレバー式給水栓につきましても、8月末と予定をいたしております。それから、小学校、中学校の老朽化の改修事業ですけれども、これについては工事期間を夏休み期間中に実施をするという予定でございます。それから、その下の感染症対策費の学校教育活動継続支援事業につきましては、4月1日から事業着手をする予定ですけれども、まだ国の方から何月何日までに執行することと、そういった詳細の内容がまだ届いていないところでございます。

以上でございます。

○生涯学習課長（江川一正君） 生涯学習課分について御説明申し上げます。

2 ページの一番下の段、松山支所教育分室分になります。これにつきましては、城山総合公園の駐車場の法面下が崩壊したことによる災害復旧になります。件数としては1件となっております。

よろしく願いいたします。

○20番（福重彰史君） それでは、それぞれ完成年月日をお示しいただきましたが、この中で、例えば小学校費の中のこのコロナ対策の中で、レバー式の給水栓の改修とかありますけれども、やはりコロナ対策ということでございますので、これについての取り組みというのは、できるだけ速やかに行わなければいけないのではないかなというふうに思いましたけれども、今、完成が8月というようなことをお示しされましたけれども、これらについて、やはりその状況に応じて、状況というのはいわゆるそれぞれありましたけれども、例えば、こういうふうにして直接コロナに関係するような部分については、早急に対応するというような考え方は持っていないのかですね。

それから、災害復旧の関係の農地・農業用施設の関係でございますけれども、108件ということでございましたが、この108件の中に実質的に作物の作付け等々に影響が出る箇所が何か所入っているのか、お示しをいただきたいというふうに思います。

以上2件お願いいたします。

○教育総務課長（萩迫和彦君） すみません、先ほどの答弁で1件訂正をお願いいたします。

特別教室の空調機整備事業につきましては、夏休み期間中ということで申し上げましたけれども、6月末までに設置を予定いたしております。おわびして訂正申し上げます。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 農地の災害復旧でございますが、農地につきましては、現在契約済みが37件、未契約が28件となっているところでございます。この37件については、できるだけ業者と調整しながら、6月上旬までには完成を目指していきたいと考えておりますが、未契約、まだ工事を発注して契約していない分については、どうしてもその6月上旬は厳しいのかと考えているところでございます。

○教育総務課長（萩迫和彦君） レバー式給水栓についてでございますけれども、先ほど8月末と申し上げましたけれども、予定といたしましてはなるべく早く取り換えをしたいというふうに考えております。取り換えをすとなりますと、どうしても断水をしないといけないということで、土日の作業になってくると予定をいたしておりますけれども、あとは材料が入るかという心配もございますが、工期といたしましては8月末としておりますけれども、業者と協議を行い、なるべく早い段階で工事ができるように、今後進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑ありませんか。

○11番（西江園 明君） 説明資料の59ページの下段の分で、耕地林務水産課の分ですけれども、森林経営管理事業ということで追加がされていますけれども、これを今年度の森林環境譲与税が確定したことにより、基金への積立金を増額するとなっておりますけれども、下の財源内訳を見

ると一般財源が増えているんですけど、まずこの森林環境譲与税というのが当初見込みがいくらであって、そしてどのくらいに確定したのかという額、それと税という性格上、一般財源でせざるを得ないというようなものか、そここのところの確認をしたいと思います。

もう一点が、73ページの上段の教育委員会の分ですけど、外国青年招致事業ということで、理由は分かるんですけど、コロナ禍の関係で来日できなかった。でも最近1人いらっしやっただすよね。それで学校現場としては、この方を含めて志布志市の場合は3名充てて、3名が同時にいなくなって1人もいないという事態だったんですよね。教育を受ける子どもたちにとっては、これを含めて支援員も足りなくて、同じ平等な教育を受ける子どもたちにとっては、去年の人は良かったんですが、今年受けた人は教室の編成が違ったりとか、不幸な事態というのが、行政の割り振りの関係でそういうことが現場であってはならないと思っているんです。そういう中で、今回コロナ禍という理由は分かりますけど、1人の方が来れた。当然3名募集したのかなと予算的に思うんですけど、何でこういう1人の方は来れて、残りの人は配置ができなかったとか、予算とはちょっとそれですけど、教育委員会として今年を振り返ってみて、支援員が不足したとか、やっと2学期から配置できて、通常の前年度までできた授業体系ができるという現実を、そういう現場を見てどのように思われたかをお聞きします。教育長は見えただけですので、結構です。担当者の方で結構です。

○財務課長（折田孝幸君） まず、森林環境譲与税の予算説明資料59ページの一般財源の話なのですが、基本的に森林環境譲与税、2款の地方譲与税ということで歳入があるところでございます。ほかの譲与税、地方交付税とかそういった形で、入ってくるときには特定財源というような形で予算立てをしているわけなんですけど、一般財源化してそれを積み立てると。内容につきましては、おっしゃるとおり森林環境譲与税をそのまま積み立てているのですが、財源の取り扱いとしては一般財源化しているという解釈の下で、その財源内訳については、一般財源のところに表示しているところでございます。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） この森林環境譲与税につきましては、令和元年度からありまして、令和元年度が1,254万4,000円、令和2年度が2,666万1,000円ということでございます。

○学校教育課長（谷口源太郎君） お答えいたします。

この外国青年招致事業につきましては、本市では3名のALTを雇用しておりまして、ちょうどタイミングとして、今年度の7月に1名、そして9月に2人退職するというタイミングが重なったということになります。それを受けて、ニュージーランドから今お一人来られておりまして、その方は、1人でALTの担当部署を回っていただいております。

残り2人のALTは、来日予定でしたけれども、当初は1月に1人、その後にもう1人という予定でありましたけれども、ちょうど緊急事態宣言が再度東京都周辺でありますとか、全国各地にそういった事態が発生しまして、来れなくなっております。

現在のところの見通しですけれども、南アフリカ共和国の方、それからアメリカ合衆国の方がお一人ずつ来る予定になっておりましたけれども、5月に南アフリカ共和国の方が来日予定です。

3人目の方は、アメリカ合衆国から来る予定でしたけれども、こういった状況でいつ日本の方に来れるか分からないという状況の中で、今辞退をされておりまして、3人目の方は、ちょっと今のところ見通しが立っていないという状況です。

教育委員会としましては、現在その1人のALTと市費で雇っております小学校の英語支援員の方お一人、そして県費の方で、SET加配と言いまして、スペシャル・イングリッシュ・ティーチャーが松山地域については小学校3校と、あと他校2校の5校を回っていただいております、そういった体制で今の緊急の事態に対応をしているところです。できるだけ早く2人のALTを手配をしまして、英語教育の機会均等な状況をつくってまいりたいと思いますので、御理解いただければと思います。

以上です。

○教育長（福田裕生君） 今の課長の説明に補足をさせていただきます。

議員から御指摘のあった点につきましては、これは本市もちろん重要な課題になっておりますが、全県的にこのような事態が発生していると言っても過言ではない状況でございます。御承知のとおり、海外から来られる方々においては、その所属されている国の実情等もありまして、日本とその方の国との在留、それから出国関係の手続き等もございまして、なかなかこれまでのように事がスムーズに進んでいないというようなことも出てきているようでございます。

併せて、これも課長から説明がありました、本人の希望等で当初は日本に来る予定であったけれども、このコロナ禍の影響等でその気持ちが失せてしまわれて、またはその御家族の御事情等もあられて、日本での仕事の機会を断念されたというようなこと等もあるやに聞いております。また、このことは一方で、日本から海外の学校で活躍されるべき方々が、なかなかこの日本から海外に行って日本語を教えるということができないというような、逆のパターンも出ているように聞いております。そういう状況の中で、本市としてどのように外国語教育のフォローをしていくかということは、これは非常に重要な課題でもあります。人材を安定的にどう確保するかということにつきましては、年度の終わる今ではありますけれども、新年度に向けても人材の確保についていろいろと情報を集めながら、対応してまいりたいと思っております。

一方で、また市民の皆様方の中にそのようなお力を持っておられる方、経験のあられる方がおられましたら、積極的に手を挙げていただいて、子どもたちのこの学びに関わっていただきたいというのが、率直な思いでございます。

○11番（西江園 明君） 今年、ALTについては、そういう実情というのは理解をします。ただ、辞退があったということで、今後は早急な対応をお願いしたいと思います。

先ほど、私がちょっと質問の仕方が悪かったのかもしれませんが、予算上は学校のALTの予算ですけれども、ほかの教科でも足りなくて教室が編成できなかったというのが、現にありましたからね。そういう志布志市の教育として、先生たちの配置の在り方としては、もうちょっとほかの英語に特化しただけではなくて、ほかのも含めて、そういう遅れによって子どもたちに教育の差が出ないような取り組みを、今年そういうのがあったから、それを含めてその反省点を

お聞きしたかったところだったんですけども、今教育長が、そういうふうに今後取り組んでいくということでしたので、期待を申し上げます。答弁は結構です。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） 2点ほどお願いします。

今コロナ禍で、この特別定額給付金が実際交付されたんですね。この補正予算書でいくと45世帯46人、そこに届かなかったと。その主たる理由というのはどういうことですか。お示しをいただきたい。

そして本庁舎等移転整備事業ですけど、ここで委託料はよく分かります。工事請負費の中で、空調設備改修うんぬんとあって、この議場の空調設備もこの中に入っているのかどうかということも含めて、それを入れて実際は9,520万円ほどかかったということ。この中には、これまでもいろいろやり取りがありましたけれども本会議上で、ここの空調の設備として、それも本庁舎移転などというここに今入っていますのでそういうことなのか、ここの議場の空調設備費も入ってこれだけですかということ、ちょっとお示しをください。

○企画政策課長（西 洋一君） 特別定額給付金の給付に関しまして、最終的に45世帯、それから46名の方が未給付という結果となっております。

これの主な理由といたしましては、まず申請をした方で給付を希望されない方、意思表示をされた方が3世帯3名、それから訪問をした際に、希望されないというような意思表示をされた方が7世帯8名いらっしゃいました。それ以外の主なものといたしましては、単身世帯で申請前にお亡くなりになられた方が10世帯10名となっております。それから、宛先不明で返戻され、住居が確認できなかった方が9世帯9名、それから外国人等に関しまして、終了されている事業所で確認をしたところ、もう既に帰国されていらっしゃったり、失踪されているということで、居所が不明ということで判断された方が6世帯6名というような方が主なものでございます。残りは、訪問をして面会をしましたが提出をされなかった方であったり、不在であった方であったり、あと住所はありますけれども居住実態がない、訪問をしたときに居住実態がなかった方、そういった方が4世帯4名ほどいらっしゃったということでの積み上げが45世帯46名となっております。

○有明支所長（小山錠二君） お尋ねの本庁舎移転整備事業であります。工事請負費の中の庁舎改修工事1工区におきましては、間仕切り等建築の部分、それとお尋ねの空調設備、そして電気設備等を含む改修工事が最終で6,167万1,000円になったところであります。その中で空調につきましては、この議場ホールが主な空調であります。そのほかに5階の第三委員会室、5階会議室並びに3階の秘書室、2階の志布志市ふるさとハローワークに1機ということで、主な空調につきましてはお尋ねのこの議場が主な空調でございます。金額につきましては、6,167万1,000円の空調に関わる全体の費用につきましては、約4,000万円程度ということになっております。

以上です。

○19番（小園義行君） 今、答弁ありましたように、希望されないとか望まれない方は、もうそ

れは仕方ないでしょう。当然、今の説明の答弁を聞いていると、ほぼ100%届いたという理解をするわけですが、この今の答弁ですね。ぜひこれから先、その中で宛先不明というのがありましたね、こういう方々について自らがそうなったのか、よく分からないですよ。当局とすると、いわゆるそういうものを全て情報を持っておられる状況の中で、住民基本台帳法そういったもので、当然どこにいるというのがはっきりしないといけないわけで、これから先ひょっとするとまた2回目が出るかもしれません。そういったものに対しては、この宛先不明、そして外国から来ておられる方々に対しては、帰っちゃったからそれでいいのかなという、そこについては少し議論の余地があるのではないかと思います。そこに当然滞在していたその時点で、早急に行っていればどうだったんだろうという思いがあって、国はひょっとしてその2回目があるかもしれませんが、そういったものに対して、この宛先不明や外国からこちらにみえてお仕事をされているそういう人に対する対応というのを、しっかりと国等々に対しても対応をやっていただきたいなと、それをお願いといいますか、そこについてはやはり最大の努力をしてきちんと届けるということが大事だなと思って、精いっぱいやった結果こうだったと、そして訪問したときに、希望されないというのがあったということでした。そこまで努力されているわけですし、基本的にその中でDVとかいろんなことがあって、同居していない方で別のところにいると。これは世帯主の口座に振り込むということのいわゆる今回のやり方ですね。そこについても少し考え方を考えてきちんとしたものにしなないと、世帯主にいくと受け取れないという人もいたかもしれないという、ちょっと心配があって、そこらについては、きちんとした対応を訪問の際に同居しているのか、それとも別居なのかということなんかも含めた上で、きちんとした対応が求められるべきだというふうに思うところです。そこについてどうだったのかということと、庁舎移転の方については、よく分かりました。

あと最後、今回最終補正です。下平市長、この1年いろいろされて今回の提案にあたってコロナ禍の中でそれぞれ努力をされたと思うんですけど、よくやったねという思いでされているのか、今回のこの補正を提案するにあたって、提案者としてどうだったのかと、そこについて少しお願いします。本来は計画されている事業が、ほとんど減額という状況がありますね。そういった中で、事業実施に至らなかったということもあります。そこについては、当初で提案された責任者として、今回の最終補正にあたってどういう思いを持っておられるんだろうという、ちょっとそこについてお願いします。

○市長（下平晴行君） これは、先ほど財務課長の方からも、それぞれの課長の方でも説明がございました。御承知のとおり、コロナ禍の中でそしてまた7月豪雨等々で、本当に職員の皆さんは夜遅くまで業務をしているということで、その理解をしているところではありますが、ただ、この繰越明許費については、国の方でもこれが先ほど財務課長の方で説明しましたとおり、契約、いろんな状況を加味しながら協議を進めて、こういう状況になったということでもあります。国の方でも、繰越明許費については、従来はあまり認めていなかったわけではありますが、今は割と業務がないということも含めて、認めているというような状況でもございます。

しかしながら、おっしゃるとおり、しっかりと予算計上をした以上は、繰り越ししないように業務をしていくというのは基本的な考え方であろうというふうに思っております。全体的に、私は職員の皆さんが一生懸命業務をした結果だと思っているところでございます。

○企画政策課長（西 洋一君） 特別定額給付金につきましては、今回の給付事務にあたりまして、できる限り全ての方に行き届くような形で、情報発信であるとか関係課と協力をしまして、例えば高齢者施設に入所されている可能性がありますので、そういった施設に、御家族に御連絡くださいというような通知も出させていただきました。また、外国人向けに対しましては、ホームページで外国語での案内の周知等も行ったところですので。結果として、45世帯46名という形で未給付という結果になりましたけれども、また、万が一こういったような給付金的な部分が発生した場合には、より早く情報を発信するということと、各課連携を取って、1人でも多くの方に給付できるように努力はしていきたいと考えております。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

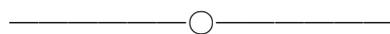
これから採決します。

お諮りします。議案第2号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決することに決定しました。



日程第5 議案第3号 令和2年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

○議長（東 宏二君） 日程第5、議案第3号、令和2年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第3号、令和2年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和2年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出予算につきまして、特定健康診査等事業費、償還金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,035万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ45億5,249万円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の6ページをお開きください。

歳入の国民健康保険税は、一般被保険者国民健康保険税を2,000万円、退職被保険者等国民健康保険税を19万円、それぞれ増額するものであります。

8ページをお開きください。

歳入の県支出金の県補助金は、保険給付費等交付金の普通交付金を5万円増額し、特別交付金を2,104万8,000円減額するものであります。

10ページをお開きください。

歳入の繰入金的一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金を276万3,000円、出産育児一時金等繰入金を280万円、財政安定化支援事業繰入金を37万6,000円、それぞれ減額するものであります。

18ページをお開きください。

歳出の保険給付費の出産育児諸費は、出産育児一時金を420万2,000円減額するものであります。

22ページをお開きください。

歳出の保健事業費の特定健康審査等事業費は、健康診査委託料等を1,645万2,000円減額するものであります。

23ページをお開きください。

歳出の保健事業費の疾病予防費は、保健事業等委託料等を166万9,000円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第3号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第6 議案第4号 令和2年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

○議長（東 宏二君） 日程第6、議案第4号、令和2年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第4号、令和2年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和2年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算につきまして、事務事業の実績に基づき補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ104万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億4,270万3,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰入金の一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金を30万4,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳入の諸収入の雑入は、健康診査事業補助金を146万5,000円減額、後期高齢者医療制度特別対策補助金を11万7,000円増額するものであります。

8ページをお開きください。

歳出の広域連合納付金は、共同事業負担金の保険基盤安定負担金分を30万4,000円増額するものであります。

9ページをお開きください。

歳出の保健事業費の健康保持増進事業費の健康診査費は、健康診査委託料を124万8,000円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第4号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決することに決定しました。



日程第7 議案第5号 令和2年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（東 宏二君） 日程第7、議案第5号、令和2年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第5号、令和2年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和2年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算について、事務事業の実績に基づき補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ8,216万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ42億1,014万7,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の保険料の介護保険料は、第1号被保険者保険料を2,232万6,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳入の国庫支出金の国庫負担金は、介護給付費負担金を2,048万円増額するものであります。

7ページをお開きください。

歳入の国庫支出金の国庫補助金は、調整交付金を3,513万6,000円減額、介護保険保険者努力支援交付金を386万3,000円増額するとし、合計で3,807万6,000円を減額するものであります。

8ページをお開きください。

歳入の支払基金交付金は、介護給付費交付金等を5,920万円減額するものであります。

15ページをお開きください。

歳出保険給付費の介護サービス等諸費は、居宅介護サービス給付費等を3,800万円減額するものであります。

18ページをお開きください。

歳出の介護予防・生活支援サービス事業費は、介護予防・生活支援サービス事業費を685万9,000円、介護予防ケアマネジメント事業費を12万9,000円、それぞれ減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第5号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決することに決定しました。



日程第8 議案第6号 令和2年度志布志市下水道管理特別会計補正予算(第2号)

○議長（東 宏二君） 日程第8、議案第6号、令和2年度志布志市下水道管理特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第6号、令和2年度志布志市下水道管理特別会計補正予算(第2号)につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和2年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出予算について、事務事業の実績に基づき補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ128万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ3億1,827万9,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を128万2,000円減額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の総務費の総務管理費は、一般管理費を128万2,000円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第6号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第9 議案第7号 令和2年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第4号）

○議長（東 宏二君） 日程第9、議案第7号、令和2年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第7号、令和2年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第4号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和2年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出予算について、事務事業の実績に基づき補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ172万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8,785万6,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を172万円減額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の管理費は、需用費の修繕料を164万円、役務費の手数料を8万円、それぞれ減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第7号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第10 議案第8号 令和2年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（東 宏二君） 日程第10、議案第8号、令和2年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第8号、令和2年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第1号）につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和2年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出予算について、事務事業の実績に基づき補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ7,681万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ6億1,993万9,000円とするものであります。

まず、繰越明許費及び地方債補正につきまして説明を申し上げます。

予算書の3ページ、補正予算説明資料の78ページをお開きください。

第2表の繰越明許費であります。繰り越し理由につきましては、排水路敷設工事及び造成工事において、地下水による掘削面の崩れが生じ、その後の排水対策を万全なものにするるとともに、現場の安全面を考慮する必要があることから、工期工程等における年度内完成が見込めず、年度内にその支出が完了しないと見込まれるため、1億2,020万円を地方自治法第213条第1項の規定に基づき翌年度に繰り越すものであります。

予算書の4ページをお開きください。

第3表、地方債補正であります。地域開発事業の事業費の確定により、地方債の額に変更が生じたことから1億380万円減額しております。

続きまして、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の7ページをお開きください。

歳入の繰入金の一般会計繰入金は206万円減額するものであります。

8ページをお開きください。

歳入の繰入金の基金繰入金は、工業団地整備事業積立基金繰入金を91万6,000円減額するものであります。

9ページをお開きください。

歳入の市債の商工債は、地域開発事業債を1億380万円減額するものであります。

14ページをお開きください。

歳出の事業費の工業団地整備事業費は、委託料を574万2,000円、工事請負費を4,315万6,000円、公有財産購入費を2,482万6,000円それぞれ減額するものであります。

15ページをお開きください。

歳出の公債費は、利子を302万2,000円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○7番（八代 誠君） 提案理由の説明では、市長の方から繰越明許費も発生しているというこ

とだったんですが、説明資料の86ページ、工事請負費が4,315万6,000円という多額の減額になっているのですが、これは繰越明許費とは何か関係があるのですか。それとも4,315万6,000円、大幅に減額になった理由が分かれば、お示しいただきたいと思います。

○港湾商工課長（假屋眞治君） まず繰り越しでございますけれども、先ほど説明がありましたとおり、5工区Bの発注をしております造成工事の分が、7月30日までの工期で繰り越しをしています。

それから上ノ浜・波見線の排水路工事につきまして、これがなかなか水替えが難しく、ポンプなどを使ってやっておりました。これにつきまして5月31日までの工期で繰り越しをするということでございます。

それから本年度当初予算の中では、5工区のBを全て発注する予定でございましたけれども、工事の状況を見まして、今真ん中の部分は終わってきているんですけども、周辺部分も盛り土が出てくるものですから、その部分が今回は発注を見送りまして、当初予算の方で発注をしていくということで、今回4,000万円ほどの減額となっているところでございます。

以上でございます。

○7番（八代 誠君） ということは、入札で応札した業者が残したということではなくて、工事内容が残ってこういう金額になったということで理解すればよろしいですか。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 今回の臨海工業団地は、東九州自動車道の発生土等を利用しながら、少しでも販売価格を安くするという事で国土交通省の大隅河川国道事務所と建設課、そして港湾商工課の三つで連携を取りながらやっております。その中で土が入る時期が違ったりとか、いろいろそういうこともあったりしますので、調整をしましてまいりました。ということで、今回は入札契約請負の方がということではなくて、もともと発注をしていないということでございます。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第8号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決することに決定しました。

先ほど耕地林務水産課長が答弁しましたが、誤りがあったということで、再度答弁をいたします。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） すみません、先ほど森林環境譲与税につきまして、令和2年度が2,666万1,000円と申し上げたところですが、実際は2,666万円となっております。1,000円につきましては、利子を追加した分でございます。



日程第11 施政方針

○議長（東 宏二君） 日程第11、施政方針を議題とします。

市長の施政方針に関する説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 本日ここに、令和3年第1回志布志市議会定例会の開会にあたり、令和3年度における市政運営について所信の一端を述べますとともに、主要施策の概要について説明申し上げます。

私は、平成30年2月に市長に就任して以降、「熱き思いで市民に身近な市政を」の信念の下、市民目線で市民が主役のまちづくりを推進し、市民生活の利便性の向上の実現に向けて、市政運営に全力を尽くしてまいりました。

私の政策の柱であります市役所の庁舎の在り方につきましては、地理的優位性を生かした新しいまちづくりを推進するため、本年1月1日に中心市街地や志布志港に近い志布志支所に本庁舎を移転しました。タイムリーな情報発信とスピード感のある施策の推進を図り、ヒト・モノ・カネ・情報が交流することで人口増加につながる大きな経済効果が期待されます。これを最大限生かし、本市の更なる発展につなげるためにも、松山地域、志布志地域及び有明地域がそれぞれの特性を生かしたまちづくりを推進してまいります。

コロナ禍を機に、改めて地方への関心が高まっており、国においても、地方への新しい人の流れをつくり、移住・定着の推進を図ることとしております。このような中、仕事・住まい・子育て、地域活動など移住から定着までの移住者のニーズに対応し、ワンストップで支援する拠点として、昨年12月に移住交流支援センター「エスプラネード」を開設しました。今後は、オンラインの活用等により、移住・定住の促進を図ってまいります。

安心して子育てができるまちづくりにつきましては、ひとり親家庭医療費助成制度等の申請方法の簡素化を図るとともに、国の幼児教育・保育の無償化の対象外となる0歳児から2歳児までの住民税課税世帯に対し、これまでの国の保育料基準額の4割軽減から更に2割軽減の上乗せを行い、子育て世帯の支援を図ってまいりました。

また、学校給食費の完全無償化につきましては、これまで検討を進めてまいりましたが、コロナ禍の中、様々な支援策を講じていることや今後の財政状況を踏まえ、児童・生徒の保護者負担の半額助成を実施してまいります。引き続き、完全無償化を目指し、全庁的に取り組み、更なる子育て世帯への支援の充実に努めてまいります。

広域道路網の整備促進や市道香月線の延伸により物流拠点である志布志港へのアクセス向上が図られ、本市の更なる発展が期待されます。志布志港の後背地にあり、日本有数の農畜産地帯である本市の優位性を最大限に生かし、農畜産物の輸出拡大に向けて取り組んでまいります。

また、1期ごとに支給される市長退職金の見直しにつきましては、関係機関との協議や審議会の意見を聞く必要もありますので、これらが整い次第、市長給与の関係条例の一部改正の議案を提案させていただきたいと考えているところでございます。

今年は、私の市長任期の締めくくりの年として、市民の皆様と約束した施策の実現に向けて、市民一人ひとりが誇りと愛着、夢と希望が持てる「志あふれるまち」を目指すとともに、「行ってみたいまち・住んでみたいまち・住んでよかったまち」そう思える志布志市を目指して取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症は、世界中で猛威を振るっており、1月には11都府県に対して2度目の緊急事態宣言が発出されるなど、全国的に感染が拡大し、本市におきましても、予断を許さない状況となっております。このような中、市民の皆様におかれましては、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い等の新しい生活様式による感染症対策に御協力いただいていることに、心から感謝申し上げます。

なかでも、医療従事者の皆様をはじめ、保健所や介護従事者の皆様など、現場の最前線で献身的な努力をされていることに、心から敬意を表します。

今後は、引き続き医療機関の発熱外来診療体制の整備を支援するとともに、2月1日付で設置した新型コロナウイルスワクチン接種推進室を中心にワクチン接種体制を確保し、市民の皆様の早期接種に向けて準備を進めてまいります。

また、感染拡大に伴い、地域経済は大打撃を受けており、大規模な緊急経済対策を講じたところですが、引き続き新型コロナへの対応は喫緊の課題であり、市民の皆様の安全安心を最優先に考え、感染の状況、社会経済活動の動向等を見極めながら、必要な対策を講じてまいります。

令和3年度は、第2次志布志市総合振興計画前期基本計画の最終年度であり、目標値の達成に向けて着実に施策を推進することが重要ですが、新型コロナの影響を十分に把握した上で、感染症対策に全力を尽くし、地域経済の再生に取り組んでまいります。後期基本計画につきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略を包括し、市民意識調査や有識者、関係団体の代表者等で構成する審議会の御意見を踏まえ、今年度中に策定してまいります。

これらの市政運営にあたりましては、庁内の横断的な連携を図り、情報共有・分析に努め、行政サービスの更なる充実や地域の課題解決に向けて、全課で取り組んでまいります。その基本となるのは、市民目線で市民の立場に立つことであり、そのために「顧客満足度志向・オンリーワン・成果主義・先手管理」の四つの行政経営指針に基づき、行政運営の効率化を図ってまいります。

次に、令和3年度当初予算につきまして申し上げます。

地方交付税の合併算定替えの特例が令和2年度で終了し、今年度から一本算定となり、地方交付税が確実に減収となることから、更に厳しい財政運営が見込まれているところです。

このことを踏まえまして、令和3年度の当初予算編成にあたりましては、引き続き「入るを量りて出ざるを制す」を基本方針として、事務事業優先度評価を行い、所期の目的を達成した事業

の整理・統合・縮減を徹底し、継続して実施する事務事業についても、ゼロから積み上げるなど、選択と集中によるメリハリのある予算編成に努めてまいりました。

その結果、令和3年度の一般会計当初予算の規模は258億6,000万円となり、前年度と比較し1.4%の増となったところです。

今後も健全な財政運営を維持し、持続可能な財政基盤を構築するため、徹底したコスト意識の下、国・県等の動向を注視するとともに、情報の連携・収集や新たな財政確保に最大限の努力を尽くし、歳入・歳出両面にわたる行財政改革に取り組んでまいります。

現在、我が国や本市を取り巻く環境は、本格的な人口減少や少子高齢化の進行等により、大きな変革期を迎えております。

また、国におきましては、デジタル庁の設立に向けて、早急に準備が進められるとともに、行政への申請等における押印の廃止や行政手続のオンライン化も検討されているところです。

本市におきましても、既に押印廃止に向けて取り組んでおりますが、行政のデジタル化を推進し、市民サービスの向上及び業務の効率化を図る必要があります。

今後とも、時代の変化に的確に対応するとともに、更なる地方創生の推進やSDGsに積極的に取り組みつつ、本市の将来都市像である「未来へ躍動する創造都市 志布志」の実現に向けて、全力を挙げて取り組んでまいります。

以下、主要施策の概要につきまして、第2次志布志市総合振興計画のまちづくりの基本目標に沿って、順次説明を申し上げます。

まず、基本目標1は、「郷と郷」「人と人」「物と物」のつながりがあるまちです。

志布志港の整備・機能充実につきましては、国際バルク戦略港湾及び国際コンテナターミナルの岸壁延伸の早期供用開始や国土強靱化に資する耐震強化岸壁の早期事業化とともに、原木流出防止等の機能強化対策についても要望活動を行ってまいります。

コンテナ取扱量の目標をコンテナターミナル蔵置能力12万TEUとし、官民一体となってポートセールス活動に取り組むとともに、感染症対策を講じつつ、志布志港のPR・助成制度等を周知し、RORO船、コンテナ船等の国内外定期航路の利用促進を図り、志布志港の更なる発展に向けて取り組んでまいります。

新型コロナの影響により、フェリーさんふらわあの利用者が激減していることから、誘客促進を支援するとともに、県、近隣市町、関係団体等と連携し、WEB等を活用するなどコロナ禍でも取り組むことができる企画や情報発信に努め、更なる利用促進を図ってまいります。

東九州自動車道につきましては、志布志～鹿屋申良間の開通予定時期が、令和2年度内から令和3年度夏頃に見直されましたが、(仮称)志布志有明インターもフルインターとして同時に開通します。

全線開通に向けて、夏井～志布志間につきましては、引き続き公共用地先行取得制度を活用し、用地取得に取り組むとともに、南郷～奈留間の早期事業化を要望してまいります。

都城志布志道路につきましては、有明東～志布志間が2月27日に、県境区間の金御岳～末吉間

が3月28日にそれぞれ開通します。現在、志布志道路の橋りょう工事等が施工されており、防災・経済・医療の道として、関係機関等に早期整備促進を要望してまいります。

国道220号の歩道、交差点改良等の整備促進や県道の採択路線の早期完成に向けて、積極的な要望活動を行い、地域間格差の是正に努めてまいります。

市道整備につきましては、昨年12月に市道香月線が開通し、広域道路へのアクセス向上が図られましたが、今後は（仮称）夏井インターへのアクセス道路、市道水ヶ迫線及び志布志道路沿線の道路改良整備を行ってまいります。

公共交通政策につきましては、昨年7月から市街区域で予約型乗り合い送迎サービス「チョイソコしぶし」の無償による実証運行を開始し、1月から有償化したところです。今後は、実証運行の利用状況等を分析し、更なる利用促進に努めるとともに、福祉タクシーと連携を図り、市内全域への運行エリア拡大に向けて準備を進めてまいります。

都市計画につきましては、（仮称）志布志有明インターの供用開始に伴う当該地域への適切な土地利用の誘導を図るため、都市計画区域の変更を決定してまいります。

情報化の推進につきましては、業務に不可欠な情報システムを保全し、災害発生時の業務継続を確保する観点からICT部門の業務継続計画の策定に取り組んでまいります。

光ファイバーケーブル網「しぶし志ネット」につきましては、公募型プロポーザルにより選定された事業者との円滑な譲渡に向けて協議を進めてまいります。

○議長（東 宏二君） 昼食のため、暫時休憩します。午後は1時5分から開会いたします。

—————○—————
午前11時58分 休憩
午後1時04分 再開
—————○—————

○議長（東 宏二君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

引き続き、施政方針を続けます。

○市長（下平晴行君） 基本目標2は、自然や風土と共生する安心で豊かなまちです。

住宅政策につきましては、志布志市住生活基本計画に基づき、安全で安心して生活できる住宅と生活環境の整備を図るとともに、引き続き住宅リフォームに要する経費の一部を助成し、住まいの形成に努めてまいります。

地域における居住の安定に特に配慮が必要な高齢者世帯、障がい者等世帯、子育て世帯等に対して住環境が良好な賃貸住宅を供給するため、PFI方式による地域優良賃貸住宅「パインウェーブ香月」の10月からの供用開始に向けて取り組んでまいります。

空き家対策につきましては、管理不全の空き家の所有者等に対して助言、指導等を行うとともに、引き続き住宅、附属家等の解体・撤去に係る経費の一部を助成し、住環境の確保を図ってまいります。また、ランドバンク制度の調査・研究を行ってまいります。

移住交流の促進につきましては、「エスプラネード」を開設したことに伴い、更なる事業展開

を図るとともに、定住促進住宅用地の分譲、空き家バンク制度の活用やU・Iターン者への支援として、住宅の新築又は購入に係る経費の一部を助成することにより、市外からの移住者の受け入れ体制の充実及び定住化の促進を図ってまいります。

現在、3人の地域おこし協力隊が活動を行っています。地域の活性化や課題解決が図られるよう支援するとともに、退任後の起業、事業継承等による本市へ定着を支援してまいります。

関係人口の創出・拡大につきましては、本市と継続的に多様な形で関わる企業等とのパートナーシップを構築し、包括的な連携を図り、民間活力の積極的な活用に努めてまいります。

官民学の連携によるSDGsアイデアブック制作を通じて、高校生の地域の課題意識や貢献意識を高める学習を支援し、将来の地域を支える人材の育成を推進してまいります。

市道の維持管理につきましては、舗装個別施設計画に基づき、計画的な舗装修繕を行うとともに、道路法面の雑草対策においても先手、先手の管理ができるよう、作業員を増員し2人体制の軽トラ班を新たに作業班に加え、柔軟な対応や適正な維持管理を行いつつ、土砂災害に強い法面対策を講じ、安全・安心な道路の維持管理に努め、市道の整備を推進してまいります。

水道事業につきましては、今後も市民の安全性やライフラインを確保し、安定的な水道供給を図るため、老朽施設や老朽配管を年次的に更新するとともに、維持管理体制を整備し、健全な経営基盤の確立に努めてまいります。

環境行政の推進につきましては、志布志市生物多様性地域戦略の基本目標である「生物多様性の主流化を図り、新たな『自然と共生する社会』の実現」を目指し、生物多様性の保全と持続的な利用が、市民や事業者などの様々な主体に広く認識され、それぞれの行動に反映されるよう取り組んでまいります。

使用済み紙おむつの再資源化につきましては、令和4年度からの事業化に向けてモデル回収等を実施しているところであり、引き続き循環型社会の構築に寄与することができるよう、積極的に取り組んでまいります。

安全で安心なまちづくりの推進を図るため、引き続き市民の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪の防止、交通事故の発生防止及び災害の未然防止に向けて取り組んでまいります。

消防団につきましては、各種訓練等により団員の資質向上に努め、車両、資機材等を整備し、地域防災力の充実強化を図ってまいります。

防災・減災対策につきましては、近年多発する自然災害発生時の対応に万全を期すため、気象情報の収集等を的確に行い、市民が迅速に避難できるよう早めの避難情報発令を実施するとともに、避難所の開設にあたっては、感染症対策として、十分なスペースの確保に努めてまいります。

豪雨等により宅地内に流入した土砂等の撤去を速やかに実施するため、復旧作業に要する経費の一部を助成し、市民生活の安定を図ってまいります。

津波対策につきましては、令和2年度に鹿児島県が実施した新たな津波浸水想定に基づき、避難施設の構造、規模等の再検討を行い、整備に向けて取り組んでまいります。

これらの災害に備え、自分たちの地域は自分たちで守る、いわゆる「自助・共助・公助」の考

え方が求められていることから、市民の防災意識の向上を図ってまいります。

防犯対策につきましては、警察及び防犯協会と連携し、特殊詐欺等の被害防止広報、地域安全パトロール等を行うとともに、安全・安心まちづくり指導員による出前講座等を実施してまいります。また、自治会等が所有する防犯街灯のLED転換に要する経費の一部を助成し、地域の安全を確保してまいります。

交通安全対策につきましては、交通安全協会との連携による安全運転サポート車体験会の開催や運転に不安を感じている高齢者の自主的な免許証返納を推進し、事故の未然防止を図ってまいります。また、交通安全施設の整備及び老朽化施設の適切な維持管理に取り組んでまいります。

基本目標3は、大地の力を海の恵みを生かした魅力あふれるにぎわいのまちです。

雇用・就労の支援対策につきましては、ハローワーク及び広域地域と連携し、企業と雇用のマッチング支援の強化を図ってまいります。

企業誘致の推進につきましては、地域経済の活性化及び雇用創出を図るため、積極的な企業誘致及び工場等の増設につなげるPRを実施するとともに、立地企業や地場産業の新規雇用計画に対して関係機関と連携し、雇用者確保に向けた支援を図ってまいります。

臨海工業団地につきましては、東九州自動車道及び都城志布志道路が整備されつつあり、市道香月線の延伸により物流アクセス面で優位となることから、企業からの事業用地の求めに対応するため、4工区及び5工区の早期分譲に向けて、事業の推進を図ってまいります。

本市の基幹産業である農業は、高齢化により農家人口が減少し、生産の停滞と農村機能の著しい低下が懸念され、地域農業の担い手の育成確保は喫緊の課題です。

現在、農業公社で行っている新規就農者研修制度につきましては、国の農業次世代人材投資事業を活用し、内容の充実を図るとともに、新たにいちご研修制度を創設し、幅広く新規就農者の育成に努めてまいります。また、親元就農等の後継者につきましても、農業青年組織への加入を勧奨し、指導と支援の充実を図ってまいります。

効率の良い生産基盤を整備するため、農地中間管理事業による農地の集積を推進し、活動火山周辺地域防災営農対策事業、産地パワーアップ事業、畜産クラスター事業、環境制御装置の導入等国の事業を活用し、規模拡大及びコスト低減に取り組んでまいります。

昨年は、台風、大雨等による農作物や農業用施設が大きな被害を受けるとともに、新型コロナウイルスの影響による消費が低迷し、お茶の価格は史上最低水準の取引となりました。また、秋冬野菜は、気温上昇による生育の前進化に伴い、出荷が集中し、価格が下落するとともに、さつまいもにおいても基腐病の被害の拡大により収穫量が減少しております。

このように、農業の分野では自然災害や社会情勢の変化など、経営主の努力では防ぐことのできない不安定な要因も多いことから、農業収入保険の保険料の一部を助成し、加入を促進することにより、農業経営の安定化を図ってまいります。

また、有害鳥獣による農作物への被害が甚大で、イノシシの捕獲数も年々増加しております。近年は住宅地に出没するなど、環境被害も増えていることから、引き続き電気柵の設置に要する

経費の一部を助成するとともに、地域が一体となって鳥獣害対策に取り組むモデル地区を設置し、鳥獣害に対する住民の意識高揚と被害の低減に努めてまいります。

畜産の振興につきましては、令和4年に鹿児島県で開催される第12回全国和牛能力共進会の連覇に向けてオール鹿児島で取り組み、候補牛の選定強化、出品対象牛の導入支援等の対策を強化し、鹿児島黒牛の銘柄の確立に努めてまいります。

疾病・防疫対策につきましては、1月には県内で鳥インフルエンザが発生するとともに、国内においては、今もなおイノシシから豚熱ウイルスが検出されるなど、本市での家畜伝染病の発生リスクの高まりを見せていることから、海外悪性家畜伝染病の侵入防止対策及び防疫体制の機能強化に努めてまいります。

林業の振興につきましては、森林組合等と連携し、志布志市森林整備計画に基づく取り組みの充実や森林経営管理制度を活用した森林資源の適正管理、施業の集約化を推進するとともに、森林保全に対する意識の高揚や木材の安定供給による所得の向上を図ってまいります。

森林環境譲与税を活用し、県産材を使用した木造建築物を新築した際、二酸化炭素の固定量に応じて森林炭素マイレージ交付金を支給し、地球温暖化対策の取り組みを推進してまいります。

水産業の振興につきましては、イワガキ、ヒオウギガイ等の安定した出荷体制の構築を図り、志布志漁協直営の海鮮レストランを活用し、本市の海産物の魅力を発信するとともに、取引先の新規開拓やふるさと納税返礼品としての活用を図ってまいります。

夏井漁港につきましては、水産物供給基盤整備機能保全事業による防波堤の長寿命化対策工事に着手しているところであり、今後も漁協、関係機関等と連携し、施設の維持管理に努めてまいります。

畑地かんがい事業につきましては、土地改良区と連携し、畑地かんがい施設の適切な維持管理に努めるとともに、水利用普及拡大及び畑作物の収益性の向上を図ってまいります。

土地改良事業につきましては、経営体育成基盤整備事業の上門地区は工事に着手し、農地環境整備事業の蓬原中野地区は場整備は、迫田換地区の配分案の公表を行ったところであり、引き続き地元関係者の協力を得た上で、早期着手・早期完成に向けて取り組んでまいります。

多面的機能支払交付金事業につきましては、高齢化により組織活動も年々厳しい状況にありますが、各組織への細やかな指導と広域化に向けた取り組みなど、関係機関と連携し、農業基盤を支える地域資源の保全管理に努めてまいります。

商工業の振興につきましては、新型コロナの影響を見据え、感染症対策と経済対策の並行支援を推進するとともに、経営の持続化及び産業基盤の拡充を図ってまいります。

観光の振興につきましては、コロナ禍の新しい旅のガイドラインに対応した施策に取り組みつつ、宿泊客数年間10万人を目標として、更なる観光入込客の増加に努めるとともに、今後の本市の観光振興の指針となる次期観光振興計画の策定に取り組んでまいります。

コロナ禍において、ニーズの高まりを見せるマイクロツーリズムに対応するため、引き続き各種学校の教育旅行、一般の企画旅行等県内及び近県からの誘客を図ってまいります。

合宿誘致が困難な状況が続く中、スポーツツーリズムの取り組みとして、ジャパンアスリートトレーニングセンター大隅と連携した社会人チームの受け皿づくりや周辺自治体と連携したサイクルツーリズムに取り組んでまいります。

広域的な観光振興の戦略的かつ体系的な事業展開を図るため、株式会社おおすみ観光未来会議と連携し、オンライン観光事業、広域観光ルートによる誘客、高速船活用による大隅全体への誘客事業に取り組んでまいります。

観光特産品協会等と連携し、全天候型イベント空間を活用した多様なイベントの開催を促すことにより、駅周辺のにぎわいを創出するとともに、特産品や歴史遺産を活用した体験型観光等を磨き上げ、観光客が四季折々の観光スポットの自然景観や観光素材をタイムリーかつ容易に入手することができるよう情報発信の見直しを行ってまいります。

特産品の振興につきましては、市内外への情報発信、特産品直売所「港湾通り」やリニューアルしたECサイトを活用した販売促進に取り組むとともに、東京駐在所を中心とした首都圏企業とのマッチング、オンライン商談会等を活用し、引き続き県及び関係団体と連携を図り、市内事業者の国内外の販路拡大への支援を行ってまいります。

ふるさと納税につきましては、新しい生活様式により国民の生活スタイルが変わりつつある中、全国の皆様から多くの寄附をいただいていることに感謝申し上げます。今後とも、特産品を中心とした返礼品をお届けするとともに、志布志の魅力を発信してまいります。

企業版ふるさと納税につきましては、近年持続可能な開発目標の潮流等により、社会的課題の解決への取り組みが企業の価値を高めることにつながっていることから、本市の地方創生プロジェクトを飛躍的に躍進させるためには、企業と連携して取り組むことが必要不可欠であり、企業にとって魅力的な地方創生プロジェクトの情報発信を行い、積極的に企業版ふるさと納税を活用してまいります。

基本目標4は、生き生きと笑顔で暮らせるまちです。

救急医療体制につきましては、曾於地域、大隅地域及び都城地域の医療圏との連携により、休日・夜間に対応する救急医療の確保を図るとともに、大隅4市5町における二次救急医療機関の救急搬送・受け入れ体制の充実・強化を図ってまいります。

子育て支援の充実につきましては、多様化する保護者のニーズを踏まえ、共働き家庭など留守家庭の児童に対する放課後の居場所の拡充を図るため、施設整備費の一部を助成し、放課後児童対策を推進してまいります。

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、児童・生徒の学校給食費の半額を助成し、子育て世帯への支援の充実を図ってまいります。

母子保健の推進につきましては、子育て世代包括支援センターを拠点として、保育所、認定こども園、産科医療機関等と連携を図り、妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援に取り組んでまいります。

幼児期・学童期におけるむし歯予防を図るため、市内全ての保育所・認定こども園でのフッ化

物洗口の実施に向けて取り組むとともに、歯科口腔の健康保持に関する健康格差を解消するため、乳幼児期から高齢期までのライフステージごとの歯科保健対策を強化・推進してまいります。

地域福祉・高齢者福祉の充実につきましては、志布志支所福祉課に「まるごと相談室」を新設し、子ども、高齢者、障がい者、生活困窮者等複数の課にまたがる相談や異なる分野の複合な悩み、関係法律の狭間にある悩み等を抱える市民を支援し、状況に応じた包括的な解決を図ってまいります。

障がい者福祉の充実につきましては、利用者が増加している放課後等デイサービス事業の新規事業所開設を支援するため、開設費等の一部を助成し、療育の場の拡充を図ってまいります。

また、障がい者及び高齢者の権利の擁護を図るため、成年後見支援センターの設立に向けて、関係機関と協議し、支援体制の整備を推進してまいります。

介護保険事業につきましては、高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画に基づき、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活できるようサービス基盤を確保しつつ、介護予防・健康づくり、認知症対策等の充実・推進に努めてまいります。

また、在宅介護の支援の充実を図るため、介護手当の拡充を行ってまいります。

国民健康保険事業につきましては、特定健診の受診率の向上に取り組み、疾病の早期発見・早期治療及び重症化の予防に努めるとともに、医療費の適正化及び健康的な生活習慣に対する意識向上を図り、県や国保連合会と連携し、安定的な財政運営及び効率的な事業運営の確保に努めてまいります。

生活弱者への支援につきましては、コロナ禍において相談件数が増加していることから、「しづし生活自立支援センター・ひまわり」の相談・支援体制の充実を図ってまいります。

また、消費者トラブルを未然に防ぐため、引き続き出前講座を実施するとともに、消費生活相談による消費者被害やトラブルに対する支援を行ってまいります。

基本目標5は、心豊かで志あふれる人づくりと伝統・文化のまちです。

知・徳・体の調和のとれた教育の推進につきましては、自然や伝統・文化・人材等の豊かな教育資源を活用し、児童・生徒が志を高く持つとともに、郷土を愛し、その発展に尽くそうとする意欲や態度を育てる教育の推進に努めるとともに、地域性を生かした特色ある教育活動を展開してまいります。

確かな学力の育成につきましては、学力の実態を把握し、分かりやすく深まりのある授業により、児童・生徒の学習意欲の向上を図るとともに、土曜学習教室、夏休み学習教室等の学校外の学習機会の充実を図ってまいります。

児童・生徒の発達段階に応じたプログラミング的思考を育成するため、情報教育担当者会、職員研修等の充実を図ってまいります。

GIGAスクール構想の実現に向けて、児童・生徒一人1台の学習端末や高速大容量の通信ネットワークの学校ICT環境が整備されたことから、今後は、ICTを活用した学習活動の充実を図ってまいります。

A L T、小学校英語教育支援講師等の配置や中学生への英語技能検定受検料助成により、外国語教育環境の充実を図ってまいります。

年々増加傾向にある支援が必要な児童・生徒に対して、特別教育支援員の配置による支援体制の整備に努め、共生社会の実現に向けて特別支援教育の充実を図ってまいります。

豊かな心の育成につきましては、学校・家庭・地域の連携を図り、道徳教育・人権教育を推進するとともに、いじめ、不登校、問題行動等の早期発見・早期解決に努めてまいります。

特にいじめ問題につきましては、全ての児童・生徒がいじめによって悩み、苦しむことなく、安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、相談支援体制の充実を図るとともに、関係機関及び各種団体と連携し、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進してまいります。

健やかな体の育成につきましては、「体力アップ！チャレンジかごしま」の全学級実施、一校一運動、徒歩・自転車通学による自力登下校等を通して運動に対する関心・意欲の高揚を図るとともに、運動の機会を確保し、体力・運動能力の向上に努めてまいります。

学校における感染症対策につきましては、補助事業等の活用に向けて国の動向を注視しつつ、感染リスクを最小限に抑え、円滑な教育活動の継続を図ってまいります。

食育の充実や基本的な生活習慣の確立に向けた取り組みにより、食の重要性や健康に関する意識の向上を図るとともに、むし歯を予防するため、保健課と連携してフッ化物洗口に取り組み、歯と口の健康づくりを推進してまいります。

学校給食につきましては、施設内の空調機器の整備及び老朽化した調理機器等の更新を行うとともに、学校給食衛生管理基準を遵守し、安全・安心な学校給食を提供してまいります。

令和2年4月から休園している山重幼稚園につきましては、山重幼稚園利活用検討委員会の意見を踏まえ、市の方針を決定し、利活用を図ってまいります。

教育環境の整備につきましては、学校施設長寿命化計画に基づき、老朽化した校舎及び体育館の改修をはじめ、トイレの洋式化や屋外施設等の改修を計画的に行い、児童・生徒が安全で安心して学べる環境の充実を図ってまいります。

生涯学習の推進につきましては、人生100年時代において市民一人ひとりが笑顔と志あふれる豊かな人生を送れるように、引き続き「いつでも・どこでも・だれでも」学べる環境の整備に努めるとともにNPO志布志生涯学習センターと連携し、コロナ禍における学習機会を確保するため、講座開設基準の緩和等柔軟に対応してまいります。

少子高齢化社会への対応と市民が主役のまちづくりの推進を図るため、引き続き創年市民大学を開設し、その活動内容を広く市民に周知するとともに、地域を愛する「地域学」をテーマにした講座等の内容の充実を図ってまいります。また、新型コロナの影響により延期となった全国創年のまち研究会を開催し、参加者相互の交流を図り、地域活性化につなげてまいります。

図書館につきましては、乳幼児から高齢者までの幅広いニーズに応えるとともに、引き続きブックスタート事業、セカンドブック事業等を実施し、親子の読書活動を支援し、本好きな子ども

を育てる環境づくりに努めてまいります。

学校教育と連携し、団体貸し出しの推進等による児童・生徒の利用促進や高齢者、障がい者、交通弱者等への宅配サービスの拡充を図るとともに、図書館ボランティアによる読み聞かせ等のイベントを開催し、生涯を通して図書館が市民にとって身近に感じられる活動に取り組んでまいります。

社会教育の充実につきましては、教育の原点である家庭における教育力の向上を図るため、講演会の開催、子育て手帳等による啓発活動等を実施するとともに、家庭教育学級の開設を推進してまいります。

校区公民館を中心とした地域コミュニティ協議会の設立に向けて、引き続き関係部局と連携を図り、新たな地域コミュニティの組織づくりを効果的に推進できるように努めてまいります。

スポーツ活動の推進につきましては、第2次志布志市スポーツ振興計画の基本目標である成人の週一回のスポーツ実施率65%の実現に向け、体育協会、スポーツ推進委員及び2月に設立された総合型地域スポーツクラブと連携し、スポーツ教室の実施やニュースポーツの普及を図り、スポーツの「する」「みる」「ささえる」を実践するため、市民それぞれのライフスタイルに合わせたスポーツ活動を楽しむことができる環境づくりに取り組んでまいります。

感染症対策として、スマートフォンのアプリを利用したオンラインでのランニング・ウォーキングイベントを開催します。

延期となった燃ゆる感動かごしま国体が2023年に開催されることが決定しました。3年後の大会成功に向けて、施設の維持管理に努め、実行委員会を中心に県及び関係団体と連携し、着実に準備を進めてまいります。

文化芸術活動の推進につきましては、感染症対策を講じた上で、自主文化事業の実施、文化協会との連携による総合芸術祭の活動支援など、市民の芸術鑑賞・発表機会の場を確保してまいります。

文化財の保存活用につきましては、先人から引き継いだ魅力的な歴史遺産の積極的な活用に取り組んでまいります。

続日本100名城の志布志城、日本遺産の志布志麓等の歴史遺産の魅力積極的に情報発信するとともに、福山氏邸の本格的な復元整備に着手し、その状況を公開する機会を提供してまいります。山中氏邸につきましては、大慈寺を中心とした門前通りの拠点として、また、JR志布志駅から志布志麓間を結ぶ中核施設として、商店街の活性化事業と連携し、活用を図ってまいります。

また、埋蔵文化財センターで原田古墳群出土品の企画展を開催するとともに、現地に案内板を設置し、文化財の周知・啓発を図ってまいります。

地域文化の継承につきましては、引き続き市誌編さん事業に取り組むとともに、各地区の郷土芸能等の実態調査、伝承が困難な状況になりつつある民俗芸能等への継続的な支援を行ってまいります。

歴史のまちづくりの推進につきましては、歴史遺産を活用した魅力ある観光まちづくり計画に

基づき、補助事業の採択に向けて、横断的かつ全庁的に取り組み、観光振興につなげてまいります。

基本目標6は、人と地域が輝く共生・協働・自立のまちです。

共生・協働・自立のまちづくりにつきましては、現在、三つのモデル地区において地域コミュニティ協議会の設立に向けて取り組んでいるところであり、モデル地区での検証結果を踏まえ、共生・協働の地域づくり指針に基づき、年次的な新たなコミュニティの組織づくりに向けて、支援してまいります。

市政情報の関心を高め、市政への参画意識の向上を図るため、広報紙、ホームページ、LINE等のSNS、行政告知放送端末、ケーブルテレビ、コミュニティFM等を活用し、正確かつスピーディな情報発信に努めるとともに、ホームページを刷新し、アクセシビリティやユーザビリティの向上を図ってまいります。

男女共同参画につきましては、女性の活躍を推進するため、市内事業所の取り組みを支援し、官民一体となって働き方改革の実践に取り組む、その内容、成果等の周知を図ってまいります。

次期「男女（ひと）がともに輝くまちづくりプラン」等の策定に向けて、市民意識調査を行うとともに、男女共同参画の推進に関する条例の制定に向けて検討してまいります。

多文化共生につきましては、市内の在留外国人等の実態把握に努め、地域住民との関わりについて調査・研究を行い、お互いの文化や習慣の違いを尊重する多文化共生の地域づくりを推進してまいります。

基本目標7は、市民とともに歩む「ムダ」のない経営です。

人材育成の推進につきましては、引き続き四つの行政経営指針を基本として、市民の視点に立ち、行政サービスの質を絶えず向上させようとする職員の意識改革を図り、これからのまちづくりを担い、市民の期待に応えることができる職員の育成に努めてまいります。

オンラインタイムレコーダーを活用した時差出勤の導入によるワーク・ライフ・バランスの実現や非常災害時の事業継続を図り、関係部署が連携し、円滑かつ効果的な行政サービスの提供に努めてまいります。

行財政改革の推進につきましては、コロナ禍における社会の変化を踏まえ、テレビ会議の活用等による職場環境の見直しやRPA・AI-OCRの導入による効果検証を行うとともに、デジタル化に対する職員の意識改革や働き方改善が図られるよう取り組んでまいります。

国のデジタル化に向けた施策に対応し、全庁的な推進体制を構築するため、デジタル化推進係を新設し、デジタル技術を活用した市民サービスの向上や業務の効率化を図ってまいります。

行政組織の在り方につきましては、市民サービスの向上や施策の推進を図るため、どのような組織体制が機能的かつ効果的であるか、職員の連携が図られるか等を検討し、現状にとらわれない行政組織の再編について協議を進めてまいります。

マイナンバーカードの普及促進につきましては、引き続き専用窓口の平日開庁時間の延長や休日開庁、自治会、会社等への訪問による出張申請受付を実施するなど、申請しやすい環境の整

備・充実に努め、取得に係る市民の利便性の向上を図るとともに、マイナンバーカードの取得のメリットを周知しつつ、利活用の検討を行ってまいります。

公共施設の維持管理につきましては、志布志市公共施設等個別施設計画に基づき、将来の施設の在り方につきまして、他市の事例等を調査するとともに、更なる庁内の横断的な推進体制を整備し、学校施設の規模的成果による統廃合の検討や施設の集約化・複合化に向けた実行性の高い検証を開始し、市民の皆様の理解を得られるように努めてまいります。

以上、市政に対する私の所信の一端と第2次志布志市総合振興計画のまちづくりの基本目標に基づき、主要施策の概要を申し述べましたが、これらの施策の推進にあたりましては、市民の市政への参画を高め、市民とともにまちづくりを進めてまいりますので、市議会の皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） 学校教育課長から、一般会計補正予算における答弁の訂正がありますので、発言を許可します。

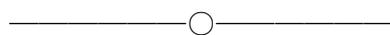
○学校教育課長（谷口源太郎君） 午前中に、西江園議員から御質問があった外国青年招致事業についてですけれども、現在配属されています1名のAL Tの出身国名をニュージーランドと申しあげましたけれども、隣のオーストラリアの誤りでございました。おわびしまして訂正させていただきます。

○議長（東 宏二君） お諮りします。日程第12、議案第9号及び日程第13、議案第10号、以上2件については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号及び議案第10号、以上2件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第12 議案第9号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第12、議案第9号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第9号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、人事院の令和2年度の給与改定に関する勧告に鑑み、議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の額の改定を行うものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（北野 保君） 議案第9号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例及び志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明申し上げます。

本改正は、先の12月定例会において、12月に支給する期末手当の額を暫定的に0.05月分減額する措置を、附則の改正により行っておりましたが、今回は、本則を改正し、6月及び12月に支給する期末手当の額をそれぞれ0.025月分ずつ引き下げ、年間で0.05月分の引き下げとする改正を行うものであります。

付議案件説明資料の1ページをお開きください。

第1号関係は、志布志市特別職の職員の給与に関する条例の新旧対照表であります。

第6条第2項中、期末手当基礎額に乗じる率を100分の170から100分の167.5に改めるものであります。

次の第2号関係は、志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の新旧対照表であります。

第9条第2項中、期末手当基礎額に乗じる率を100分の170から100分の167.5に改めるものであります。

説明資料の2ページにつきましては、改正内容を表に表したものであります。御参考にしていただければと思います。

以上で、議案第9号の補足説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

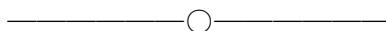
これから採決します。

お諮りします。議案第9号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決することに決定しました。



日程第13 議案第10号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第13、議案第10号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第10号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、人事院の令和2年度の給与改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員の期末手当の額を改定するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（北野 保君） 議案第10号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明申し上げます。

本改正は、議案第9号と同様に、先の12月定例会において、12月に支給する期末手当の額を暫定的に0.05月分減額する措置を附則の改正により行っておりましたが、今回は、本則を改正し、6月及び12月に支給する期末手当の額をそれぞれ0.025月分ずつ引き下げ、年間で0.05月分の引き下げとする改正を行うものであります。

付議案件説明資料の3ページをお開きください。

志布志市一般職の職員の給与に関する条例の新旧対照表であります。

第23条第2項中、期末手当基礎額に乗じる率を100分の130から100分の127.5に、管理、監督の地位にある職員にあつては、100分の110を100分の107.5に改めるものであります。

同条第3項では、再任用職員に関する規定であります。再任用職員についての引き下げはありませんが、第2項から引用部分について改正をするものであります。

説明資料の4ページにつきましては、改正内容を表に表したものであります。御参考にしていただければと思います。

以上で、議案第10号の補足説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） 一般職の方々の引き下げということですので、これは労働組合ともきちんとした対応がされての提案というふうに理解していいですか。

それと併せて、全体で金額がどれくらいになるんですか。この引き下げの金額です。お願いします。

○総務課長（北野 保君） まず組合との協議でございますけれども、年末の団体交渉において協議をいたしまして、同意をいただいているものでございます。

あと全体額については、お調べして回答申し上げたいと思います。

○19番（小園義行君） 課長、昨年12月期のそれについては、そのときだけのものの了解だと理

解をしているわけです。今回きちんと6月と12月含めて、こういうことですよという提案ですので、再度そこについては、労働組合の合意がないと提案できないというふうに思うわけです。ここに書いてあるでしょう、4ページにね。12月期分の引き下げは、当該月分のみを対象とすると、特例的なものであったと。今回は、これが本来的な改正ですよということで、ここについてきちんと年間通してということで、そのことについては、組合の方の了解があったのかということを知っているんです。

○総務課長（北野 保君） 当時におきまして、年間を通じて合意いただいているということで、協議をしているところでございます。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 答弁準備のため、しばらく休憩します。

○

午後1時54分 休憩

午後1時57分 再開

○

○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

○総務課長（北野 保君） 今回の引き下げに伴います影響額につきましては、年間で533万5,000円でございます。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第10号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決することに決定しました。

○

日程第14 議案第11号 旅費等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第14、議案第11号、旅費等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第11号、旅費等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、旅費等の見直しに伴い、職員等の県内旅行の日当を支給しないこととするとともに、議員及び非常勤職員が月の途中で職を離れた場合の月額報酬を、日割りによって計算することとするため、関係条例の規定の整備を行うものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（北野 保君） 議案第11号、旅費等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、補足して説明申し上げます。

今回、旅費等の見直しを行い、職員等の県内旅行の日当を支給しないこと及び市議会議員、監査委員などの非常勤職員が、月の途中で職を離れた場合の月額報酬を日割りによって計算することとしたものでございます。

付議案件説明資料の5ページをお開きください。

第1条関係は、志布志市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の新旧対照表であります。

第3条で、報酬の支給方法について規定しており、新たに議員になった場合は、日割り計算としておりましたが、離職した場合は、特に定めがなく、これまで月額を全額を支給しておりました。本市の特別職及び職員の給与と同様に、離職時においても日割り計算とするものであります。

次の第5条の費用弁償につきましては、日当の乙地方を廃止するものであります。乙地方とは、県内及び鉄道150km未満の県外旅行のことであります。

説明資料の6ページをお開きください。

第2条関係は、志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の新旧対照表であります。

第3条につきましては、先ほどの説明と同様に離職時における月額報酬を日割り計算とするものであります。

説明資料の7ページの第8条及び別表につきましては、日当の廃止に伴う改正であります。別表中、日当の列の乙地方を削除しております。

説明資料の8ページの下から3段目を御覧ください。

選挙長から次のページの期日前投票所の投票立会人までにおいては、これまで月額報酬の金額は、国の基準額からあらかじめ費用弁償の日当分900円を差し引いた金額を規定しておりました。今回の改正で費用弁償の日当分の900円が廃止されることを考慮し、既存の報酬額に900円をプラスして国の基準額と同額の金額に改正をしようとするものであります。

説明資料の12ページの左側の欄の5段目に総合振興計画審議会委員を追加しております。これは、志布志市総合振興計画審議会条例の設置に伴うものであります。

説明資料の14ページをお開きください。

第3条関係は、志布志市実費弁償条例の新旧対照表であります。

議会や選挙管理委員会、農業委員会、公聴会等に証人として出頭した場合の費用のことで、日当に関する部分を削るものであります。

説明資料の15ページの第4条関係は、志布志市職員等の旅費に関する条例の新旧対照表であります。

第19条で、日当の額について、県外旅行の場合に限ることと、第2項の改正では、県外の鉄道150km未満は支給しないこととしております。

次の別表第1においては、日当の乙地方を削る改正を行っております。

以上で、議案第11号の補足説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第11号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第15 議案第12号 志布志市総合振興計画審議会条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第15、議案第12号、志布志市総合振興計画審議会条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第12号、志布志市総合振興計画審議会条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、第2次志布志市総合振興計画後期基本計画に関する重要事項について調査審議するため、志布志市総合振興計画審議会を設置することとし、その組織、運営等に関する事項を定めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○企画政策課長（西 洋一君） 議案第12号、志布志市総合振興計画審議会条例の制定について、補足して説明を申し上げます。

まず第2次志布志市総合振興計画につきましては、総合的かつ計画的な市政運営を図るための市の最上位計画に位置付けられる計画であり、期間を平成29年度から令和8年度までの10年間とする基本構想の策定にあたりましては、平成29年3月に議会の議決をいただいたところでございます。

基本計画につきましては、基本構想を基にその目標を達成するための施策の具体的な内容を体系的に示すもので、前期基本計画の期間は平成29年度から令和3年度までの5年間となっており、今年度が最終年度となっているところでございます。

また、令和2年度に策定した第2期志布志市まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、

前期基本計画の最終年度に合わせ、期間を令和3年度までの2年間としていたところでございます。これは、市の最上位計画である総合振興計画の中に総合戦略を位置付け、包括して後期基本計画を策定するため、通常より短い計画期間としていたところでございます。

このようなことから後期基本計画の策定にあたりましては、総合戦略を包括し、総合振興計画と一体となって更なる地方創生の推進に取り組むこととしているところでございます。

これらを踏まえまして、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とする第2次志布志市総合振興計画後期基本計画に関する重要事項を調査審議するため、志布志市総合振興計画審議会を設置するものでございます。

それでは、条例の内容につきまして御説明を申し上げます。

まず第1条は、志布志市総合振興計画審議会の設置規定でございます。審議会では後期基本計画の重要事項について調査審議することとしているところでございます。

第2条は、組織について規定するものでございます。審議会は、委員20人以内とし、委員は、公共的団体等の代表者、学識経験のある者及び公募により選任された者で組織するものでございます。

第3条は、会長及び副会長の設置及び選任方法、その職務について規定するものでございます。

第4条は、会議の招集等について規定するものでございます。

第5条は、審議会の庶務の処理について規定するものでございます。

第6条は、審議会の運営に関し必要な事項の審議会への委任について規定するものでございます。

なお、この条例は、令和3年4月1日から施行し、令和4年3月31日限り、効力を失うものがございます。

以上で補足説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） 本市の最高のいわゆるそういう計画だということで、今説明がありました。この組織の関係ですね。20人以内ということですので、公募により選任された者など、それぞれ三つあります。どういった団体を委員にお願いしようかとされているのか。学識経験のある人ということ。それぞれを少しイメージができるように、具体的に（3）については3人ですとか、当局がいろんな腹案をお持ちでしょう。それについて少し分かるように説明してください。

○企画政策課長（西 洋一君） 20人の委員の構成メンバーにつきましては、まず公共的団体等の代表者、これにつきましては森林組合、漁協、商工会、各種助成団体、校区公民館代表等を想定しているところでございます。

それから学識経験のある者につきましては、大学教授若しくは専門的知見を有する方を想定しているところでございます。

最後の公募により選任された者につきましては、一般公募により2名の方を公募する予定としております。

1番の公共的団体の代表者、それから学識経験のある者の構成人数については、また今後検討をいたしまして、選考していきたいと考えております。

○19番（小園義行君）　そういう形で全ての経済団体を含めて、志布志市のこれから先の10年間でどうやっていきますよという、いわゆる下平市長の1年後には、新しい首長にひょっとしたら代わるかもしれないんですね。そういった意味で、この審議会というのは、非常に重要な方向付けを持っているというふうに認識しています。そうした意味で、極力全てのそういう産業を含めたところで委員が構成されるような方向を持って、志布志市の将来はこうだよというものが分かるようなものにしていただきたいというのと、1年間を通してこれをされて、最終的に答申がされるんですけど、どれぐらいの間隔で議論をしていこうと当局としては考えておられるんですか。

○企画政策課長（西 洋一君）　委員の選考につきましては、今いただいた御意見を基に今後選考していきたいと。併せて、女性の登用率も含めて登用を考えていきたいというふうに考えております。

それから、今後の審議会の開催の予定ですが、一応審議会については年3回を予定しております。また、今後計画案の作成を庁内の作業部会等で進めてまいりますので、今のところ3回の具体的な日程等についてはまだ決まっておりませんが、7月頃から1回目の審議会が開催できればと、また今後公募等も行いますので、委員の方々の選定が終わり次第、庁内検討委員会を踏まえた形で、審議会の1回目を7月あたりに開催したいと、今のところの予定では考えているところでございます。

○議長（東 宏二君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君）　これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第12号は、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第16 議案第13号 志布志市蓬の郷振興基金条例を廃止する条例の制定について

○議長（東 宏二君）　日程第16、議案第13号、志布志市蓬の郷振興基金条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君）　提案理由の説明を申し上げます。

議案第13号、志布志市蓬の郷振興基金条例を廃止する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、志布志市蓬の郷の施設の整備を目的とする志布志市蓬の郷振興基金の所期の目的の達成に伴い、同基金を廃止するものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い

申し上げます。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 議案第13号、志布志市蓬の郷振興基金条例を廃止する条例の制定について、補足して説明申し上げます。

まず、経緯についてでございますけれども、当該基金は、旧有明町において平成2年度にふるさと創生資金を原資に地域づくり推進基金として造成しておりまして、蓬の郷周辺施設の整備や地域振興のための事業へ活用しております。

その後、蓬の郷管理組合からの温泉施設等の収益を寄附金として積み立て、施設の改修費用を用途目的としておりました。合併後は条例を一部改正し基金の名称を蓬の郷振興基金として運用してきました。

蓬の郷の管理に指定管理者制度を導入し、利用料金等の収益で施設を運用するようになったことから、施設の収益から基金への積み立てを行わず、預金利子のみを基金に積み立て、毎年発生する蓬の郷健康ふれあいセンターや親水公園等の周辺施設の維持改修経費に取り崩し、繰り入れてまいりました。

また、平成28年度以降は、他の基金からの充当も行い、蓬の郷振興金からは50万円から100万円の取り崩しを行っております。

令和3年3月31日をもって、残高37万1,611円を一般会計へ繰り入れて、蓬の郷振興基金は残額が無くなりまして、今回、所期の目的を達していることから廃止するものでございます。

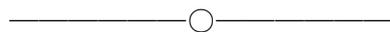
以上が補足説明であります。御審議方よろしく申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第13号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第17 議案第14号 志布志市ダグリ公園の公園施設管理条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（東 宏二君） 日程第17、議案第14号、志布志市ダグリ公園の公園施設管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第14号、志布志市ダグリ公園の公園施設管理条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、国民宿舎ボルベリアダグリの利用者数が減少している状況に鑑み、新たにグランピングを整備することにより利用促進を図り、収益拡大に寄与するため、当該グランピングの宿泊料を定めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い

申し上げます。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 議案第14号、志布志市ダグリ公園の公園施設管理条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明申し上げます。

付議案件説明資料の17ページをお開きください。

グランピング施設設置事業として、国民宿舎ボルベリアダグリ敷地内の芝生面に3棟を整備しております。

グランピング施設の内容は、8m×8mのウッドデッキに、直径4.6mのグランピングを設置するものでございます。家具等につきましては、セミダブルベッド2台、ソファベッド1台のほか、小型冷蔵庫やサイドボードを備えております。

宿泊料の設定では、グランピング施設の大きさ、また、宿泊料や食事、温泉等を含んだ販売価格を想定しまして、大人1万500円の2人と子ども5,500円の2人、計4人が宿泊した場合の3万2,000円を上限とするものです。実際の運用にあたっては、条例に基づき指定管理者があらかじめ市長の承認を得ることとなっています。

16ページの新旧対照表になります。

別表中、区分はグランピング、テント1張りにつき3万2,000円を新設するものであります。

附則のとおり、施行日は、令和3年4月1日で、予約などの準備行為は、公布の日からできるものであります。

以上が補足説明であります。御審議方よろしくお願いたします。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第14号は、総務常任委員会に付託いたします。

お諮りします。日程第18、議案第15号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第18 議案第15号 志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第18、議案第15号、志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第15号、志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行により、新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正され、同法中の新型コロナウイルス感染症の定義に関する規定が削除されたことに伴い、条例中の当該規定を引用している部分を改めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（川上桂一郎君） 議案第15号、志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

今回の条例の一部改正につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病手当金を支給するために、令和2年5月15日に志布志市国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定しました。その条例に係るものであります。

付議案件説明資料の18ページ、新旧対照表をお開きください。

本年2月13日に新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行により、右側の旧の附則第4項中、下線の箇所ですが、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症の定義が削除され、左側の新の附則第4項中の下線の箇所ですが、「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改めるものであります。

なお、附則において、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

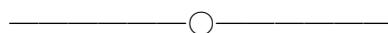
これから採決します。

お諮りします。議案第15号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決することに決定しました。



日程第19 議案第16号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第19、議案第16号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の

制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第16号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和3年度から令和5年度までの各年度における第1号被保険者の保険料率を定めるとともに、介護保険法施行規則等の一部改正に伴い、保険料に係る基準所得金額を定める等の措置が講じられたため、当該措置に関する規定を改めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（川上桂一郎君） 議案第16号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

今回の介護保険条例の一部改正につきましては、介護保険料率の見直し、所得指標の見直しでございます。

付議案件説明資料の24ページをお開きください。

介護保険料の見直しでございますが、令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業の給付費の必要額を積算し、介護保険料を算出したものであります。

第8期の介護保険料の設定ですが、給付費見込み額を基に、第1号被保険者の所得段階の区分にて保険料を算定いたしまして、第8期の保険料基準額は月額6,200円としたところで。

内容としまして、保険料収納必要額の見込みの表、上段、「標準給付費見込額①」の推移によりますと、今後も保険給付費は年々増加の傾向を推計し、113億6,203万2,787円を見込んでおります。

3年間の保険料ですが、保険料収納必要額20億8,072万4,180円が必要であると見込んでいます。

この必要見込み額に過去の保険料収納実績を勘案いたしまして、収納率を97.1%で算出いたしました。下の表、第8期第1号被保険者の保険料の第1段階から第12段階の保険料の月額と年額をお示ししております。

次に、付議案件説明資料の22ページをお開きください。

この表によりまして、第1号被保険者の課税、非課税及び合計所得段階区分別の保険料率を第1段階から第12段階までを右側が第7期の分で、左側が第8期を比較したものでございます。

保険料は、第5段階が基準額となります。第8期においては、月額6,200円、年額7万4,400円となり、第7期の保険料月額6,320円、年額7万5,840円と月額で120円、年額で1,440円の引き下げとなったところでございます。

保険料の額につきましては、合計所得金額に応じて異なります。

国は、9段階を標準としておりますが、志布志市では更に細分化を行い、12段階とし負担能力

に応じた保険料段階としております。

第7期と第8期の改正につきましては、表の段階ごとの対象者の合計所得金額において、第6段階では、第7期が合計所得金額100万円未満を120万円未満に、第7段階では、合計所得金額100万円以上150万円未満を、合計所得金額120万円以上160万円未満に、第8段階では、合計所得金額150万円以上200万円未満を、合計所得金額160万円以上210万円未満に、第9段階では、合計所得金額200万円以上250万円未満を、合計所得金額210万円以上260万円未満に、第10段階では、合計所得金額250万円以上300万円未満を合計所得金額260万円以上320万円未満に、第11段階では、合計所得金額300万円以上400万円未満を、合計所得金額320万円以上400万円未満に改正し、また、保険料率を第9段階の1.45を1.50に、第10段階1.55を1.60に、第11段階1.55を1.60に保険料率の引き上げの改正を行うものであります。

付議案件説明資料の23ページをお開きください。

第7期の介護給付費の実績と第8期の給付見込み額であります。第7期の令和2年度は12月までの実績と、令和3年1月から3月までの実績見込値でありますので御理解ください。これにつきましてお目通しくださるようお願いいたします。

それでは、付議案件説明資料の19ページから20ページをお開きください。今回の志布志市介護保険条例の一部改正の新旧対照表でございます。

まず、保険料率ですが、第2条第1項において、該当となる年度の改正、また、第1項第1号から第12号までは、第1号被保険者の第1段階から第12段階までの保険料と対象となる合計所得金額をそれぞれ改正するものでございます。

付議案件説明資料の20ページの第2条第2項の改正でございますが、所得の低い第1段階から第4段階に該当する第1号被保険者の介護保険料におきまして、減額賦課を行う措置を講じ、保険料の軽減を図っております。

第2項では、第1段階で、適用年度及び基準額に乗じる割合0.2を超えない範囲内において、市町村で定めることができるとされており、0.5から0.2引き下げて保険料率を0.3とし、保険料の年額2万2,752円を軽減後の2万2,320円に、第3項では、第2段階で、適用年度及び基準額に乗じる割合0.25を超えない範囲内において、市町村で定めることができるとされており、0.73から0.25引き下げて保険料率を0.48とし、保険料の年額3万6,404円を軽減後の3万5,712円に、第4項では、第3段階で、適用年度及び基準額に乗じる割合0.05を超えない範囲内において、市町村で定めることができるとされており、0.75から0.05引き下げて保険料率を0.7とし、保険料の年額5万3,088円を軽減後の5万2,080円に改めるものでございます。

附則第7項では、令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例であります。

令和3年度の保険料は、令和2年分の合計所得金額であり、給与収入や公的年金の収入から給与控除、年金控除をした後の基礎控除等の控除をする前の所得金額から、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額となり、その金額の合計か

ら10万円を控除して得た額とするものです。

第8項は、第7項の規定中、令和4年度の保険料は令和3年に、第9項は、令和5年度は令和4年との読み替え規定でございます。

この条例は、令和3年4月1日から施行するものでございます

経過措置といたしまして、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料は、従前の例によるものとしております。

以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第16号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第20 議案第17号 志布志市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第20、議案第17号、志布志市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第17号、志布志市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、「ねたきり老人」という表記を、「重度要介護者」に改めるとともに、重度の要介護者等の更なる福祉の増進を図るため、重度の要介護者等を在宅において介護している者に対して支給する介護手当の額等を改めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（川上桂一郎君） 議案第17号、志布志市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部改正について、補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料の25ページをお開きください。新旧対照表でございます。

まず、今回の条例におきまして、題名を志布志市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例から志布志市在宅重度要介護者等介護手当支給条例に改めます。条例本則中「ねたきり老人等」を「重度の要介護者等」に、第4条、手当の額8,000円を1万円に改めるものであります。

なお、この条例は、令和3年4月1日から施行するものであります。

以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第17号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第21 議案第18号 志布志市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第21、議案第18号、志布志市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第18号、志布志市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令による、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指定地域密着型サービス等につきまして、利用者の虐待の防止、業務継続計画の策定、感染症の予防及びまん延の防止等に係る基準を加える等の措置が講じられたため、これらの措置に関する規定を改めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（川上桂一郎君） 議案第18号、志布志市指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

今回の条例改正におきましては、介護保険サービスのうち地域密着型サービス等の指定基準は、厚生労働省令の基準に基づき市町村の条例で定めることとなっております。第1条では、志布志市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、第2条では、志布志市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防の効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、第3条では、志布志市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例及び第4条では、志布志市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

付議案件説明資料の追加資料の1ページをお開きください。

今回の改正の第1条から第4条までの各条例において、共通する主な改正概要でございます。

主なものとしまして、まず、ハラスメント対策の強化。各事業所における性的、優越的な関係を背景とした言動により、就業環境が害されることを防止するための対策でございます。

次に、業務継続に向けた取り組みの強化。今回の新型コロナウイルス感染症や豪雨災害が発生した場合に、介護サービスを継続的に提供できる体制の義務付けをすることとなっております。

次に、感染症対策の強化。感染症の発生及びまん延に関する取り組みの徹底の義務付け。

次に、運営規定等の掲示に係る見直し。

次に、会議や多職種連携によりICTの活用。各種会議等において、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用するというごさいます。

次に、高齢者虐待防止の推進というごさいます。

次に、第1条関係、第2条関係におきましては、主な改正概要としまして、認知症介護基礎研修の受講の義務付け。介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させるために、介護に携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修の受講の義務付け。

災害への地域と連携した対応の強化。災害発生に備えた、事業所と地域住民参加が得られる連携に努めること。

それから、管理者の配置基準の緩和、人員配置基準の見直し等、一番重要なものが、計画作成担当者の配置基準の緩和というごさいます。1ユニット9人が基準でございすが、ユニットごとに計画作成者を1人配置しなければいけなかつたんですけど、今回の改正で事業所ごとに1人以上と、事業所においての1人以上の配置に人員基準の緩和がされるというごさいます。

栄養・口腔衛生の管理では、栄養士又は管理栄養士を配置し、入所者ごとの栄養管理を計画的に行うことと、口腔衛生管理を行うことを求めるというごさいます。

また、事故発生の防止、発生時の対応というごさ、事故発生の防止のための安全対策の担当者を定めることを義務付けております。

最後に、第4条関係ですが、居宅介護支援事業所管理者の要件として、主任介護支援専門員とするということが定められております。

また、生活援助の訪問回数が多い利用者等への対応というごさ、区分支給限度基準額の利用割合が高く、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業者を点検・検証することになるというごさいます。

以上が、改正の概要でございすが。

付議案件説明資料の新旧対照表におきましては、26ページから75ページが今回の条例の条項の改正、新設となっております。

なお、条例の改正の附則第1項において、本条例は、令和3年4月1日から施行するものでありますが、附則第2項、虐待の防止に係る経過措置、第3項、業務継続計画の策定に係る経過措置、第4項の指定巡回、随時対応型訪問介護看護事業者における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置、第5項、認知症に係る基礎的な研修受講に関する経過措置、第6項、栄養管理に係る経過措置、第7項、口腔衛生の管理に係る経過措置、第8項、指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置、第9項、事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置においては、施行日から令和6年3月31日

までの経過措置とするものであります。

以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） 本当に大変御苦労さまでしたと言いたいですね。1点だけですね、これは委員会付託になると思いますけれども、今回のこの条例を改正しなければいけない、省令でこれは国が求めたわけですよ。国会ではこれは全く議論しないで、省令でこうしてくださいよとして、国会での審議には付されていないんですよ。そのことは間違っていますかね、そのことだけ教えてください。提案理由で基準等の一部を改正する省令というところで、当局としては今回本当に大変な努力をされてこういう提案ですよ。国会の審議というのはされていないというように理解していいですか。

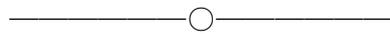
○保健課長（川上桂一郎君） 御質問の国会で審議がされたかというのは、ちょっと確認はしていないところなんです、市に対しましては、令和3年1月25日付で、指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、令和3年厚生労働省令第9号が交付されたという通知がございまして、それに基づきまして官報等で確認をして、今回の改正に至ったところでございます。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第18号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第22 議案第19号 志布志市介護保険基金条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第22、議案第19号、志布志市介護保険基金条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第19号、志布志市介護保険基金条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、介護保険事業の円滑な運営に資するため、志布志市介護保険基金を設置することとし、その管理、運用及び処分に関する事項を定めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（川上桂一郎君） 議案第19号、志布志市介護保険基金条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

今回の条例の制定につきましては、第1条、設置でございます。介護保険財政の調整を図り、事業の健全化に資するため、志布志市介護保険基金を設置するものでございます。

第2条、積立額です。基金として積み立てる額は、介護保険特別会計予算で定める額といたし

ます。

第3条、基金の管理です。第1項で基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

第3条第2項では、基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

第4条、運用益金の処理です。基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

第5条、基金の処分です。基金は、次に掲げる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

第5条第1号では、介護保険の保険給付及び地域支援事業に要する費用が不足を生じる場合、第2号では、介護保険に係る第1号被保険者の介護保険料を低減する場合でございます。

第6条、繰り替え運用です。市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

第7条、委任。この条例の定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。なお、附則において、この条例は、令和3年4月1日から施行するものであります。

以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第19号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

ここで午後3時まで休憩いたします



午後2時51分 休憩

午後2時59分 再開



○議長（東 宏二君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。



日程第23 議案第20号 志布志市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第23、議案第20号、志布志市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第20号、志布志市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例の制定につきまして説明を申し上げます。

本案は、建築基準法第49条の2の規定に基づき、特定用途制限地域内における建築物等の用途の制限に関し、必要な事項を定めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○建設課長（鮎川勝彦君） 議案第20号、志布志市特定用途制限地域内における建築物の制限に関する条例の制定について、補足して御説明を申し上げます。

付議案件資料は76ページから77ページでございます。

今回、新たに都市計画区域拡大を行った野井倉地区は、良質な水系と優良な田園地帯があり、また、その周辺に住環境が共存している地域でございます。

現在、東九州自動車道（仮称）志布志有明 I C の整備が進められており、市街地や志布志港へのアクセス性の向上から、その周辺に様々な施設が立地することが予想されるため、今後、この地域における無秩序な開発を抑制し、優良な田園地帯の保全を図るとともに、その周辺に広がる良好な住環境の形成を目的とする土地利用の誘導を図っていく必要があるため、建築基準法第49条の2の規定に基づき、特定用途制限地域の田園居住環境保全地区とし、区域内における建築物の用途の制限について必要な事項を定めるものでございます。

それでは、条例の内容について御説明いたします。

第1条は趣旨、第2条は定義でございます。

第3条は、特定用途制限地域を規定しております。

第4条は、別表右の欄に掲げる建築物は建築してはならないと規定しています。また、同条第2項から第5項までは、特例措置を定めております。

第5条及び第6条は、既存の建築物に対する制限の緩和、工作物の用途の制限等をそれぞれ規定しています。

第7条に条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるとしてあります。

第8条及び第9条は、罰則、両罰規定について規定しています。

なお、罰金の定めのある条例の制定でございますので、鹿児島地方検察庁と協議を行い、適当であるとの回答を得ているところでございます。

別表にある建築してはならない建築物につきましては、付議案件説明資料77ページにあります建築規制概要表となります。

以上で、補足説明を終わります。

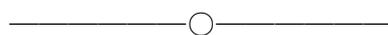
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第20号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第24 議案第21号 志布志市新市まちづくり計画の変更について

○議長（東 宏二君） 日程第24、議案第21号、志布志市新市まちづくり計画の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第21号、志布志市新市まちづくり計画の変更につきまして説明を申し上げます。

本案は、東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部改正に伴い、市町村建設計画に基づく公共的施設の整備事業等に要する経費に充当するための地方債を起すことができる期間を、5年間延長する措置が講じられたため、志布志市新市まちづくり計画の変更につきまして、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては担当の課長が説明しますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○企画政策課長（西 洋一君） 議案第21号、志布志市新市まちづくり計画の変更について、補足して説明申し上げます。

付議案件説明資料につきましては、78ページをお開きください。

まず、まちづくり計画の変更の背景と目的でございます。平成28年熊本地震等の相次ぐ大規模災害等により、合併市町村の事業の実施に支障を来していることから、東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部改正に伴い、合併特例債の発行可能期間を5年延長する措置が講じられたところでございます。

本市におきましては、これまで合併特例債の発行可能期間は、合併後15年間の令和2年度までとなっておりますが、今回の措置により、合併後20年間の令和7年度まで、合併特例債の発行が可能となるところでございます。

これらを踏まえまして、本市の均衡ある地域発展等を効果的かつ着実に実施するため、引き続き合併特例債が活用できるよう、志布志市新市まちづくり計画を変更するものでございます。

次に、主な変更の内容につきまして御説明申し上げます。

計画期間の延長につきましては、合併特例債の発行可能期間の5年延長に合わせて、15年間の20年間とするものでございます。

次に、庁舎整備の基本的な考え方の追記につきましては、本年1月1日に本庁舎が志布志支所に移転するとともに、有明本庁が有明支所になったところでございます。このことにつきましては、その位置付けを補足説明として追記するものでございます。

次に、財政計画の変更につきましては、歳入歳出の各項目の算定基礎や方法などを見直した上で、これまでの決算額に合わせるとともに、計画期間の5年延長に伴い、令和3年度から令和7年度までの5年間分の財政計画を新たに加えるものでございます。

なお、今回の志布志市新市まちづくり計画の変更にあたりましては、市町村の合併の特例に関する法律に基づき、あらかじめ県知事との協議が義務付けられているところでございます。この

ことから、令和3年1月8日付で事前協議を、令和3年2月1日付で正式協議をそれぞれ行い、同月15日付で、県知事から志布志市新市まちづくり計画の変更に異議がない旨の回答があったところでございます。

また、同法におきましては、志布志市新市まちづくり計画を変更しようとする場合に、地域審議会等を設置しているときは、当該地域審議会等の意見聴取が義務付けられているところでございます。本市におきましては、地域審議会等を設置していないところでございますが、まちづくり委員会を設置しておりますので、1月21日に開催し、志布志市新市まちづくり計画の変更につきましては、意見を聴取したところでございます。

以上で補足説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第21号は、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第25 議案第22号 字の区域変更について

○議長（東 宏二君） 日程第25、議案第22号、字の区域変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第22号、字の区域変更につきまして説明を申し上げます。

本案は、県営中山間地域総合整備事業に伴い、本市内の字の区域を変更するものであります。

内容につきましては、志布志町内之倉字大山ノ口3716、3717、3719、3720、3724の1及びこれらの区域に隣接する水路である市有地の全部を、志布志町内之倉字平原に包括するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第22号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第26 議案第23号 市道路線の認定について

○議長（東 宏二君） 日程第26、議案第23号、市道路線の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第23号、市道路線の認定につきまして説明を申し上げます。

本案は、東九州自動車道及び都城志布志道路の整備に伴い、路線の整理を図り、もって地方開発及び産業振興に資するため、市道の路線を認定する必要があるので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

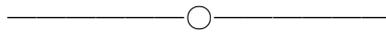
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第23号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第27 議案第24号 市道路線の変更について

○議長（東 宏二君） 日程第27、議案第24号、市道路線の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第24号、市道路線の変更につきまして説明を申し上げます。

本案は、東九州自動車道及び都城志布志道路の整備に伴い、これらに接続する路線の起点及び終点の整理を行う必要があるので、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

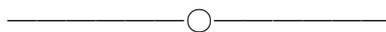
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第24号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第28 議案第25号 令和3年度志布志市一般会計予算

○議長（東 宏二君） 日程第28、議案第25号、令和3年度志布志市一般会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第25号、令和3年度志布志市一般会計予算につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和3年度志布志市一般会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

令和3年度志布志市の一般会計の予算は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ258億6,000万円と定めるものであります。

前年度と比較しますと、3億4,500万円、1.4%の増となるものであります。これは、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、新型コロナウイルス感染予防対策事業、新型コロナウイルス

ルス予防接種事業及び新型コロナウイルス感染症対策事業に係る費用、合わせて4億7,344万6,000円計上、全国の皆様から多くの寄附をいただいていることから、ふるさと志基金寄附金を10億円増額することに伴い、積立金を10億円、ふるさと納税推進事業が6億8,741万円増加したこと等が主な要因となっているものであります。

本市の財政状況は、地方交付税の合併算定替えの特例が令和2年度で終了し、令和3年度から一本算定となり、地方交付税が確実に減収となることから、更に厳しい財政運営が見込まれているところです。

このことを踏まえまして、令和3年度の当初予算編成にあたりましては、引き続き「入るを量りて出ざるを制す」を基本方針として、事務事業優先度評価を行い、所期の目的を達成した事業の整理・統合・縮減を徹底し、継続して実施する事務事業についても、ゼロから積み上げるなど、選択と集中によるメリハリのある予算編成に努めてまいりました。

それでは、令和3年度当初予算案につきまして、説明を申し上げます。

予算書の8ページ、予算説明資料は5ページをお開きください。

第2表、債務負担行為につきましては、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為ができる事項、期間及び限度額を定め、農業制度資金利子補給ほか2件、限度額を総額で2億828万4,000円と定めるものであります。

予算書の9ページになります。

第3表、地方債につきましては、総額で16億3,100万円を限度額とするものであります。

それでは、歳入予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の10ページ、予算説明資料は1ページをお開きください。

事項別明細書の歳入であります。まず自主財源の柱となる1款、市税は、家屋や償却資産に係る固定資産税の伸びが見込まれる一方、新型コロナウイルス感染症の影響による収入・所得の減少で市民税の減収が見込まれることから、0.5%減の34億3,766万7,000円計上するものであります。

11款、地方交付税は、国の定める地方財政計画や合併算定替えの特例が令和2年度で終了し、一本算定となることから、令和2年度の交付実績を勘案し、1.8%減の61億5,000万円計上するものであります。

15款、国庫支出金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金が増となったこと等により、7.5%増の34億5,854万9,000円計上するものであります。

16款、県支出金は、森林整備・木材産業活性化推進事業等、各種補助事業の計上があるものの、産地パワーアップ事業、畜産クラスター事業が減となったこと等により、18.4%減の26億1,604万1,000円計上するものであります。

予算書の11ページをお開きください。

19款、繰入金は、事業実施の財源として、ふるさと志基金繰入金等を増額し、財源調整として

財政調整基金を減額したこと等により、1.8%増の40億9,633万7,000円計上するものであります。

22款、市債は、合併特例債、過疎対策事業債、臨時財政対策債等、0.5%減の16億3,100万円計上するものであります。

次に歳出予算について、目的別に説明を申し上げます。

予算書の12ページをお開きください。

1 款、議会費は、0.8%減の1億7,793万2,000円計上するものであります。

2 款、総務費は、13.7%増の54億29万4,000円計上するものであります。

3 款、民生費は、3.7%減の72億1,946万2,000円計上するものであります。

4 款、衛生費は、18.1%増の15億953万8,000円計上するものであります。

6 款、農林水産業費は、23.1%減の19億6,876万1,000円計上するものであります。

7 款、商工費は、16.5%増の26億501万8,000円計上するものであります。

8 款、土木費は、26.9%減の13億9,304万9,000円計上するものであります。

9 款、消防費は、9.2%減の5億7,686万5,000円計上するものであります。

10款、教育費は、4.9%増の18億3,461万8,000円計上するものであります。

このほか、11款、災害復旧費に4億2,246万円、12款、公債費に27億3,200万3,000円、14款、予備費に2,000万円それぞれ計上するものであります。

それでは、それぞれの予算の内容について、主な事業を説明してまいります。

予算説明資料は10ページであります。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用した新型コロナウイルス感染症対策事業の一覧となっております。

予算書の68ページ、予算説明資料は29ページであります。2 款、総務費、1 項、総務管理費、4 目、企画費は、情報発信に係る市民サービスの向上を図る新ホームページ導入事業に1,276万円計上するものであります。

予算説明資料は33ページであります。市民、交通事業者及び行政が連携することにより、交通機関の利便性が向上し、誰もがスムーズに市内を移動できる移動網を目指すチョイソコしぶし運行事業に1,816万4,000円計上するものであります。

予算書の72ページ、予算説明資料は41ページであります。6 目、情報管理費は、しぶし志ネット設備譲渡計画に基づき、譲渡先事業者への譲渡が円滑に進み、譲渡後も安定的なサービス提供が可能となるようしぶし志ネット設備譲渡事業に1億3,800万円計上するものであります。

予算書の80ページ、予算説明資料は22ページであります。4 項、選挙費、3 目、執行選挙費は、令和4年2月11日任期満了に伴う市長・市議会議員選挙の執行経費を3,926万4,000円計上するものであります。

予算書の84ページから86ページにかけて、予算説明資料は70ページであります。3 款、民生費、1 項、社会福祉費、1 目、社会福祉総務費は、子ども、高齢者、障がい者、生活困窮者など、複数課にまたがる内容又は異なる分野での複合的な悩み及び法の狭間にある悩みを抱える相談者を支援するため、包括的な相談窓口を設置し、各機関連携を図ることにより、相談者の状況に即

した包括的な解決につなげる気軽なまるごと相談事業に38万4,000円計上するものであります。

予算書の86ページ、予算説明資料は73ページであります。2目、障害福祉総務費は、新たに放課後等デイサービス事業所を開設する者に対して、開設に要する費用の一部を補助することにより、放課後等デイサービス事業所の新規開設を促すとともに、放課後等における療育の場の充実を図る放課後等デイサービス事業所開設支援事業に400万円計上するものであります。

予算書の97ページ、予算説明資料は94ページであります。4款、衛生費、1項、保健衛生費、1目、保健衛生総務費は、大隅4市5町の各構成市町の重症救急患者の医療を確保するため、大隅地域内の二次救急医療機関に対し、予算の範囲内において、救急体制の確保に要する経費につきまして負担金、補助金を交付することにより、各医療機関の救急医療体制の運営強化に資する二次救急医療体制整備事業に1,051万7,000円計上するものであります。

予算書の97ページから98ページにかけて、予算説明資料は95ページであります。2目、予防費は、市民への新型コロナウイルスワクチンの円滑な接種を実施するため、必要な体制の確保を図る新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に3,331万4,000円計上するものであります。

予算説明資料は97ページであります。市民への新型コロナウイルスワクチンの円滑な接種を実施するため、接種に係る費用を負担する新型コロナウイルス予防接種事業に1億4,335万2,000円計上するものであります。

予算書の108ページ、予算説明資料は106ページであります。6款、農林水産業費、1項、農業費、3目、農業振興費は、台風、豪雨災害、病虫害被害等、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクの増加により、国が新たな共済制度である農業経営収入保険を創設し、農業経営の安定化を図る中、新型コロナウイルス感染症の拡大等で、更に危機感の高まっている農業者の状況を鑑み、農業経営収入保険への加入を推進する農業経営収入保険加入推進事業に1,000万円計上するものであります。

予算書の116ページ、予算説明資料は126ページであります。2項、林業費、2目、林業振興費は、県産材を使用した木造建築物を新築した際、二酸化炭素の固定量に応じて森林炭素マイレージ交付金を支給し、地球温暖化対策の取り組みを推進する等、森林資源の適切な管理を行う森林経営管理事業に5,242万8,000円、予算説明資料は127ページであります。平成30年度に本格稼働した木材加工施設にバイオマスボイラー設備とプレーナーギヤング設備等を導入して、更なる木材加工の生産量を増やし、また、雇用の促進を図る森林整備・木材産業活性化推進事業に3億7,435万円、それぞれ計上するものであります。

予算書の119ページ、予算説明資料は131ページであります。3項、水産業費、3目、漁港建設費は、夏井漁港の水産基盤機能保全事業により防波堤の整備を行い、夏井漁港の保全を図る漁港建設事業に5,000万円計上するものであります。

予算書の122ページ、予算説明資料は49ページであります。7款、商工費、1項、商工費、2目、商工業振興費は、新型コロナウイルス感染症拡大予防のための店舗等改装、衛生対策に要する設備投資及び備品購入費の経費の一部を補助し、生活様式の変化に対応した事業継続の促進

を図る中小事業者設備投資等支援事業に3,000万円、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営持続に支障を来している事業者に対し、事業継続に最低限必要な固定経費の一部を支援することで経営負担の軽減を図る中小事業者管理コスト支援事業に5,999万円、それぞれ計上するものであります。

予算書の122ページから124ページにかけて、予算説明資料は50ページであります。ふるさと納税の寄附者に対し、感謝の気持ちと本市特産品PRを目的に寄附金額に応じた特産品を発送し、本市への応援者を募るふるさと納税推進事業に18億6,348万1,000円計上するものであります。

予算書の129ページ、予算説明資料は133ページであります。8款、土木費、2項、道路橋りょう費、2目、道路維持費は、新型コロナウイルス感染予防のため軽トラックを購入し、班編制を増やすことで、道路維持作業者の作業や輸送の密を避けるとともに、作業の効率化を図る車両更新事業に521万9,000円計上するものであります。

予算書の130ページ、予算説明資料は135ページであります。産業の振興及び市民の安全で快適な通行ができることを目的とし、社会資本整備総合交付金等を活用して市道の整備を行うことにより、利便性の向上を図る道路新設改良事業に4億6,757万3,000円計上するものであります。

予算書の138ページ、予算説明資料は19ページであります。9款、消防費、1項、消防費、3目、消防施設費は、非常時の確実な出動及び消火体制の整備・充実を図るため、消防団車両の更新を行い、消防防災活動の充実を推進する消防団車両整備事業を2,750万円計上するものであります。

予算書の147ページ、予算説明資料は149ページであります。10款、教育費、3項、中学校費、1目、学校管理費は、学校職員による除草作業等の時間短縮及び校内美化活動等の除草作業に伴う職員、保護者等の密を避けるため乗用芝刈機購入事業に418万円計上するものであります。

予算書の152ページ、予算説明資料は160ページであります。5項、社会教育費、4目、生涯学習推進費は、まちづくりに関わる人が一堂に会して、「生涯学習」「創年時代」をキーワードに、基調講演、分科会、シンポジウム、交流会等を通じて、参加者相互の交流を図り、これからの地域活性化に役立てる「全国創年のまち研究会」に207万9,000円計上するものであります。

予算書の153ページから154ページにかけて、予算説明資料は163ページであります。6目、文化財保護費は、志布志麓庭園活用計画及び福山氏庭園主屋修復実施設計を基に、福山氏邸の保存修理工事を実施する志布志麓庭園整備事業（歴史のまちづくり事業）に8,024万8,000円計上するものであります。

予算書の158ページ、予算説明資料は167ページであります。6項、保健体育費、2目、体育施設費は、改修に伴う設計を委託する志布志運動公園体育館改修設計委託に2,223万3,000円、予算書の159ページ、予算説明資料は168ページであります。城山総合公園体育館の老朽化に伴う雨漏りにより利用に支障を来しているため、屋根防水補修を実施し、利便性の向上を図る城山総合公園体育館屋根防水補修事業に3,409万5,000円、それぞれ計上するものであります。

予算書の160ページ、予算説明資料は170ページであります。3目、学校給食センター費は、

新型コロナウイルス感染症対策で臨時休校した影響により、夏休みに授業を実施した際の、食中毒の防止や調理員の熱中症対策を図るため空調設備改修事業に5,592万4,000円計上するものであります。

予算書の161ページ、予算説明資料は171ページであります。児童及び生徒を養育している世帯の学校給食費を半額補助することで、保護者の経済的負担を軽減し、安心して子育てができるよう支援する学校給食費補助事業に6,181万8,000円計上するものであります。

以上が令和3年度志布志市一般会計当初予算の主な内容であります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第25号については、18人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号については、18人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、お手元に配布しました名簿のとおり指名したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会委員は、お手元に配布しました名簿のとおり、選任することに決定しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において予算審査特別委員会を招集します。

ただいまから、議員控室において特別委員会を開きます。その間、しばらく休憩いたします。

○

午後3時36分 休憩

午後3時47分 再開

○

○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告いたします。

委員長に平野栄作君、副委員長に野村広志君、以上であります。

○
お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

3月1日は、午後1時15分から引き続き本会議を開きます。

本日はこれで延会します。

お疲れさまでございました。

午後3時48分 延会

令和3年第1回志布志市議会定例会会議録（第2号）

期日：令和3年3月1日（月曜日）午後1時15分

場所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第26号 令和3年度志布志市国民健康保険特別会計予算
- 日程第3 議案第27号 令和3年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第4 議案第28号 令和3年度志布志市介護保険特別会計予算
- 日程第5 議案第29号 令和3年度志布志市下水道管理特別会計予算
- 日程第6 議案第30号 令和3年度志布志市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第7 議案第31号 令和3年度志布志市国民宿舎特別会計予算
- 日程第8 議案第32号 令和3年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算
- 日程第9 議案第33号 令和3年度志布志市水道事業会計予算
- 日程第10 同意第3号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第11 同意第4号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第12 同意第5号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第13 同意第6号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第14 同意第7号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第15 同意第8号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第16 同意第9号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第17 同意第10号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第18 同意第11号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第19 同意第12号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第20 同意第13号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第21 同意第14号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第22 同意第15号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第23 同意第16号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第24 同意第17号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第25 同意第18号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第26 同意第19号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第27 同意第20号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第28 同意第21号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第29 同意第22号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第30 同意第23号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第31 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第32 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

出席議員氏名（19名）

2番 南 利 尋	3番 尖 信 一
4番 市ヶ谷 孝	5番 青 山 浩 二
6番 野 村 広 志	7番 八 代 誠
8番 小 辻 一 海	9番 持 留 忠 義
10番 平 野 栄 作	11番 西江園 明
12番 丸 山 一	13番 玉 垣 大二郎
14番 鶴 迫 京 子	15番 小 野 広 嗣
16番 長 岡 耕 二	17番 岩 根 賢 二
18番 東 宏 二	19番 小 園 義 行
20番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 北 野 保
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 西 洋 一
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 假 屋 眞 治
税 務 課 長 吉 田 秀 浩	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 木 村 勝 志	保 健 課 長 川 上 桂 一 郎
農政畜産課長 重 山 浩	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
建 設 課 長 鮎 川 勝 彦	松 山 支 所 長 中 吉 広 志
有明支所長 小 山 錠 二	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 桑 迫 悟	農業委員会事務局長 小 野 幸 喜
教育総務課長 萩 迫 和 彦	学 校 教 育 課 長 谷 口 源 太 郎
生涯学習課長 江 川 一 正	

議会議務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 松 永 憲 一
調 査 管 理 係 長 毛 野 仁	議 事 係 長 末 原 和 幸

午後1時15分 開議

○議長（東 宏二君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（東 宏二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、岩根賢二君と小園義行君を指名いたします。



日程第2 議案第26号 令和3年度志布志市国民健康保険特別会計予算

○議長（東 宏二君） 日程第2、議案第26号、令和3年度志布志市国民健康保険特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第26号、令和3年度国民健康保険特別会計予算につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和3年度志布志市国民健康保険特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

令和3年度志布志市の国民健康保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ46億7,551万7,000円となり、前年度と比較しますと1億7,553万7,000円、3.9%の増となっております。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の181ページをお開きください。

歳入の国民健康保険税は、一般被保険者及び退職被保険者等の国民健康保険税を6億5,625万円計上しております。

183ページをお開きください。

歳入の県支出金の県補助金は、保険給付費等交付金を35億8,931万9,000円計上しております。

185ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を3億1,653万9,000円計上しております。

195ページをお開きください。

歳出の保険給付費は、療養諸費を30億3,470万円、196ページの高額療養費を4億5,019万円、198ページの出産育児諸費を1,470万8,000円それぞれ計上しております。

なお、審査支払手数料、出産育児一時金、葬祭費、傷病手当金を除く保険給付費の総額は、歳入の県支出金の保険給付費等交付金の普通交付金と同額になるものであります。

予算書の201ページであります。県が負担する保険給付費等交付金の交付に要する費用、その他の国民健康保険事業に要する費用に充てるため、県に納付する国民健康保険事業費納付金につきましては、医療給付費分を7億4,169万7,000円、予算書202ページの後期高齢者支援金等分を2億3,100万円、予算書203ページの介護納付金分を8,085万7,000円、それぞれ計上しております。

予算書の205ページをお開きください。

歳出の保健事業費は、特定健康診査等事業費を

3,994万円、206ページの疾病予防費を1,248万1,000円、それぞれ計上しております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第26号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第3 議案第27号 令和3年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（東 宏二君） 日程第3、議案第27号、令和3年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第27号、令和3年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和3年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

令和3年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億1,477万2,000円となり、前年度と比較しますと2,345万円、6.0%の増となっております。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の218ページをお開きください。

歳入の後期高齢者医療保険料は、特別徴収保険料を1億5,900万円、普通徴収保険料を7,620万円それぞれ計上しております。

220ページをお開きください。

歳入の繰入金は、保険基盤安定繰入金を1億6,840万1,000円、事務費繰入金を372万5,000円それぞれ計上しております。

229ページをお開きください。

歳出の広域連合納付金は、共同事業負担金を4億370万1,000円計上しております。

230ページをお開きください。

歳出の保健事業費の健康保持増進事業費は、健康診査費を729万5,000円計上しております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第27号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第4 議案第28号 令和3年度志布志市介護保険特別会計予算

○議長（東 宏二君） 日程第4、議案第28号、令和3年度志布志市介護保険特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第28号、令和3年度志布志市介護保険特別会計予算につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和3年度志布志市介護保険特別会計予算を調製したので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

令和3年度志布志市介護保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ39億3,579万2,000円となり、前年度と比較しますと3,278万3,000円、0.8%の減となっております。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の243ページをお開きください。

歳入の保険料の介護保険料は、第1号被保険者保険料を6億2,500万円計上しております。

245ページをお開きください。

歳入の国庫支出金は、保険給付に対する国の負担金を6億6,563万9,000円、246ページの調整交付金、地域支援事業交付金、保険者機能強化推進交付金等を3億5,836万1,000円、それぞれ計上しております。

247ページをお開きください。

歳入の支払基金交付金は、保険給付費及び地域支援事業に対する第2号被保険者の負担分を10億4,371万3,000円計上しております。

250ページをお開きください。

歳入の繰入金的一般会計繰入金は、保険給付及び地域支援事業に対する市の負担分、低所得者保険料軽減事業及び事務費の繰り入れを5億6,879万2,000円計上しております。

256ページから257ページをお開きください。

歳出の保険給付費は、要介護1から5までの認定を受けている方の給付費である介護サービス等諸費を33億9,810万円、258ページから259ページでは、要支援1と2の認定者に対する給付費の介護予防サービス等諸費を8,070万円、260ページのその他諸費の審査支払手数料を300万円、261ページの自己負担額が一定額を超えた場合に支給する高額介護サービス等費を1億1,030万円、262ページの介護保険と医療保険の両方を利用して介護と医療の自己負担額が一定額を超えた場合に支給する高額医療合算介護サービス等費を1,540万円、263ページの介護保険施設等における居住費や食費の自己負担につきましては、所得に応じて上限が設けられており、これを超える部分を給付する特定入所者介護サービス等費を1億9,480万円、それぞれ計上しております。

266ページから267ページの地域支援事業費は、

総合相談事業、見守りの必要な方の配食事業、緊急通報体制の整備、認知症総合支援事業などに関する包括的支援事業、任意事業費を2,662万2,000円、268ページの要支援者等の訪問型及び通所型サービス事業費や介護予防ケアマネジメント作成に関する介護予防生活支援サービス事業費を5,214万2,000円、それぞれ計上しております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○11番（西江園 明君） 説明資料の方でちょっとお尋ねしますけれども、182ページの下段ですけれども、地域自立生活支援事業です。これは、まずどこが行っているか、事業主体です。それと、この90歳以上というふうになっていますけれども、何人ぐらいいらっしゃるって、その90歳以上というふうに定めたのは、何か法的な何かがあるのかが2点目。それと3点目が、この財源の内訳でその他とありますけど、これは個人が負担した分というふうに理解していいのか、違ったらそれをお願いします。

○保健課長（川上桂一郎君） 御質問にお答えいたします。

まず1点目ですが、昨年10月から株式会社見守り配食サービスに委託を行っておりまして、新年度もそこを今のところは予定をしているというところです。

2点目で、90歳以上の者ということで、何人が対象者かということで、今のところ2人が対象者であると。その方が入院とかそういった場合には、またサービスをちょっと休止するとかいうのがございます。

それと215万9,000円なんですけど、これはちょっと答弁に時間をいただきたいと思います。

○11番（西江園 明君） 課長、ちょっとお伺いしますけど、対象者は90歳以上の2人で、事業費は1,122万円ですけど、課長の答弁ですと2人という、そういうふうに理解をしいんですか。

○保健課長（川上桂一郎君） 今、90歳以上の方が2人と、常時見守りが必要で栄養改善が必要な要介護認定者等という二通りの対象者がいます。申し訳ございません。

○11番（西江園 明君） そちらは何人ですか。

○保健課長（川上桂一郎君） ちょっと時間をください、すみません。

○議長（東 宏二君） 答弁準備のため、しばらく休憩いたします。

○

午後1時31分 休憩

午後1時33分 再開

○

○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

○保健課長（川上桂一郎君） 先ほど90歳以上の方を2人と申し上げましたけど、誤りございまして、2人ではなくて、この二つの事業を合わせて今のところ74人の利用者がいるということでございます。

それと、この対象においての法的根拠はないところです。

215万9,000円の財源は、一般会計からの事務費繰り入れとなっております。

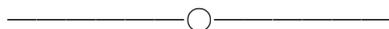
以上でございます。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第28号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第5 議案第29号 令和3年度志布志市下水道管理特別会計予算

○議長（東 宏二君） 日程第5、議案第29号、令和3年度志布志市下水道管理特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第29号、令和3年度志布志市下水道管理特別会計予算につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和3年度志布志市下水道管理特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

令和3年度志布志市下水道管理特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億1,116万2,000円となり、前年度と比較しますと839万9,000円、2.6%の減となっております。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の278ページをお開きください。

第2表、地方債につきましては、資本費平準化債の限度額を4,500万円としております。

281ページをお開きください。

歳入の使用料及び手数料は、下水道使用料を7,340万円計上しております。

284ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を1億9,053万4,000円計上しております。

288ページをお開きください。

歳入の市債は、農林水産業債の資本費平準化債を4,500万円計上しております。

290ページをお開きください。

歳出の総務費の総務管理費は、一般管理費として職員2人分の人件費、市内4地区の浄化センターの維持管理及び公営企業法適用支援業務に要する経費等、1億967万6,000円計上しております。

292ページをお開きください。

歳出の公債費は、地方債の元利償還金を2億48万6,000円計上しております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第29号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第6 議案第30号 令和3年度志布志市公共下水道事業特別会計予算

○議長（東 宏二君） 日程第6、議案第30号、令和3年度志布志市公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第30号、令和3年度志布志市公共下水道事業特別会計予算につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和3年度志布志市公共下水道事業特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

令和3年度志布志市公共下水道事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ280万円となり、前年度と比較しますと1万4,000円、0.5%の減となっております。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の306ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を252万5,000円計上しております。

310ページをお開きください。

歳出の公債費は、地方債の元利償還金を252万5,000円計上しております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第30号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第7 議案第31号 令和3年度志布志市国民宿舎特別会計予算

○議長（東 宏二君） 日程第7、議案第31号、令和3年度志布志市国民宿舎特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第31号、令和3年度志布志市国民宿舎特別会計予算につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和3年度志布志市国民宿舎特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

令和3年度志布志市国民宿舎特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,071万2,000円となり、

前年度と比較しますと10万9,000円、0.4%の減となっております。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

予算書の317ページをお開きください。

歳入の公営企業収入は、指定管理者からの納入金を2,000万円計上しております。

319ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を1,055万9,000円計上しております。

322ページをお開きください。

歳出の管理費は、国民宿舎の維持管理に関する経費を1,806万1,000円計上しております。

323ページをお開きください。

歳出の公債費は、地方債の元利償還金を1,215万1,000円計上しております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○20番（福重彰史君） 1点だけですけれども、この説明資料の中で、自家発電機の取替修繕というふうになっておりますけれども、これは自家発電機の取り替えなのか修繕なのか、あるいは取り替えをするのと修繕をするのと両方あるのか、どちらですか。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 自家発電機の取り替えということでございますけれども、これがちょうど本館の1階のレストランの下に設置してございます。これにつきましては、以前基盤が壊れたということで修繕をしてございましたけれども、これまで電気保安協会等の検査をしながら、今までやってまいりました。その中で、今度また検査の結果、取り替えが必要であるということでございます。そして、またこの設置から年月が経過した製品がもう古いということで、なかなかその部品も無いということがございまして、一式全部を取り替えるということでございます。

○20番（福重彰史君） そうすると、発電機そのものは今あるやつを使うんだけれども、いわゆる基盤そのものを、全部その部品を取り替えて修繕をするんだという、そういう理解でいいわけですか。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 2020年6月に電気保安協会の検査を受けまして、充電装置の不備が指摘されております。それで、平成26年の修繕で基盤を取り替えているときに、三菱重工から、日本全土で探しても部品を製造しているところがないということで、今後は対応できないということがあるということで、その充電装置等を含めまして、今回1,382万7,000円ということで、全てを取り替えるということで、一式替えるということで見積りをしているところでございます。

○20番（福重彰史君） ということは、修繕ということではなくて、取り替えということですね。

○港湾商工課長（假屋眞治君） はい、そういうことでございます。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はございませんか。

○19番（小園義行君） 今回、この当初予算で公営企業収入2,000万円ということになっているんですけど、現実には今の状況の中で新年度から営業再開というそういう見通しがどういうふう

なっているのか、審議の前提が崩れますので。そこについて、今一部休業している状態を含めて、新年度以降どういうふうになるのかと。仮に、全面再開が新年度もちょっと遅れた場合に、この公営企業収入の2,000万円が少なくなるという状況が予想されるんですけど、そうした際に一般会計から繰入金についての当局のお考えは、どういうふうにこの提案にあたって議論されているのか、そこについてお願いします。

○港湾商工課長（假屋眞治君） これまでも株式会社グリーンハウスの中村理事が東京都からみえまして、それから総支配人共々何回も打ち合わせをしてきております。来年に向けましても、当然市の方も予算編成がございまして、それから株式会社グリーンハウス自体、そしてまた指定管理者の予算措置というのを取締会の許可を取らないといけないときがございまして、11月からずっと打ち合わせをしておりました。本年度につきましては、本当に納付金がある状態で、指定管理料もない状態でスタートしまして、その中で実情を御説明しながら、納付金、指定管理料ということで、令和2年12月議会までお願いしていたところでございます。

今の考え方としましては、コロナの状況につきましてもワクチンの接種によって回復基調もあるのか、そこ辺りははっきりと見えないところではあるんですけども、グランピングを導入して、そしてある程度回復していく状況を見ながら試算はしまして、その中で両者の協議の中で、当初は2,000万円の納付金を払うんだと、そして指定管理料についてもゼロのスタートをしますよということで、両者が合意して予算計上をしているところでございます。

当然この後、新型コロナウイルス感染症の第何波が来るか分かりませんが、そこについてはまた協議をしながら、そして当然株式会社グリーンハウスとしてもいろいろな努力をされています。今でも2月、3月は宿泊を止めておりますけれども、経費を削減するためでございますし、それ以外に弁当注文をしたりという営業もかけて、少しでも利益を上げるようなことをされているところでございます。当然、これが可決されましたときには、また両者協議をしながら、本当にどこまで支援できるのかとかいうのは、市議会の皆様には相談しながら、年度経過を見ながら進めていくということになるかと思っております。

そしてまた、当然そこにも支援というのは限界があると思っておりますので、そこについては、もしそういう支援ができないようであれば、直営にするのか、それとも再公募するのかとかいうことも含めて、市長とその辺は調整しながら、あと株式会社グリーンハウスとも調整しながら、時を逃さないようにずっと協議を進めながらやっていきたいということで、今回予算を計上しているところでございます。

○19番（小園義行君） 今の答弁があって安心をするわけですが、仮に契約の関係もいろいろあるでしょうけど、今の状況をずっと踏まえたとき、法人として大変申し訳ないけどという、そういうことにならないというふうに、今の答弁で理解したところですが、ぜひいろんな協力もしながら、ボルベリアダグリが継続して営業ができるという、そういった状況については、最大限努力をしていただきたいと思います。

仮の話はしませんが、新年度からはきちんとした対応をするという、そういう両方の合意が

あるという前提で、この予算の審議ができるということですね。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 今回につきましては、東京都の方から株式会社グリーンハウスの方が何回も来られまして、綿密に打ち合わせしております。ということで、今言われたとおり、4月からスタートするという合意の下、予算計上をしているところでございます。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第31号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第8 議案第32号 令和3年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算

○議長（東 宏二君） 日程第8、議案第32号、令和3年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第32号、令和3年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算につきまして説明を申し上げます。

本案は、令和3年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

令和3年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億4,404万円となり、前年度と比較しますと1億5,271万2,000円、21.9%の減となっております。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます

予算書の328ページをお開きください。

第2表、地方債につきましては、地域開発事業債の限度額を4億3,600万円としております。

331ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を652万9,000円、332ページの工業団地整備事業積立基金繰入金を1億140万円それぞれ計上しております。

333ページをお開きください。

歳入の市債は、地域開発事業債を4億3,600万円計上しております。

338ページをお開きください。

歳出の事業費は、4工区から5工区の造成等に係る工事請負費等を4億3,600万円計上しております。

339ページをお開きください。

歳出の公債費は、地方債の元利償還金を1億729万円計上しております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第32号は、総務常任委員会に付託いたします。

○

日程第9 議案第33号 令和3年度志布志市水道事業会計予算

○議長（東 宏二君） 日程第9、議案第33号、令和3年度志布志市水道事業会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第33号、令和3年度志布志市水道事業会計予算につきまして説明を申し上げます。

本案は、志布志市水道事業が作成した予算の原案に基づき、令和3年度志布志市水道事業会計予算を調製したため、地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものであります。

令和3年度志布志市水道事業会計予算につきましては、サービス提供の対価である水道料金を主体とする収益的収入として、水道事業収益を6億2,308万3,000円計上し、サービス提供に係る費用である収益的支出として、水道事業費用を5億7,739万3,000円計上するものであります。

資本的収入につきましては、総額101万3,000円計上し、支出につきましては、老朽管更新、道路改良工事による布設替え等に係る費用として3億9,025万8,000円計上するものであります。

なお、資本的収入額が支出額に対して不足する額3億8,924万5,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,992万5,000円、過年度分損益勘定留保資金2,702万1,000円、当年度分損益勘定留保資金1億8,556万5,000円、減債積立金3,250万8,000円及び建設改良積立金1億2,422万6,000円で補てんするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第33号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

お諮りします。日程第10、同意第3号から日程第32、諮問第2号まで、以上23件については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第3号から諮問第2号までの23件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

○

日程第10 同意第3号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（東 宏二君） 日程第10、同意第3号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

同意第3号、監査委員の選任につき同意を求めることにつきまして説明を申し上げます。

本案は、令和3年6月13日をもって任期が満了する嶋戸貞治氏を、引き続き、識見を有する者のうちから選任する監査委員に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

嶋戸貞治氏の略歴につきましては、説明資料97ページに記載してございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。同意第3号は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第3号は同意することに決定しました。



日程第11 同意第4号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第12 同意第5号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第13 同意第6号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第14 同意第7号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第15 同意第8号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第16 同意第9号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第17 同意第10号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第18 同意第11号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第19 同意第12号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第20 同意第13号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第21 同意第14号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第22 同意第15号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第23 同意第16号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 日程第24 同意第17号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第25 同意第18号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第26 同意第19号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第27 同意第20号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第28 同意第21号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第29 同意第22号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第30 同意第23号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（東 宏二君） 日程第11、同意第4号から日程第30、同意第23号まで、以上20件については、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

提案理由の説明を一括して求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

同意第4号から同意第23号まで、農業委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、一括して説明を申し上げます。

本案は、令和3年3月31日をもって任期が満了する農業委員会委員に、同意第4号から同意第23号までの20人の者を任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

まず、同意第4号は、上野克比古氏であります。上野克比古氏の略歴につきましては、説明資料99ページに記載してございます。

次に、同意第5号は、吉野寅三氏であります。吉野寅三氏の略歴につきましては、説明資料100ページに記載してございます。

次に、同意第6号は、井久保久男氏であります。井久保久男氏の略歴につきましては、説明資料101ページに記載してございます。

次に、同意第7号は、山下昭一氏であります。山下昭一氏の略歴につきましては、説明資料102ページに記載してございます。

次に、同意第8号は、坂中則雄氏であります。坂中則雄氏の略歴につきましては、説明資料103ページに記載してございます。

次に、同意第9号は、宮脇茂樹氏であります。宮脇茂樹氏の略歴につきましては、説明資料104ページに記載してございます。

次に、同意第10号は、神宮司順子氏であります。神宮司順子氏の略歴につきましては、説明資料105ページに記載してございます。

次に、同意第11号は、福岡剛氏であります。福岡剛氏の略歴につきましては、説明資料106ページに記載してございます。

次に、同意第12号は、宮脇勇氏であります。宮脇勇氏の略歴につきましては、説明資料107ページに記載してございます。

次に、同意第13号は、山迫洋一氏であります。山迫洋一氏の略歴につきましては、説明資料108ページに記載してございます。

次に、同意第14号は、安樂兼義氏であります。安樂兼義氏の略歴につきましては、説明資料109ページに記載してございます。

次に、同意第15号は、隈元健二氏であります。隈元健二氏の略歴につきましては、説明資料110ページに記載してございます。

次に、同意第16号は、立迫眞由美氏であります。

立迫眞由美氏の略歴につきましては、説明資料111ページに記載してございます。

次に、同意第17号は、永屋哲郎氏であります。永屋哲郎氏の略歴につきましては、説明資料112ページに記載してございます。

次に、同意第18号は、脇田廣昭氏であります。

脇田廣昭氏の略歴につきましては、説明資料113ページに記載してございます。

次に、同意第19号は、橋口美一氏であります。

橋口美一氏の略歴につきましては、説明資料114ページに記載してございます。

次に、同意第20号は、柳井義郎氏であります。柳井義郎氏の略歴につきましては、説明資料115ページに記載してございます。

次に、同意第21号は、立山富士雄氏であります。

立山富士雄氏の略歴につきましては、説明資料116ページに記載してございます。

次に、同意第22号は、萩迫修作氏であります。萩迫修作氏の略歴につきましては、説明資料117ページに記載してございます。

次に、同意第23号は、福岡裕幸氏であります。福岡裕幸氏の略歴につきましては、説明資料118ページに記載してございます。

以上、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑についても一括して行いますので、個別の案件に対する質疑の場合、議案番号を述べて質疑に入ってください。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） 一括で質疑ということでしたので、今回ホームページ等を見ますと、農業委員の公募をされて、それぞれ自分も農業委員を一生懸命頑張りたいということで、応募があったわけですね。今回選考委員会等が開かれて、ここに提案となっているわけですが、この農業委員会等に関する法律、ここが公選制を廃止してこういう市長の任命という制度になって、こういう形で提案がされているわけです。この法律が求めているもの、その区分を含めてですね、どういったことになっているのかと。それぞれの立場から応募されたと思うんですけど、残念ながらその選に漏れた方々に届くようなものがないと、せっかく志布志市の農業委員会の委員となって、行政に一生懸命頑張ろうと思った人たちに対して、大変失礼なことになるかなと思います。そういった意味で、法律が求めているもの、その区分等を含めてどういうことですかと。今回、選考委員会が何回開かれたんだろうかという思いがありまして、お願いします。

そして、個人推薦、団体推薦、いろいろあります。そうした中で、団体からの推薦の場合、その団体の理事だったり、いろんな立場がありますね。そこがこの農業委員の途中で終わったと

きは、団体から推薦されている農業委員は、どういうことになるのかなという思いがあります。そういった意味で、ぜひ応募されて、今回その選に漏れて届かなかった方々にも届くような、こういう形で選考をしたところですよというものがあつたら、有り難いと思います。

○副市長（武石裕二君） それでは、農業委員会委員の選定についてを説明させていただきます。

今回、先ほど質問がありましたとおり、法律の改正によりまして市長の任命ということになったわけでございます。今回の選定にあたりまして、前回同様、農業委員会等に関する法律、大体この第8条の各項目に定めがございますが、これに沿って選定をしたところでございます。

まず、経緯についてお話をさせていただきますが、この選考委員会につきましては、合計3回の開催をしております。まず募集の要項、選考概要等について会を開きまして、それから令和2年10月1日に農業委員募集公告を行っております。

応募につきましては、11月16日から12月16日までの約1か月間募集を行いまして、定員20名に対しまして24名の応募があつたところでございます。

個別の審議内容については、個々申し上げられませんが、公平・公正・中立の立場から十分論議をし、選考委員会の審議の下、選考者の決定を行ったところであります。

それから農業委員会等に関する法律の選考の概要でございますが、まず一つ目に、地域の代表性が堅持をされるよう、十分配慮をすること。つまり、地域でバランスよく選考するということ。それから二つ目には、年齢、性別、これに偏ることがないようにということ、それから女性、それから青年、若者の選考を積極的に行うこととされております。それと三つ目でございますが、農業分野以外の利害関係者のない、中立委員の登用を1人以上選考することとなっております。そして、最後の四つ目でございますが、認定農業者につきましては、過半数以上選考をするということの定めがございます。

今回24名という応募がございましたが、前回はたしか33名の応募がございました。団体それから自らの推薦にかかわらず、非常に農業委員の活動に対して熱い思い、それから強い意識、意欲を感じとったところでございます。

今回、それぞれの団体から推薦がございましたが、推薦をした団体から、例えば農業委員会のむこう3か年の中で、理事から交代をされたということにつきましては、応募時を尊重するというところでございますので、農業委員の任期中は役職の任期とは関係なく、農業委員として職務を行っていただくということになるところでございます。

以上でございます。

○19番（小園義行君） それぞれ慎重に審議をされて、今副市長の方から答弁があつたような形の中で選考がされて、今回の提案ということですよ。ぜひですね、今の副市長の答弁をお聞きしていて、今後、その選から漏れた方々も志布志市の農業、そういったものに対して、大いに貢献していただかなければいけない方々だというふうに、私も思います。そういった意味で、これは、それぞれに回答をするということにはならないんですよ。合否のそれだけでも届かないということになっているわけですよ。選から漏れた人に、大変申し訳ありませんということには行きませ

んよね。選から漏れましたという報告も行かないわけでしょう。その選から漏れた方ですよ。だからぜひですね、今の副市長の答弁で、「ぜひ、これからもこうした方にも協力いただきたい。」と、そういった答弁が一言ぐらいはあってしかりだと思えますよ。質疑ですのでそこまではあれですけど、本来は、せっかく応募されて一生懸命やろうとしたその方に、届くような答弁が欲しいなという思いがあって、そこについては、きちんと行政当局として正しい手順において選考し、こういうことになったけれども、今後もぜひ協力はいただきたいと、そういう方にもですね。そこは当然あってしかりだと思います。その合否のそれが、当人に届くというふうに、今日でここは採決されるわけですけど、今後は応募された方を含めて全員に、そういうことが行くという理解でいいですか。

○副市長（武石裕二君） 申し訳ございません。この選考結果につきましては、それぞれ推薦、選定をした方、それから選考から漏れた方について通知というか、結果については行っております。

当然、今御指摘がありました、「今後とも市農業委員会の取り組みに対し、様々な機会でご貴重な御意見をいただきますようお願いを申し上げます。」という形での文書は差し上げたところでございます。

それと、今回選考に届かなかった方々についても、これまでもいろんな形、立場で、一生懸命農業、それから農業委員会の活動もされてきておられますし、それと地域の中でも、その役職、リーダーとして活躍をされてこられてきている方々でしたので、私どももそのことについては、しっかりとまたお会いしたときには、私の方からも、これからもよろしくお願ひしたいという形では、お願ひをしていきたいとは考えております。

○19番（小園義行君） ぜひ、そういった当局の行政に対しての、それぞれの方々の熱い思いを大事にしていきたい。併せて、この後、農地利用最適化推進委員というの、今度はもう応募が今始まっていますね。ぜひそこにも、たくさんの方が応募されるでしょう。そうしたことで、次は農業委員会でいわゆる議論されるんでしょうけど、選考委員会がですね。ぜひそこにも同じような思いで、どちらも志布志市の農業に貢献しようという思いでされてくるわけですので、後々のことについても対応が臨まれるというふうに私は思います。そこについては別に答弁は要りませんが、そういう立場で、今述べられたようなこととお願ひをしたいと思います。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

○11番（西江園 明君） 今、副市長の方から選考基準のところでありました、中立性のあるということで、1名以上というふうな答弁だったんですけど、今回20名のうちそれに該当する人は何人選考しているのかというのが1点。

それと、24名あって今回20名選考をされておりますけれども、4名のうち、現在の農業委員だけれども、次回は選考されなかった人はいるのか。

それと重複するんですけど、今回24名のうちに初めて農業委員に申し込まれた人は、結局何人だったんですか。以上3点をお願いします。

○副市長（武石裕二君） お答えいたします。

中立委員の登用につきましては、1名の方を選考してございます。

それから、今回応募のあった24名のうち4名選定ができなかったところでございますが、現職の方がいらっしゃいます。

それから、初めての申し込み等については、農業委員会事務局長の方から答弁します。

○農業委員会事務局長（小野幸喜君） 今回の募集に関しましては、定員20名に対し24名ということで、4名の方が選考から漏れたということになっております。

現職につきましては、今、現職の20名のうち15名の方が引き続きしていただくということになっております。

今回、新しくなられる方が3名となっているところでございます。

[何事か呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 答弁準備のため、しばらく休憩いたします。

○

午後2時15分 休憩

午後2時16分 再開

○

○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

○農業委員会事務局長（小野幸喜君） 大変申し訳ございません。

現職が15名、新しくなられる農業委員の方が1名で、今、農地利用最適化推進委員の方から農業委員ということになっております。大変申し訳ございません。

○11番（西江園 明君） 推進委員であろうが、ここは20名の方が推薦されているわけですから、結局、現職の方が15人、そして先ほど新しい方が5名ということだけれども、推進委員を経験者とみなしてが1名と、新しい方は3名ではなく4名ですか。ちょっとその数字をもう一回はつきり、初めて農業委員になられる方、関係者ということで推進委員という表現をされましたけれども、数字をはっきり示してください。

○農業委員会事務局長（小野幸喜君） 大変申し訳ございません。

現職が15名、今回新たに任命される方が5名なんですけれども、5名のうち1人が、現在農地利用最適化推進委員でございまして、その方は元農業委員の経験を持っていらっしゃいます。ほかの4名は全く新しい方ということになっております。

○議長（東 宏二君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） これで質疑を終わります。

これから同意第4号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。同意第4号は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第4号は同意することに決定しました。

これから同意第5号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。同意第5号は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第5号は同意することに決定しました。

これから同意第6号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。同意第6号は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第6号は同意することに決定しました。

これから同意第7号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。同意第7号は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第7号は同意することに決定しました。

これから同意第8号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。同意第8号は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。
したがって、同意第8号は同意することに決定しました。
これから同意第9号に対する討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（東 宏二君） これで討論を終わります。
これから採決します。
お諮りします。同意第9号は同意することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。
したがって、同意第9号は同意することに決定しました。
これから同意第10号に対する討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（東 宏二君） これで討論を終わります。
これから採決します。
お諮りします。同意第10号は同意することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。
したがって、同意第10号は同意することに決定しました。
これから同意第11号に対する討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（東 宏二君） これで討論を終わります。
これから採決します。
お諮りします。同意第11号は同意することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。
したがって、同意第11号は同意することに決定しました。
これから同意第12号に対する討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（東 宏二君） これで討論を終わります。
これから採決します。
お諮りします。同意第12号は同意することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。
したがって、同意第12号は同意することに決定しました。
これから同意第13号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。同意第13号は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第13号は同意することに決定しました。

これから同意第14号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。同意第14号は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第14号は同意することに決定しました。

これから同意第15号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。同意第15号は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第15号は同意することに決定しました。

これから同意第16号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。同意第16号は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第16号は同意することに決定しました。

これから同意第17号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。同意第17号は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第17号は同意することに決定しました。

これから同意第18号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。同意第18号は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第18号は同意することに決定しました。

これから同意第19号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。同意第19号は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第19号は同意することに決定しました。

これから同意第20号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。同意第20号は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第20号は同意することに決定しました。

これから同意第21号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。同意第21号は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第21号は同意することに決定しました。
これから同意第22号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで討論を終わります。
これから採決します。
お諮りします。同意第22号は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。
したがって、同意第22号は同意することに決定しました。
これから同意第23号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで討論を終わります。
これから採決します。
お諮りします。同意第23号は同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。
したがって、同意第23号は同意することに決定しました。

—————○—————

日程第31 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（東 宏二君） 日程第31、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。
諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして説明を申し上げます。
本案は、令和3年6月30日をもって任期が満了する谷口誠一氏を引き続き人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。
谷口誠一氏の略歴につきましては、説明資料の119ページに記載してございます。
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから採決します。

お諮りします。諮問第1号は適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第1号は適任とすることに決定しました。

—————○—————

日程第32 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（東 宏二君） 日程第32、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして説明を申し上げます。

本案は、令和3年6月30日をもって任期が満了する竹之内京子氏を引き続き人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

竹之内京子氏の略歴につきましては、説明資料の120ページに記載してございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。諮問第2号は適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第2号は適任とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（東 宏二君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日から3月5日までは休会とします。

3月8日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は一般質問です。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

午後2時27分 散会

令和3年第1回志布志市議会定例会会議録（第3号）

期 日：令和3年3月8日（月曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

小 野 広 嗣

野 村 広 志

小 辻 一 海

尖 信 一

青 山 浩 二

八 代 誠

平 野 栄 作

鶴 迫 京 子

南 利 尋

市ヶ谷 孝

小 園 義 行

出席議員氏名（18名）

2番 南 利 尋	3番 尖 信 一
4番 市ヶ谷 孝	5番 青 山 浩 二
6番 野 村 広 志	7番 八 代 誠
8番 小 辻 一 海	9番 持 留 忠 義
10番 平 野 栄 作	11番 西江園 明
13番 玉 垣 大二郎	14番 鶴 迫 京 子
15番 小 野 広 嗣	16番 長 岡 耕 二
17番 岩 根 賢 二	18番 東 宏 二
19番 小 園 義 行	20番 福 重 彰 史

欠席議員氏名（1名）

12番 丸 山 一

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 北 野 保
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 西 洋 一
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 假 屋 眞 治
税 務 課 長 吉 田 秀 浩	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 木 村 勝 志	保 健 課 長 川 上 桂 一 郎
農政畜産課長 重 山 浩	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
建 設 課 長 鮎 川 勝 彦	松 山 支 所 長 中 吉 広 志
有明支所長 小 山 錠 二	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 桑 迫 悟	農業委員会事務局長 小 野 幸 喜
教育総務課長 萩 迫 和 彦	学 校 教 育 課 長 谷 口 源 太 郎
生涯学習課長 江 川 一 正	

議会議務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 松 永 憲 一
調 査 管 理 係 長 毛 野 仁	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時00分 開議

○議長（東 宏二君） これから本日の会議を開きます。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（東 宏二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、岩根賢二君と小園義行君を指名いたします。

○
日程第2 一般質問

○議長（東 宏二君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、15番、小野広嗣君の一般質問を許可します。

○15番（小野広嗣君） 皆様、おはようございます。マスクを外させていただきます。

会派、獅子と公明の小野でございます。15年ぶりにこの本会議場に帰ってまいりましたので感慨深いものがございますけれども、これを契機に、初心に立ち返って一般質問を行ってまいりたいと思っております。

初めに、施政方針に関連して質問をいたします。市長は今回の施政方針において、「市長任期の締めくくりの年として、市民の皆様と約束をした施策の実現に向け取り組む」とされております。市長はこれまでも、行政運営の効率化と市民サービスの更なる向上を目指して、「顧客満足度志向」、「オンリーワン」、「成果主義」、「先手管理」の四つの行政運営指針を掲げてこられました。その中の「顧客満足度志向」、「先手管理」については、これまでもお尋ねいたしましたので、今回は「オンリーワン」、「成果主義」について、改めてその真意とこれまでの成果について伺いたいと思います。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種について質問をいたします。

本市では、2月1日付で設置した新型コロナウイルスワクチン接種推進室を中心に、ワクチン接種体制を確保し、医療従事者、高齢者の方から順次接種できるように、市民の皆様の早期接種に向けて準備を進めるとしております。ワクチン接種にあたっては市民の命を守るため、堅実な状況判断と迅速な実施体制の整備が求められると思います。

そこで、今後のワクチン接種のスケジュールと円滑な接種体制の構築について伺っておきたいと思っております。

次に、生活困窮者支援について質問をいたします。去る1月29日付で厚生労働省の生活困窮者自立支援室から、令和2年度第3次補正予算の成立を踏まえた、今後の生活困窮者自立支援の強化について事務連絡文書が発出をされ、そこには、「新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、経済への影響も懸念される中、生活に困窮される方々への支援は更に重要性が高まっており、今後第3次補正予算を活用し、支援の強化に取り組む必要がある」と記されております。

そこで、本市の生活困窮者支援の現状と今後の取り組みについて伺ってまいります。

また同じ1月29日付で、厚生労働省の社会援護局保護課から、保護の要否判定等における弾力的な運用について、事務連絡文書が発出され、新型コロナウイルス感染症対策本部において、緊急事態宣言を踏まえた経済支援策が公表され、生活保護の弾力的な運用の周知徹底が盛り込まれたことが記されております。

そこで、コロナ禍で生じる生活困窮者の支援につなげるために、生活保護制度の活用も重要であると考えますが、生活保護を取り巻く本市の現状と、申請の実態について伺いたいと思います。次に、教育行政について質問をいたします。

去る2月19日の臨時会において、教育長の任期満了に伴い、新教育長の選任に関する議案が提出をされ、議会も同意をいたしました。そして臨時会の最後で、7年間にわたって本市教育行政に尽力をされた和田教育長の退任挨拶がございました。その臨時会でも同僚議員から質疑がございましたが、改めて一般質問の中で市長の現教育行政に対する認識と新教育長の選任に至る理由、そして新教育長と教育委員会に何を期待されているのかを伺いたいと思います。

また、志布志市教育行政の要となる福田新教育長は、本市の教育行政に2年間関わってこられたそのお立場から、御自身の強い思いもあられると思いますので、まず今後の教育行政をどのように推進していかれるおつもりなのか、その抱負をお聞きしたいと思っております。

○市長（下平晴行君） 小野議員の御質問にお答えいたします。

まず「オンリーワン」、「成果主義」についてお答えいたします。私は、市政運営の基本方針として「顧客満足度志向」、「オンリーワン」、「成果主義」、「先手管理」の四つの行政経営指針を掲げて、行政運営の効率化と市民サービスの向上に取り組んでいるところでございます。その中で他の自治体にはない志布志市らしさを追求する「オンリーワン」につきましても、本市独自の政策に取り組むことにより、魅力を磨き上げ、「行ってみたいまち・住んでみたいまち・住んでよかったまち」の実現を目指すものでございます。

次に何をやったかではなく、どのような成果があったのかを重視する「成果主義」につきましても、個々の職員が組織や自分自身の業務目標を自覚した上で業務を行い、組織としての成果を上げることにより、職員の仕事に対する意欲等を高めていくものでございます。

これらを含め、四つの行政経営指針を職員一人ひとりが意識して、様々な事業や施策を推進し、その成果として市民目線で、市民が主役のまちづくりの実現が図られるよう、市政運営に取り組んでまいります。

続きまして、新型コロナウイルスワクチン接種の今後のスケジュールと円滑な接種体制の構築についてお答えいたします。

2月1日付で新型コロナウイルスワクチン接種推進室を設置し、市民への円滑なワクチン接種に向け準備を進めております。ワクチン接種のスケジュールについては高齢者を優先し、高齢者入居施設の従事者、次に基礎疾患を有する者、最後にそれ以外の一般の方を対象に接種計画を立てております。接種体制については、市内の医療機関と協議し、現時点ではワクチン供給量に応じて、少量でも対応できる医療機関での個別接種及び高齢者施設の入所者及び従事者を先行し、

ワクチン供給量が増加となれば、集団接種の実施を考えております。

今後ワクチンの供給量が判明次第、対象の方へ接種券の送付、併せて接種についての予約方法、接種場所などの案内を送付し、ワクチン接種を実施してまいります。

続きまして、令和2年度第3次補正予算の成立を踏まえた、今後の生活困窮者自立支援の強化についてお答えいたします。

生活困窮者自立支援につきましては、志布志市社会福祉協議会の志布志生活自立センター「ひまわり」を中心に、様々な相談に対応しているところでございますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、相談者が増加している状況でございます。

そのような中、国におきましては、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、更に重要性が高まっている生活に困窮される方への支援の強化に取り組む等のための令和2年度第3次補正予算が成立したところでございます。また、国から自立相談支援機関の適切な運営費の確保等についてなど、支援の強化についての七つの項目も示されたところでございます。

そのようなことから、本市におきましては各関係機関、団体等と更なる連携を図り、本市において生活に困窮されている方の把握に努めるとともに、国の補正予算等も活用し、コロナ禍における自立支援の機能強化を促進し、これまで以上にきめ細かな支援を実施していきたいと考えております。

続きまして、生活保護制度の本市の申請実態についてお答えいたします。

本市の生活保護世帯の状況は、令和3年2月末現在で258世帯300人で、前年度2月末と比較しますと、37世帯52人の減少となっております。また、令和2年度の申請件数は、令和3年2月末現在35件で、このうち保護開始となったものが27件、却下が6件、取り下げが2件となっております。前年度2月末の申請件数についても、同数の35件であり、現在のところ、コロナ禍による失業者等による生活保護申請はないところでございます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の経済への影響が長期化する中で、一時的にでも生活保護を受給することが適切と判断される場合が今後想定されます。こうした方が円滑に生活保護を受給できるよう、生活保護の基準について弾力的な対応が行える旨、国から事務連絡が届いておりますので、コロナ禍が終息した後の自立に資するよう生活保護制度を運用していきたいというふうに考えております。

続きまして、教育行政に対する現状の認識と新教育長の選任理由、そして新教育長と教育委員会に何を期待しているのかについてお答えをいたします。

教育行政の現状は、特に近年の家庭教育において地域とのつながりが希薄化し、保護者が身近な人から子育てを学ぶ機会や、助け合う機会が減少するなど、課題があると認識をしております。福田教育長には、個性を生かす教育とともに、郷土の素晴らしい伝統や人情味あふれる教育的風土を生かし、心の豊かさと学ぶ意欲にあふれ、未来を担う市民づくりを目指して、教育文化の振興を図ってほしいと考えております。

なお、新教育長が今後の志布志市の教育行政をどのように推進していくのか、その所信につい

では教育長がお答えいたします。

○教育長（福田裕生君） 教育長に就任いたしました福田でございます。今後の教育行政の推進の在り方につきまして、思いの一端をまず述べさせていただきます。

就任して早いもので2週間が過ぎようとしております。これまで本会議への出席をはじめ、いくつかの行事にも参加させていただく中で、議員の皆様からの意見や市民の皆様からの声をいただくたびに、志布志市教育長としての使命の大きさ、責任の重大さに改めて身を引き締めているところでございます。

志布志市には、素晴らしい歴史や伝統、豊かな教育資源、そして人情味あふれる教育的風土がございます。その中で、教育行政を担うにあたり、前任の和田教育長をはじめ、歴代教育長の思いと煮しめ（個性の伸長）・つけあげ（確かな変容）・にぎりめし（感謝の心）の「きらり輝く三つのおしえ」に代表される本市教育の歩みをしっかりと受け止め、それから過去2年間志布志市で務めさせていただいた経験を踏まえながら、教育大綱と第2次教育振興基本計画等に則して、教育行政事業等が更に充実発展するよう、本市の教育行政を私なりの新たな視点や思いも加えながら、誠心誠意努めてまいりたいと考えているところでございます。

よろしく願いいたします。

○15番（小野広嗣君） それでは、それぞれ答弁をいただきましたので、まず市長に一問一答でお伺いをしてまいりたいと思っております。

この成果主義、オンリーワン主義については、先ほどの市長の答弁でおおむね理解をするところでありますけれども、市長がよく参考にされているこの兵庫県の小野市でございますが、ここには私ども会派も一昨年の2月に研修に行きまして、そこでの施策の数々に本当に魅了されて帰ってまいりました。この成果主義しかり、オンリーワンしかり、顧客満足度しかり、それぞれであります。そういった四つの経営方針に対して、それぞれ本当に素晴らしい施策を打っております。そういった意味では、市長も参考にされているこの小野市そして蓬萊市長、こういった運営、これに本市としてはどのように近づいているのかというのがすごく気になるところでございますが、そこについての市長の思いをお聞かせいただければと思います。

○市長（下平晴行君） 私は、先ほど議員が言われたとおり、小野市長が今6期されておられます。その中で、私はまちの活性化を図るためには、やはり職員の意識を変えていかないといけないという思いで、この四つの行政経営指針を立てたところでございます。

6期ということで、いろんな施策の改革をされておりますので、どの程度かとおっしゃいますとまだまだということではございますが、少しでも近づいていけるように、一生懸命取り組みをしてまいりたいと考えております。

○15番（小野広嗣君） よく分かります。自分の言葉でお答えいただいて有り難いと思っておりますが、まだまだということではございますが、確かにあまりにも多彩な事業展開をされておりますので、一步一步ずつではありますけれども、本市も近づいているのかなというふうに思います。

今、市長がいみじくも言われましたように、市長はこの1期3年、いよいよ仕上げの年に入りましたがけれども、この3年間の間、まさしく今述べられた職員の意識改革ということに対して、本当に熱意を持って取り組んでこられたなというのは、傍目から見てもそのように感じております。そういった市長の四つの経営方針を受けて、職員の皆さんの意識改革はどのように進んで、市長の公約であるとか施政方針であるとか、そういった中身が進んできていると感じていらっしゃるのか、少しお示しをいただければと思います。

○市長（下平晴行君） 私も課長会等も通じて、このことを職員の皆さんにどうやって伝えたら理解してもらえるのかということで、いろんな市民からの苦情と申しますか、挨拶のことなんかもいろんな形で聞いております。しかし、私が2年目にこの行政経営指針を出して取り組んでから、職員の皆さんも徐々には変わってきたと。そして特に昨年度からは、対応の仕方が1人じゃなくて2人、3人が、さっと出てきてくれるというようなことも伺っております。しかし反面、まだそういうところまでいっていない職員もいるというようなこともお聞きしておりますので、そのことについては、課長会等でしっかりと職員に伝えるようにということでの取り組みをしているところでございます。

○15番（小野広嗣君） 市長も意識改革が浸透している状況、そして少しまだ足りないのかなということも含めて、今答弁をいただいたと思いますが、この3年間見ていまして、市長自身も率先垂範という形で意識にあたっいらっしゃいますので、少しずつ市長の思い、下平イズムと言ってもいいんでしょうけども、そういったものが、小野市にはまだまだ遠いというお話もありましたけれども、少しずつその下平イズムも蓬莱イズムと一緒に、浸透してきているんじゃないのかなというふうに、僕自身は傍目から見て感じているところでございますが、あとちょっと角度を変えてお聞きをしたいわけですが、この市長の施策を推進する各部局の人事について伺いたいと思っています。人事評価制度も導入をされて、そして能力主義とか適材適所そういったことも考えて進められていると思いますが、この人事については、市長はどういった思いで努めてこられたのかお示しをいただければと思います。

○市長（下平晴行君） やはり一生懸命やっている職員については、しっかりとその対応をしていかなければいけない。そういうことを含めると、私どもがその能力あるいはスキル等々はもちろんなんですが、その業務に対する遂行上の成果、そこ辺も含めて確認をし、また私は自己申告を全部見ます。当たり前なんですが、みんな目を通して、そして職員が思っている改革あるいは意見等々もチェックして、その職員の適材適所、これはもちろん課長ヒアリング等もしながらですが、あとは副市長の人事ヒアリング等もしておりますので、全体を見てそういう報われるように、適材適所をしっかりとした取り組みをしているというところでございます。

○15番（小野広嗣君） まさしく市長が言われたように、僕は一生懸命努力をされている職員が報われるシステムでなければいけない。一方でそうでない職員に対しては、やはりそこに励ましを与えていくと。言葉は悪いですけども、きついかもしれませんが、信賞必罰、成果主義、成績主義、こういった在り方でやはり臨んでいくと変わっていくんだろうなと思います。こうい

った人事評価制度が導入されて以降、そういった思いに立ったときには、職員の皆さんがこういった市長の思いを受けて、どのように変わってきたのか。その変化をどう捉えていらっしゃるのかお聞かせいただければと思います。

○市長（下平晴行君） これは、私は課長ヒアリングでも話をしますが、やはり課長から見られているんだということを職員が絶えず業務をしながら、おべっかを使うとかではなくて、先ほど言いましたように、業務の遂行も含めて業務をやっていくということをそれぞれの職員が意識を持って取り組むとなれば、私は全体的に変わってくるだろうと。それと今年から昇任試験と申しますか、そういう制度を取り組んでおります。それはやはりやる気をどう捉えていくのか、私どもがその一人ひとりの職員の意識を高めるためにもそうなのですが、モチベーションも含めて、そういうことを職員の方から私どもがどういう形で見られているのかというのを、もちろん先ほど言いましたように課長が全てチェックしているんだと、確認しているということを頭に置いてもらって、業務にあたってもらえるような取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） 市長が自分の思いをそのまま語っていただきましたので、理解をいたしたいと思いますが、市長は四つの経営方針をはじめとして、この行政運営には経営感覚を取り入れてあたっておられるわけですね。実は、私は学生時代を滋賀県の彦根市で過ごしておりました。そこで経営管理学を専攻したんですね。そこでは近江商人の教えである「三方よし」ということを何回となく学びました。この「三方よし」というのは、市長も御存じかもしれませんが、「売り手よし」「買い手よし」「世間よし」のこの三つを指すんですね。これは、売り手と買い手が共に満足をすることによって、その世間が住みやすいということを指しているんです。ある意味で近江商人の手引きでもありますし、また経営者にとってこのことをしっかり学んでいくことが大事であると俗に言われております。これを本市に当てはめた場合は、いわゆる売り手である市役所、「市職員よし」ですね。そして、そのサービスを受ける市民が満足して「市民よし」。そしてその住みやすい世間である「志布志市よし」ということになるかと思うんですね。そういったことを自信を持って市民も行政の側も話していける。こういうまちづくりが大事ななと思っているんですが、まさしく市長が先ほどから言われている、行政は市内最大のサービス産業、そして顧客満足度志向、まさしく今言った「三方よし」とリンクする考え方だなと思って、今お話をしているところでございますけれども、市長は、この「三方よし」という考え方をどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは、今おっしゃいましたように、私は「顧客満足度志向」は、市民が顧客だという原点を忘れるなということでございますので、これは、いわゆる買い手の方に入ると思います。それから「オンリーワン」と「成果主義」、「先手管理」は、行政のいわゆる売り側の方に入るということで、そして「世間よし」と、市民の皆さんが、そういうふうに安心して暮らせるまちづくりというものを目指すことができるんじゃないかなというふうに思っております。

○15番（小野広嗣君） 一応、市長も今申し上げました「三方よし」という考え方は理解をされていると思いますが、あと先ほどから申し上げているんですが、本年は市長にとって、任期がよいよあと残すところ一年を切ったという状況の中で、人口減少社会に対応する施策も打たなければいけない。本当に厳しい現状を乗り切るためには、少子高齢化対策、雇用の創出あるいは定住、交流人口の拡大、様々なことに早急に取り組むべき課題が山積しているわけですね。策定済みのこの総合戦略が決して絵に描いた餅にならないように、総合戦略の基本目標で掲げている地方創生に向けた政策を着実に実施していくことが、市長の責務であると思うんです。冒頭でやり取りをしておりますこの「成果主義」というのは、職員にも問われますけれども、僕は何よりも市長に問われるものであろうと思っております。そういう面から見れば、市長としてのこの3年間の歩みを踏まえて、これまでの総括と残された課題等があれば、簡潔にお述べいただければと思います。

○市長（下平晴行君） 今話されましたように、これまで総合戦略の取り組みに係る総括としましては、毎年庁内組織である地方創生推進本部と外部委員会による事業の効果検証を行っております。その中で約7割の事業で地方創生に効果があったとの結果から見ても、一定の成果はあったんじゃないかと思うところでございます。

今後は、人口減少や少子高齢化といった課題に対して、地方創生における「オンリーワン」の取り組み、そして東京駐在所の活用、そして民間企業等との包括連携協定による関係人口の創出・拡大を図るとともに、今回設置しました移住交流支援センター「エスプラネード」を活用した移住定着の推進を図る必要があると考えているところでございます。

また、社会経済情勢や市民のニーズにも的確かつ柔軟に対応しながら、更なる地方創生の推進に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○15番（小野広嗣君） 今御答弁をいただきましたように、地方創生に対する取り組み、この3年間の状況を見て振り返って、いわゆる7割程度進んできたという評価。あと残り3割ぐらいが課題なんでしょうけれども、それにつけても雇用の創出であるとか、うちはふるさと納税もあったりして、すごく有り難いなと思っています。企業誘致等も市長も進められて、少しずつ進んできて雇用対策も出来上がってきているなど。移住・定住政策も少しずつですけれども、根付いてきているなどか、様々地方創生の取り組みを見ていくと、結果が出ているということも理解をするわけですが、人口減少に対してはなかなか歯止めがかからない。この社会減をどう防いでいくのかということがやはり大きな課題だと思うんですね。だから、たかだか3年間でこの地方創生の取り組みが全てうまくいくなんで、到底私自身も思っていません。だけれども、この人口減少対策というのは、本当に柱に据えて今後も取り組んでいかなければいけない。そのために人口創出をするために、いわゆる関係人口の創出であるとか、今までも市長が述べられましたけれども、そういった本市ならではのオンリーワンの取り組みをしっかりとやっていただきたいというのが1点、そしてこのコロナ禍において社会も大きく変化しています。こういった時代状況を捉えた施策というのも考えていかなければいけないと思いますけれども、この2点について答弁

を求めておきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 人口減少については喫緊の課題であると思っております。おかげさまで志布志市は、高速道路の整備そして港の整備が着々と進んでいるということで、やはり港の活用、これはいつも言いますが、四つの魅力があるわけでありまして。世界とつながる、そして高速道路網が広がるということ、それから進出企業を迎えると。そして背後地の産業を支えると、この四つの魅力をどう生かしていくかというのが、今後我々の取り組みの大きな課題であろうというふうに思っております。そういうことも含めて、人口減少の増につながればいいのかなどと思っております。

コロナ禍につきましては、先ほど言いましたように、今までの当たり前という状況が進んできたのがそうじゃないということが見えてきましたので、それにしっかりと対応して、その経済対策、それからそれに関わる業者の持続経営等も含めて取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） 理解はします。これまでの3年間、市長は本当に熱き思いを持って我々議会にも働き掛け、そして市民の皆さんにも声を掛けて、一生懸命トップリーダーとして実行力・決断力を持って臨んでみえたと思っております。そうした実績はあるとはいえ、今やり取りをしましたようにまだまだ3割以上の課題も残っておりますので、どうか職員の皆さんと一丸となって今後の市政運営に全力を傾注して、残りの1年間を全うしていただければなと思っております。これは答弁は結構でございますので、次の質問に移りたいと思います。

今少し市長も言われていたけれども、新型コロナウイルス感染症対策、特にこのワクチン接種が最後の頼みだと言われているわけですね。2月から国も接種を始めましたけれども、まだまだ混乱をしている。そういった中で、国はこの新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要項というのを昨年後半に発表しておりますが、その中で、「全庁的な責任体制の確保をして進めていくことが大事である」そして、担当部門の決定及び人員の確保を見ていくと、こうありますね。「新型コロナウイルスワクチンの接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について必要な人員数の確定・想定、個人名入りリストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。そして業務負担の軽減策も検討をする」と。いわゆるこの平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるから、全庁的な取り組みが必要だというふうに言っているんですが、これが示されて以降、本市のシステム、人員等の実施体制はスムーズに進んでいるのか、大丈夫なのか、そこについてお聞きをしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 新型コロナウイルスワクチン接種推進室では、2月1日付で職員3人、3月1日付で会計年度任用職員3人、コールセンターのオペレーターを4人配置し、4月には看護師を4名増員し、合計で14人の体制で取り組むということでございます。その他市民への情報発信や予約受付システム導入については、企画政策課や情報管理課の協力をもらいながら、全庁

的に取り組んでまいりたいと考えております。

○15番（小野広嗣君） 今のところは、大まかな捉え方で流れをおっしゃっていただきました。国は65歳以上の高齢者へのワクチン接種分については、直近で4月26日の週に全ての市町村に一箱ずつ配布することを発表したんですね。それでも当初のスケジュールよりワクチン確保が遅れているわけです。

そうした中で、市は今後どのようにしてこのクーポン券配布の方法を考えていらっしゃるのか。このクーポン券配布については、様々な課題があると思っておりますけれども、この点と、接種方法としては個別接種と集団接種、この両方を考えていらっしゃると思うんですけれども、医師であるとか看護師さんなどの確保体制は大丈夫なのか、お示しをいただければと思います。

○市長（下平晴行君） このことについては、やはり国が方向性をしっかり示して、連携を取りながら取り組みをしているわけでありますが、接種券の配布発送時期と対象者については、3月下旬から高齢者から接種券の発送を考えているところです。ワクチン供給量が明確に示されていないために、高齢者施設入所者と従事者、高齢者の年齢を細分化して、順次発送をする予定というところでございます。

○15番（小野広嗣君） この最初の高齢者の分で、全てこの賄える量が確保できるかと、その点にかかっているかと思うんですよね。ワクチンの配分量に応じたこの会場の設定だとか、スケジュールだとか、そういったものが実際に出てきて、そういった情報量を得ないと本来のスケジュールというのは確定しないと思うんですよ。そうした状況の中で、仮に予測的にワクチン接種をスタートさせた場合、その確保はできないと。予約は殺到するわ、これは足りないわとなると、現場は混乱するんですね。そういう意味では、この接種時期というのは本当に慎重に決定をしていただきたいと思うんですが、どうなんでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは、2回接種分が確保できる見込みが来てから、市民の方が安心して接種できるように慎重に開始する、先ほど言いましたように、その発送、接種券を送付して、そして向こうが個人接種なのか団体接種なのかということでの、いわゆるコールセンターに問い合わせをして、予約して接種するという流れでございます

○15番（小野広嗣君） 現場ではいろんなことが起こりますので、いろんなことを想定してなければなりません。当然、国の情報を見ながら判断をしていかなければいけないわけですが、これが仮に最初は届いた、後は届かないとなってくると、高齢者65歳以上でくくっていた場合、もし足らなかつたら後期高齢者75歳以上から始めなければいけないとか、そういったことが出た場合には混乱するんですね。だから本当にぎりぎりまで接種時期は煮詰めていっていただきたいと、これは要請をしておきたいと思います。

あと、少し細かい質問になってくるかと思いますが、確認も含めてお聞かせいただきたいと思います。先ほど冒頭市長も言われましたように、ワクチン接種の対象者は16歳以上の市民と。それから段階別にあるわけですね。ワクチン接種順位でいうと、最初は医療従事者と次に65歳以上の高齢者、そしてその次に高齢者以外で基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者、そしてそ

の後にそれぞれの者となっているわけですが、このそれぞれに対しての対象人数の把握ができていれば、お示しをいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 医療従事者が約880人、高齢者が1万1,400人、高齢者施設の従事者が約600人、基礎疾患を有する者が約2,000人、これは総人口の6.3%ということでございます。そしてその他一般接種者、いわゆる16歳未満を除いた人数ということで1万1,500人ということでございます。

○15番（小野広嗣君） それぞれ把握をされているようでありますけれども、今市長も述べられたように、高齢者と一緒に、同様に優先対象者の中に基礎疾患のある人が含まれているんですね。この基礎疾患とは具体的にどのような疾患なのか、簡潔にお示しをいただきたい。そして、今も少し述べられていますけれども、基礎疾患を有する方々の把握というのはどうすればいいのかと。国が出してきている基準等もあります。今お示しいただいたのは、総人口の6.3%というようなことであろうと思いますけれども、具体的にここを掌握する手立てがあるのか、それも含めてお示しをください。

○市長（下平晴行君） 本市の20歳から64歳までの基礎疾患を有する方は把握できていませんので、先ほど言いましたように、国が総人口の6.3%で試算した人数が約2,000人ということでございます。

基礎疾患の対象者は、呼吸器、心臓病、腎臓病、糖尿病の慢性疾患等、血液や免疫疾患、それから重症心身障害や睡眠時無呼吸症候群等の13種類の病気や状態で通院、入院している方とBMI（体格指数）30以上の肥満の方となっています。

国は自己申告制としておりますので、実際の把握は予診票及び予約時の問い合わせで確認をする予定でございます。

○15番（小野広嗣君） 基礎疾患に関しては、簡潔に述べていただきまして、もっと細かい流れがあるわけですが、それで結構かと思っておりますけれども、予診票等を通じて把握をしていくしか今のところない、問い合わせ等も含めてですね。これは十分そういうことなんだろうと理解をいたします。

なぜこういったことを聞くかという、ワクチン接種における懸念といえば、まずもって誤った情報や副反応に関して、接種を希望しない人が出てくるのが想定されます。一方では接種はあくまでも任意であるということから、副反応の試験データが少ない実態を考えたときには、そういった両方を考えて、本当に丁寧な対応が必要になってくると思うんですね。ですから、ワクチン接種に関する正確な情報、事前周知・広報、これをどうしてやっていくのか。そして併せてLINE等でのワクチン予約もできるやに聞いておりますけれども、それは本市でも可能になっていくのか、併せて答弁を求めておきたいと思っております。

○市長（下平晴行君） ワクチン接種方法、ワクチンの有効性と安全性を中心に2月から自治会・使送便の散らし配布、市報、ホームページ、市LINEで周知啓発をしております。

既に、先行接種をしている医療従事者のワクチンの有効性や副反応についても随時情報提供を

し、市民の方々が安心して接種ができるようにしてまいりたいと考えております。

市報では、2月、3月号に掲載、自治会散らしでは2月24日発送、3月10日、24日にまた発送する予定でございます。ホームページ、LINEについては2月から掲載をしているということでございます。

LINEの受け付けもできるということでございますので、よろしく願いいたします。

○15番（小野広嗣君） LINEの受け付けもできるということで、これは65歳以上の高齢者が先行接種ですけれども、この分に対してはなかなかそういった対応方というのは高齢者にとっては難しいんだろうと思いますね。やはりLINEの予約というのは若い方々が活用されていくんだろうと思いますので、そこへ向けて順次準備方お願いできればと思っております。

あと、このことに関連して、アレルギーなどでワクチン接種ができない方や、逆にワクチン接種をしないという判断をされた場合、差別的な扱いや偏見がないように絶対にしなければならないと思っております。ワクチン接種については、先ほども述べましたように、市民の皆さんがその目的であるとか、効果であるとか、副反応であるとか、そういったものを正しく理解して、先ほど市長も言われたように、安心して接種をしていただかなければいけない。そのためには、もう少しワクチン接種はあくまでも任意であるということも含めて、一方では接種をしていただきたいという思いも当然当局としてはあるんですが、そこに対する配慮をした周知というのを、やはりしっかりやっていただきたいと思いますが、どうなんでしょうか。

○市長（下平晴行君） ワクチン接種は任意接種で、本人の同意による接種となっております。

ワクチン接種の有無の情報については、十分配慮し、接種の有無が差別や誹謗中傷につながらないように、市民の周知啓発を徹底してまいりたいと考えております。

それから、医療従事者のワクチンを先に打つわけでございますので、有効性それから副反応などを随時その情報提供をして、市民が安心して打てるような体制づくりもしていきたいというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） 理解をいたしました。今もやり取りをさせていただいていますが、このワクチン接種に関しては、何よりも本人の意思の確認というのが大事なわけですね。そうすると、懸念されるのが、認知症の方々や障がい者の方々、その御本人の意思が確認が難しい場合も現場では想定されます。施設等の接種等もそうですよね。高齢者施設でもその意思の確認というのは難しくなってくると思います。これは国が示している手引きをちょっと読んでみました。そうすると、その手引きの中には「意思能力が困難な場合であっても、家族や介護保険施設等に入所している場合は、嘱託医等の協力をいただきながら本人の意思確認をしっかりと取った上で、接種についての同意を確認できた場合に接種を行うことができる。」という、とんでもない文章になっているんですね。もうさらっとした表現ですが、この取り扱いというのは、なかなか難しいんだろうと感じています。ポイントは、意思確認ができないケースにおいて、一律に接種ができないという事態だけは避けなければいけない。そのことをやはり想定して、今のうちから関係機関としっかりとした協議をしておくことが特に大事であると僕は思うんですが、この点についてはい

かがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 今おっしゃいましたように、手引きにはそういうことが記載されているようでありますので、これは、本当に大変難しいと考えております。今後、国からの見解が示されると思っていますので、そこ辺をしっかりと注視しながら対応してまいりたいというふうに考えております。

○15番（小野広嗣君） 国の方向性も、こういうふうには手引きは出していますけれども、いろんな議論がされているようですので、ぜひ国の動向をしっかりと見据えて対応方をお願いできればと思っております。

あと、この接種を希望されても、高齢者とか障がい者の方々、いわゆる高齢者等移動困難者ですね。こういった中には、接種会場までの交通手段がないといった事態が心配をされるわけです。自治体においては、そのきめ細やかな支援体制を整えていこうということで、タクシークーポン券を配布しているところ、病院自治体向けの新型コロナウイルスワクチン接種カー、いわゆるメディカルキャンピングカーといわれるものですが、これを取り入れているところ、あとバスの利用を考えているところ、巡回型接種を考えているところ等々、様々知恵を絞って考えているようではありますが、本市では個別と集団と両方あるわけですので、そういったところに対する手当としては、どういう考え方に立っているのかお示しをください。

○市長（下平晴行君） 交通弱者や高齢者、そして重度の肢体不自由者と重度の知的障がいの重複者に対しては、「チョイソコしぶし」やタクシー、バス等の交通手段の支援を検討しているということでございます。運用については、今後検討してまいりたいと考えております。

○15番（小野広嗣君） 今市長に述べていただいて、今から検討ということでございますけれども、バスについては、これは国が補助対象にしておりますので。またタクシーについては、まだ補助対象になっていません。これも議論をされている途中です。だけれども、本市としてはやはりクーポン券を配布するなりの検討を事前にやっておかないと、国の手当が付くかどうかまだ未定なんですよ。だからそこは真剣な議論をしていただければと思っております。

あと、今月3日付で新型コロナウイルス感染症にかかる予防接種に関する合理的配慮、障がい者の皆さんに対する指針が出ています。障がい特性に応じた合理的配慮の提供に関する一例まで示したので、各々の障がい、特性を踏まえ、適切な配慮を提供していただくようお願いしますということで、全部読んで細々指示があるんです。これを当局は3日に配信されて、多分もう届いているかと思っておりますので、それを受けて、どのように協議が今されているのかお示しください。

○市長（下平晴行君） 障がい者に対し、円滑なワクチン接種が実施されるためには、特性に応じた合理的配慮が必要と考えております。厚生労働省の通知によると、聴覚障がい者にはFAXやメール等の相談体制や接種会場でのコミュニケーションボード等による案内の検討、視覚障がい者には点字や拡大文字の表記展示、音声による案内等の検討、知的障がい者や発達障がい者等に対しては、分かりやすい言葉や絵カード、写真等を用いた丁寧な説明等の配慮が必要と記載されておりますので、本市でもしっかりと検討して取り組みをしてまいりたいと考えております。

○15番（小野広嗣君） 市長の方にも届いていたということで、理解をされているようですので、庁内でしっかりとした協議を進めていただければと思います。

あとですね、住民への接種開始に向けて多くの自治体で模擬訓練、いわゆるシミュレーションを行っています。いわゆるスムーズな実施体制に向けて課題を洗い出す。そして体制を整えていく必要があるということだろうと思いますが、本市では、このことについてはどのように考えていらっしゃるのかお示しをください。

○市長（下平晴行君） それは、そのような考え方で取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

○保健課長（川上桂一郎君） その接種のシミュレーションというのを今計画をしまして、集団接種の場合であれば、最初に体温測定と健康チェックを行って、受付で本人の確認を行うと。その後看護師による説明と予診票の記載の確認をやります。その後医師による診察ということで、診察後予診票に本人の同意、署名をしていただいて、意思の確認後ワクチンの接種となります。接種後、経過観察のため通常15分の待機、アレルギー等の既往歴がある方は30分の待機をしていただき、異常がなければ接種済み証を交付しまして、その1回目の終了のときに、2回目の予約も同時にその場でしていただけるように考えております。

今1時間で、川崎市が20人から30人のシミュレーションを行ったということで、本市においても今のような流れで、3時間を実施した場合というのを想定しまして、スタッフとして医師4人、看護師8人、保健師4人、事務が7人、誘導係2人、合計の25人を想定しまして、シミュレーションの実施をしたいと考えております。

以上でございます。

○15番（小野広嗣君） 先行自治体で上がってきた課題というのは、当然その事例を御存じだと思いますので、それでよろしいですよ。あえてもう質問しませんよ。よろしいですね。

最後になってきますけれども、今月5日付で国は「ワクチン接種記録システムへの御協力へのお願い」という文書を各自治体に発出をしているんですね。今後の対応方を考えたとき、これは市が実施主体として、この高齢者以降の接種をしていくわけです。となると4月までに、このいわゆるワクチン接種記録システムへの対応ができるようになっていかなければいけない。この状況について、本市では可能なかどうか、そこも含めてお聞かせください。

○保健課長（川上桂一郎君） 今御質問のワクチンの接種記録システムですが、本市におきましては、その対応はできるということで準備をしております。

○15番（小野広嗣君） 分かりました。対応方ができると。かなりタイトなスケジュールだと思うんですよ、急に国が示してきたスケジュールでもありますので。国もしっかりとした予算措置を行うというのが、この5日に発出された文書にも載っています。そしてタブレット等でしっかりと記録をしていくわけですが、これもいわゆる各病院がそれを打ち込むだけではなくて、まとまったものを役所に持ち帰って、役所で入力するというのも可能だというふうに弾力的な発表

もしておりますので、何とか対応方をお願いしておきたいというふうに思っております。

いろいろをお聞きをしたわけですが、今回のこのワクチン接種事務を考えていったときに、本市にとっては、本当に未体験ゾーンでの未曾有の事業だと僕は思うんですね。市にとって本当に総力戦、それで臨んでいかなければいけない一大プロジェクトだと思っております。そういう意味では市長も忙しいですので、副市長も含めて、本当にスタッフをしっかりと激励していただいて、このワクチン接種の円滑な推進を図っていただきたいと思いますが、お答えをどうか求めておきたいと思っております。

○市長（下平晴行君） それは今おっしゃいましたとおり、これからのコロナ禍のいわゆる終息に向けての取り組みでもあります。これをしっかりと体制づくりをして、市民の皆さんが安全安心な気持ちで接種できるように、体制づくりをしっかりと固めてまいりたいと思っておりますので、そこはよろしくお願ひしたいと思っております。

○15番（小野広嗣君） 副市長はどうですか。

○副市長（武石裕二君） この推進体制につきましては、今推進室を設置しておりますけど、人員体制については今後当然市の正規の職員も充当ができる体制はやはり作っていくべきであろうと。全庁的な体制で今後取り組みをしてまいればというふうに考えております。

○議長（東 宏二君） ここで、しばらく休憩をいたします。

○

午前11時01分 休憩

午前11時08分 再開

○

○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

○15番（小野広嗣君） 次へ移りたいと思っております。生活困窮者自立支援について、市長から先ほど答弁をいただきました。少し細やかですが、社会福祉協議会が行っているこの緊急小口資金そして総合支援資金、この貸し付け状況、そして併せまして住居確保給付金の利用状況について、お示しをいただければと思っております。

○市長（下平晴行君） 令和3年2月末現在でございますが、緊急小口資金が相談件数が146件、決定件数が97件、貸付額が1,810万円でございます。

それから総合支援資金でございますが、相談件数が78件、決定件数が53件、貸付額が2,826万円ということでございます。

住居確保給付金の直近の状況でございますが、2月末現在、相談件数が15件、申請件数が10件、決定件数が10件、支給額が100万8,900円ということでございます。

○15番（小野広嗣君） この件に関しては細かくなりますので、事前に数字を求めておきました。私もいただいておりますけれども、いただいた資料に基づいて私なりに簡単にこれまでと比較してどうなのかというものをちょっと調べさせていただきました。ただいま御答弁をいただいた緊急小口資金の決定数を見ても、一昨年までとちょっと制度が違うわけですが、生活福祉資

金、この貸し付けと比べたときに、決定件数で90件増えている。そして貸付金額で1,730万円増加しているんですね。そして件数でいうと約14倍、金額でいいますと約22倍強になるわけです。これは、間違いなくコロナ禍の影響が非常にはっきりしている状態だと思うわけですが、この点について、この実態を押さえた市長の思いをお聞かせください。

○市長（下平晴行君） これは、おっしゃいますとおり、いかにコロナ禍によって生活困窮に陥っておられるのか、そこ辺が今おっしゃるように見えてきていると。そういう面では、しっかりとその対応をしていかななくてはいけないというふうに考えているところでございます。

○15番（小野広嗣君） 分かりました。

同じく社会福祉協議会が行っているこの就労支援事業の実績、そして家計改善支援事業の実績についてもお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 就労準備支援事業につきましては、一般就労がまだできていない、仕事をやめて就職先が見つからないなどの相談について支援を行っているところでございます。

例でございますけれども、就労体験、パソコンの練習、乗り物練習、フリースペースの利用、体力づくり、ボランティア活動、料理教室等々でございます。令和3年2月末現在で、利用者数が延べ1,084名、令和2年2月末現在で利用者が延べ488人ということでございます。

家計改善支援事業は、収入と支出のバランスが悪いため生活費が不足する、収入が無い、借金返済で困っているなどの相談について、家計改善の支援を行っております。

その例でございますが、生活費の振り分けの仕方、滞納等の支払い等、支払先の優先順位付け、買い物支援、家計見直し、債務整理支援、法テラス同行等、これが令和3年2月末現在で、利用者数が延べ2,978人でございます。令和2年2月末現在が利用者数が延べ1,312人ということです。

○15番（小野広嗣君） 今お尋ねをした2点についても、どちらも2倍強まで増えているんだなと思うわけですが、先の施政方針で市長は、この生活弱者への支援についてこう述べていらっしゃる。「生活弱者への支援については、コロナ禍において相談件数が増加していることから、志布志生活自立支援センター『ひまわり』の相談支援体制の充実を図ってまいります。」と言われておりますけれども、これをどういうふうにして充実を図っていくのか、その中身がなかなか届いておりませんので、その中身についてと現状における「ひまわり」の実績についてお示しをください。

○市長（下平晴行君） 現在の相談支援体制は、正規職員の主任相談支援員が1名、嘱託職員の相談支援員、就労準備支援員及び家計改善支援員が各1名の合計の4名でございますが、令和3年度からは合計人数を4名で変わりませんが、正規職員を2名と嘱託職員を2名とするための人件費を増額し、支援員の体制を充実するものでございます。

利用実績でございますが、委託先であります志布志生活自立支援センター「ひまわり」の相談状況としましては、2月末現在の相談件数が157件で、前年度時期と比較しますと約1.4倍の相談件数となっております。その多くは生活の立て直しのための緊急小口資金及び総合支援資金の貸付相談となっております。緊急事態宣言再発令後の支援策については、自立相談支援機関の支援

を受けること等が要件となっていることから、支援員の業務負担が増加しているという状況でございます。

相談件数の実績でございますが、令和3年2月末で156件、令和2年2月末で110件ということでございます。

○15番（小野広嗣君） 「ひまわり」の実績と今後の手当について少し述べていただきました。体制づくりですね。

少し角度を変えて聞きますけれども、この「ひまわり」は昨年11月に移転をしているわけですが、以前あった看板表示が今のところには無いんですね。これがなぜなのか分ければ、課長でも結構ですので答弁をいただきたい。

そして社会福祉協議会に準じておりますので、どうしても土曜、日曜、祝日が休みになってきます。相談者が多い中で人員を増やしてローテーションを組んで、日曜、祭日、土曜とか対応できないものなのか、そういった検討は庁内ではされていないのかお聞きをしたい。

もう一点、あそこに行きますと、貼り紙がされていまして、コロナの注意等もいっぱいありますけれども、「先客がある、相談者が先に見えていた場合に対応できない場合がございます」と。その場合は、調整をしていただいて、後日相談に来ていただきたい。そしてできるだけ「予約をお願いします」と書いてあるんですね。ところが、直接いろんな情報を得て行ったときに、急を要しますよ、相談に行かれる方々は。そういった場合に、調整して後日来てくださいというやり方は、やはり厳しい。それであれば人的体制を増やして対応していくべきではないのかなと思います。この点お聞きしたいと思います。

○福祉課長（木村勝志君） お答えいたします。

まず、看板の件についてでございます。以前と同じものを玄関前に現在も設置をしておりますが、自立式の木造看板でございますので、雨風をしのぐために、休日等は玄関入口内に収納しているということでございます。通常は設置をしているということで、そういう休日とか就業が終わった時点では、もう玄関内に収納しているという形でございます。

土日祝日の相談体制でございますが、生活自立支援センター内には、土日祝日は今のところは職員がいない状況でございますが、健康ふれあいプラザ内におきまして、社会福祉協議会の事務所には、土日祝日も職員が2名勤務していると伺っております。そのような日曜日の体制を含めた休日の相談体制につきましては、委託先である社会福祉協議会と協議をさせていただきたいと考えております。

続きまして、先客がいた場合、なるべく予約をするようになっているというようなことですが、そのようなことがないよう対応しているとは伺っておりますが、万が一のための周知ということで、若干行っているところもあるということですが、確認しましたところ、現在においては、そのような状況は発生はしていないということと伺っておりますので、今後とも相談者に不便をかけることがないよう対応をしていきたいと考えております。

○15番（小野広嗣君） 本市においては、コロナが少し落ち着いてはきておりますけれども、今

後はどういった変化をもたらすか分かりませんね。そういったときには、今答弁いただいたようなこともしっかり検討していただいて、対応方をお願いしたいと思っております。

今も、社会福祉協議会の在り方も含めて、社会福祉協議会でも取り組もうとしているという答弁もございましたけど、今回、コロナ禍にあつて、様々な相談が社会福祉協議会そしてこの「ひまわり」に押し寄せてきているんですね。そういった意味では、ここでの職員の残業というのが常態化している。もうしっかりとこれはお聞きをしております。そうすることを考えたときに、やはり必要な人件費の手当等をやっていくべきだと思うんですね。市長も4月以降少し膨らましていくということもありましたけれども、国の方から僕は冒頭から言っているように、通知が出ていますよ。「この新型コロナウイルス感染症セーフティネット交付金を活用して、必要な人件費の手当等を行っていただきたい」という要請が来ているんですよ。そして中身としては、相談員の時間外労働が過剰になっていないのかと、しっかり見て行ってほしい。そして超過勤務手当などを必要な人件費の支払いにおいて、委託料に不足が生じていないかも見たい。そして、相談員等の健康状態に問題はないのか、その他窓口において苦慮していることはないのか等々、細やかに配慮をしていますね。そして各自治体においては、様々な事業メニューが提供されていますので、これを活用して、この任意事業の体制強化を図っていただきたいとなっています。そして何よりもこの感染症セーフティネット強化交付金は、国庫補助で4分の3ですね。残りの4分の1は地方自治体の負担になるわけですが、この負担分も別途新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で対応してもいいと来ているんです。これを活用すると市の持ち出しはないんです。ですから、こういったものをしっかり受けて、人的体制を図っていただきたい。これは強く申し上げたいと思っておりますがどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 今おっしゃったようなことをちょっと確認させていただいて、地方創生臨時交付金等で対応ができるとなれば、そういう形で活用させていただいて、市民の皆さんのためにしっかりと対応してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○福祉課長（木村勝志君） 補足して御説明申し上げます。

先ほど議員からありました新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金につきましては、承知をしているところでございます。このようなことから、社会福祉協議会とも協議をいたしまして、やはり今議員が申されましたとおり、残業が増えているとかいうことも聞いておりますので、この事業を活用するために、今、県に協議を提出しているところでございます。基本的には、もう1名相談員を拡充するような形での協議をさせていただいているところでございます。

○15番（小野広嗣君） よく理解をしました。ぜひとも活用に向けて、前向きに取り組んでいただければと思います。

あと現在の雇用状況というのを見ていったときに、ハローワークとしっかりと連携を取られていると思いますが、その失業の状況、有効求人倍率、あるいは失業保険を受給されている方々の数を見ると、少し本市の状況が見えてくるのではないかと思います。情報をつかんでいられればお示しをください。

○港湾商工課長（假屋眞治君） まずは、有効求人倍率につきましては、令和3年1月現在で、同月の大隅管内ということでございますので、志布志市、曾於市、大崎町につきましては、前年比0.03ポイント減で1.39倍となっているところでございます。

それから失業保険受給者でございますけれども、これにつきましては、令和3年1月現在において、大隅管内では前年比39人増の334人となっているところでございます。

○15番（小野広嗣君） この雇用状況を見ても、本市の窮状が少し見えてくるわけでございますけれども、できればハローワークと一緒にあって、民間事業者へしっかりと働き掛けをしていただく、そしてもう少し言えば、市が保有する施設がありますよね。いわゆる指定管理者をお願いしているようなところ。こういったところでも雇用が厳しい状況であればあるほど、そういったところで働いてもらえるような、そういった方向性も庁内で議論をすべきだと僕は思っているんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○港湾商工課長（假屋眞治君） 昨年から今年につきましては、本当にコロナ禍で職業的に厳しいという状況が続いております。そんな中で様々な形で新卒を含めまして、いろんな形でマッチングということで、いろいろな就職活動をやっているところでございます。ということで、なかなかその辺が普通でしたら対面で就職活動とか合同説明会をやっていたけれども、なかなかできなくて、このほど都城市と合同でようやくオンラインによる就職活動をやっていくことになったところでございます。

あとは指定管理施設で働けないかということですが、それにつきましては、指定管理施設の方もなかなか今経営が厳しい中で、指定管理者自体もそういう雇用調整をしてから運営しておりますので、そこら辺は総合的に判断をしながら進めてまいりたいと思っております。

○15番（小野広嗣君） 現状を今港湾商工課長からお示しをいただきましたが、実は、去る2月2日に菅首相の方から、生活困窮者支援として、生活福祉資金の特例貸付の再拡充が発表されているんですね。そしてそれによると総合支援資金貸付の枠が3か月拡大されているんです。そして緊急小口資金、貸し付けと合わせると200万円の生活資金が無利子で貸し付けられることとなります。償還免除の要件も拡大をされておりまして、住民税非課税世帯が免除となるんですね。こういった情報をしっかり市民の皆さんにおつなぎをしていくことが、救済措置になっていくわけですので、この点については、どう考えていらっしゃるのかお示しをください。

○福祉課長（木村勝志君） 制度の見直しにつきましては、迅速な対応には努めているところではございますが、今回の緊急事態宣言の延長に伴う総合支援資金などの対象者の拡充につきましては、相談があった際につきましては個別に対応しておりますが、市民に広く周知ができていないかというところ、若干できていないところがありますので、今後は社会福祉協議会ともしっかりと連携を図りながら、コロナ禍における市民の方への素早い周知・対応に努めていきたいと考えております。

○15番（小野広嗣君） 生活困窮者自立支援と重なりますので、生活保護の関係に移らせていただきたいと思います。先ほど市長からの答弁をいただいて、いわゆる申請件数に関しては、令

和2年度と比較して横ばいである。ただ実際この開始件数は少し減っている、それなりに事情がございませう。それは理解をするわけですが、あと世帯人数共に、世帯数で37世帯、人数で52名減っているんですね、本市の場合は。これはどういうことかなと僕も思ったわけですが、全国的に見ると生活保護を受給する方々がかなり増えていっている。特にこの12月から3月にかけてですが、横ばいのところもある。本市のように少し減というところもある。これは本市において、そういった原因はどこにあるのか。そこを少しお示しをください。

○市長（下平晴行君） 本市の生活保護世帯は減少傾向でございませうが、その要因としては高齢者の割合が高いために、お亡くなりになることや生活保護費の蓄積による累積金の増加による廃止が生活保護世帯の減少の要因となっております。

また、コロナ禍においては、緊急小口資金等の特例貸付の施策が講じられており、生活保護においては他施策の活用が優先されることから、現状としては申請に至っていないことも保護世帯が増加していない要因の一つであるというふうに考えているところでございませう。

○15番（小野広嗣君） まさしく今答弁の終わりの方で言われた申請に至っていない理由等が少し述べられました。これは、こういったコロナ禍にあって、本市においては減少傾向にある。本来はコロナ禍でなければ、それはそれで有り難い話なんです。だけれども、このときに至って減少しているということは、裏を返せばこの制度が本当に利用しづらい制度であるというふうに、僕は言えるんじゃないかと思っているんです。そのことが分かっているから、コロナ禍において去年の4月から、国は再三再四この生活保護に関する運用については、弾力的な活用をなさいと言ってきたんです。その受け止めはどうなっているんでしょうか。

○市長（下平晴行君） 令和2年3月から、コロナ禍における生活保護業務について、留意点や弾力的運用について、厚生労働省から事務連絡が発出されております。

その内容については、コロナ禍で求職活動が困難な場合は、稼働能力活用の判断を留保することができること、二つ目に一時的な収入の減少で保護が必要な場合で、コロナ禍の収束後に、収入が増加すると認められるときは、通常は保有が認められない通勤用自動車や多額の解約返戻金がある保険について、保有を一定期間認めることができるとなっております。現在のところ、これらの弾力的運用の事例はないところでございませうが、コロナ禍を緊急事態と受け止め、相談に応じるケースワーカーに、国からの通知内容を周知徹底しているところでございませう。

○15番（小野広嗣君） この通知が出されて以降、この弾力的な運用が本市ではなされていない。僕は少し残念だなと思うんですが、ケースワーカーの方にも、こういった国の通知の趣旨を徹底していきたいという市長の答弁でありますので、なぜこういうことを聞くかということ、例えば先ほど聞きました緊急小口資金の相談件数、申請件数が146件あったんです。決定となった件数の97件を引くと、残り50件が決定になっていない。様々な理由があると思うんです。そして逆に、総合支援の方も78件に対して53件で25件が申請却下というか、申請に至っていない。こういった方々が大変厳しい、悲しい思いをされたんじゃないかなというふうに心配をするんです。ですから、この弾力的な運用ということに関しては、本当に配慮をしていかなければいけない。だ

から、この生活保護をコロナ禍にあって申請しなければいけない、そういった方々に対して申請しやすい窓口環境づくり、これにどう努めていらっしゃるのかお示しをください。

○福祉課長（木村勝志君） お答えします。

生活保護の相談におきまして、コロナ禍における一時的な保護は必要な場合に対応できるよう、特例と弾力的運用について相談者に別途資料を配布するような形で考えているところでございます。現在のしおりにつきましては、そのような対応ができておりませんので、そのような形で行っていきたいと考えております。

また、申請につきましては、生活保護を受けるにあたっての権利、義務等についての説明や生活状況等の聞き取りをする必要がありますことから、現在、対面で申請書の配布を行って対応しているところでございますが、今後ともコロナ禍における対応につきましては、柔軟に取り扱っていきたいと考えております。

○15番（小野広嗣君） 窓口等において、この生活保護の説明をするしおりのようなもの、冊子がありますね。そして申込書等もありますね。こういったものというのは生活保護係だけではなくて、本市のあるいは支所の至るところの窓口で、市民の目に届くようなところに置くようにという、参議院議員における付帯決議も出ているんですね。そういったことがまだなされていませんよね、本市においてはね。そういったことも含めて、今課長が答弁されたような取り組みを求めておきたいと思っておりますので、この件は要請をしておきたいと思っております。

あと厚生労働省は昨年12月にホームページで、「生活保護の申請は、国民の権利です。」などと積極的な利用を促す異例のメッセージを掲げて、コロナ禍での生活保護を積極的に活用するよう促しております。異例のことなんです、これは。そして、昨年7月に更新された国の「生活を支えるための支援の御案内」では、こう言っているんですよ。「生活保護は、最低生活の保障と自立の助長を図ることを目的として、その困窮の程度に応じて必要な保護を行う制度です。」ここまでは今までどおりです。そして、「生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずに自治体まで御相談ください。」と記載されているんです。市としてもこういったコロナ禍においては、当面の生活苦を切り抜けるためにも、積極的にこの活用を促すことは大事だろうと僕は思っているんです。

今回施政方針で、市長はホームページの刷新にも触れられております。本市のホームページを今見ていくと、このコロナの情報を集めた特設ページもまだ設けられていないんですよ。ここに、やはり情報を一元化して特設ページを持ってですね。その場所で例えば生活保護制度もこの国の要件緩和が明記された、そういった内容を基にした、反映させたホームページ、あるいは広報への掲載等をしっかり行っていくべきだと思いますけれども、これは市長どうなんでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは、やはりしっかりと情報提供するということは、私どもの大きな市民に対する使命だというふうに私は思っております。情報提供することによって、市民の皆さんは市の取り組み体制が分かるわけでありますので、今言われるようにそういう情報を提供して、そしてその生活保護の活用が可能が生じるというのをためらわずに申請ができるということも含

めて、しっかりと情報提供してまいりたいと考えております。

○15番（小野広嗣君） 市長が積極的に情報を提供するというところで、理解をいたしました。

あとこの件で言えば、この生活保護を受ける中で多くの方にとってハードルが高いのは、何よりもこの扶養照会ですね。これは僕も何回となく経験しております。これは民法の扶養義務の規定から親族に扶養できるかどうかを確認するものなのですが、親族への扶養照会は生活保護を権利として利用する際の大きな障害になっています。本市でもそこに配慮をしながらやっているのは分かっています。いろんな意味で僕も関わってきていますので。ただ、今国会で田村厚生労働大臣は「扶養照会は義務ではない。」と答弁をしていますね。菅首相もそれに近い答弁をしています。だから、この今国会の答弁とか厚労省の事務連絡などを受けて、この扶養照会についての市長のお考えをぜひお聞かせいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 令和3年2月26日付の厚生労働省からの事務連絡で、扶養義務履行が期待できない者の判断基準の留意点が示され、扶養照会手続きが緩和されたところでございます。これまでは、20年間音信不通であることが扶養義務の履行が期待できない者の例として示されておりました。今回の判断基準の見直しにより、扶養義務者に借金を重ねている場合、縁を切られている場合、10年程度音信不通である場合等は扶養照会が不要とされたところでございます。

今後は、この留意点を踏まえて、扶養照会を実施するかどうか判断することになりますが、日常生活上、キーパーソンが必要となりますので、最低限の扶養照会を実施していきたいと考えております。

○15番（小野広嗣君） 扶養義務という観点から言えば、完全に打ち切ることも難しいんでしょうけれども、本当に弾力的な運用を図っていただきたいと要請をしておきたいと思います。

本市では様々な面で生活苦に陥っていらっしゃる方々がいるわけですね。この扶養照会のおかげで申請に至らなくて困っていらっしゃる方もいます。ですから、しっかりとしたそういった掌握、掘り起こしが大事だと思っておりますけれども、例えば市税だとか水道料金だとか、市営住宅の家賃などの対応を見ていくと、このコロナ禍において困っていらっしゃるんだなというのは分かってくるわけじゃないですか。そういったときには、素早く職員が対応をして支援につなげるという、そういった掘り起こしをしっかりとやるべきだと思いますが、どうなんでしょうか。

○市長（下平晴行君） コロナ禍の中で課長会等でも指示をしているところは、いわゆる事業者等々だけじゃなくて、その事業者に関わる今みたいな生活困窮者等に対しても、しっかり市民に寄り添って対応するようにと指示をしているところでございます。

○15番（小野広嗣君） ぜひ今後とも誰一人取り残さない、そういった安心して住み続けられる志布志市であるように、市長には行政運営にあたっていただきたいと思っておりますので、要請をしておきたいと思います。

最後の項になりますが、先ほどそれぞれ市長、教育長答弁をいただきましたけれども、市長の方からお聞きをしたいと思います。和田前教育長は7年にわたって、本市教育行政に尽力をされました。下平市政においては3年ですが、市長はこの和田教育行政をどのような思いで見つめて

こられたのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 和田前教育長には、私、市長就任以前も含めると2期7年間にわたって、本市の教育行政の充実・発展に尽力していただきました。その間、県教育委員会指導監などの行政経験を遺憾なく発揮され、新制度の初代教育長として全学校にコミュニティ・スクールを導入するなど、地域と共にある学校づくりを確立していただきました。報告・連絡・相談・確認の徹底や、やる気を引き出す指示、助言など市職員の資質向上にも努めていただいたところがございます。このように本市の教育行政が着実に充実・発展してまいりましたのも、和田前教育長の御尽力があったからこそだと高く評価しているところでございます。

○15番（小野広嗣君） 今、市長の思いを聞いて、和田前教育長への評価も本当に高いものがあったんだというふうに理解をして、納得をさせていただきたいと思います。

いろいろ聞きたいこともあるんですけども、時間の都合もありますので、もう一点だけ、市長にお聞きしたいことがございます。教育委員会制度というのを見ていくと、教育行政に求められるものとして、首長からの独立性というものが確保、担保されているわけですね。しかし、一方では実際のところ、市長の権限に追加されたこととして、教育総合会議の招集も市長ができませんね。そして、人事権もないようで実際はあるわけですよ。そして予算執行権も持っていらっしゃるわけですよ。そういった立場から考えたときには、志布志市の子どもたちのことでもありますので、この志布志市の教育の行政の方向性、またはビジョンについても、もっと主体的に熱い思いとかメッセージというものを発信してもいいんじゃないかなと、僕は思うんですよ。そういったことについて、ぜひ取り組んでいただきたい、メッセージを発信していただきたい、そう思いますが、市長はどうお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） 志布志市教育大綱の策定や重点的に講ずるべき施策等について、総合教育会議を通じて教育委員会と協議・調整を行ってまいります。また日頃より私の教育に対する考えや教育施策について、教育委員会とその方向性を共有し、連携を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

これは、やはり個性をしっかり伸ばす教育、それから何と言っても家庭教育が私は大事だというふうに思います。これは子どもから大人になってからでも、そのことは大事なことでありたいというふうに思っておりますので、そのことについて特に重点的な教育だということを思って対応していただきたいと考えております。

○15番（小野広嗣君） 今後とも福田新教育長と共に、連携を密に取りながら、本市の教育行政の課題に市長も共にあたっていただきたいと思います。

それでは、新教育長にお聞きをいたします。和田前教育長が、志布志市教育行政のトップとして7年間、常に先頭に立ってこられたことはもう御存じかと思えます。そういった前教育長が進めてきた教育改革、教育への思いというものをどのように推進していくお考えなのか。併せて、本市教育行政の課題が見えているとすれば、それもお示しをください。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

まずは、和田前教育長はじめ歴代教育長が積み上げてこられた実績、そして本市独自の教育風土に根差した、そして大きな流れをしっかりと受け止めながら、今般の社会情勢とも絡めながら、今後へ向けての課題を整理し方向付けをしてまいりたいと、切に思っている次第でございます。

現在、私なりに考えております一つ目は、過去の在任中に始めました、大学等との連携の拡充であります。その後4年間鹿児島大学との包括連携協定に基づき取り組んできたことで、本市の教員の指導力の向上、児童・生徒の学ぶ意欲、自己肯定感の向上、ひいては教師を目指す子どもも増えてきたとか、実際大学からこちらに参加してくれた学生の中には、本市に就職をした学生もいるなど、双方にとって一定の成果を見出してきたところであります。この連携協定の相手先、または領域等を今後更に拡大することも含めて、教員の資質向上や本市の児童・生徒の志の豊かさを高めてまいりたいと考えているところでございます。

また、特に市長部局とも更に連携を深めながら、特別支援教育の充実と合わせまして、幼・保から小学校への就学に至る療育体制の充実も図ってまいりたいというふうに考えております。これが大きな一つ目でございます。

二つ目は、価値観やライフスタイルの多様化への対応として、様々な立場や状況にある子どもたち、そして市民の人権に深く配慮した学びの環境づくりということにも努めてまいります。誰もが個性と能力を十分に発揮し、生き生きと学び続けることのできる、そういうことの実現を目指します。

三つ目は、歴史遺産それから文化伝統について学ぶ機会を工夫し、継続への関心を高めてまいります。昨日実は、志布志市郷土かるたの表彰式がございました。地域おこし協力隊の方が実行委員長となられて、本市の子どもたちを含め様々な立場の方々から公募をされて、出来上がったかるたでございます。以前あったものは、旧志布志町のものが主であったとお聞きしておりますが、今回のものは松山・有明地域、そして志布志地域を含めた幅広く、まさに新しい志布志市を内外へアピールするための深く学ぶためのものでございます。裏の方には、実際この絵札を作った子どもたちや市民の方々の名前も入っているわけでございます。こういうふうに志布志市の豊かな環境をしっかりと教育、人づくりに紡ぎながら進めてまいりたいと考えております。

また一方では、志布志市にゆかりの深い著名な方の業績に学ぶ機会を拡充し、子ども・市民の憧れ感を更に膨らませながら、志アップの取り組みを考えてみたいということも思っております。

四つ目は、学校体育の充実と合わせまして、総合型地域スポーツクラブ等も活用し、児童・生徒及び市民の体力の向上やスポーツ振興に努めます。

五つ目といたしましては、持続可能な開発目標をはじめとする国際的な動向にもしっかりと視野を入れ、「官・学・民」の連携、それぞれの立場や枠組みを超えたオープンな関係でつながりを強固にしながら、質の高い教育の創造に努めてまいりたいと考えている次第でございます。

○15番（小野広嗣君） 今、最後に言われました持続可能な世界を築き上げていくと。そういう意味では、和田前教育長も付けていらっしやいましたこのSDGsのバッジを、福田教育長も付けて参加をされていますので安心をしたところでございます。

実は、和田前教育長の任期中、そのほとんどにおいて私は本会議で一般質問をしました。そうするとその中で、命を大切にすることをよく言われていたと記憶しています。子どもの数が命の数だと、命を中心とした施策を打つというのは、本当に教育にとって大事だなと思います。この点について一点。

もう一点が、今回退任にあたられて教育委員会の職員の皆さんが前教育長にメッセージを送られました。その中で、『『恕』の心を今後とも引き継いで頑張ってください。』と言われているんですね。だから、新教育長も2年一緒だったわけですから、この「恕」の心、「恕」の精神というものは、学んでいるはずなんです。そこを受けてどう考えていらっしゃるのかお示してください。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

命の大切さを根底においた教育の推進については、全く同感でございます。私は、教育とは、命を守り、命を育て、心を磨き、そして様々な力を付け夢を広げて志を育む営みだというふうな信念として持ってまいりました。そういった思いを胸に、ここ39年間この道を歩んできたつもりでございます。子どもたち、保護者、地域の方々と向き合う教員の信念と姿勢といたしましては、職員一人ひとりがその学校やその組織の大切な主柱、大切な柱ですね、一人ひとりが大切な柱であり、職員個々の専門性と持ち味、チームワークで子どもや保護者、地域が抱える様々な相談ごと、心配ごとに親身になって丁寧に根気強く向き合うことを大事にしてまいりました。これら命をしっかりと育み続けるということ、そして今申し上げました信念と姿勢は、志布志市教育長の職においても、決して揺らぐことがあってはならないとその思いを更に強くしている次第でございます。

それから、二つ目の「恕」の心についてでございます。前任の和田教育長からも一緒に仕事をさせていただく中でそのことについては、るるその精神を学ばせていただいたところでございました。一方で、私は39年前この道に入ったときに、小学校5、6年の担任からいただいた手紙のことが、今でも鮮明に記憶として残っておりますので、少しそこと絡めながら話をさせていただきます。その担任からいただいたはがきの中に、「わりこっぽを好きになれ。」と、「やんちゃ坊主を好きになれ。」ということが一つ書かれておりました。二つ目には、「教育に携わる者、我が発した言葉の全てを我が身に照らし、その言行を正すべし。」。言っていること、行いを正すというこの二つが書いてあったのを鮮明に覚えており、今でもそれを大事にし続けているつもりでございます。

先ほど申し上げました私の教育の信念の中に、「心を磨き」というフレーズと「親身になって丁寧に」という表現を使わせていただきましたけれども、これが私なりに捉える「恕」の精神につながるものでございます。「恕」というのは他人の立場や心情を深く察する気持ちのことであって、具体的に言えば、自分がされたくないことは決して人にやってはならないという意味を含んだ言葉であると認識しておりますし、逆説的な言い方をすれば、相手をしっかりと思いやって安心や喜び、嬉しさにつながることを行うことを意味しているというふうな捉えております。

「わりこっぽがいたら、その子の立場を、心情をしっかりとつかめよ、言った言葉には責任を持ってよ、言うこととすることが違うような先生になるな」と恩師は教えてくれたのだと今も思い起こしているところでございます。「怒」の精神の欠如というのは、時として学校や職場の中において陰口や嫌がらせ、いじめやハラスメントといったことへと表面化してしまうことがあります。子どもたちに求める前に、子どもたちを導く立場にある私たち大人が、自分自身の中に深く落とし込んでおく、刻み込んでおく言葉が「怒」という言葉の精神だと思っているところです。

自分の思うように事が運ばないとき、人はついつい当事者あるいは周囲の者たちに対し、冷ややかな視線を向けたり、心無い言葉、理不尽なしぐさを見せてしまうことがあります。当事者に心の痛みや苦しみを与えてしまうことがあってはならないわけでありまして、「怒」の精神というものは、絶えず大人である私たちが子どもの前で示しておくべきだと思っております。前任の和田教育長もこの言葉を非常に大事にされておりましたし、最後の課長会でその精神について話されたというのは、ここに赴任してきたときに課長からも聞いております。今回小野議員から御質問をいただいたことで、改めてその精神の重要性を深く受け止め直したところでありますので、これからの職務や生き方にしっかりと生かしてまいりたいと考えております。

○15番（小野広嗣君） 非常によく分かる答弁であったと思っております。あとお願いということになると思いますが、下平市長は、本当に現場主義を大切にされながら行政運営をされてきました。そういった意味では、福田教育長も自ら現場主義に立って、各学校へどんどん行ってほしい。そして教職員の緊張感もそのことによって生まれるんですね。そして情報収集もできるし、問題点があれば迅速に対応ができる。そういった意味から言えば言わずもがなのことであるし、「釈迦に説法」かもしれませんが、現場へどんどん行ってこの本市の教育行政を進めていただきたいと思います。その点どうでしょうか。

○教育長（福田裕生君） その件につきましても、おっしゃるとおりだと私は受け止めているところでございます。市長が言われる市民目線に立って、私も含め教育委員会をはじめとする全ての職員が、積極的に学校をはじめとする学びの場に足を運びたいと思っております。子どもや保護者、市民の声をそこでしっかりと拾い上げて、現場感覚を大事にしていきたいと思っております。

その上で、より迅速、より丁寧に子ども、保護者地域の方々に安心感を提供したり、課題の解決への道筋を付けたりすることが非常に大事だと思っております。キーワード的に言いましたら、フットワーク、ネットワーク、チームワーク、そのことを大事にしたいと考えております。

○15番（小野広嗣君） あと教育委員会が何をしているのかよく分からない、いくらいい事業をやっているでもそれが市民の中に伝わっていない、関係者ぐらいしか知らない、そういったことがよくあるんですね。そういった意味では、様々な媒体を使って、教育委員会はこういうことをやっているんですという情報発信をしていただきたいと思いますと思っておりますが、どうでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 私がこれまで赴任してきたところ、他の職場に比べましても、志布志市は、様々な先進的なことをやっているというふうに認識しております。一つ、二つ申し上げま

すと土曜学習教室であったり、ICT環境の先進的整備であったり、生涯学習活動の先駆的な取り組み等々でございますが、実は県内外にそのことが広く行きわたっているか、本市の方々が十分に理解されているかというところには、若干クエスチョンマークを付けざるを得ない状況も感じているところでございます。

そのことにつきましては、本市の保護者や市民へ十分に伝わるように、今後様々に工夫してまいりたいと思います。例えば紙面とする場合は、見出しを大きくして読みやすい表現にするとか、その他様々なメディアを活用するなりして、多くの方々の目に留まり、耳に入る、そういう情報提供を工夫してまいります。

○15番（小野広嗣君） 情報発信については、ぜひそういう方向で努めてもらいたいと思います。

あともう最後ですが、志布志市民が生涯にわたって自己実現ができる、そういったシステム、俗にいう生涯学習ですね、ここについての支援をしっかりとやっていただきたい。この点についてお願いします。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

皆さん御承知かと思いますが、志布志市は、生涯学習については全国的にも非常に先進的な取り組みを行っている、以前勤務していたときからそう感じておりました。人生100年時代と言われる中、令和2年度におきましては生涯学習講座を107開設いたしまして、約1,300人が受講しております。

また、志布志創年市民大学におきましては、先般卒業式も行われ、私も出席をさせていただきましたけれども、様々な立場の方々が、この1年間の学びを共有されて、次の年への思いをまた新たにされたところでございました。この志布志創年市民大学におきましては、全国の市民大学からも非常に注目を浴びておりまして、来年度は、全国創年のまち研究大会も本市で開催されることが決まっております。引き続き、市民が生涯にわたって伝統や文化を大事に、様々な学びを楽しむ機会を提供し続けます。

また、子どもたちが学んだ学校での学びが、未来の担い手となる市民づくりへと発展していくように、様々な形を工夫してまいりたいと思っております。

○15番（小野広嗣君） 初めてでありますけれども、今それぞれに簡単にやり取りをさせていただきまして、福田新教育長の熱い思いは伝わってきております。そういった意味からしても教育長のこの決断力、判断力そして実行力に大いに期待をして、ぜひ志布志市の教育行政に新風を吹き込んでいただきたい、手腕を十分に発揮していただきたい、そう思っております。市長ともしっかり組んでいただいて、本市の教育行政の推進、発展に寄与していただきたい。そのことを要望して質問を終わりたいと思います。答弁は結構でございます。終わります。

○議長（東 宏二君） 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、午後1時5分まで休憩をいたします。



午後0時01分 休憩



○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

次に、6番、野村広志君の一般質問を許可します。

○6番（野村広志君） こんにちは。会派、志みらいの野村でございます。

本年1月1日に本庁舎が移転いたしまして、議場も新しくこちらに移転いたしました。初めての定例会、一般質問でございますが、ここに立ってみますと、これからこの議場で様々な激論や討論が繰り広げられることが、大いに想像されるわけでありますけれども、そういった緊張感のようなものが漂ってまいります。今回の一般質問、まだ二人目でございますので、後に続く同僚議員のためにも、気迫のこもった質問をしてみたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

では、早速通告に従って質問をしてみたいと思います。先ほども少しございましたとおり、2月23日付で任期満了を迎えられました和田前教育長の後任に、新たに福田教育長をお迎えをして初議会でございますので、今回教育行政全般についてお聞きしてみたいと思います。福田教育長におかれましては、以前にも学校教育課長として、本市の教育行政の方にはおられたわけですので精通されていらっしゃるかと、本市の教育行政については十分に御理解いただいているのかなと思っておりますので、遠慮せずにとどしどしと新教育長に教育方針等についてお聞かせいただきたいと思っております。

では、まず市長と教育長お二人にこちらをお伺いいたします。教育基本法第17条が規定する方針に則り、首長が招集して総合教育会議が開催され、大綱が定められております。また、第2次教育振興計画前期についても、昨年3月に策定されております。近年、大変な変革と申しますか、多様化した価値観の変容や高度情報化社会の対応など目まぐるしく子どもたちを取り巻く教育環境が変化している中で、改めてお聞きいたしますが、この教育大綱であるとか教育振興計画は、これからの厳しい社会を生き抜いていく子どもたちに何を求めているのか。また、家庭や地域社会に何が求められ、またそういったことを受けて本市の子どもたちをどういった方向に導いていくおつもりなのか、そのことについてお聞かせいただきたいと思っております。

○市長（下平晴行君） 野村議員の御質問にお答えいたします。

私の教育行政に対する理念は、個性を生かす教育を充実させるとともに、郷土の持つ素晴らしい伝統や人情味あふれる教育的風土を生かし、心の豊かさと学ぶ意欲にあふれ、未来を担う市民づくりを目指して教育文化の振興を図ることです。

個性を生かす教育とは、個人の価値を尊重し、その能力を最大限に引き出し、一人ひとりの可能性を最大限に伸ばすことだと考えております。

また、未来を担う市民づくりには、家庭教育が重要であると考えております。家庭は、個々人の健やかな育ちと生活の基盤であり、まちづくりの礎であり、家庭教育は全ての教育の出発点であると言っても過言ではありません。しかしながら近年は、地域とのつながりの希薄化や親が身

近な人から子育てを学んだり、助け合う機会の減少など、子育てや家庭教育を支える環境は大きく変化し、家庭教育を行う上での課題が大きく指摘されております。

本市では、地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で、家庭教育が行われるよう教育委員会と市長部局間、関係機関、関係者の間で、情報の共有化や協働の推進を図り、地域全体で家庭教育を支える仕組みづくりに努めてまいります。

今後、福田教育長の下においても、この思いを受けていただいて、教育行政における諸課題にあたっただけのものご期待をされているところでございます。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

日本は、総人口の減少などに伴い、労働生産人口も減少しております。その状況は今後ますます加速するものと予測しており、本市においても同様の状況が予測されるわけでございます。そのような中で、今の経済をそして今のこの社会をどう維持していくか、またはそれ以上に高めていくかについては、様々な議論がなされております。AIの活用であったり、女性の雇用拡大であったり、定年の引き上げであったり、外国人の雇用拡大など性差、年齢差、地域差などの違いを超える形で、様々な施策が進められております。

ますます加速化するそのような時代を担っていくのが、まさに今小学校、中学校、高等学校で学んでいる子どもたちであります。子どもたちには今後ますます激しく変化し続ける社会の中で、年齢や個人の状況に応じた学力、体力、道徳心等を身に付け、多様な価値観を受け入れ、互いに理解し合いながら共にそれぞれの人生を切り開いていき、それらを尊重し合う資質が強く求められているわけでございます。

志布志市においても、郷土の教育資源や教育風土の中で、子どもたちの持ち味や特性を見だし、それを学校、家庭、地域が手を携えて磨いていくことが極めて大切であると考えております。そのことが子ども一人ひとりの豊かな感性を育むとともに、夢や希望の実現に向かって挑戦する意欲、根気強さ、たくましさを身に付けることにつながります。そこに至るまでの学びの過程においては、子どもたちは自己肯定感、そして自己有用感を味わい、その積み重ねが確固たる自信を形成して、まさに未来を支える、心豊かで志あふれる人間に育っていくものと私は考えております。

市長の答弁にもありましたように、未来を担う市民づくりには、学校はもちろんですが、家庭や地域の質の高い教育力も不可欠であります。より質の高い志布志市の教育を創造するために、学校教育の課題と合わせて家庭教育の課題等について、市長部局間で整理をし、地域全体で家庭教育を支援する方策等についても、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○6番（野村広志君） これから様々お聞きしてまいりますけれども、先ほども同僚議員が教育行政について質問がありました。重複する点がいくつかあるかと思っておりますけれども、御配慮いただきたいなと思っております。

この教育振興計画に基づき、様々な観点から本市の教育に資する政策がうたわれ、また、そのことを基にしながら、それぞれ市長、教育長のお立場においてお考えを聞かせていただきました。

人口減少であるとか少子高齢化の現状、すばやく訪れる高度情報化社会への対応であるとか、また現代社会の課題とも言える子どもたちの貧困の問題や価値観の変容によるライフスタイルの多様化と環境問題に至るまでと、まさに教育を取り巻く環境は非常に課題が多いのかな、課題が尽きないなど改めて感じているわけではありますが、では、市長にお伺いします。総合教育会議を招集をする立場の自治体の首長として、当然これは大事なことです、政治的距離感といったものはしっかりと担保、確保しつつですけれども、前段にありましたように、多様化している教育環境への取り組みを進めていかなければなりません、では首長の立場として、この教育行政の関わり方については、市長はどういった距離感を持ちながら取り組んでいこうとされているのか。そこについて、市長のお考えをお聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 平成27年4月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、市長が総合教育会議を設置することにより、教育に関する予算の編成、執行や条例提案など、重要な権限を有している市長と教育委員会が、十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることとされました。

このようなことから、昨年2月に策定しました志布志市教育大綱は、総合教育会議において教育委員会と協議、調整を行い、第2次志布志市教育振興計画の基本目標と計画の骨子をもって、教育大綱としたところでございます。

また教育事務については、市長から独立した権限が教育委員会へ付与され、教育行政の中立性の確保がされていることを十分認識して、教育行政を進めてまいります。

○6番（野村広志君） 先ほどからありますように、この教育行政については大変範囲が広く、多岐にわたっているのかなと思います、学校教育の場面と生涯学習の場面に分けて少し考えてみたときに、特にこの学校教育において、市長がもう少し、先ほども小野議員からもありましたが、強いメッセージというものがなかなか伝わってこないのかなという気が少しいたしております。いわゆるこのメッセージがなかなか伝わっていないということが、どうしても気になるところであります。当然先ほども申しましたように、政治的距離感等々の課題等ありますけれども、やはり市長が様々な権限の中で、そのメッセージをやはり伝えていくということは必要なことかなと思っております。

市長どうですか、これは十分に教育関係者であるとか、子どもたち、また市民の方々へ、この市長が考えている教育行政というのは届いているということの御認識でいただけますか。

○市長（下平晴行君） そこがどこまで認識されているのかは、自分の中ではちょっと分からないところではありますが、しかし、家庭教育、個性を伸ばすというそういう面では、これは実際子どもたちを育てる中で大変重要なことだと思っておりますので、その重要性をしっかりとまた伝えていかなければいけないというのは思っているところであります。

先ほど家庭教育は、全ての教育の出発点だと言いましたけれども、これは過言ではないと申し上げましたが、非常に重要であると先ほど言いましたように思っております。教育委員会との連携と更に広く市民への周知及び広報に努めて理解をしていただくという考え方でございます。

○6番（野村広志君） 平成30年ですかね、この新しい教育委員会制度が導入されてから、市長の役割と権限等々については新たに設けられているわけですが、やはりこのメッセージということについては、本市の未来を担っていただく子どもたちに向けて、市のトップとしての情報発信、メッセージを届けていただきたいなと強い思いでいるところですが、では市長、この教育行政全般を見たときに、市長になられてから市長自身が掲げられてこられたと思いますけれども、教育行政の目標値ですね、どの程度達成ができていますとかいうことをお感じでしょうか。このマニフェストの部分等々も含めて、総括うんぬんについては、またほかにも同僚議員からあるかと思いますが、市長が感じていることを少しお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 教育大綱に「夢や希望を実現し、未来を担う心豊かで志あふれる人づくり」と「伝統文化のまちづくり」との基本目標を掲げ、この目標を達成するために教育委員会と一体となって、様々な事業、施策に取り組んできたところでございます。

例えば、家庭教育学級開設委託やGIGAスクール構想の実現のほか、私の公約であります学校給食費の無料化につきましては、令和3年度半額を助成するとして予算計上をしているところでございます。特に令和2年度におきましては、コロナ禍の中、満足のいく授業やイベント等開催できない状況もありましたが、私なりに7、8割程度できているのではないかと考えているところでございます。

○6番（野村広志君） 市長が掲げられている目標、今御答弁いただいたとおり、7、8割ということでもありますけれども、残り任期まだ1年弱でございます。ぜひ、その掲げられた目標が限りなく達成できるように尽力していただきたいなとお願いしておきたいと思っております。

ここからは教育長に聞いてまいります。首長における教育行政の役割とか責任については、先ほども申し上げましたとおり、平成30年2月から新たな教育委員会制度の下で更なる連携の強化が示されているわけですが、市長自身の思いであるとか考えについても、当然何度も申しましたように、政治的中立を担保しつつ、発信をしていただきたいものだなと感じております。

では、教育長、これをお聞きになりまして、市の総合振興計画であるとか教育の振興計画でありますけれども、この大綱であるとかそういったもの、計画を具体的なプランとして具現化していくことが、教育委員会の役目であるのかなと思っておりますけれども、教育長は首長の考えをどのように受け止めて、具体的に具現化していくおつもりなのか。これは教育長のお考えを、これからの方向性、方針についてお示しいただけますか。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

2月24日、この職に就かせていただいて以来、市長、副市長、そして関係課長等とも、いろいろな場で本市の今の状況等をお聞かせいただいたところでございました。

本市の総合振興計画の将来都市像といたしましては、「未来へ飛躍する創造都市 志布志」という大きな目標がございます。市長が言われる個性を伸ばす教育だとか家庭教育の重要性、そういった観点を十分に踏まえつつ、市の振興計画の基本目標である「夢や希望を実現して、未来を担う、心豊かで志あふれる人づくり」と、「文化伝統のまちづくり」の達成に向けてしっかりと

取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。教育は人づくり、人づくりはまちづくりへとつながり、本市は、志あふれる、未来へ躍動する創造都市になるというふうに、その先を見据えているところでございます。

市長の思いも受け止めながら、本市の課題もしっかりとそこに絡めながら、市民の声にも耳を傾け、そして私なりの視点や思いも組み入れながら、教育施策、事業等の成果がしっかりと目に見える形で具現化できるよう、誠心誠意努めてまいりたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） これから新しい教育長として、今までのものを継続していくことやまた新たに改善していったりとか、見直しをしていくもの等々、これから出てまいるかと思えます。しっかり教育行政、何度も言いますように多岐にわたっておりますので、市長部局とも十分に協議をいただきまして、施策を進めていただければなお願ひしておきたいと思えます。

では、次に学校の役割と家庭や地域社会の役割について、行政の関わり方という面から少しお聞きいたします。学校側が考えているというか思っていることなのかなと思えますけれども、家庭や地域社会に求めている役割と申しますか、学校側が地域社会や家庭にこうあってもらいたいと思っていること、どういった課題がありますか。行政側としてどういったその課題を捉えていらっしゃるでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 家族形態の変化だとか地域のつながりの希薄化などに伴い、家庭や地域の教育力の低下が指摘されている、そういう向きも十分にあるわけでございます。教育というのは、学校、家庭、地域がやはりそれぞれ役割を認識し、それを担いつつ、互いに連携協力しながら行っていくものというふうに、これは多くの方が思っておられると思えます。

家庭が全ての教育の原点であるというその自覚を、全ての市民の方々にしっかりと持っていていただく。その上で学校で行われる教育活動に関心を持っていただくとともに、例えばPTA活動などに積極的に参加をしていただくとか、学校が示すものと同じような思いで教育に取り組んでいただきたいということも、これまで同様ではありますが、引き続きそういった思いを大事にして、進めていかなければならないというふうに思っております。

地域社会におきましても、子どもたちが安心して成長できるような学校や家庭を支えていただき、豊かな心を育む体験であったり、学校で学んだことを実際実践できる場であってほしいという願ひを持っております。

○6番（野村広志君） 学校から家庭や地域社会にということとは、なかなか表に出づらい部分もあるのかなと思えますけれども、教育委員会、行政側としてはしっかりとヒアリング、各学校からの聞き取り等も含めながら、そういった課題、問題等については、把握されていらっしゃるかとは思いますが、なかなかその表に出ない部分というものもしっかりと捉えて、教育行政を進めていただければなお願ひしますが、私自身、教育関係の団体に長く携わらせていただいた中で、思うところが少しございました。学校教育の場において、本来子どもたちが身に付けるべき力や、その力を具体的にどのようにして育むかという道筋ですね、この道筋について子どもや保護者、それと地域社会との間に必ずしも共通の認識がなされずに、成果や課題が不透明で見

えにくくなっているという点を感じておりました。また、その一方で子どもたちや保護者の価値観が多様化しており、先生方の仕事がかつて以上に多岐にわたっている中において、より学校での教育活動が困難になりつつある現状が伺えるのではないかなと思っております。家庭においては、様々な事情を抱えている御家庭や育ちにくさを持つ子どもたちの御家庭など、一概に全てをくくることはできないかと思っておりますけれども、家庭や地域社会で基本的な生活習慣を身に付けさせたり、しつけの部分においては家庭で責任を持って教育をしていただくことが、今後更に求められているのではないかなと思っております。睡眠時間の確保であるとか食生活の改善、家庭の時間の大切さや地域でのふれあい体験活動等ですね、子どもたちにとって大切な育みは、挙げればきりがなないかと思っております。何よりも子どもたちの育成の第一義的な責任は家庭にあり、家族でこそがなし得る教育であると考えております。教育大綱の中にも、未来を担う市民づくりとして、先ほど市長も何度も言われますように家庭教育の重要性がうたわれております。十分に理解されていると思っておりますので、今一度、学校と家庭、地域社会との関係性について、考えるべき時期に来ているのではないかなと考えております。

そこでお聞きいたしますが、先ほどもお話ししたとおり、全ての家庭を平たくくくることはなかなかできないかと思っておりますけれども、家庭教育全般において保護者に求められている役割であるとか責任について、どういった認識でいらっしゃるのか教育長の考えをお聞かせください。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

今、野村議員もおっしゃったように、家庭は家族は、様々な状況の中で日々の生活を営んでおられるということを、まず私たちはしっかりと心の肝に銘じながら、ことを進めていくことが重要であろうかと思っております。

そういう中において、一般的なこととして申し上げますと、家庭教育の中で求められることといたしましては、5点ほど私は考えているところでございます。

一つ目は、家庭が子どもにとって安心できるものとなること。そのためには、親が我が子に対して愛情を持って接し、他者への信頼感と安心感を家庭の中で育てていけるような状況を作っていただきたいというのがまず一つ。

二つ目は、保護者自らが模範を示しつつ、子どもの思いをしっかりと受け止めていわゆる望ましい生活習慣の形成を図っていただきたい。その中で、衣・食・住に関わる基本的な習慣を形成していただくことが必要かと思っております。これが2点目です。

3点目は、家庭での役割分担。子ども、親を含めた家族の全員が、それぞれが役割を持って家庭生活を送ることにより、家庭の中で自立心が育まれたり、自尊感情が育ったり、自己肯定感が高まったり、そういう経験を積んでいただきたい。これが三つ目。

四つ目は、例えば学校行事等へ積極的に参加をしていただいて、学校の中で学ぶ我が子の姿、周りの子どもたちの姿をしっかりと見ていただいて、子どもたちの良さを見ていただきたい。そのことをまた家庭に帰って褒めていただくなどしながら、家庭と学校のその両方の姿を見ていただいた上で、子どもたちに我が子に声をかけていただくような状況を作っていただきたいという

のが四つ目です。

五つ目は、地域社会の一員として地域活動へ積極的に親子で参加できるような状況も作っていただけたら有り難いなというふうに思っているところでございます。そのことによって、子どもと親と地域が一緒になって交流しながら、様々な学びがつながり深まっていくものと捉えております。

○6番（野村広志君） 五つの指針みたいなものが今教育長からありました。家庭教育の在り方は様々御意見あるかと思いますが、このところで最後ですけれども、この全ての保護者が役割や責任を果たせる、誰しもが役割や責任を果たしていきたいとやはり感じていると思います。果たすために、また地域社会にとっても子どもたちの育成に積極的に関わりたい、関わっていききたいと考えていると思います。こういった家庭や地域社会が、実際そう思っているもなかなかできないという部分を、行政としてどんな形で向き合い、サポートしていく考えなのか、そこについてもう少しお示しいただけますか。

○教育長（福田裕生君） 市といたしましては、学校、家庭、地域それぞれの果たすべき役割に従って、共同して取り組みが推進できるように、必要である施策や措置を講じるとともに、市民への周知や広報に努めるべきだと考えております。

具体的に申しますと、保護者に対しては家庭教育に関する相談窓口、情報提供に努め、保護者の対象の研修の機会をこれまでよりも中身をしっかりと充実させるなどの取り組みも必要かと思っております。

地域社会に対しましては、地域活動の担い手として必要な人材の育成支援を行うとともに、活動に必要な支援の充実を更にどういった側面からできるのか、そのことも今後課題として取り組んでまいりたいと思っております。

併せて、今後市として家庭教育サポート支援に関する基本理念めいたものを整理しておく必要はないのか、検討してまいりたいと考えている次第です。

○6番（野村広志君） やはりまだまだ様々な課題があるかなと思っております。全ての家庭や地域社会に、今言われました気持ちが浸透していくのにも時間がかかるかなと思っておりますけれども、答弁をいただいたとおり、そのような考え方を今後の教育指針として色濃く反映をしていただきたいと思っております。時間をかけて導いていただければなと思っております。

先ほどもございましたとおり、教育の原点は家庭にあると言われます。現代社会の多様化の中で見失わないようにしてまいりたいと思っております。確かに家庭教育の在り方については、様々議論があろうかと思っておりますし、教育者が家庭教育の補完的な役割を果たしているこの現状が、家庭や地域社会が本来果たすべき役割までも学校に持ち込むのではなくて、家庭や地域社会がその責任を果たして、各々の役割の違いについて確認し、理解して協力し合い、社会全体として子どもたちを育む環境が必要なかなと考えております。そしてやはり一番重要になるなと感じていることが、学校、家庭、地域社会においての、お互いこの3者の信頼関係ではなかろうかなと感じております。三角形のトライアングル、楽器でございませうけれども、お互いに均等がとれて

バランスがとれていなければ、良い音色は出ないと言われております。そのことと同じように、お互いの信頼関係の構築ということが不可欠ではなかろうかなと感じております。今求められているのかなと思っておりますので、この志布志市、先ほどから言います振興計画であるとか大綱であるとか、素晴らしい計画がございますので、この目標を達成するためにしっかりとした目的を立てていただきまして、目的を達成するための最適な手段を講じていただきたいと思っております。そして、お互いに更なる信頼関係の構築を御期待申し上げたいと思います。

では、次に移りたいと思います。2項目目にG I G Aスクール構想について通告してありますので、お聞きしてまいります。新学習指導要領では、小学校から高校まで情報活用能力の育成がうたわれており、本市でもG I G Aスクール構想については、早期実現に向けて推進を図っているところであると思われまして、先般も同僚議員から様々な同様の質問があったところですが、いくつか視点を変えてお聞きしてまいりたいと思います。

まずは、このG I G Aスクール構想について、先般の質問から若干期間も過ぎておりますので、現在の状況についてと、もう一点は、G I G Aスクール構想全体の目指すべき目標についてお聞かせいただけますか。

○教育長（福田裕生君） G I G Aスクール構想の本市の状況についてお答えいたします。

校内LAN整備につきましては、令和元年度に補正予算を議決いただきまして、今年度に繰り越しの上、市内全校への整備工事に着手し、11月30日に完了しております。また、充電保管する電源キャビネットの整備につきましては、8月31日に完了したところでございます。

一人1台の端末整備につきましては、現在設定作業を終え、3月中旬頃までには各学校へ配布が完了する見込みでございます。また、WEB会議用カメラ、マイクにつきましては、2月1日に各学校への設置が完了しております。

当面目指すべき目標といたしましては、一人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することでございます。特別な支援を必要とする子どもに対しては、その子に応じた環境設定も可能な範囲で行うように配慮してまいりたいと思っております。

子ども一人ひとりの資質能力を一層高めるためのICT環境は、3月末までにはほぼ完了する見通しです。その後、各学校において稼働状況の確認をしつつ、授業で活用することになります。特に4月から5月の稼働当初につきましては、不具合等へ迅速に対応できるよう、納入業者との連携に万全を期してまいります。

○6番（野村広志君） 今、現状についてお聞きいたしましたけれども、「Society5.0時代」と言われますけれども、この時を生きていく子どもたちにとって、この教育においてこのICTを基盤とした先端技術の活用ということは、答弁いただいたとおり必須であるのかなと思っております。また、変化の激しい多様化した現代社会を生き抜くためにも、従来の一斉教育だけではなくて、多様な子どもたちを誰一人取り残さない、個別最適化された創造性を生む教育の実現が重要であるとうたわれております。まさにこれがICT教育の根幹であり、G I G Aスクール構想の根幹であるのかなと感じておりますけれども、計画については、今LANが昨年の末に、キャ

ビネット等についても整備が済んで、カメラも設置が済んだと。端末については設定が済み次第設置ということで、年度内には設置ができるということで今報告があったとおりですけれども、この計画は、予定されたとおりということで理解していいですか。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

現在のところまでは、予定どおり進捗をしているというふうにつかんでおります。

○6番（野村広志君） では、こういうハード面については、もう整備が整っているということでもありますので、この計画の中で、やはり受け入れる側、以前最大の懸案事項であったと認識しておりますけれども、先生方がこの端末を使いこなして子どもたちにきちんと指導していくための準備について、ソフトの分ですかね、そういった受け入れ環境の分について、現状の取り組みを少しお聞かせいただけますか。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

市教委といたしましては、これまで年2回の情報担当者会議と実技研修会を、継続して実施しているところでございます。

特に情報担当者会におきましては、より専門的な知見から御指導いただきたい、身に付けさせたいという思いもございまして、鹿児島大学の山本朋弘准教授に、長年本市の先生方への指導をお願いしているところでございまして、今後もそれは続ける予定でございます。教育の情報化の推進について、実践事例を交えながら具体的な指導をしていくことが、やはり現場の先生方にとっては非常に重要なことだという認識です。

実技研修会等におきましては、メーカーや納入業者の協力もいただき、導入されたソフトの操作や学校から寄せられている課題の解決を図るための研修、それから長期休業中を利用した研修会等もこれまでも実施しておりましたし、今後もそれらについては現場の状況、声を聞きながら、計画をしてまいりたいというふうに考えております。

また、各学校単独で行っている校内研修におきましても、学校の要望に応えながら、GIGAスクールサポーターを派遣したり、実技研修に資するための様々な環境も整えながら推進をしてまいりたいと思っております。なお、タブレット端末の実際の子どもたちの使用につきましては、クラス編制が4月の入学式、始業式では確定をいたしますので、そこで人数が確定した上でタブレット等を各学校に割り振るような形も取ることにしておりますので、実際タブレットを使って子どもたちが授業の中で使えるのは、4月中旬から下旬になるものと見込んでおりますので、その間また時間を見つけて、職員への指導等も重ねてまいりたいと思っております。

○6番（野村広志君） 先生方の協力がなければ、このことはなかなか進んでまいりませんが、一人1台の端末が整備されたのち、先生方の個人差ですね。一生懸命頑張っていることは今十分に理解したところですが、この教育の均等であったり平等性という観点からすると、大変心配されるところでありますけれども、教育の現場でこのICT教育に対して、この先生方がどのぐらい積極的に活用しようとされているのか、またこういった研修会を開催しているということで、市でもやっておりますし、校内研修もやっているということであ

りますけれども、この協力体制については、先生方が積極性とか協力体制、そういったことについては苦手とされる先生方も中にはいらっしゃるかと思いますけれども、そういった課題等については現状はどんなものでしょうか。どの程度把握されていらっしゃいますか。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

平成の後半から、この事業に本市は取り組んでおりますので、そのときから蓄積した研修がございます。長年本市に勤務されておられる先生方については、その蓄積が実際の指導の中に生かされる状況ができていますところがございます。

令和元年度に学校における教育の情報化の実態に関する調査というものをいたしました。その結果から、本市の教員のICTを活用する能力というのは、全国平均を上回っているという結果を得ております。例えば、ICTを活用して授業の中で資料をきちんと提示しながら、授業の充実を図ることができるといった教員につきましては、このときは305人市内に教員がおりましたけれども、なかなかそこまで達成しきれていないという教員は市内全体で3人ございました。0.9%だと思います。ということは、本市においてはICTの活用に関して難色を示す教員は、極めて少ない状況だというふうに、その時点で把握したところがございます。

一方で、児童・生徒にICTの活用を指導する、より長けた能力にやはり課題が見られることから、今回一人1台端末導入に戸惑う職員も教員もいるものというふうに私どもは予測をしておりますので、そのような教員に対しましては、先ほども申し上げましたが、4月初期の段階でのサポート、フォロー体制ということも含めて、校内の長けた教員とそうでない教員間の教え合い、学び合いという状況も、積極的に作るように指示をしてまいりたいと思っております。

○6番（野村広志君） 今報告がありました305名中3名、0.9%というぐらい、非常に先生方も積極的に協力をしていただいていると、今報告の中ではあったところでしたけれども、学校業務の中で現在総合型の校務支援システム、スズキ校務が新たに導入されて、その活用も研修されていらっしゃるようですが、先生方は新たに導入された校務システムの業務処理に加えて、更に今回この多様化されたタブレットの端末によるICT技術を駆使する学習の習得となると、やはり先生方の負荷とか負担というのは非常に大きいのかなということを感じているわけですが、本来であれば、先生方に対して働き方の改革であるとかそういうものも含めながら、簡素化されたシステムで効果的に効率よく業務の改善を含めて、そういった導入にならなければならないところかなと思うわけですが、このことで仮に積極的に本市の先生方は御理解いただいて、協力をいただいているということでもありますけれども、このことで更に激務につながるようなことになれば、本末転倒かなと感じるところではありますが、そこで、以前答弁の中にもICTの支援員であったりとか配置について、小・中学校21校で年間16時間を派遣していることに対して、そのことで足りるのかという質問が同僚議員からございました。学校によっては足りるのかという質問に対して、学校間によって活用の度合いが違うということの答弁があったところでした。やはりこのとき感じたのが、もう既に学校間の中ではこの受け入れ方によって温度差があるのかな、ないしは学校間での受け入れの積極度合いの差が出てきたのかなという気が、その

ときに感じたわけですが、そういったことってないんですかね。それかこれは学校間の問題ですか、それとも個人の先生間の課題とか問題になるのでしょうか。その辺はどうでしょうか。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

今年度につきましては、GIGAスクールサポーターを2人配置しているところでございます。来年度もこの2人にICT支援員として各学校のサポートをお願いする予定でございます。

今御指摘のあった活用状況等によつての学校差の問題でございますが、2月末までに市内全21校に167回サポーターを派遣しております。時間数にいたしますと、およそ350時間を超える状況でございます。

学校間による差も、もちろんこれはございます。その原因等につきまして、私どもが今考えておりますのは、派遣数が少ない学校においては、実はICT活用に長けた教員が1人ないし2人ほどおられて、ICT支援員の派遣まで要さなくても、自分たちの校内でその解決が十分できている学校もあるというふうに捉えているところです。一方そうでない学校だと思われるところにつきましては、これは担当の指導主事を中心に、委員会側から学校に声を掛けながら、必要がないのかどうか、困り感はないのかどうか、そのことで子どもに不利益が生じるようなことはないのかどうかということも、これまでやってきておりますので、これについては、今後も4月から一人1台になっていきますので、更にそういったことは必要になってくるかと思ひます。併せて教員の入れ替わりもございまして、つぶさにそこらあたりは、しっかりと現場の状況を見据えつつ、現場にしっかりと足を運んで、然るべき対応をしまひたいと思ひているところです。

それから、ICT機器の操作トラブルだとか総合支援システム、それからプログラミング教材、そういったものの研修についても、次年度も計画的に進めてまひる予定でございます。

○6番（野村広志君） やはりどうやって使っていくのかということ、ハード・ソフト面整備が整ったとき、これをどう使っていくのかということが非常に重要になってまひりますので、やはり私、人を配置していくことというのが一番重要なのかなということも感じておられるところであります。現場の方できちんと相談したらすぐに答えてくれる人がいるかどうかで、やはりその安心感というのは先生方も大分違うのかなという気がいたしてあります。今、ICTの支援員が2名ということでありましたけれども、あと予算の提案もされておりますけれども、このGIGAスクールサポーターの配置について、この状況はどうですか。

○学校教育課長（谷口源太郎君） お答えいたします。

ただいまICT支援員の方が2名と申し上げましたけれども、このGIGAスクールサポーターもかねて仕事をしていただいておりますので、そのお二人の予算を今回当初予算の方で計上させていただきます。

○6番（野村広志君） これは以前にも同僚議員からの答弁の中で、「これで足りるのか。」というような質問があったかと思ひますが、国の目安として、これは間違っていなければですが、ICT支援員は4校に1名と、GIGAスクールサポーターについては4校に2名を配置す

るようにということを想定されていると。またこの配置については、予算の方も国で面倒みるよ
とっているわけですね。そこまでも本市は必要がないという認識でいいわけですか。

○学校教育課長（谷口源太郎君） お答えいたします。

今の志布志市内の現状ですけれども、保守点検等につきましては、業者の方が緊急な場合の修
理等をしてくださっております。このICT支援員の方々の業務としましては、学校の先生方が
活用する場合のサポートでありますとか、実際に授業で児童・生徒に関わるときのサポートで
ありますとか、そういった技術的な指導をこのICT支援員の方にさせていただいております。

今の現状を見てみますと、これまで志布志市内の小学校にはICT機器が先進的に入っており
まして、その活用方法をかなりの先生方がマスターしていただいておりますので、それほど4校
に1名とか4校に2名という配置は、現在のところ必要ではないのかなと考えております。ただ、
そういう状況ではありますけれども、新しく入って来られる先生方もいらっしゃいますので、そ
ういった学校のニーズについては、遠慮なく市教委の方に申し出ていただきまして、教育委員会
としてもサポートをしていく体制を整えていきたいと思っております。ただ、人材としてこういうICT
機器に優れた方というのはなかなかいらっしゃらないものですから、そのあたりもまた広く
そういう方がいらっしゃらないかどうかということも、こちらの方でも調査をしながら、人員体
制については充実させていきたいと考えております。

○6番（野村広志君） 今、課長の方から答弁がありましたけれども、国の目安、あくまでもこ
れは目安だと思いますが、本市の状況と照らし合わせると、今課長の答弁があったとおりのか
なと思いますけれども、このGIGAスクール構想の根幹に関わるのところ、先ほども少し触れま
したけれども、誰一人として取りこぼすことなく、しっかりとサポートしていくということで、
国が予算の措置を含めながら対応しているということでもありますので、そのことに対して、先ほ
ど言いましたICT支援員とGIGAスクールサポーターを合わせて本市では2名でいけると、
それで小・中学校で21校ございますけれども、全ての学校を対応していけると、先生方を含めな
がらですね、授業のサポート、活用のサポート含めながらできるということであれば、素晴らし
いことかなと思いますけれども、実際に先生方の不安の声、今学校の現場の中で先生方がどんな
状況におかれているか、そういったことを鑑みたときに、とても先生方の不安はぬぐいされない
のかなという気がいたしております。当然、この人材については今課長からあったとおりの、国全
体でこのGIGAスクール構想を打ち立てておりますので、なかなか人材の確保というのは難し
いのかなという気も同時にしておりますけれども、もう一点、この端末の導入については、共同
の調達となっていて、県の方で調達をされるということで、メーカーさんが納入されるかと思
いますけれども、そういった方々を含めながら、やはりサポートする体制を構築しておくべきだと
私は思っております。納入業者の方々も当然その端末の操作、設定については長けていらっしゃる
方であろうと、当然のことだろうと思っておりますけれども、そういった方々への支援であったり
とか、一定期間専属で配置をするようなことというのは、予定というか考えてはいらっしゃいま
せんか。今の2名の支援員で、全ての先生方を含めながら、子どもたちの教育も賄えるという考え

方でいるということでしょうか。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

端末の納入業者との関係についてでございますけれども、この4月1日で導入いたしますが、導入後令和3年4月初めから9月末までの6か月間につきましては、納入業者によるサポートを受けることができるというような契約となっております。サポート内容といたしましては、必要に応じた手順書の作成、学校または本市の状況に応じて手順書を作成していただくとか、その都度電話、それから実際に出向いていただいているサポートなどもしていただくような体制づくりはしているところでございます。

○6番（野村広志君） 2名の支援員で大丈夫ですか。

○教育長（福田裕生君） これまでの積み上げてきたことと、そして今回のことを併せ持って、現時点においてはそれでいけるのではなかろうかというふうに見込んでおりますが、新年度になり、職員の入れ替わりがあり、また新たな機材が入ってきますと、そこにまた戸惑い感も出てくるということも私は十分予想しておりますので、そのときの状況を見ながら、よりよい方向に一体どういった形で解決できるのかは、関係部署とも十分協議をしながら整理をし、対応してまいりたいと思います。

○6番（野村広志君） やはり専門の技術を持った方々でなければならないわけですので、やはり人材の確保という部分は非常に苦慮されているのかなと思います。これはICT支援員の学校への配置について、国が半分を見ていただくと。またその半分の80%についても、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金において対応しているということで示されておりますね。そういったことも含めながら、全国での引き合いというのが非常に多いのかな、あるのかなと思います。それだけ、やはりこういった技術を持っていらっしゃる方というのが、日本全国配置できるほど数がないのかもしれないかもしれませんが、その必要性を国もうたっている。ですので予算も措置するし、目安としての人数も提案をしているということでもありますので、十分にそこら辺をもう少し精査していただければなと思います。先ほどから何度も申しますように、先生方の現場の声というのをもう一回すべなく拾って、先生方の不安を払拭していただきまして、そのことが子どもたちの教育、学びの場に影響しないということを担保していただきたいなとお願いしておきたいと思います。

それともう一点ですね、このGIGAスクール構想は全国的に展開しておりますね。先ほど言いましたように、なかなか専門の技術者の確保は難しいと思いますけれども、その中でヘルプデスクの業務委託というのがございます。そういった選択もあろうかなと思いますが、このヘルプデスクについて、これは御存じかと思いますが、説明は述べませんけれども、これはいつでも対応していただけて、必要に応じては派遣もしていただけるというような業務委託になりますので、ぜひそういったことも含めながら、検討していただきたいものだなと思いますが、そこについてはどうでしょうか。

○教育長（福田裕生君） GIGAスクールサポーターを委嘱した際、端末の納入やシステムの

保守点検を委託している業者を交えて、それぞれの役割について確認ができているところがございます。これまでのところ、これは先ほども申し上げましたが、各学校における負担をかけることなく支援や対応が行われてきたという状況もありました。また、委託業者にはセキュリティ管理も行ってもらい、本市なりのシステムが構築できているということ等もあります。

ですので、現時点においては他のヘルプデスク等への対応をお願いするということは考えておりません。けれども、先ほどから申し上げているように、新年度の状況をあれこれ考えましたときに、新たな課題、それから教員から、現場からの声が挙がった際には、それ相応のことを十分に精査しながら、対応について検討をしていく必要があるかと思っております。

○6番（野村広志君） 様々な声をまた聞いていただきまして、対応にあたっていただきたいなと思います。このヘルプデスク、GIGAスクールサポーターの業務としての位置付けもされておりますので、国の補助対象にもあたるといってございまして、ぜひ検討して見ていただきたいなと思います。

では、端末運用について少しお聞きをしてみたいです。これは児童一人ひとりに1台ずつの端末が配置されるわけですが、活用の段階で1アカウントと申しますか、1IDが発行されるということに理解していいですか。そこはどうですか。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

児童・生徒一人ひとりに一つのアカウントが付与されることとなります。GIGAスクール構想では、クラウドを利用することを前提に端末が整備されているために、サービスを利用するためのアカウントが必要となります。アカウントの管理については、IDカードを渡す際に指導するとともに、これについては子どもだけではなく、保護者にもしっかりとその重要性、中身について使い方等について周知徹底する必要があるかと思っております。

アカウントを所持することによって、子ども自身やその家族の所有する端末でも、サービスを利用することができます。そのこと自体を禁止する予定はございませんけれども、情報モラルの面で留意すべきこと等については、しっかりと周知徹底を図ることが大事だと思っております。

発達の段階に応じた情報モラル教育を更に充実させるとともに、保護者等への周知、啓発を図ること、そういう機会をしっかりと各学校で設けていくことが必要であろうというふうな捉え方でございます。

○6番（野村広志君） 一人1アカウントということで、これは1年生のときに付加されると、ずっと持ち上がるということよろしいですか。

○教育長（福田裕生君） はい、そのとおりでございます。

○6番（野村広志君） この情報モラル教育ということが、今教育長からありましたのでお聞きいたしますけれども、やはりこの管理の部分においては、慎重にならざるを得ないのかなと思いますけれども、やり取りの中で、当然通信機器ですのでメールでやり取りうんぬんということになったときに、このアカウントIDが必要になってまいりますけれども、これの想定としては、

学校側と児童・生徒間に限るといえることでしょうか。そこはどうですか。

○教育長（福田裕生君） アカウント等に関する情報モラルの面で言いますと、現時点において想定される状況としましては、それを使ってメール等をやる際に、メール等のトラブルが発生するのではなからうかとかですね。個人のID、パスワードを他人に知らせた、または知られてしまった。それから他人のIDやパスワードを使って、いわゆるなりすましの活用をしてしまった、意図的にそれをしたということが想定されるかなということも考えているところです。あるいは、共有のファイルの中での書き換えなどといったようなことも、場合によっては出てくるのかもしれないと思っておりますので、現時点においては、今私が申し上げた四つほどなんですけれども、それ以外に、実際に学校現場でどういうことが起こり得るのかも含めて、幅広く情報を収集しながら先進地域の情報等も含めて研究しながら、先に先に手を打つ方法を考えてまいりたいと思っております。

○6番（野村広志君） 私が言わんとすること、懸念することを今教育長がお話いただきましたので、そうなんです、そのことが一番懸念される問題なのかなと。子どもたちに1アカウント、1ID渡して端末を使って、学習に使っていただくのは非常に有益なことであろうかと思えます。しかしそのことが現在、高度情報化社会の中で子どもたちの方がこの端末の活用ということは詳しいかと思えます。そうなった場合、端末の中でどんなことが起こり得るかということは、当然大人の我々でも想像がつかないこともたくさんあるかと思えます。そういったときに、やはり必要になってくるのが、先ほどお話しをしたICT支援員であったりとか、GIGAスクールサポーターという方々、専門の知識を持った方々が、そのことを早期に発見したりとか、早期に未然に防いだりとかいうことを感じております。ですので、必要以上に学校ないしはその環境の中に、こういった支援員を配置すべきであるということをお伝えしたいなと思えます。でなければ、発見したときには、もうそのことがすでに動いている。一回これもう出てしまいますと、御存じのとおりあつという間に広がってしまうというような機器の性質上の問題もございますので、そういったことについては、しっかりと検討していただきたいなと思えます。

それと、これは児童間のやり取りの中で、今メールのやり取りとかいうのがありましたけれども、よく一般の通信機器を使ってのメールでのいじめであったりとか、無視であったりとか、いろんな情報がありますけれども、そういったことの温床に、この学校のタブレットを使って起こり得るという可能性も十分にあるのかなと思えます。そういったことも含めて、あらゆることの対応について考えていかなければならないのかなと思えますが、これってWi-Fiに当然つながって、学校内では通信環境としてインターネットの回線に接続されるかと思えますが、Wi-Fiの環境があれば、この端末は全てインターネットにはつながるという理解でいいですか。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

Wi-Fiの環境があれば、つながるといふふうになっております。

○6番（野村広志君） この端末のアクセス制限についてはどうですか。

○教育総務課長（萩迫和彦君） 学校でのタブレット端末のWi-Fiの使用については、今回

LANの校内整備等も行いましたので、対応はできていると、つながると。ただ、今後の使い方によりますけれども、動画をいっぺんに生徒が一同に、全校が一斉に使うと、そういった場合にどうなのかということはございますけれども、一応、国が示す基準に従って、校内LAN等の整備は行ったところでございます。

○6番（野村広志君） 当然そのアクセス、校内で容量もあろうかと思えますけれども、もう一点そのアクセスというのは、結局一般のインターネットとは当然違うわけですよね。接続される場所、されないところという制限がその中で設けられているんですか。その端末の中で、通常のインターネットにつながるようなものとして、何かブロックされるようなものというのが設定されているんですか。そこは分かりますか。

○教育総務課長（萩迫和彦君） すみません、ちょっと確認をさせていただいてよろしいでしょうか。申し訳ございません。

○6番（野村広志君） それはまたお聞かせいただければなと思います。

では、先ほどからいろいろ使い方についてはありましたけど、使用マニュアルについて少しお聞きしますけれども、一人1台配置されますと、先ほどからありますように、様々なことが起こる可能性があります。活用してみますと、本当に子どもたちの方が詳しいということ、まず前提においていただきたいと思えます。我々よりも子どもたちは圧倒的にこの端末の操作については、長けた子どもたちが多いのかなと思えます。全てにおいてそうとは限りませんが、そういった子どもたちも多いということも御理解いただいた中で、この使用マニュアルについて、整備状況について教えていただけますか。この使用マニュアルは、子どもたちに向けての使用マニュアルと教職員に向けての使用マニュアル、また保護者に向けての使用マニュアル、そういったものがあるのかどうかそこも含めてお示ししていただけますか。

○学校教育課長（谷口源太郎君） お答えいたします。

現在、市教委の方も鹿児島大学の山本准教授からの情報でありますとか、先進的に今取り組んでいる学校の情報マニュアル等を入手しながら、そして志布志市なりの安全で安心なマニュアルづくりに今後取り組んでいきたいと思えます。

段階としましては、いきなり家庭に持ち帰らせるのではなくて、まずは学校でしっかりとそのマニュアルと使った運用をしっかりとしまして、そしてその後順次家庭の方へ、あるいは保護者への理解を深めながら進めていくという、そういったステップを踏んでいきたいと考えているところです。

○6番（野村広志君） ということは、まだそのマニュアルについては整備はされていないということですね。これからということですか。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

今、学校教育課長がお答えしたとおりでございます。今まさにそこに手を付け始めたところでございます。様々な先進地、それから大学の専門家の先生方の御意見をお伺いしながら、本市にとってどこまでのものが必要か、調査・研究を含め整備をしているところで、一日も早くそれ

が出来上がって、より有効に活用できるような体制を整えていく必要があるかと思っております。

○6番（野村広志君） 先ほど答弁がありましたとおり、今、端末設定作業を行っているということで、3月の半ばぐらいには配置ができると、運用ができるということでありましたけれども、実はこのマニュアルというか、どうやって使っていくのかということに対してのルールづくりですよね、このマニュアル。その整備が間に合いますか、それで。周知していただいて、先生方、保護者を含めて子どもたちにそのことを周知していくという期間も当然必要でしょうし、その運用を図りながらということでしょうか。私は少し遅いのかなという気がしますけれども、そこはどうですか。

○学校教育課長（谷口源太郎君） お答えいたします。

基本的なマニュアル、これは先進的なところから入手しております、それで実際運用をしたときに様々な加除修正する部分もあるということでの答えでございます、基本的のものはございます。

○6番（野村広志君） 文科省あたりが示しているものだと理解しますが、それでいいわけですね。それを基にしながら、本市独自の使用マニュアルを作っていくというわけですね。これは最初に答弁がありましたとおり、4月の半ばということでもありますので、その運用を図りながら、ぜひ様々な想定される懸案事項等もございますので、そういったことも網羅できるような使用マニュアルにしていきたいなと思います。

では、もう少しこの点でお聞きしますが、先ほど少し出ました持ち帰り学習についてですが、最初の段階からそうは考えていませんということで今ありましたけれども、仮にこの持ち帰り学習ができるようになったとき、どういった学習の在り方を想定されていらっしゃるでしょうか。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

将来的には持ち帰らせることも想定しております。現段階においては端末は原則持ち帰らせない方針であるのは、先ほども述べたとおりでございます。持ち帰りを想定しているのは、例えば今般のような新型コロナウイルス感染症拡大のためとか、災害等の非常時に登校できない状況が続く場合、そこを補う形での活用を考えているところでございます。オンライン授業に関しては、家庭の通信環境が整っていない児童・生徒もいるために、なかなか実施することは難しいものと現時点においては思われます。そのため、今想定しておりますのは、端末本体に一定の学習課題を保存いたしまして、それを持ち帰らせて、その子どもの学年に応じた学習を進めていくということを想定しているところです。例えば、臨時登校日や学校再開時に、それらのデータを基にそれぞれの子どもが家庭で端末を使って、どの程度どういう学習をしたかというのは把握できるわけでございますので、「個」に応じた指導に生かせないものかということを考えております。

また、これらの準備につきましては、いわゆる緊急な事態が発生してからそこに手を下すというのは、なかなかもう遅くなるわけですので、平時において教育委員会と学校がしっかりと連携を図りながら、緊急時にすぐ対応できるような準備を重ねていく必要があるかと思っております。

す。

○6番（野村広志君）　すぐに持ち帰りの学習にはならないかと、これは理解するところですが、既に想定もされていらっしゃるかもしれませんが、この電子機器等を使って連絡手段としてのデジタル化について検討してみてもどうかと思っております。学校と家庭間においては様々な文書のやり取りがあろうかと思えます。その文書の中でサインをしたり、押印をしたりというようなこと、またアンケートがあったりとか、そういった文書等様々ございますので、この電子端末を連絡ツールの一つとして考えてみるかどうかと思っております。当然、御家庭の中で対応できない場合も、様々な御家庭の事情であったりとかで対応できない場合も想定されるかと思えますけれども、ペーパーレス化の問題であったりとか、今お話した押印廃止のところまで見据えたこの取り組みを模索してみてもどうかと思っております。このことは、当然国の方も、そういったことを想定をしているようでございますので、今すぐにはならないかもしれませんが、早い段階からこのことに対しては、検討、調査していただければと思えますが、いかがですか。

○教育長（福田裕生君）　お答えいたします。

将来的なステップの一つとしては、十分に検討していくべきことであろうというふうには、今お聞きしながら思ったところではございました。そうすることによる、できるできないも含めて、できたとしたらメリットがどういったところにあり、またはデメリットとしてどういうことが考えられるのか、そこは丁寧に調査・研究を重ねながらと思っております。

○6番（野村広志君）　では次に、この端末の件ですけれども、メンテナンスの部分と保険の状況についてお伺いします。このメンテナンスについては、今回もタブレットの修繕が予算で上がってございましたけれども、そこについてはどうですか。

○教育長（福田裕生君）　実際、いわゆる自然故障、機材そのものに不良が起因する状態、不良な状態ですね、そういったことで申しますと1年間の保険が適用されるということになっております。落下それから水没等による破損や故障については、保険の適用外になりますので、令和3年度当初予算において、破損や故障等に対する修繕料を計上したところでございます。

○6番（野村広志君）　持ち帰りを含めながら、学校で運用するにしても運用が始まっていけば様々なことが想定されますので、先ほどの使用マニュアルの運用も含めて、適切に未然防止に向けた対応を図っていただければなと思っております。

では、このところで最後になります。これも以前同僚議員からございました、通信環境の整っていない御家庭の配慮についてでありますけれども、大きくは通信環境の整備として、御家庭のWi-Fiの敷設が必要かと考えられます。それに伴い通信費の負担をどうするかなどについても、考えておく必要があるのかなと思われそうですが、前回の同僚議員の質問では、「国からの措置については、情報を持ち合わせていない。」とのことでありましたが、現在そこはどうでしょうか。

○教育長（福田裕生君）　お答えいたします。

通信環境が整っていない児童・生徒の世帯への対応についてでございますが、本市といたしましてはモバイルルーターを購入し、貸与を行うのがよいのか、それとも通信事業者からリースを行うのがよいのか、これらについて先進自治体の取り組みを今事例を参考にしながら、検討をしてみたいと考えているところでございます。

○6番（野村広志君） 答弁の中で、就学援助世帯が630名ほどいらっしゃるということで答弁をいただいたところでしたけれども、この通信費うんぬんということを含めながら、何らかの制度設計を考えていかなければならないのかなと思いますけれども、本市においては全地域に光ファイバー網が整備されております。県内でも数少ない自治体であるのかなと思います。その強みを生かす形で、子育て世帯のインターネット回線接続費用の一部助成制度を創設されるようなことも、考えてみてはどうかなと思っております。費用が非常にかかってくるわけですが、モバイル端末の貸し出しやリース等々含めながら、こういった本市の光ファイバー網の活用という部分も含めながら、検討してみたいかなと思いますけれども、いかがですか。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

就学援助世帯630世帯等へのまず対応についてからお答えいたします。本市における就学援助費は学用品費、通学用品費等8費目を就学援助費として助成扶助をしているところでありますが、国が示した令和3年度予算単価表において、新たにオンライン学習通信費が新設されております。本市においても県内の他市の状況、情報を収集し、どのような対応が最適か今後検討してみたいと考えているところです。

それと、今野村議員の方から一部助成制度はいかがかといったような御提案もいただきましたが、そのことにつきましては、市長部局、関係部署とも十分に検討協議を進め、また他市の状況等も勘案しながら、いろいろ研究させていただきたいと思っております。

○6番（野村広志君） これは予算を伴いますので、市長、今お聞きになって、こういった制度の創設ということですがどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 教育委員会と協議をしながら進めてまいりたいと考えております。

○6番（野村広志君） すみません、この分野で通告しておりませんでしたので、突然振った形になりましたけれども、しっかりと協議をしていただきまして、どういった形が一番いいのかですね、何度も申しますように一人も取りこぼさないで、この制度運用にしっかりと子どもたちの学びの場に持って行っていただきたいとお願いしておきたいと思っております。

○教育総務課長（萩迫和彦君） すみません、先ほどの御質問の件ですけれども、セキュリティの対策が入っておりますので、そこは大丈夫だということでございます。

○6番（野村広志君） では、次に移ります。

小・中学校の在り方についてであります。小中一貫型教育校として伊崎田学園が開校をしておりますが、まずはその伊崎田学園の意義と成果についてお聞かせいただけますか。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

三つほど成果を把握しているところでございます。小・中学校授業の交流によって、授業の改

善が図られている状況が見えております。

二つ目といたしましては、生徒指導上の連絡性、連携性といいますかね、そういったところが十分図られておまして、問題行動を含め不登校はゼロという状況も維持されておりますし、いじめ等についても早期発見・解消が迅速に行われている状況がございます。9年間を通した児童・生徒を育てるといふ教職員の意識の改革もできております。

それから、小学校、中学校、その両者の保護者、それから地域一体となって連携の強化ができているという状況も把握しているところでございます。

○6番（野村広志君） 隣接する小・中学校での連携を図り、地域と一体となりながら学校を盛り上げていく。理想的な形であるなどと思っておりますけれども、あえてこれはお聞きしますが、学園にして見えていた課題のようなものがございませうか。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

例えば、小学校、中学校合同で同じ名前での行事等をするわけでございます。小学校1年生から中学校3年生までが一緒になって行事に参加すること等もあり得るわけでございまして、そういった場合に発達の段階、年齢差がかなり大きい場合の教育活動、体験活動の組み方、内容の設定の仕方等についてどうすればいいかと、どういったものが最適になってくるかということについては、今後やはり実践を重ねながら、研究していく必要があるかと思っております。これが一つ目です。

それから小中連携型でございまして、例えば小学校の教員が中学校の生徒に授業又は授業のサポートを、またその逆も含めて考えましたときに、両者の免許状を有した職員の配置が多くなれば、その動きがやりやすくなるわけですが、これについては、1年2年でそこが十分に達成できるものではございませんので、長期的に教員の異動等との絡みも考えながら、今後もこの件については課題整理をしていき、より良い方向に導けるような対応が必要かと思っております。

それから、9年間の系統性に合わせた教育課程を作成する必要があるわけですが、その打ち合わせ等の内容を詰めるための時間設定をどうするか、時間を両者の小学校、中学校の先生方がどの時間にどういう内容で詰めていくか。これもコンパクトにできれば一番いいわけですが、今後はそういったところの研究といいますか、整理もしていく必要があるかと思っております。

それからもう一つ申し上げますと、小学校が長い教員、中学校が長い教員は、いわゆる小学校文化とまでは言いませんが、小学校での学校のスタイル、中学校での学校のスタイル等があって、そこを両者がどのように理解し合って協議をし合って、一緒になって学校づくりをしていくか、そういう意識の問題、いかに枠を超えていいものをつくっていくかというふうな気持ちを揃えていくことも、今もうできておりますが、更にそういったことを他の校区に広げていこうとする場合に、項目としていろいろ挙げられるまでになればいいかと思っております。

○6番（野村広志君） この伊崎田学園については、本市で初めての小中一貫型の学校として運用が始まっているわけですので、もう少し情報を広く市内全域に広めていただきたいなど、せつ

かくこういった素晴らしい事例がございますので、そういったことも含めながら情報発信をしていただきたいなどお願いしておきたいと思います。

では、この今後においてこの伊崎田学園の事例等を参考にしながら、他の中学校区での小中連携については総合的に検討していく必要があるかと思いますが、当局はどのようにお考えですか。

○教育長（福田裕生君） 小中一貫教育につきましては、いわゆる中一ギャップによる不登校や学力向上といった課題を解決するために有効だと考えております。現在は、先ほどから申し上げている伊崎田中学校区を中心に、それ以外の学校区においてもずっと積み重ねてきて取り組みが充実しているところでございます。

例えば中学校区ごとに、小学校、中学校の教員が一緒に集まって授業を通した研修会を持ったり、生徒指導についての情報交換を繰り返す中で、課題の解決につながった事例も多々ございます。今後につきましては、伊崎田学園による取り組みを参考にしながら、各学校が抱える課題に小学校と中学校が更に協力をし合って解決できるよう、学校が充実するように支援を行ってまいりたいと思います。

また一方で、伊崎田校区ではない学校が少し距離を置いて離れた学校においても充実した取り組みがなされておりますので、そちらの素晴らしい成果も伊崎田学園の学校づくりの中に生かしていくような、双方向でお互い高め合うような状況づくりというのにも必要になってくると思っています。そのためにも、さっき議員がおっしゃいました情報の発信、これは十分に考えていきたいと思っています。

○6番（野村広志君） 今教育長からありましたとおり、一体型学校は隣接しているだけではなくて、離れた学校、少し離れていてもそういった連携型の学校というのはございますので、伊崎田のように隣り合わせて隣接している環境というのはなかなか少ないわけでありまして、そういったことも含めながら、本市の小学校、中学校の在り方、連携についても、今後更に連携を図っていただけるようお願い申し上げておきたいと思います。

ではもう一点、総合的検討の中で学校再編についてお伺いいたしますが、有明地域の中学校において様々な議論がなされておりましたが、この考え方については以前と変わりはないという考えで、そういった認識でよろしいですか。

○市長（下平晴行君） 学校再編については、志布志地域中学校の次に有明地域中学校について検討することとしていますが、学校再編基本計画を作る過程で行った中学校区単位での意見交換会等での意見等を踏まえると、有明地域については機が熟していないと判断しているところでありますが、子どもたちの成長を考えると団体活動、団体生活など、ある程度の人数が必要と思いますので、今後検討をしてまいりたいというふうに考えております。

○6番（野村広志君） 今市長から、今後検討してまいりたいということですが、大分前ですけれども、その地域の方々から様々な声を聞いて、まだまだ機が熟していないような状況ということでありましたので、慎重にこのことについては地元の声をしっかりと参酌をしながら、このことは進めていただきたいなど思っております。これはこれ以上は触れませんので、お願いしてお

きたいなと思います。

では、もう一点、総合的な検討としての関連であります。もう一点お聞きしますが、増加傾向にある特認校制度への対応についてであります。潤ヶ野小、田之浦小、森山小学校が現在制度の導入をしておりますが、この事業制度自体については、大変意義ある取り組みであるなど評価をしておりますが、制度開始当初より登下校に対する通学の手段について課題があったかと思えます。このことについては、現在は「チョイソコしぶし」の運行や福祉バスの運行、また志布志中学校のスクールバスの運行等様々な交通手段がある中で、なかなか整理がついていない現状にあるようです。基本計画の中でも他の交通体系等を含めた総合的な事業展開、事業の検討が必要であると指摘されておりますので、早期に検討すべきだと思えますが、この考えについて、市長お聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） 平成24年度から田之浦小学校を、平成28年度からを森山小学校と潤ヶ野小学校を加えて以来、特認校生は年々増加して、平成28年度の9名が、令和2年度におきましては45名となっております。特認校生の増加に伴い、スクールタクシーも現在では普通タクシー2台、ジャンボタクシー4台の合計6台で送迎を行っております。

このように特認校生も増加し、一定の事業の成果も出ていると考えておりますので、小規模校入学特別認可制度につきましては、やはり事業の見直しを含めて、検討を行ってまいりたいというふうを考えているところでございます。

○6番（野村広志君） 検討することではありますが、市長、誤解されないで、この制度、この事業の趣旨自体は十分に理解をするところで、大事な取り組みであるのかなと思っております。この運用についてを少し見直す必要があるのかなということの答弁でありますので、交通体系を含めた交通手段について等と議論していただければなと思えます。この事業の制度導入自体は非常に意義あることでもありますので、引き続き、取り組んでいただければなとお願いをしておきます。

では、最後の質問項目に入ります。教育振興計画の中で打ち出されております学力向上対策プロジェクトについてお聞かせいただけます。まず、本市の学力水準について、全国学力学習調査や鹿児島学習定着度調査等の結果を踏まえ、本市の学力をどのように分析されておられるのか、まずはお聞かせください。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

令和2年度の全国学力学習状況調査は中止となっております。今年1月に実施された鹿児島学習定着度調査結果では、小学校5年生が県平均に比べマイナス0.8ポイント。中学校1年生がマイナス4.8ポイント、中学校2年生がマイナス5.8ポイントという結果が出ております。

小学校におきましては、ここ数年で着実に県平均との差が縮まってきております。課題解決に必要な情報や条件を読み取る力を、更に高めていく必要があろうかと捉えているところであります。

中学校におきましては、全教科で県平均を下回っておりますが、教科ごとに見てみますと、県平均を超えている学校数、教科数が徐々に増えてきており上昇傾向にあります。基礎基本の定着

を図るための継続的な取り組みが、今後も引き続き必要であろうというふうな考えを持っております。

○6番（野村広志君） 以前からありましたとおり、小学校のこの数値は、なかなか頑張っている数値が出ているということですが、持ち上がった場合のこの中学校で、なかなかその数値が表れていないというのが以前から指摘されておりました。本市の方でも志学教室であったりとか、様々取り組んでおりますけれども、もう一段階次のステップというか、その段階が必要なのかなと思います。何かこの具体的なことを考えていらっしゃいますか。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

3年前、私も勤務していたときにも同じような状況が続いておまして、確実に取り組みそのものは積み重なっておりますが、結果として数字が出ていないという状況でございます。

では、特に中学校においてどういったことを取り組むか。学校によっては成果を出している学校等もございますので、成果が上がっている学校の取り組みをしっかりと情報の共有化をしながら、そうでない学校の教員ないし生徒自身が取り組み方を改善するための指針とか、参考にするようなことも今後も続けてみたいなど。その際、子どもたちのモチベーション、それからその学校の先生方のモチベーションを、やはり喚起するような仕掛けというのが大事になってくるだろうと思いますので、いろんな方向からここは研究を重ねながら、令和3年度こそはという思いで進めてまいりたいと思っております。

○6番（野村広志君） 少しお聞きしますけれども、これは以前はあったかと思いますが、市内の五つの中学校の教科別ですかね、教科共通の試験の作成であったりとか、教科別のそういった問題の作成というのを取り組んでいるということですが、それは現在もやっておりますか。

○教育長（福田裕生君） それについては、現在も継続して行っております。

○6番（野村広志君） これは全科目の5教科ですか。全科目でしょうか。

○学校教育課長（谷口源太郎君） お答えいたします。

曾於地区の学校でありますとか、それから鹿屋市も含めて校長会の方で企画して、その教科の方々が集まって共通テストを作る取り組みをしているところです。

○6番（野村広志君） 私、これは非常に効果的な手法かと思っております。そういったことが校内試験等で平準化を図るという意味でも進んでいけば、全体的な底上げにつながってくるのかなと、先ほど教育長からもありましたとおり、伸びている学校となかなかそうでない学校との差についても、そういったことで少し補えるのかなという気がいたしておりますので、そういったことも含めながら取り組みを進めていただければと思います。

あとは、この学力向上対策プロジェクトを立ち上げた、こういったことをいろんなことを含めながら、学力向上対策プロジェクトの考えがあるかと思っておりますけれども、目的と目標についてお聞かせいただけますか。

○教育長（福田裕生君） このプロジェクトは、学校における学習指導と子どもの生活実態に基

づく家庭教育を両輪として、学校と家庭、地域の教育力を高めながら、知・徳・体のバランスの取れた児童・生徒の育成を図っていくということを目的としたプロジェクトでございます。

○6番（野村広志君） その目標、目的、ざくっとしておりますので、実際にこの名前を見ますと、学力の向上ということで、具体的なその手法についてお示しいただけますか。

○教育長（福田裕生君） 具体的な取り組みとしましては、主に三つあると私は捉えております。一つ目は、管理職を含めた職員ですね。管理職のモチベーション、そしてリーダーシップを上げて学力向上に取り組む学校体制がしっかりと整っていき、職員の意識改革、実行力を高めさせるということを目的とした取り組みが一つ。

二つ目は、志布志市の授業モデルというものを、これは以前から作って実践をさせていただいているんですが、学校はそれに基づいてまた各学校なりのモデルにしているところもありますけれども、そういった授業モデルと基本的な授業スタイルとした授業が平時から展開できるよう、教師の指導力を高めるための取り組みでございます。

三つ目が家庭学習の習慣化を目指して、家庭や地域の連携を強化するための取り組み、家庭学習がなかなかままならない状況の生徒等もいるやの報告を受けておりますので、そこをどうお互いにカバーし合えるのか、どうすればそれが定着していくのかの取り組みでございます。

こういった三つの取り組みを核としながら、児童・生徒に確かな学力を身に付けさせるためには、やはり何と言っても家庭、学校、地域が一体となって推進していく必要があるかと思っております。

○6番（野村広志君） では、このことでの具体的な数値目標というのは、設定されていらっしゃいますか。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

第2次志布志市教育振興基本計画2020年から2024年までの中にありますように、全国学力学習状況調査におきましては、小学校では令和4年度に全国平均を上回るという数値的な目標を出しております。中学校においても、令和4年度に県平均を、令和6年度に全国平均を上回るという数値的な目標を立てております。

同様に鹿児島学習定着度調査においても、小学校は令和3年度、中学校は令和6年度に県平均を上回るという設定をしておりますので、この数値目標を達成できるよう各学校には取り組みの強化をお願いをしながら、引き続き推進をしているところでございます。

○6番（野村広志君） 各々目標を設定されておりますので、ぜひその目標に向けて、教育長は赴任されたばかりですので、しっかりと腰を据えてこの目標に向かって尽力していただければなとお願いをしておきたいと思っております。

プロジェクトの推進計画、これは令和2年から令和6年までの期間ということで、志布志市の授業モデルが示されておりました。この志布志市の授業モデル、私も見させていただきましたけれども、非常によくできているなと思ったところでした。学びの五か条から始まりまして、実に細かく基本的なことから時間軸で学習の流れであるとか導き方が示されて、最後に「まとめ」と

「たしかめ」で締めくくられているという、非常に素晴らしいなと思ったところでしたが、よく言われますように、やはり子どもたちの指導については、すぐに成果が出るようなものではなくて、やはりこういったことをこつこつと積み重ねていくことでしか、成果にはつながらないのかなと思います。こういった効果的な事業を繰り返していくことが、次の数値、今回この目標を設置してございますので、その目標に近づけていく手段でもあるのかなと思いますので、ぜひともこのことについては、引き続き取り組んでいただければなと思っております。そしてまた、この志布志市の子どもたちが、郷土に誇りを持って、この志布志市で学んでよかったと実感できるようなものになればな願っております。

最後に、教育行政について様々に聞いてまいりました。今回福田教育長が赴任されて、様々な思いの中で、今そこにおられるかと思えます。教育長自身の教育の指針でも構いませんし、これからの意気込みであるとかそういったことを踏まえながら、今回の質問を総括してお聞きいたします。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

私は、「教育の最終ゴール、目標というのはどこにあるか。」という方々に問われたことがあるんですけども、その際に、これは私なりの思いとしていつも答えているのは、「教育には、最終ゴールはないという考え方ですよ。」というお答えをしております。つまり人は、教育という営みを通して学び続ける、生涯自分を高め続けるものであるといった視点で、そのような回答をさせていただいているんですけども、ただ、学校に通う子どもたち、つまり18歳以下の子どもたちを視野に入るとすれば、知・徳・体を一体的にバランスの取れた人格の形成を、やはり私たちは目指していかないといけないというふうには思っております。そのために、国が示したものの、それから県、本市のいろんな指針等を基に取り組みを進めているわけですけども、現在ICTの機器を活用した一人も取りこぼしをつくらぬ教育の推進が言われておりますが、その一方で私たちがやはり心に据えておかなければならないのは、従来から大事にされているいわゆる「読み」「書き」「算」「読書」の問題も含めてです。全てデジタルが良いということではなくて、いわゆるアナログのいい部分も授業の中でしっかりと絡めながら、両者の力によって子どもたちを育て上げていく、人格を形成していくということを、この志布志市の教育行政の根底に据えていかなければならないと思っております。

幼児期、小学校、中学校、高等学校と系統的に育まれた知識だとか技能、思考力、判断力、表現力、そして学びに向かう力だとか、人間性等を高めて、今よりも更に加速するであろう急激な社会の変化の中で、やがて大人になるこの子どもたちが未来を担っていくのは、これは確実なことですので、諸問題に対して適切に判断をし、そして努力を重ねて未来を切り開こうとする子どもを育てたい。それが「志豊かな志布志市の人づくり」につながるであろうし、「志豊かな志布志市のまちづくり」につながっていくものと、私はそういうふう捉えまして、この職をしっかりと遂行してまいりたいと思っております。

○6番（野村広志君） 教育長の自らの教育の指針をお聞きしたところでした。ぜひとも御期待

申し上げたいなと思っております。

子どもたちにとりましても、おのおの目指すべき夢や目標があろうかと思えます。子どもたちの能力を、可能性を引き出していただきまして、基本計画の方にもありますように、「心豊かで志あふれる教育」を目指して、今後とも本市の子どもたちのためにまい進していただけることを確信をいたしまして、今回の一般質問を終わりたいと思えます。

○議長（東 宏二君） 以上で、野村広志君の一般質問を終わります。

午後3時5分まで休憩いたします。

—————○—————
午後2時49分 休憩

午後3時04分 再開
—————○—————

○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

教育長より答弁の訂正の申し出がありましたので、発言を許可します。

○教育長（福田裕生君） 先の答弁の中で、「不登校ゼロ」という表現をいたしましたでしたが、不登校につきましてもゼロではない状況でございました。おわびして訂正をさせていただきます。

○議長（東 宏二君） 次に、8番、小辻一海君の一般質問を許可します。

○8番（小辻一海君） 皆さん、改めましてこんにちは。本日最後の一般質問者となろうと思えますので、最後までよろしく申し上げます。会派、獅子と公明の小辻一海でございます。

まず、質問に先立ちまして、昨年から世界に脅威をもたらしている新型コロナウイルス感染症は、本市でも発生しており、その脅威がごく身近なものとなっております。市当局におかれましては、対策本部を中心に今年からいよいよ始まるワクチン接種を円滑に進めていただくとともに、一層の防疫体制強化を図りながら、侵入防止に努められることをお願い申し上げます。

また、本市において3月をもって退職される方々には、長い間行政の場において志布志市発展のため尽力いただきまして、誠にありがとうございました。厚くお礼を申し上げたいと思えます。本当に御苦労さまでした。

さて、本定例会から市長の公約のとおり有明地域から志布志地域に本庁を移され、今日が一般質問の初日でございますけれども、私もこの庁舎は職員採用から33年間大変お世話になり、またこの議場は全く今と逆の立場で執行部側としての答弁を経験した思い出ある議場で、大変懐かしく何とも言えない思いがして、いささか緊張気味なところもありますが、先ほど議長の許可を得ましたので、事前通告に従いまして順次質問をしてまいりますので、執行部の誠意ある的確な答弁をよろしく申し上げます。

それでは、平成30年2月12日、下平市政がスタートいたしまして時代も平成から令和へと変わり、更に今議会は、市長の任期最後の施政方針を述べる大事な最終点にあたります。そこで、就任から3年が経過する中で、市民目線で市民が主役のまちづくりを目指して、市政運営に全力で取り組んでこられた3年間を振り返り、志布志市のかじ取り役としての市長の率直な思いを、ま

ずお聞かせいただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 小辻議員の御質問にお答えいたします。

市長就任にあたり、五つの政策ビジョンを市政運営の大きな柱として位置付け、庁舎の在り方や市役所内の組織の見直し、職員の意識改革を行うとともに、事務事業の見直しやメリハリのあつる予算編成などの行財政改革の推進を4年間の公約に掲げ、様々な事業を展開してまいりました。

政策ビジョンへの評価といたしましては、これまでの3年間で達成できたもの、令和3年度で実施予定のものを含めると、おおむね計画どおりの達成状況となっているところであります。特に、最優先課題でありました志布志支所への本庁舎移転が今年1月に実現し、これからの新たなまちづくりへ向けた、より一層の事業進捗を図ってまいりたいと考えております。

残された任期中での公約実現に向け、引き続き市民目線で、市民が主役のまちづくりに全力で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○8番（小辻一海君） 市長としての3年間の思いをお聞かせいただきましたが、市民の方々から、「市長は、どんなまちづくりを目指しているのだろうか。」「どんな方向へ行こうとしているのだろうか。」「庁舎移転だけで、将来を見通す政策ビジョンが見えてこない気がする。」と、市民の皆様から疑問の声がよく聞かれます。市民の皆様は、庁舎を移したメリットを考えられていると思います。メリットがなければ、約1億3,000万円もかけて志布志支所の改修や、また津波を想定した場合、急いで庁舎を移す必要はなかったわけで、庁舎を移した後の市長の将来に向けたまちづくりの政策ビジョンが気になるころだと思ひます。

そこでお聞きします。市長の目指す志布志市の将来都市像を、市民の皆様が理解できるようお聞かせいただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 私は、市長就任後、市民目線で市民が主役のまちづくりの実現に向け、様々な事業に取り組んでまいりました。この間、新型コロナウイルス感染症等予期せぬこともありましたが、関係機関と連携を図り、対応していくことができました。任期のあと1年、公約実現に向けて更に各事業の推進に力を注いでいきたいと考えております。

大きく五つのビジョンの下、政策を行ってきました。住みやすい魅力ある新しい志布志市づくり、安心して子育てができるまちづくり、身近で安心な医療体制の充実、海外市場も視野に基幹産業及び商工観光業等の振興、市長退職金の見直しであります。

具体的な施策として、企業支援センターを設置して、雇用促進及び生活の安定化を図る。また、学校給食費の無料化、保育料の軽減化、定住支援コーディネーターの設置、緊急医療体制の充実、行政と病院が連携した医療費の支払いの簡素化、流通拠点として基幹産業及び商工観光業の振興、市長の退職金の廃止等であります。

○8番（小辻一海君） ただいまのお話をお聞きし、おおよそ理解しました。

それでは、市長の任期も残すところ1年となり、これまで公約実現に向けて庁舎内でしっかりと議論し、市当局一丸となって取り組みを進めていただいたと思ひます。市長は施政方針の中で、「今年是我的市長任期の締めくくりの年として、市民の皆様と約束した施策の実現に向けて、志

あふれる街を目指して取り組んでいく。」と述べられました。まさに、令和3年度が市長が市民の皆様と約束された公約を実現される最後の年となります。

では、市長自身が所信表明で掲げた公約政策の総体的な達成状況についての自己評価あるいは自己採点を、現時点でどう感じておられるのか、そのあたりをお聞かせいただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほど申しましたとおり、掲げている公約については、ほぼ実現できたというふうに思います。

ただ、給食費の無料化については、事業に必要な積算を行い、関係各課と協議を行ってきたところではありますが、財源確保の観点から事業実施には至らなかったということで、令和3年度からは半額補助という形で実施していきたいと思います。

およそ80%は達成できているのではないかというふうに、自分なりに思っているところではございます。

○8番（小辻一海君） では、再度お聞きします。

市長自身で手応えを感じ、達成できたと言える項目は具体的に何か。また3年間において不十分であったが、残り少ない1年の任期の中には、必ず実現したいと思っているものは何か。併せて、達成できなかったこと、不十分で終わったことの課題について、具体的なものがあるとなれば、それはどういう理由によるものか、お聞かせいただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 住みやすい魅力ある新しいまちづくりということで、本庁舎移転をしたところでございます。

安心して子育てができるまちづくりとしましては、先ほども言いましたけれども、行政と病院が連携した医療費の支払いの簡素化、それから国の医療費で対応できていない、いわゆる課税世帯の0歳から2歳の支援、それから企業支援センターの設置、そして移住定住交流支援センターの設置。

その次に、身近で安心な医療体制の充実というところでは、今も取り組みをしているところではありますが、このことについてはまだ途中でありますので、取り組みをしっかりと対応していきたいというふうに思います。

それから、先ほど言いましたように給食費の完全無料化ということについては、令和3年度が半額補助ということで、まだ途中の段階であります。

それから、市長の退職金の廃止等についてはこれからでありますので、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○8番（小辻一海君） 1年任期が残されている中で、公約の進捗状況について考えをお示しいただきましたが、市長は3年前、所信表明の一般質問の答弁で、「公約としての五つの視点については、今後しっかりと進行管理を明確にできるよう取り組んでまいります。」と述べられております。私も、公約政策の進行管理状況を市民の皆様へ具体的に示す必要があると考えますが、そのことは今の時点も変わりはないか、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） そのことについては、同じ考え方でございます。

○8番（小辻一海君） ただいまお話がありましたが、3年の間、市民の皆様は公約の進捗状況が浸透してきていると言えるのか、私は疑問に思うところです。先ほどの答弁で、市長も何らかの形で、公約の進行管理状況を市民の皆様へ明確にする必要があると理解されているようです。

それでは、市長は3年間過ぎた中で、自ら所信表明に掲げられた公約政策を検証、評価され、進行管理状況をどのような方法で市民の皆様へお示しされてきたのか、そこはいかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） このことについては、市長の出前講座等々、それから各地区での会合等々で話をしてきたところであります。全体には、今話がありましたとおり、全市民にそのことが伝わっているかという、そうでもないんじゃないかなというふうには思っておりますが、自分なりではあらゆる機会があるときに、そのような話をしてきたということでございます。

○8番（小辻一海君） 市長はそう答弁をされましたが、私の考えでは、まだ市民の方々には進行管理の説明報告がないような気がしています。市長の任期もあと1年です。やはり今までの3年間で、市長自らが公約政策を検証、評価していただいた中で、達成できなかった事業、見直しをするなどの事業、それに目標達成に不十分だった公約を少しでも多く達成していくという、公約進行管理上最も大事な1年ではないかと考えますが、そのあたりはどうお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） このことについては、先ほど言いましたように、私なりの実現に向けた取り組みはあと1年ございますので、そこも踏まえて対応していきたいというふうに思います。

しかしながら、コロナ禍の影響等がございますので、その辺はしっかり財源の在り方等も含めて、取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

○8番（小辻一海君） そのところは市長も理解されていますので、そのようにお願いしたいと思います。

ここで、この質問にあたり、あと一点だけお聞きします。先ほど小野議員の質問の中でも少し触れられましたが、「顧客満足度志向」、「オンリーワン」、「成果主義」、「先手管理」のことで、前から少し気になっていたのですが、市長はこの四つの行政経営指針を、平成31年度の施政方針から述べられているようです。なぜ下平市長が誕生した平成30年度の3月所信表明、6月の施政方針のスタートの時点で、最も大事な公約達成に欠かせない四つの行政経営指針を述べられなかったのか不思議でなりません、このあたりを少しお話しいただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） そのことについては、私の思いが、1年間というのは市長という立場でどのようなことが公約として望ましいのかどうか、そこは1年間しっかりと他の市町村の考え方も含めて、その中で2年目に公約として表明したということでございます。

○8番（小辻一海君） そのことについては理解しました。市長の公約実現についての評価については、それぞれの市民の皆様や次の世代がすることになると思いますので、残された1年間、全身全霊で公約実現にまい進されることを御期待申し上げたいと思います。

では、令和3年度の予算について少しお考えをお聞かせいただきたいと思います。所信表明で公約された政策事業を実現させるためには、財源にも限りがありますので、各年度の当初予算の中で、どれだけ多くの公約政策事業を計画的に取り入れていくかであると思います。

そこで、公約実現に向けた施策が、新年度の予算に事業として具体的に裏付けられたものがあるのか、そこはいかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 公約実現に向けた予算措置についてであります。五つの政策ビジョンの下、政策の実施に必要な予算措置を行い、事業推進を図ってまいったところでございます。任期残り1年、更なる事業の推進を図り、公約の実現に向け必要な予算措置として令和3年度当初予算案を作成し、議会にお諮りをしているところでございます。

引き続き、市民目線で市民が主役のまちづくりに全力で取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○8番（小辻一海君） 新年度予算は、新型コロナウイルス感染症対策の事業が膨らみ、予算的に大変とは思いますが、私自身、中身的には現年度とほぼ同じようなもので、何が目玉事業か分からない、メリハリのないものを感じられて仕方がありません。令和3年度は、市長自身が志布志市をこんなまちにしたいと思っている任期最後の1年であるにもかかわらず、公約実現に向け、このことをやっていくのだという、下平市長らしさの気迫を予算で感じるができなかったのですが、やはり市長として全ての権限を持っておられ、それが実現できる立場におられるわけですから、公約に掲げられたことは、具体的に下平市政の目玉事業として予算に計上して、必ずこれをやりますというふうに進められたほうが、市民の皆様も分かりやすいのではないかと思ったところでした。

そこで、市長自身の率直な思いとして、今度の予算を仕上げの年の予算として胸が張れるのかなと考えるところですが、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 普通交付税の合併算定外の特例が終了し、一本算定となって地方交付税が減収となることから、更に厳しい財政運営が見込まれていること、新型コロナウイルス感染症の影響等で、取り巻く環境は大変に厳しいものであることを踏まえ、以前から申しておりますとおり、「入るを量りて出ざるを制す」を基本方針として、事務事業の優先度評価を行い、所期の目的を達成した事業の整理・統合・縮減を徹底し、継続して実施する事務事業についてもゼロから積み上げるなど、選択と集中によるメリハリのある予算編成に努めることで、公約実現に向けた予算措置を行ってまいったところであります。

私は私なりに、事業の推進を図るためには、やはり市民の皆さんの安全安心、市民サービス、市民が本当に住みやすいまちづくりということが基本だろうというふうに思っております。そういう面では、公約に掲げている全てのものが実現できたというふうに思っております。

また当初予算を上げていたものをカットしたり、そういうものも約17億円ぐらいカットしておりますので、そういうのは見えていないというふうには思っているわけです。自分なりにそういう予算の活用の仕方、本当にメリハリのある事業の取り組みをしてきたというふうに思っているところでございます。

○8番（小辻一海君） 特に今回、市長任期の最後の予算にもかかわらず、市長の公約や重要施策を担保すべき歳出予算の中の投資的経費、中でも普通建設事業費は、額では約23億6,000万

円、前年度比27.4%減と、全体から見ても前年度より大幅な減で、特に産業振興や地域活性化などを促進する補助費等は、前年度比9.8%減となっております。昨年からの新型コロナウイルス感染症対策に関わる経費も膨らみ、大変とは思いますが、それにしても市長の公約や重要施策を担保すべき予算が少なすぎるような気がしているところです。

そこで、市長の仕上げの年、令和3年度予算の中で、市長が特に力を入れて取り組みたい事業予算について、お示しただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほども言いましたけれども、給食費の無料化ということで令和3年度は半額補助ということでございますので、そのことについては実現できなかったということでございます。

あとの事業につきましては、高速道路の整備にしても、港の整備等々についてもしっかりとトップセールスを実施して、昨年はコロナ禍で行けませんでした。今まではそういう取り組みもしっかりしてきたというふうに、自分なりには思っているところでございます。

○8番（小辻一海君） 令和3年度予算については、市長の公約された政策経費が厳しい状況の中ではありますが、今後も効率的、効果的な予算執行をお願いして、次に一般質問に対する答弁後の政治姿勢について質問してまいりたいと思います。

市長も任期が残された中、公約実現のため全力で精一杯の努力をされると思います。私たち議員の任期も残り1年ですので、任期中に自分たちが一般質問したことや、市当局へお願いしたその答えがどうなっているのかということについて責任がありますので、それぞれの議員の皆さんは、それぞれ答えを引き出したいということで、今年はそのような内容の質問が多くなってくるのではないかと思うところです。また、別な方向から考えますと、執行部の一般質問に対する取り組みの誠実性が問われてくる年になるのではないかと思うところです。

市長は、議員の一般質問についてどのような認識をお持ちであるのか、そのあたりはいかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） まず、一般質問答弁に対する進捗管理と事業の実現についてでございますが、一般質問において、今後実施するまたは検討すると答弁した内容については、その内容について改めて調査・研究や検証を行い、行政報告の中において議員各位にお答えできるよう努めているところでございます。その中で、対応できるものについてはすぐ対応し、長期的に取り組むべきものについては、関係機関等々協議を行い、順次事業実施してまいりました。

しかしながら、社会情勢や住民ニーズの変化、厳しい財政状況などの様々な要因により、いまだ実施に至っていない案件もありますが、これらの案件につきましては、予算査定時のヒアリングや政策調整会議等を行い、年次ごとの進行管理を行っていますので、引き続き実施に向けた検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○8番（小辻一海君） ただいまお話をいただきましたが、進行管理一覧表では、一部が報告された後どうなったのか進捗状況が分からず、質問に対しての答えが具体的に目に見えてこない、市民の方々からはどうなったのか問われます。当然、我々も質問した責任がありますので、担当

課に出向いていて調査をしたり、進捗状況なりを聞いたりして予算面的なこと、関係機関との調整、長期に計画しなければ進まないことについては、進行を見据えながら、市民の方へ納得いくように説明報告するように努めています。

そこで、前から執行部側に「現在の事業状況や計画など途中経過なりを報告してください。」と一般質問などを通して何回となくお願いしているつもりですが、それが見えてこない。私たちは何のために一般質問をしているのかという、質問に対しての行政側の姿勢が問われるわけです。そのあたりの取り組みはどうなっているのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 質問後の対応についてであります。国・県などの関係機関が実施主体のものについては、その進捗度合いが把握しづらい内容のものもありますので、全体的に整理を行う上で、報告の時期や手法等も含めて、今後検討してまいりたいと考えているところでございます。

○8番（小辻一海君） では、市長は市民の皆様の要望や相談などについて協議はされているとは思いますが、その後、市民の皆様に対し、その報告がなされていないような気がします。市長の「市民目線で市民が主役のまちづくり」政治理念を疑いたくなります。というのは、市民の皆様から、「自分たちが要望や相談をしても回答もなく、何も進まない。どうなったか分からないので、私たち議員に一般質問などでお願いするしかない。」と言われております。その市民の皆様の声、市長はどう受け取りになられますか。

○市長（下平晴行君） これは、どういうことでそういうことをおっしゃるのか分かりませんが、必ず質問についてはお答えを出しているということでございます。

ただ、いわゆる匿名等については、これはお返しできませんので、その分についてはお返ししていないということでございます。

○8番（小辻一海君） 市長は、過去の一般質問の答弁で、「市政推進にあたって最も大事にしたいことは、市民の皆様の声をしっかり聞くということで、机の上で判断するのではなく、現場へ出向いて現場での声をしっかり聞くということで、現場第一主義を徹底して取り組んでまいります。」と、更に「待ち行政ではなくて、攻めの行政、自ら出向いていってしっかりと対応する市長流『先手管理』をしていく。」と述べられています。

そこで、前市長のときからふれあい移動市長室が開催されているところですが、下平市政3年間で、ふれあい移動市長室はどのような形で、年度ごとに何回開催されたかお示しいただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） ふれあい移動市長室につきましては、松山地域で1回、志布志地域で5回、その他の団体会合等で3回程度話をさせていただいております。

そのほかに地域で話をしたいということで、そういうところにも出向いておりますが、それはこの数に入っていないということでございます。

○8番（小辻一海君） では、市長は職員と議員の経験から、市長にならないと改革はできないという考えで、市長に就任されたので、下平市政がスタートして市民の皆様様の要望や私たち議員

が提案する市民の声に耳を傾け、要望や提言後の課題の取り組み方が変わってくるのではと大変期待をしていましたが、3年過ぎましたが、現状は前市政と何も変わらないような気がするところです。

そこで、市民の皆様や私たち議員が要望や提言をお願いした後の課題の取り組みについて、市長自身が前市政から改革したとお考えのところをお示しいただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほどもありましたとおり、私はまず現場主義というのを職員の方にも申し上げております。現場主義というのが、現場に行って現状を実際に確認して、その事業あるいは事業者の方々が何を求めているのか、そこをしっかりと一緒になって考えて、次につないでいくというようなことで、課長会等々でも、現場主義とは何だということをしっかりと伝えているところでもあります。

議員がそういうことで、現場の対応をしていないと、市民からそういうふうに思われているというのは、実際はそういうことで職員の皆さんと一緒にやっているんですけど、たまたまそれができていないこともあったのかなと思ったところでございます。

○8番（小辻一海君） 今そういうことのお話がありましたので、当然お聞きになった要望や提案については、実現に向けて努力されていると思っています。まちづくりの事業は、国や県の補助事業のようなハード面ではなく、市民の皆様の懇談会で出された市民の要望や私たち議員が提案する市民の声に耳を傾け、実現していくものではないでしょうか。

では、各種団体との懇談会、そしていろんな方との会合等でいろんな思い、市民の声を生で聞かれるわけですが、そういった声あるいは私たち議会で行うこういったやり取りを、市政の中にどう活用されてきたのか、そこをちょっとお聞かせいただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） これは議員の皆さんが、政策的なことでの質問をしていただいているというふうに、私は理解しているところでもあります。やはり提言をされているその事業等についてもしっかりと耳を傾けて、そのことが市民の生活の向上あるいは安全安心のまちづくりということも含めて、生かしていければというふうに、それぞれ今回も11名の議員の方が一般質問を通告されておりますが、内容についてはそれぞれ同じような項目でも中身のいわゆる政策的な要望、そういうことも違いますので、それはそれなりに一般質問の在り方については大変有り難いと思います。できれば、課で対応できるものは課で対応していけば、余計有り難いなというふうには思っているところではございます。

○8番（小辻一海君） ただいまお話がありましたが、私たち議員も、市民の皆様からお願いされた一人ひとりの声を大切に、一般質問という形で政策論争を市長と繰り広げているわけですので、答弁されたことについては、私たち議員が三度も四度も同じ質問をするのではなく、短期でできるもの、長期でできるもの、できないものなどをきちんと整理して、市民の皆様が納得できるよう、きちんと説明報告やまた途中経過について、あとどれくらいとか、今ここまで来ているというようなことの進行過程を具体的に説明報告をしていただければ、我々も質問したことについては責任がありますので、市民の皆様が納得いくように、丁寧に進捗状況なりを市民の皆様

おつなぎできるのですが、そのことを早急に取り組んでいただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 即答えられる、先ほど国とか県の関連がある事業については答えられないということもございますので、今おっしゃいましたように、議会に対しては行政報告というような形でしておりますが、そういう先ほど言いましたように、できない部分についてもなぜできないのかという点では、やはりしっかりと報告をしていくべきではないのかなと思っているところです。

ただ、できることとできないことがあるというのを御理解していただければ、大変有り難いというふうに思います。

○8番（小辻一海君） そのあたりは先ほども質問したように、こちらも理解していますので、そのことは早急をお願いいたします。

次に、一般質問後どうなっているのかということで、道路行政について2点、その他1点について進捗状況と見通しについてお聞きしてまいります。

まず1点目は、県道110号塗木大隅線の約3.4km未改良部分の県道改良について、今回で4回目の質問となります。この路線については、市長も重要路線と認識され、平成30年6月の一般質問の答弁で、「危険な箇所を少しでも早く解消するため、県単道路整備事業での局部的な改良を要望していく。」と答えられましたが、その後、具体的に県にどのような要望活動の取り組みをされたのか、県はどのような計画で取り組もうとしているのか、今後の整備計画の見通しについてお聞かせいただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 県道塗木大隅線は、松山地区大野原工区が平成30年度に完了し、令和元年度から志布志地区大越1工区に着手しており、鋭意整備を進めていると伺っております。

完成にはもう少し時間を要するため、事業の早期完成に向けて、引き続き、県の方へ強く要望をしてみたいと考えているところでございます。

○8番（小辻一海君） ただいま整備計画と見通しについてお話をいただきましたが、私は、先ほど市長が話されました、平成30年度に大野原地区を局部改良したので、その後は全面改良まで切れることなく改良工事が続けられるものと期待していましたが、現在一部分着工された後、中途半端な足踏み状態でなかなか前へ進まない状況ですが、再度お聞きします。

来年度は、どこからどこの区間で工事が着工されるのか、具体的な改良区間の箇所と予算をお示しいただけないでしょうか。併せて、今後年度別に改良整備改革の具体的な区間が分かれば、お示しいただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 令和3年度においては、事業費4,000万円を県に要望しております。満額予算化になるかまだ分かりませんが、満額予算化となれば、大越1工区の残工事と大越2工区の全てが完了見込みとなっております。

ただし一部予算化となれば、現在整備中である大越1工区を完了させ、順次大越2工区に着手すると聞いているところでございます。

また予算の獲得次第で事業進捗は変わりますが、大越1工区、大越2工区と工事が完了すれば、

宮下工区を新規採択として要望しておりますので、宮下工区から大野原公民館までの区間の全面改良を要望しているところであります。

私も現在、曾於地区土木協会の会長をしておりますので、しっかりと県の方にも出向いて要望活動をしているというところでございます。

○8番（小辻一海君） お示しいただいた改良整備計画は、中断していた区間を平成29年度から進められていくことになったのですが、改良工事が完了している今回大越1工区、2工区、完了した後に宮下新工区が計画されているようですが、その宮下地区の改良工事の完了しているところから約200mの山手側の県道区間が、大雨のたびに道路が決壊し、昨年大雨や台風時でも土砂崩れ、土のうやブルーシートが張られ、そのたび通行止めとうかい路になり、現在も2、3か所が片側通行の状況です。このような中、道路改良を行っても雨のたびに道路決壊や土砂崩れとなれば、改修工事の繰り返しでそのたび通行止めとうかい路になり、市民の皆様大変迷惑をかけますので、山手側を買収して、治山工事か、のり面工事などの改良工事の要望を県の方へお願いできないものか、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 宮下地区でございますが、県に確認を行ったところ、別事業での実施はないと回答をいただいていたところであります。この区間においては、局部改良ではなく、宮下地区から大野原公民館までの区間の全面改良を、県に要望していきたいというふうに考えております。災害の場合は別であるというようなことでございます。

○8番（小辻一海君） このことについては、前回の質問でも市長の方へお願いしたところ、同じような答弁をいただいたところでした。

そこで私が言っているのは、治山工事、のり面工事できない場合は、またそれ以上ですね、あの地区の方々は大変なんです。もう何回となく土砂が崩れて、うかい路を取ったり、そのあたりの山の方を買収して、道路改良工法を県の方へお願いしていただけないものかということでございます。

○建設課長（鮎川勝彦君） 今議員がおっしゃったのり面の崩壊が度々起こっている地区でございます。県の方には全面改良の要望を強くお願いをしているところでございまして、工法につきましては山手側の方に人家がないものですから、そちらののり面を切ってやっていくような形で要望していきたいと考えているところでございます。

○8番（小辻一海君） よろしく申し上げます。

この路線は、中断が長かったわけですが、建設課の職員の方が中に入り、県担当職員と地権者で協議の結果、問題解決に至り、平成29年度から工事を再開していただくことができた経緯があります。市は県の道路整備になると、自分の管理区域と違いますので要望活動だけになりがちですが、早くから市で情報などを調査して、交渉の手助けを行っていたら、まだ早く進んでいる道路改良工事でなかったのではないかと思うところでした。

そこで、国・県の管理区域の事業においても、市の方で前向きに問題解決に取り組む考えはないか、そのあたりはいかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほどもこの件については説明を申しましたが、県の方もなかなか予算がないということで話をされておりますけれども、私も曾於地区の土木協会の会長という形で出向いて、要望活動を課長共々行っているところでもありますので、引き続きその要望活動を行って、早期完成実現に向けて取り組みをしまいたいと考えております。

○8番（小辻一海君） お願いいたします。この路線は、尾野見小学校、松山中学校の通学路でもあり、あの狭い危険な道路を児童・生徒が毎日通学しているわけです。また、東九州自動車道の曾於弥五郎インターチェンジ、都城志布志道路の松山インターチェンジに接続する重要地方道でもあります。地域にとりましては、一日も早い全面改良が悲願でございますので、市長自ら県へ出向くなり、あるいは地元選出の県議員とも連携を強めながら、一日も早い全面改良の要望をお願いし、不可能を可能にしていくことで、市長の政治姿勢が問われるときだと思っておりますので、なおさら曾於地区土木協会会長でもあられるならば、市長の今後の取り組みについて積極的な要望をお願いしたいと思っておりますが、そのところはどうか。

○市長（下平晴行君） しっかりと要望活動に取り組んでまいりたいと考えております。

○8番（小辻一海君） 地域にとりましては、一日も早い全面改良が悲願でございますので、早め早めの対応をお願いして、次に入ります。

道路行政についての2点目になります。国道220号線沿いの上天神ガソリンスタンド前の歩道整備と信号機設置に向けた進捗と今後の見通しについてお伺いします。この質問も今回で4回目になります。前回の答弁では、上天神ガソリンスタンド前の歩道整備については、平成30年度に新規事業として採択されたとのことでしたが、歩道整備に着手されていないのが現実です。「歩道整備は進んでいるのか。」「どうなっているのか。」地域の方々から問われるのですが、どのような状況かお聞かせいただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 天神帖地区の歩道設置については、一般国道220号帖地区歩道整備工事として、平成30年度に新規事業として採択されております。これまで測量設計、用地調査を実施し、平成30年8月21日に地元説明会が開催され、現在用地交渉を実施しているところでございます。用地が整い次第、工事実施を行うと聞いております。

信号機につきましては、設置場所の確保が必要となりますので、歩道整備を行いながら、公安委員会へ要望してまいりたいと考えているところでございます。

○8番（小辻一海君） 一日も早い整備が図れるよう、再度要望しておきます。ここの三叉路の信号機設置については、設置場所の確保のため歩道整備が必要であるので、歩道整備を行いながら要望していくと先ほど市長の答弁がありました。信号機については、県の公安委員会になると考えますが、信号機設置場所などもありますので、歩道整備が終わった後に、県の公安委員会へ信号機の設置に向けて要望していくことになろうかと思っておりますが、今の時点で、志布志警察署や県公安委員会とはどこまで協議が進んでいるのでしょうか。そのあたりはいかがでしょうか。

○建設課長（鮎川勝彦君） 現在、信号機におきましては、市の通学路交通安全推進会議の中で、国、県、警察、市で構成している協議会でございますが、現地調査を行い、歩道設置が可能であ

れば信号機の設置が可能であるという見解に達しているところでございます。

ただ、信号機を設置する場所が必要になりますので、その場所を確保した時点で、改めて公安委員会と設置に向けた協議を行いたいと考えているところでございます。用地につきましては、令和3年度を国が予定していると聞いているところでございます。

○8番（小辻一海君） 地域の方々は、一日も早い歩道と信号機設置の実現を望まれているわけです。一日も早い歩道と信号機設置の実現に向けた市長の早急な対応への意気込みをお聞きして、次に入ります。

○市長（下平晴行君） 平成30年度に事業採択され、測量設計、用地取得を実施しておりますので、引き続き大隅河川国道事務所との意見交換会や、曾於地区土木協会の要望活動の中で、早期事業完成に向けてしっかりと働き掛けてまいりたいと考えております。

○8番（小辻一海君） 早急をお願いします。

それでは、田之浦中学校跡地利用についてお尋ねします。田之浦中学校が閉校し、志布志中学校へ統合され、はや7年が経とうとしています。地域の中央部には閉校した田之浦中学校の校舎が、未活用のまま過疎地のシンボルのようにたたずんで、異様な光景を醸し出しています。跡地利用については、前市長とも議論を交わし、まだかまだかと期待していましたが、何も見えてこないのが現状であります。市は、跡地利用についての調査・検討を行ってきたとは思いますが、跡地利用計画は無くなったのでしょうか。今までの協議経過と今後の見通しはどうなっているのか、お聞かせいただけないでしょうか。

○市長（下平晴行君） 平成26年3月で閉校になりました旧田之浦中学校の跡地利活用につきましては、地域の跡地等利用再生委員会との意見交換会や地元説明会、座談会を実施しながら、地域の意見を集約し、地域の活性化につながる事業者からの提案を受けることとして、平成29年3月に公募を行ったところであります。

公募の結果、1社が応募をされ、志布志市学校跡地等利用候補者選定委員会により、特用林産物の栽培施設として使用する事業者が選定され、平成29年6月議会において、建物の無償貸し付けについて議決をいただき、土地は普通財産貸付契約を、建物は建物使用賃借契約を、それぞれ令和4年3月31日までの期間で締結したところであります。

貸し付け後は、平成30年10月には校舎内に現地事務所が開設されましたが、当初の事業計画から徐々に進捗が遅れが出始めたため、適時状況の把握を行いながら、公民館総会で地域にも進捗状況を報告しておりました。その後事業者が、コロナ禍による景気低迷、オリンピック延期による影響等を受け、資金面の理由で事業計画の推進が困難となり、事業の撤退の申し入れを受け、令和2年3月31日をもって貸付契約を解除したところであります。契約解除後は事業撤退の経緯について、令和2年5月1日の臨時議会の全員協議会において御報告をさせていただいたところでございますが、地域の皆様に対しては、田之浦校区公民館総会において説明する調整をしておりましたが、コロナ禍により令和2年度に書面決議による開催となり、説明の機会を設けられていないという状況でございます。

○8番（小辻一海君） ただいま説明がありましたが、跡地利活用につきましては、平成29年1月20日に開催されました田之浦中学校跡地等利活用再生委員会との意見交換におきまして、担当課長の方からシロキクラゲの栽培で、地域の雇用と新特産品の創出を図っていくと説明をされ、その後どう進んでいるのか、ここ数年跡地の取り組みの方向性が、全然地域に伝わってこないということが現状でございます。今までのことをどうこう言っても仕方ありませんが、取り組みがその場限りで、真剣さが足りない気がしてしようがありません。

この施設は、閉校して7年間利用されていない状況が続いて、施設自体も老朽化し、早急に対策をしなければ、これから先、跡地利用が困難になってくると考えられます。今は情報化時代ですので、あらゆる情報を使って、もちろん国・県の施策、更にNPO法人などの取り組みを生かし、これ以上遅れないよう早め早めの対応を望むところですが、そのあたりはどうお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） 事業撤退以降、先月までの間に数社が跡地の利用に興味を持たれ、現地を案内して説明をいたしました。いずれも条件が合わず事業提案に至っていないところであります。

現在、公共施設としては活用の方向性を持っていないことから、全国の廃校の情報を文部科学省がホームページ上で紹介する「みんなの廃校プロジェクト」に旧田之浦中学校の情報を掲載して、全国から有効活用策の提案を求めてまいります。

その上で事業者等から相談があった場合は、提案内容について、地域の跡地等利活用再生委員会と意見交換させていただき、地域活性化に結び付けられる利活用の形を見いだしてまいりたいと考えているところでございます。

○8番（小辻一海君） 市長も理解されているとは思いますが、残念なことに私の住んでいる地区におきましても、高齢化率が58.5%と本市では3番目に高い数字で、校区公民館存続に危機感を持たずにはいられないのが現状であります。合併後の本市の人口を校區別に見てみますと、有明地域、松山地域については、そう見受けられないところですが、志布志地域においては市街地に多くの人口が集中しており、市街地から離れたところで人口減少と高齢化が進んでいます。人口減少している校区の中に存在した学校が、平成23年4月に八野小学校、平成26年に田之浦中学校、出水中学校、翌年の平成27年に長く休校していた四浦小学校が閉校となっております。

このように、人口減少や少子高齢化が進み学校が閉校となり、このことにより校区公民館が衰退していく可能性も予測されます。この問題意識をどのように捉えられているか、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 学校が閉校になった地域、特に志布志地域の北部につきましては、高齢化と人口減少が顕著であると認識をしているところであります。一方で豊かな自然環境を有しており、環境を生かした特認校もあります。

本市の人口減少に歯止めをかける対策として、昨年度策定した第2期志布志市まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、四つの基本目標を定め、様々な施策を展開しているところでございま

すので、それぞれの地域の特性に応じた振興策を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○8番（小辻一海君） 人口対策として、働く場が重要になってくるとは思います。その働く場が最も必要だとは思いますが。安定した雇用は地域経済を潤し、市の未来も約束されます。ですが、働く方はその方単独ではなく、小さな子どもから高齢者までの家族がいるわけです。住宅をはじめ保育、教育環境、介護が必要な高齢者も安心して住み続けることができる生活環境の整備も、同時に進めなければならないと思います。企業誘致だけでは人口は定着しません。ハード面だけでなく、市民の暮らしに寄り添う施策が必要だと思いますが、そのあたりは市長はどうお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） これはおっしゃるとおり、やはり働く場があって、そしてそこで働いて生活力がありますと、そこにまた住んでいただくというふうに循環していくわけですが、そういうことを踏まえたと、その地域に住んでいただくということをお願いするわけですが、そのために子育て支援等々もしているところでもありますので、その住んでいただく、そのことについてどういうお考えを持っていらっしゃるのか、そこも踏まえて、取り組みをしていかなければいけないというふうに考えております。

○8番（小辻一海君） そのことについては、理解されていますので安心したところでした。旧田之浦中学校は、施設自体も老朽化してきています。早急な対策をしなければ、今から先、跡地利用が困難になってくると考えられますので、これ以上遅れないよう、早め早めの対応をお願いしたいと思います。

今回は、平成30年に下平市政がスタートして3年を経過する中での公約実現に向けた取り組みと、執行部の一般質問に対する取り組みの誠実性について、感じたことを何点か踏まえ質問してまいりましたが、行政と議員は両輪になって、志布志市の将来のまちづくりをしていくのだということで、このような質問をさせていただきました。

市長におかれましては、残された1年間、全身全霊で公約実現にまい進されることを御期待申し上げます、一般質問を終わります。

○議長（東 宏二君） 以上で、小辻一海君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（東 宏二君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで延会します。
お疲れさまでございました。

午後 4 時14分 延会

令和3年第1回志布志市議会定例会会議録（第4号）

期日：令和3年3月9日（火曜日）午前10時00分

場所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

尖 信 一

青 山 浩 二

八 代 誠

平 野 栄 作

鶴 迫 京 子

南 利 尋

市ヶ谷 孝

小 園 義 行

出席議員氏名（19名）

2番	南	利	尋	3番	尖	信	一
4番	市ヶ	谷	孝	5番	青	山	浩
6番	野	村	広	7番	八	代	誠
8番	小	辻	一	9番	持	留	忠
10番	平	野	栄	11番	西	江	園
12番	丸	山	一	13番	玉	垣	大
14番	鶴	迫	京	15番	小	野	広
16番	長	岡	耕	17番	岩	根	賢
18番	東	宏	二	19番	小	園	義
20番	福	重	彰				史

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市	長	下	平	晴	行	副	市	長	武	石	裕	二						
教	育	長	福	田	裕	生	総	務	課	長	北	野	保					
財	務	課	折	田	孝	幸	企	画	政	策	課	長	西	洋	一			
情	報	管	理	岡	崎	康	港	湾	商	工	課	長	假	屋	眞			
税	務	課	長	吉	田	秀	市	民	環	境	課	長	留	中	政			
福	祉	課	長	木	村	勝	保	健	課	長	川	上	桂	一	郎			
農	政	畜	産	課	長	重	山	浩	耕	地	林	務	水	産	課			
建	設	課	長	鮎	川	勝	松	山	支	所	長	中	吉	広	志			
有	明	支	所	長	小	山	水	道	課	長	新	崎	昭	彦				
会	計	管	理	者	桑	迫	農	業	委	員	会	事	務	局	長			
教	育	総	務	課	長	萩	迫	和	彦	学	校	教	育	課	長			
生	涯	学	習	課	長	江	川	一	正	危	機	管	理	監	河	野	穂	積

議会議務局職員出席者

事	務	局	長	藤	後	広	幸	次	長	松	永	憲	一			
調	査	管	理	係	長	毛	野	仁	議	事	係	長	末	原	和	幸

午前10時00分 開議

○議長（東 宏二君） これから本日の会議を開きます。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（東 宏二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、岩根賢二君と小園義行君を指名いたします。

○

日程第2 一般質問

○議長（東 宏二君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、3番、尖信一君の一般質問を許可します。

○3番（尖 信一君） マスクを取らせていただきます。皆さん、おはようございます。私にとってはこの議場は初めてですので、非常に緊張しております。庁舎移転、庁舎機能を年末年始にかけて、ましてやコロナ禍の下でやられて、本当にお疲れさまでしたと申し上げて、感謝申し上げたいと思います。議員としても何かお手伝いできればよかったですけども、そのようなことはなかったようで、別な意味でまた今後議員として庁舎移転に絡んで、外部の審議会もあるようですので、そこら辺でまた提言ができればと思っております。

通告書、今回は4点挙げさせていただきました。1番目に施政方針ですね。それから2番目に観光行政、3番目にワクチン接種、4番目にふるさと納税ということで通告しております。観光行政については、先進事例を示しながら、今後本市が取るべき手法ではないかというような形で進めさせていただきたいと思います。新聞ではワクチン接種が一番紙面を占めていますけれども、今非常に大変な時期で担当課も本当に御苦労をなさっていると思いますので、事務的なところを少し確認をさせていただきたいと思います。それから、ふるさと納税については、非常に本市も頑張っておられますので、今後どのような展開が必要かなというところで、提案をさせていただきたいというふうに思っております。

それでは、まず1番目の施政方針について、早速進めさせていただきたいと思います。

令和3年度に向けた施政方針が示されましたが、今後残り任期1年の中で、重点的な事業として新たに取り組んでいく事業はあるのか。そこら辺をまず市長の方にお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○市長（下平晴行君） 尖議員の御質問にお答えします。

令和3年度の市政運営の基本方針と主要施策の概要につきましては、施政方針としてお示しをしたところでございます。令和3年度は私の市長任期の締めくくりの年として、市民の皆様と約束した施策の実現を目指すとともに、本市の将来都市像である「未来へ躍動する創造都市 志布志」の実現に向けて、様々な施策の推進を図っていく必要があると考えているところでございま

す。

その中でも公約として挙げていました事業として、学校給食費の半額を助成する学校給食費補助事業に新たに取り組み、子育て世帯への支援の充実を図るものでございます。学校給食費の完全無償化につきましては、マニフェスト、所信表明にも掲げており、実現に向けて取り組んでまいりましたが、現在の喫緊の課題は、新型コロナ対策でございますので、新型コロナ対策をしっかり講ずることが市民にとって優先度が高いと判断し、半額助成となったところでございます。完全無償化は、持続的な財源の確保が課題でございますので、実現に向けて引き続き課題解決を図るため、全庁的に取り組んでまいります。

○3番（尖 信一君） 今回、施政方針についてどのような質問をすればいいかということで、非常に悩みました。今まで様々な質問をさせていただきましたけど、今回ほど悩んだことはありません。その施政方針の中で、私の思いやら最後に述べさせていただきたいと思っておりますけども、その前にちょっと細かいことを確認させていただきたいと思っております。

1ページの真ん中ぐらいに、このように書いてございました。「私の政策の柱である市役所の庁舎の在り方につきましては、地理的優位性を生かした新しいまちづくりを推進するために、志布志支所に本庁舎を移転しました。」とあります。この新しいまちづくりとは、どのようなことを目指しておられるのか、そこを具体的に示していただけませんか。

○市長（下平晴行君） これは、本庁舎の移転も含めて、今まで合併して15年目になるわけでありますので、そういうことの港を含めた全体を生かす、そして高速道路も整備が着々と進んでいる、そういう状況の中で、新しいまちづくりとして示したところでございます。

○3番（尖 信一君） いや、今おっしゃったのは、状況がこうなってきたから新しいまちづくりをやるんだと、私は、その新しいまちづくりとは何ですかというふうにお聞きしているんですね。

○市長（下平晴行君） 今お答えしましたとおり、本庁舎を志布志支所に持ってくることで、まちの活性化を図ろうと。そして議員おっしゃいましたとおり、地理的優位性をどうして生かすかと。これは有明地域も松山地域も、今後どういう形でまちづくりを進めていくかということも含めて、新しいまちづくりということをお示したところでございます。

○3番（尖 信一君） ということは、これからまちづくりの構想をつくっていくということによろしいですかね。はい、分かりました。

そのほか、昨日も市長の四つの具体的な施政方針、「顧客満足度志向」とか「オンリーワン」「成果主義」「先手管理」ということをおっしゃいましたけれども、これは市長になられたときからずっとおっしゃっていることなんですけれども、この中で二つ、昨日は「顧客満足度志向」それから「成果主義」というのは、成果主義の人事面の件で答弁がありましたけれども、「オンリーワン」と「先手管理」について、これまでの事業の中で何か具体的なことがあったのか、そこをまず聞かせていただけませんか。

○市長（下平晴行君） 具体的に何をやったかと申しますと、今急に言われてもあれなんですけど、

いわゆるほかの自治体になく志布志市らしさ、志布志市の持っている持ち味をどう生かしていくかということが「オンリーワン」であります。これは、昨日もお答えしましたがけれども、やはり職員が市民目線に立って、どうやって志布志市の持っている特性を生かしていけるか。それは一つは、現場主義の中にも入ってきているというふうにも思います。現場に入って、市民の皆さんあるいは事業者の皆さん方が、何を考え、何を求めているのかということも含めて、「オンリーワン」のまちづくりをしていこうと。

二つ目は、「先手管理」でございます。これは、言われてからするのではなくて、気づいたことは自らしていこうということでもあります。いわゆる従来の後手管理から先手管理というのを、待ってやるのではなくて、待ち行政ではなくて、率先してやる行政に取り組むということでは、やはり職員の皆さんが、例えば窓口でも率先してやる、取り組む、あるいは道路等が壊れていたら、一回一回申請を上げるのではなくて、直接建設課に行っすぐ対応するというようなことも含めて、これは一つの事例でございますが、そういうふうに、自らが取り組みをしていこうということでございます。

○3番（尖 信一君） 今、最初おっしゃった市民目線に立って、現場に入っていくというのは、それは「オンリーワン」ではなくて「顧客満足度志向」のほうだと思えますよね。それはいいです。

それからワンストップ事業というのも紙面にありましたけれども、今回上町通りに、エスプラネードという施設を造られて、そこでワンストップ事業をやっていくということも紙面にありましたけれども、そこをもう少し具体的に教えていただけますか。

○市長（下平晴行君） このエスプラネードにつきましては、私も公約の中に、いわゆる移住・定住の、そしてそういう移住して来られた方が働く場所、それから住居、いろんな面で御相談ができる場所ということでございます。

それから東京駐在所の取り組み、これは従来の考え方と合わせて、いわゆる関係人口の創出、あるいはそれぞれの関係課ではなくて全課がその東京駐在所を通じてそういう幅広く、事業も含めてですね。そしてシティセールス室というものを設けたのも、実は役所では営業という言葉がないわけですが、営業をしていこうということも東京駐在所の在り方でありまして。そういう民間の企業をどう生かしていくかということも含めて、東京駐在所の在り方から再度全課が取り組む体制づくりをしていこうという考え方でございます。

○3番（尖 信一君） エスプラネードですか、私もここに2、3回お邪魔させていただきましたけれども、移住・定住に結び付くような展示物、催し物とかそういうのは見かけることができませんでした。これからなんでしょうけども、せっかくああいいうすばらしい施設を造られて、有能な地域おこし協力隊がいるわけですから、もう少し積極的に、移住・定住に取り組んでいただければなというふうに思います。あそこも店が1軒できたわけで、町のにぎわいはしりになる可能性も十分あるわけですから、そこら辺は今後積極的にやっていただく事業かと思っております。

それに関連して、こういう文面もありました。「第3セクターである志布志まちづくり公社の在り方は」というところで、「本来の設立目的である地域商工業者の商業集積店舗の振興の抜本の見直し」という文面がございました。ここをちょっと具体的に示していただけませんか。

○市長（下平晴行君） このことについては、今志布志駅周辺の整備をしているところでありますが、まちづくり公社と市が土地の買収をして、より一層の商業施設としての展開を図っていかうということがございます。それと併せて、全天候型の施設が今月中に出来上がるわけですが、あそこでもいろんなイベントもできるし、そして駅舎を造るというのは私はやめたところでもありますけれども、そういうものが今生かされているというふうに思っております。

○3番（尖 信一君） 何人かの方に、駅舎の全天候型の工事を聞かれました。市民の方もまだまだ御存じない方がたくさんいらっしゃるようなので、そこら辺は周知していただけたらというふうに思います。私は、商業集積店舗の振興の抜本の見直しと書いてありましたので、上町通りが何か劇的に変わるのかなと思っていたんですけども、駅からあそこまでの距離の抜本的改革というふうに判断してよろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○3番（尖 信一君） ありがとうございます。

今回、昨日も同僚議員の方がおっしゃっていましたが、この施政方針、本当に何度も何度も読んで、読み返して市長の思いがどこにあるのかなというふうに感じました。くしくも2月26日、先月ですね、本会議が始まってこの施政方針を楽しみにしておりまして、市長が読み上げられるのを非常に興味深く聞いておりました。2月26日と言いますと、85年前に二・二六事件が起きた日にちなんですよね。あそこから劇的に軍国主義になってしまって、日本の国が誤った方向に走ってしまったという日にちでもありました。私はそれとは反対に、2月26日本会議で、市長の今後の残り1年を残してどのような思いで話されるのかというふうに期待申し上げました。残念ながら、私たち会派、獅子と公明の中でも、この施政方針を一昨年とその前の年の分と比較をさせていただきましたけれども、ページ数も減ったというような指摘がございました。そういう意味で、私が読んでまず感じたのは、前年度とあまり変わらないなというのが第一印象でありました。

そこで、市長に残された任期があと1年、そしてもしかしら次の4年も踏まえて、どのような思いでこの施政方針を出されたのか、その思いを聞かせていただければというふうに思います。

○市長（下平晴行君） このことについては、私が4年目でございますので、やはり事業をどう生かしていくか。恐らくページ数も少なくなったというのは、やはり前年度の事業継続をしっかりとやっていかなければいけないという、一つはそれもあります。もう一つは、やはりコロナ禍の中で、いろんなイベント等もできていない状況ではありますが、そういう中で今までかつて見えなかったもの、そういうものが当たり前というのが当たり前じゃなくなったという、このことも含めて見えない部分があるかと思いますが、私の中では、大きく改革をしているという提案をしたというふうには思っているところでございます。

○3番（尖 信一君） 市長の思いが、私には残念ながらこの文面では伝わってこなかったんですよね。残り1年の任期でもし私でしたら、次の4年にどういう事業をやるんだという意味での助走の1年として、新たな事業の展開の予兆を、何か新たな事業を入れ込むというようなことをしたんじゃないかなというふうに思っているんですけども、はっきり言って継続事業のみであったと私は判断しております。市民から、「市長は、次に何をするつもりなんだろうか。」と、庁舎移転が終わったと、「その次には何を考えているんだろうか。」という声をたくさん聞くわけですね。私もはっきりいって、それは返答ができません。市長から何か特別に聞かされているわけでもございませんので、「どうなんでしょうかね。」というような御返事しかできないのが実情なんです。そこら辺をこの施政方針で、もう少し次の展開を踏まえて示していただきたいかなと思っております。

この新しいまちづくりということで、先ほどお聞きしましたけども、継続事業のみであれば新年度に向けた新たな展開がない現状維持と。現状維持ということは俗にいうと、後退と一緒になんです。前進がないんです。市長の立場としては、市民の皆様には、夢と希望を与えるような事業展開をお示ししていただき、そして職員の皆様には、能力を最大限引き出せるような新たな事業の展開を提示するという立場であると思うんです。そういう意味では、非常にこの施政方針を読んで残念でありました。

この施政方針は、市長の思いが十分伝えられる唯一のところだと思うんです。できればこういうのを市民にもきちんと示していただいて、残り1年、更なる4年というような形で示していただけたらなというふうに思っております。このところ、市長もう一回、残り1年とその次はどのようなさるのか、もしよろしければ決意を聞かせていただけますか。

○市長（下平晴行君） 私が今申し上げたような中で、例えば港の活用とかそういうのも実際あるわけですが、文面として出てこなかったということはおっしゃるとおりかなと。私は一生懸命次がどうこうじゃなくて、あと1年残っておりますので、本当に今市民のために一生懸命やることであります。

○3番（尖 信一君） もう本当にこの1年間、コロナ禍のせいで様々な事業ができなくなったり、中止になったり延期になったりしていますので、本当に御苦労なさっているとは思いますが。そういう中でも残り1年、そして次の展開を考えて、ぜひとも市民に夢のある、希望の持てる事業を今後示していただきたいというふうに思います。

次に、環境行政についてお伺いしたいと思います。目標は、答弁も入れて1時間で終わる予定にしておりますので、よろしくお願いたします。

令和2年第4回定例会で、環境行政における本市の環境問題についても質問いたしましたが、政府は2050年に向けたカーボンニュートラル実現への取り組みにかなりの重点を置いていることを受け、改めて脱炭素に向けた本市独自の施策を考えていないかをお伺いしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 菅総理が昨年10月に行いました所信表明演説におきまして、「2050年にカーボンニュートラル脱炭素社会の実現を目指す」と宣言したことにより、今後国は、カーボン

ニュートラルに向けた取り組みを更に推進していくこととしております。

市としましては、令和4年度から使用済み紙おむつの再資源化事業の本格稼働に取り組むこととしており、この事業が成功し、全国及び全世界に普及することにより、脱炭素社会に貢献できると考えております。

また、市役所関連施設につきましては、志布志市地球温暖化対策実行計画を定め、2030年度において、2013年度比較比で40%の削減目標を定め、省エネルギーや低燃費車の導入等に取り組んでいるところでございます。

市民につきましては、27品目の分別によりリフューズ、リデュース、リユース、リサイクルという「4R」に取り組んでおり、脱炭素社会の実現に貢献していると考えておりますが、今回の2050年カーボンニュートラル宣言を受けて、市民及び事業者を巻き込んだ新たな取り組みの必要性も感じておりますので、本市がどのような環境問題に貢献していくか、検討して対応してまいりたいというふうに考えております。

○3番（尖 信一君） 市長、その2030年脱炭素40%を目指すというのを、この施政方針に示すべきではなかったんですか。そこがまた他の自治体との違いで、「オンリーワン」にもつながるんじゃないですかね。非常にもったいないなと思いますね。施政方針の中には脱炭素はほとんど入っていなかったですね。昨年、2020年につくられた環境基本計画書の中にも、脱炭素は一字か二文字ぐらいしかないんですよ。そういう意味で政府が様々な政策を掲げて、企業にも2兆5,000億円ぐらいの基金を作って技術革新の助成をしていくというのをうたっていますよね。そういう意味では、この脱炭素に向けた政策は、非常に重要であるというふうに私は感じております。

先月でしたか、ある全国紙の一面にマイクロソフトのビル・ゲイツさんが、一面全部使ってですね、今非常に重要な問題があると。その一つは、目の前のコロナ禍だと。もう一つは、今後の脱炭素であるというふうに彼は言っています。恐らくいろいろな寄附をしたりとか、形で彼は関わってくるんじゃないかなというふうに思っています。もう毎日、この新聞をめくると、コロナワクチンと脱炭素、この記事でいっぱいなんですよね。ですから、先ほどのオンリーワンも含めて、本市がこの脱炭素に向けて、オピニオンリーダーになれるような政策を今後打っていただきたいなというふうに思っております。恐らく政府も様々な補助事業をやりながら、自治体の候補を募ってくると思うんですね。そういう場合に、真っ先に手を挙げられるような自治体になってほしいなというふうに思っております。

4件ほど、この脱炭素に向けた事例を簡単に紹介させていただきたいと思います。

福岡市が、下水処理過程から出る汚泥から固定燃料を作る設備を造っております。汚泥には微生物がいますので、バイオ発電に非常に適しているようなんですね。石炭の代替材として使用し、6,400世帯の使用電力を賄う九州一の施設らしいです。

また、佐賀県のバイオマス事業は、清掃工場で排出される廃棄物を燃焼し、バイオマス発電設備を造っているようでございます。3,200万kwを発電し、そのうちの1,700万kwを市内の企業に売

却、売電事業ですね。それから残りの1,500万kwを市の行政の公共施設で使用していると。これもサプライチェーンの中でブロックチェーンを利用して、データの改ざんがされないように、第三者の改ざんを防ぎ、外部の評価をきちっと得ると。特別に循環型社会推進課というのをつくっているんですね、ここは。こういう課まで設けて、佐賀産の電気で全国に認知されるように取り組んでいると。自治体としても高い評価を得ています。ぜひ参考事例にさせていただきたいというふうに思います。

三つ目に、長崎県の洋上風力発電、五島列島の沖なんですけれども、ここで洋上風力発電をやっています、ここのは固定式ではなくて浮体、海中に浮くような形なんです。そこに当然洋上であれば漁業権とかいろいろ問題が出てくるんですけれども、むしろこの浮体型は、そこに漁礁ができて小魚がいっぱい集まっている。相乗効果を生んでいるというようなこともあります。また、この風力発電のメンテナンスをやる会社がここで生まれていまして、当初は1990年に建築会社で創業したんですけれども、2006年に社長とたった2人でメンテナンスの会社をつくり上げて、今250基ぐらいの風力発電のメンテナンスの会社になっています。当初始めた2人が、今社員40名いるようでございます。これも経済産業省から2017年に「地域未来牽引企業」として表彰されているようであります。

最後に、山梨県。農業でも脱炭素を推進していると。山梨県は御存じのように、ぶどうの産地でございますけれども、ぶどうのせん定枝を焼却するんですけれども、特別な焼却器、炭化器で燃やして灰を地中に戻すと。この取り組みは「4パーミルイニシアチブ」と呼ばれているようがあります。「4パーミルイニシアチブ」というのは、1,000分の4、要するに世界の地表にある炭素量の4%ぐらいを脱炭素で地中に戻すというために付けられた名前のごようでございます。これで、山梨県の県内の全部のぶどう園が実施すると、車5,000台分のCO₂削減に相当すると。出荷されるぶどうやワインは、環境に優しい商品として販売されている。

全国でも様々な脱炭素に向けた取り組みがなされております。本市のリサイクル率、それから紙おむつ、これもすばらしいことだと思うんですけれども、もっともっと世間に目を広げると、先進事例がたくさんございますので、ぜひとも調査・研究していただいて、この脱炭素オンリーワンを目指した志布志市として、脱炭素に取り組んでいくつもりはございませんか、市長。

○市長（下平晴行君） 私もかつてリサイクルに取り組んだのも、一つはNPO法人ネットワーク「地球村」代表の高木善之さんの講演を聞いて、このままじゃ地球は大変なことになるという思いで始めたところでもあります。

このカーボンニュートラルにつきましても、私もすごく関心がありまして、ただ市が単独でやれるという事業はどういうものなのかということ等を含めて、やはり市民、事業者を巻き込んだことができないのかどうかですね。これは後でまた質問もあろうかと思いますが、ゼロカーボンシティということも含めて、前向きにしっかり取り組んでいきたいというふうには考えているところでございます。

○3番（尖 信一君） 前回でしたか、電気自動車に対する補助金を問われた同僚議員もおられ

ましたけど、市長は、収入の格差があるから不平等になるということで賛同されませんでした。ただ、今10年落ちぐらいの車でしたら、電気自動車がもう50万円を切っているんですね。非常に入手しやすくなっています。ふるさと志基金などを使って、そういうような補助金制度をつくるのか、電気自動車の走っている率が非常に高いまちだとか、いろんなことが考えられると思うんです。国もそれから各自治体も、この電気自動車とか燃料電池自動車に対しては、既に補助金を出しているんですね。鹿児島市内で10万円ぐらいですかね、薩摩川内市は50万円出していますよね。こういう先進事例もあるので、ぜひとも志布志市が率先したこの脱炭素に向けた事業展開をぜひともやっていただきたいなというふうに思っております。

いろんな事例を示しましたけれども、この施政方針の中で一つどうしても分からないところがありました。そこについて少し示していただきたいと思います。18ページ上段の方に、2行目から「森林保全に対する意識の高揚や木材の安定供給による所得の向上を図ってまいります。」とあります。意識の高揚や木材の安定供給によってどうして所得が向上するのか、ここをちょっと説明していただけませんか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） お答えします。

森林の整備を行うことによりまして、生産量が上がるという観点から、その生産量が上がることによって当然その収益が上がるという考えから、所得が上がるということで、その表現をしたところでございます。

○3番（尖 信一君） それは、企業だけがもうかるということですか、それとも勤めているスタッフの方の所得も上がるというふうに、そこまで波及効果があると考えてもいいですか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） 当然その伐採業者等も含めて、その山の持ち主も所得向上につながるという形で示したところでございます。

○3番（尖 信一君） それから、これは質問じゃないんですけれども、そのすぐ下に、これは前回私もこの森林環境譲与税については質問をしましたけれども、「森林環境譲与税を活用し、県産材を使用した木造建築物を新築した際、二酸化炭素の固定量に応じて森林炭素マイレージ交付金を支給し、地球温暖化対策の取り組みを推進してまいります。」とありました。私も知識不足で、会派でお尋ねしたところ、代表がこういう資料を見せてくれました。ああ、なるほど、こういう仕組みなんだなというふうに思いました。市長、これもですね、新しく家を建てられる市民に恐らく届いていないと思うんですね。何かこれは市民に対して周知していますか。

○耕地林務水産課長（立山憲一君） この事業は令和3年度から実施するというので、4月1日に要項を定めまして、それに基づいて実施するところでありまして、市民向けにつきましては、5月、6月頃の市報、あとホームページ等では周知していきたいと考えております。

○3番（尖 信一君） 理解しました。ちょっと私のほうが先走ったような感じですね。こういう形で、環境行政についてももっともっとやれることがあるんじゃないかなというふうに思っております。市長に以前から私もお聞きしておりますけれども、環境には非常に興味を持って、いろんな活動をなされてきたと聞き及んでますので、ぜひともこの環境行政については、リーダーシ

ップをとれるような形で前に進めていただきたいなと思います。先ほど市長がおっしゃいましたように、特にこの大きな設備を伴うものは、市単独ではもう絶対できないわけなんですよね。必ず民間と共同で事業を進めていかないといけないわけなんですけども、今朝の新聞でしたか、スウェーデンかどこかの会社が、1991年からこの風力発電に取り組んで、当時わずか数十基だったのが今もう何千基の風力を動かして、非常に高収益企業になっているんですよね。そこも一企業だけではできない、自治体と組んでやる、また洋上ですので漁業権とか様々な問題がありますので、その問題は自治体が解決すると、お金と技術は企業が出すというような形で取り組んでこられたようです。例えば志布志市でしたら、夏井の丘陵地に風力発電を造るとか、志布志湾は県境もすぐあるので無理でしょうから、山側に造るとか、それを志布志市に進出している企業に売電する、残りは庁舎で使う、残りは一般家庭に安い値段で売電するとか、いろんなことがアイデアは出てくるんですよね。そういう意味では、市長が先ほどおっしゃいましたように、企業と取り組んでどのようなことができるのか、今後調査・研究していただきたいと思います。そのところ、最後もう一回お願いします。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたけれども、2050年までに脱炭素社会を構築していくんだという国の考え方に基づいて、本市もしっかりとその実現に向けて取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

○3番（尖 信一君） そのところ、よろしく願いいたします。

3番目のワクチン接種についての御質問をさせていただきたいと思います。

令和3年2月から、医療従事者等に対する新型コロナウイルスワクチンの優先接種がもう既に始まっております。不確定要素が多い中、担当課は大変な準備作業となることが予想されますが、本市でのワクチン接種に向けた取り組みについて、以下お伺いしたいと思います。この中で、既に質問が出たところもありますし、不確定要素もありますし、昨日の報道によると集団接種、個別接種を変更した自治体も出てきているようでございます。そこで、事務的なことを少しお聞きしたいなというふうに思います。

県内では、825施設7万5,000人の医療従事者に優先的に接種がされるようでありますけれども、また4月23日までは、接種券を発送するというふうになっております。県内における基本型接種施設は、19市町村の24施設、連携型接種施設は、34市町村で804施設となっております。本市の場合、どこが基本接種施設になるのか、どこが連携サテライトになるのか、ちょっとそこを教えてください。

○保健課長（川上桂一郎君） お答えいたします。

基本型接種というのは、本市の方では医療機関ではなく、志布志市ということで準備をしております。サテライト型施設というのは、基本型施設が医療機関であれば1,000人以上の接種が可能な機関で、その大体100人という単位を想定したのが、基本型施設に関連するサテライト型施設という関係でございますので、大体基本型施設において3か所程度がサテライト型施設というふうに厚生労働省では定められております。

市の方では、今回医療従事者向けの接種は、連携型施設ということで、各市内にあります15の医療機関の方が手を挙げられて、その病院に勤務をされる医療スタッフ、それに関連する歯科医院、またそれに関連する薬局のスタッフというのが、そういった連携型施設での接種を今後行っていくということでございます。

○3番(尖 信一君) 非常に大変な作業が待ち構えていると思います。ミスもあろうかと思えます。もしかしたら途中で破損することもあるかもしれません。様々な問題を抱えながらでの見切り発車だと思うんですけども、市民の生命を守る上では、やり遂げないといけないというふうに私も考えております。市長、もし高齢者の接種が始まったら、見本になって真っ先に打たれますか。

○市長(下平晴行君) 「我がばっかい」とならないように、そこ辺は全体的な供給量を考えて、対応してまいりたいというふうに思います。

○3番(尖 信一君) そうですね、そこら辺は非常に微妙なところなんですけれども、というのは、ここ何例かアナフィラキシーの事例が出ていますので、今まで打とうと思っていた人が、ちゅうちょする可能性も当然ありますので、そこら辺はできたら、「率先して市長が打ったど」というふうにしていただきたいなど。「けしんときは一緒やな」という感じでいいんじゃないですかね。

それと、接種拒否がどれぐらい出るのか、それによって、集団免疫が発生するのかしないのかという問題も出てくるんじゃないかなというふうに思っているんですね。そこで、事前に打ち合わせをさせていただいたときには、実施しないということだったんですけど、市民の方がどういうふうはこのワクチン接種を思っておられるのか、そういう時間もないということでしたけども、アンケートを取ってみるのも一つの手法かなというふうに思ったんですけども、そのところはどうか。

○保健課長(川上桂一郎君) お答えいたします。

アンケートの件なんですけど、今医療従事者の接種が始まっております。市内でも3月中には医療従事者の接種が始まります。その中で、医療従事の医師、看護師等が接種をして、どういった症状とか痛みとかそのようないろんな情報が入った時点で、また市民にそのような身近な地域での接種をされた方の意見とかというのを提供いたしまして、少しでもワクチン接種における不安等を取り除ければ、そういった接種の方向で意向が動いていくのかなというふうに考えておりますので、今の時点でアンケートというのをどれぐらいの規模で取るのか、そのようなことも踏まえまして、また検討したいというふうに考えております。

○3番(尖 信一君) 本当に多忙な中でアンケートなどという余計な提案もしましたけれども、私はやはり市民の皆さんは、ある一定の方々がどうしても不安を持っておられると思うんですね。中には、医療従事者でも打ちたくないという方もおられたんですよね。だからそういうことを考えると非常に悩ましい問題かなというふうに思っております。そこは強制ではございませんので、本人の意思ですのでいかんともしがたいことなんですけれども、そこら辺をいかにしてクリアす

るかということ、全庁挙げて検討していただきたいなというふうに思っております。

それから、接種場所に行けない方はどういうふうな対応をするのか、ここら辺をもし具体的な計画があれば、示していただけませんか。

○市長（下平晴行君） 今おっしゃいました接種会場に行くことが困難な方につきましては、高齢者及び重度の肢体不自由者と重度の知的障がい者が重複した障がい者への交通手段を対応したいというふうに考えているところでございます。

○3番（尖 信一君） 前回、特別定額給付金でもやはり四十数名の方が漏れがあったというか、受け取りがなかったというようなこともありますので、特にこのワクチンの場合は希望をされる方には、全員が行き届くようにやっていただきたいなというふうに思っております。本市では、先般から「チョイソコしぶし」の車両も走っていますので、こういうのを利用するというのもできるんじゃないかと思っております。

それから、基本型からサテライト連携の方へワクチンの搬送が行われるんですけども、その搬送時の安全性の確保はどのように考えておられるか、少しお伺いをさせていただきたいと思えます。

○保健課長（川上桂一郎君） お答えいたします。

今回のファイザー社製のワクチンは、皆さん御承知のとおり、マイナス75度前後の保冷庫で管理をするということで、その配送というのも極力その温度を保つということで、専用の保冷バッグ等に保冷剤を入れまして、またワクチンの専用のケースというので配送することにしております。

また、報道等でもありますように、ワクチンが振動とか、そういった内部の液が飽和するような状態とかというのも防がないといけないということで、これにおいては輸送業者等の委託をする自治体等もございますが、本市におきましては、やはり医療機関においてはいろいろ不足等も想定されることから、市の方でその配送というのは行いたいというふうに、今検討しているところでございます。

○3番（尖 信一君） 本当に想定外のことが必ず起きるかと思えます。予約したけど来られないと、残ったワクチンが廃棄になってしまうとか、いろんな問題が起きるんじゃないかと危惧しております。志布志市の場合は渋滞は起こりませんが、都市部では車で運ぶと渋滞が起きたり、最初はバイク便でというような話もあったようですけども、配送中に事故に遭うとか、もらい事故に遭うとか、考えられないこともないわけですね。基本型は市でやるということでしたけれども、停電が起きたときにどうするんだとか、いろんなことを想定しておかないと、いざとなったときに非常に困るんじゃないかなと思えますので、そこら辺はありとあらゆる想定外を想定していただきたいというふうに思います。

それから、コールセンターの人材ということで、医療経験者が最適ではないかという通告を出しているんですけども、昨日のお話では、4人ほど医療看護師さんを配置するというのでした。そのお答えで、今回のこの質問はほぼ終わっているんですけども、一番大事なのがコール

センターに電話できない、したいんだけどもできない、いわゆる障がい者の方ですね、耳が聞こえないとか、目が不自由だとかいう方の対応は考えておられますか。

○保健課長（川上桂一郎君） お答えいたします。

議員おっしゃるそういう視覚障がい者、聴覚障がい者の方に対しては、まず聴覚障がい者においてはFAXとかメールの相談体制、相談会場におけるコミュニケーションボード、筆記でやり取りができるような体制。視覚障がい者には、点字や拡大文字の表記展示ができるような、音声による案内等の検討とかという合理的配慮をした形での対応というのを検討をしております。

以上でございます。

○3番（尖 信一君） 厚生労働省の健康局健康課予防接種室からそういう通知が来ているんですね。分かりました。私も同じ文面をいただいております。ぜひとも漏れのないようによろしく願いまして、次の質問に移りたいと思います。

最後にふるさと納税について、本市のふるさと納税は寄附額、寄附件数とも順調な伸びを示していると思います。しかし、ふるさと納税の寄附額の増加に伴う必要経費の詳細が理解しにくい面が見られる。必要経費の一つと推測される出店サイトの費用を比較見直しすることにより、市長の目指す「入るを量りて出づるを制す」を実現することになるのではないかと伺いしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 本市におけるふるさと納税推進事業の経費については、返礼品の調達、送料、広報、決済、事務などの必要経費に加えて、寄附金受領証明書発行及びワンストップ特例申請書受け付け費用などの法定事務による必要経費が発生をしております。

御質問をいただいた出店サイトへの手数料については、寄附額サイト手数料率をかけたものに消費税を加えた額になります。ふるさと納税ポータルサイトについては、大手ECでは、「楽天」、「auふるさと納税」。専門サイトでは、「ふるなび」、「ふるさとチョイス」、旅行・百貨店系では、「全日空」、「ふるぽ」など、様々なジャンルと種類があります。サイトにより手数料も違いますが、それぞれの強みを生かしながら展開されており、志布志市では現在7店舗への出店に加え、独自の特設サイトを運営しております。

サイトの比較見直しについてでございますが、ふるさと納税係において、毎日のサイトごとの集計作業に加え、ポータルサイト運営側とのやり取りを重ねながら展開を行っております。

令和3年度以降も特産品振興、財源確保を主たる目標とし、より効果的なポータルサイトを見極めながら、ふるさと納税推進事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

○3番（尖 信一君） ちょっと具体的に数字だけ確認させていただきたいと思います。3月末時点での大まかなふるさと納税の金額が大体予測できているのであれば、件数と共に教えていただけませんか。

○港湾商工課長（假屋眞治君） ふるさと納税の件数と金額の累計ですが、昨日現在で21万5,676件でございます。金額につきましては、50億2,700万円になっているところでございます。これをあと3月末ということで予想しますと、51億円に届かないぐらいということでは想定はし

ているところでございます。

以上です。

○3番(尖 信一君) 20%以上の伸びですかね。ありがとうございます。ふるさと納税については年間何回か補正が組まれて、様々な売り上げもそうですけれども、経費が積み上がっていくんですけれども、私も今回この質問にあたって、どのような費用が発生しているのかなと思えました。そこで、担当課にお聞きしたら、ふるさと納税の金額に対するパーセンテージということでしたので、計算は案外簡単なんだなと思ったわけでございます。ここにいただいている資料の成果報告書を見ると、ふるさとチョイスが一番トップですよ。これは前年度の分に上がってきた数字ですけれども、それから「楽天」とか、「全日空」、「ふるなび」、「ルクサ」、「さとふる」といろいろとあります。ただ、手数料に幅が大分ありますよね。この資料では8%もあれば10%、12%、15%というところもありますよね。ここら辺は少し低下傾向にあるというふうにお聞きはしていますけれども、これは現状今どうなっていますか。

○港湾商工課長(假屋眞治君) ポータルサイトへの出店手数料でございますけれども、これについては、各社がしのぎを削っておりまして、そこが提案した利率になってきております。当然競争が激しい中で、各社がいろいろなところで手数料を変えたりということはございますが、減少傾向にはありますけれども、そんなに極端に変わらないというふうな状況で把握しているところでございます。

○3番(尖 信一君) そうですね、当然競争になってくるわけですから、手数料はどこかに同じようなところに収れんしてきますよね。

そこで、今500ほどの品目があるというふうにお聞きしていますが、そのこのところの数字はどうでしょうか。大体で結構です。

○港湾商工課長(假屋眞治君) 品目ですが、60事業所で485品目ぐらいございます。志布志市の特徴としましては、そのほとんどを占めているのが肉で42%、それとうなぎが42%、あとは加工品ということで10%という状況になっているところでございます。

○3番(尖 信一君) 一つの事業として商品を販売するという意味から考えると、この手数料というのが非常に重要になってくるんじゃないかなと思うんですね。私も不動産の免許を持っていますけど、不動産でも3%なんですよね。それからすると15%、今10%前後かなと思うんですけども非常に高いなというふうには思っております。

そこで、どうでしょうか、大崎町とか都城市とか本市の近隣には、ふるさと納税で一生懸命頑張っておられて、たくさんの寄附額を集めているところがたくさんあります。そこら辺と連携して団体をつくるとか、そういうところまではいけないかもしれませんが、ある程度の連携を図って、手数料交渉をすとかいうことは考えられたことはございませんか。

○港湾商工課長(假屋眞治君) この手数料が一番かかっているのは返礼品の調達なんですけれども、その次にこういうポータルサイトへの出店手数料とかございます。当然隣の都城市、大崎町も、今回もかなり伸びているような状況でございます。当然どの自治体も手数料が下がればい

いという思いで、そういうことができればいいなとは思いますが。先進地ということで、都城市にはいろいろ研修などもさせてもらって、職員の取り組みとかいうことも勉強はしております。ただし、寄附ですので、寄附をされる方からの御厚意、志をもらうということですので、大切に使うていくんですけれども、今度は逆にある意味、自治体同士の競争というのがありますので、なかなか手の内を見せられない点もあつたりして、なかなか一緒にそこはできないところもありますし、本音のことを教えていただけなかったりしますので、そこ辺はちょっと慎重にならざるを得ないというふうに思っております。

○3番（尖 信一君） 私も今回事前にお聞きして、その後ほかの自治体をちょっと調査に回ろうかなと思ったんですけど、絶対本音は言ってくれないだろうなというふうには思いましたのでやめました。

そこで、では手の内を見せないんであれば、連携してお互いのために利益になるような取り組み方を考えたらどうかなと思って、今の提案をしたわけなんです。当然、寄附額の多いところが一団体集まると、発言力、交渉力が出てきますよね。そういうことも一度検討されてみたらどうかなと。ほかの自治体に声掛けなされてもいいんじゃないかなと思っております。

順調に伸びてきているこのふるさと納税なんですけれども、なぜ今回こういう経費のことを申し上げたかと申しますと、商品を販売するときには、当然最初は知名度も商品力もないわけですから、当然必要経費をかけて広告を出して、いろんなところに販売促進をしますよね。そしてある程度販売力が上がってくると、当然損益分岐点は下がってきますよね。そうすると次に取る手段としては、販売を促進しながら経費を落としていくと、その段階に今来ているんじゃないかなというふうに思ったんです。ある程度の経費が落ちれば、その経費を使ってまた新たな販促ができるという、ロケットでいうと2段階目に入れるその費用を捻出するために交渉すべきではないかなと思った次第なんです。そこら辺は、皆さん大変いろんな情報と知恵をお持ちなので、ぜひともそこら辺を取り組んでいただきたいなと思っています。市長の思いを最後お聞かせいただけますか。

○市長（下平晴行君） このことは、おっしゃるようなそういう手数料が下がることによって、また次の段階に進めるということではありますので、そういう自治体との連携が取れるかどうか、そこ辺は取り組んでいくべきではないかと私も思ったところでございます。

○3番（尖 信一君） はっきり言って、このふるさと納税の仕組みを私が知ったとき、もう8年、9年ぐらい前になりますかね、前市長にも関西で強力に応援するんでやりましょうというふうに提案したのを覚えております。そのときはほとんどまだ取り組みがなかったような状態でした。このふるさと納税というのは、このままいくと、もしかしたら市の自主財源を超える可能性がありますよね。今、自主財源が34億円か35億円ぐらいですよ。これを超えてくる可能性があるんです、取り組み次第によっては。私もあるアイデアを持ってまして、それをやれば恐らく100億円ぐらいいくんじゃないかなと、自分では思っているんですけども、ネタは明かしません。本当にそれだけふるさと納税はやり方によつたら、非常に伸びるんですよ。まして

や極端に言ったら経費は一切かからないと、寄附額から全部経費が引かれるわけですから、極端に言うと利益しか残らない事業なんですよ。ぜひともそこら辺知恵を絞って、今後取り組んでいただいて、自主財源を超えるような寄附額を集めていただきたいなと思って、私の質問を終わります。

○議長（東 宏二君） 以上で、尖信一君の一般質問を終わります。

ここで11時15分まで休憩をいたします。



午前11時07分 休憩

午前11時14分 再開



○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

次に、5番、青山浩二君の一般質問を許可します。

○5番（青山浩二君） 改めまして、こんにちは。会派、真政志の会、青山浩二でございます。

今回の質問は、3項目にわたって、まず本庁舎移転計画について、次にスポーツ振興について、最後に教育行政について、3点質問をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

まずは、新型コロナウイルス感染症が全世界で猛威を振るって、はや1年が経ちました。この間、患された方々におかれましては、謹んでお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになられた方におかれましては、謹んでお悔やみを申し上げます。

先週の金曜日でありましたが3月5日の参議院予算委員会で、政府のコロナウイルス対策分科会の尾身茂会長の発言によりまして、「ワクチンが十分に機能して、日本の人口全体の6割から7割の方が、今年の12月頃までに接種を終えたという想定でいくと、それから2年ぐらい経つと市民の不安感、恐怖心がだんだんと季節性インフルエンザのような形になっていくと考えられる。」と見通しを立てておられました。その計算でいくと、今から約3年後ということになります。この3年後というのが長いと感じるか、短いと感じるかは人それぞれでしょうが、とにかくこのワクチン接種が終息への道筋になることは間違いないと信じて、私たちは日々の感染予防対策に気を付けていきたいと思っております。

それでは、通告書に基づき順次質問をしていきたいと思っております。

まずはじめに、本庁舎移転計画についてでございます。私の庁舎等の在り方検討委員会に関する前回の一般質問は、昨年9月定例会でありました。そのときは第1回目の会議は開催されていましたが、会議録等は公開されておりませんでしたので、大まかな質問でありました。現在、第1回目は昨年8月21日、2回目は11月20日、3回目は本年2月5日に開催されたようでございます。その中で公開されている会議録は、1回目と2回目でありましたので、3回目はまだ公開されておりません。ですので、今回の質問は1回目と2回目の会議の内容と進捗状況についてお聞きし、3回目以降については公開されてから次回以降質問していきたいと思っております。

まずは、これまで開催された在り方検討委員会の1回目、2回目については市長には報告が上がってきていると思います。その報告を受けて、まずどんな感想を持たれたのか、また会議は予定どおり順調に進んでいるのか、進捗状況も含めてお示しいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 青山議員の御質問にお答えいたします。

志布志市庁舎等の在り方検討委員会でのこれまでの協議内容につきましては、会議録等により確認させていただいておりますが、委員の構成が学識経験者、各種団体の代表者及び市民代表者で組織されており、庁舎等の現状や課題についてそれぞれの立場からの様々な意見を基に議論が進められているというふうに感じております。

また、会議の進捗状況につきましては、1回目の会議が新型コロナの影響で、当初計画の7月開催から8月開催に変更となりましたが、2回目以降においては予定どおりのスケジュールで会議が進められているところでございます。

○5番（青山浩二君） それでは、順次詳しくお聞きしていきたいと思います。

まず、本年1月1日に本庁機能をこの志布志庁舎に移転して、志布志市の本庁ということになりました。そこで、移転してまだ2か月しか経っておりませんが、ここは計画どおりにうまくいったと思う点、また逆にここは計画どおりにいかなかったと思う点、更には予想もしなかった新たに出てきた問題点などありましたら、お示しいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 本年1月1日を迎えるまでの改修工事及び年末等における移転作業につきましては、計画どおりに完了したところであります。

本庁舎移転後におきましては、特に市民サービスに関わる大きな問題点等はありませんが、内部事務において、これは事務的なことでありますが、若干の支障が生じたということで対応をしっかりと行ったところであります。

○5番（青山浩二君） とりあえず今の時点では、特にそういう問題点とかは無いということですね。分かりました。

それでは、これから会議について詳しくお聞きしますが、まず私の今回の質問、そしてそれに対する市長の答弁が、外部委員会である在り方検討委員会の皆様の今後の発言の妨げにならないように、また今後も活発な意見交換がなされるよう、細心の注意を払って質問していきたいと思っております。なるべく委員の皆様同士の意見交換については触れずに、主に示された会議資料に基づいて質問していきますので、市長もそこは御理解をいただきまして、御答弁いただけたらと思っております。あくまでも、今回の私と市長のやり取りが、委員の皆様の方々の今後の考え方の参考になればと思っております。質問していきたいと思っておりますのでお願いしたいと思います。

まず、会議資料に在り方検討委員会の工程表というものが示されております。前半の3回が終わってから中間報告、そして議会報告が計画されておりますが、この中間報告、議会報告については、それぞれいつ頃報告されますでしょうか。

○市長（下平晴行君） 中間報告につきましては、検討委員会での第一段階の検討内容である、本庁機能全体の移転についての検討結果を中間取りまとめとして作成し、会議録等と合わせて公

表することで、中間報告とする予定であります。

公表時期につきましては、現在委員の皆様へ中間取りまとめの最終確認を行っておりますので、確認作業が済み次第、公表する予定としております。

議会報告につきましては、本定例会の会期中にこれまでの検討委員会の開催状況、今後のスケジュール及び中間取りまとめについて御報告をさせていただきたいと考えているところでございます。

○5番（青山浩二君） 分かりました。

それでは、報告の方法についてお聞きしたいと思います。情報提供の手法ということになりますが、議会報告については、全員協議会等で紙ベースで私たちはいただけるというふうに思いますが、先ほど言いました中間報告は、どのような形で市民にお知らせするのか。例えば、市報、ホームページ、SNS、あるいは窓口での情報提供というふうに様々な方法があると思いますが、どのような形で市民に周知するのか教えていただけますか。

○市長（下平晴行君） 情報提供ではありますが、このことにつきましては、これまでの会議の公表と同様、会議資料、会議録及び中間取りまとめをホームページ等で公表する予定としております。

○5番（青山浩二君） 今ちょっと市報のことを言われませんでしたけれども、市報で簡易的にいいんですけど、公表するという計画はないのでしょうか。

○企画政策課長（西 洋一君） 今回の報告の方法につきましては、これまでもホームページそれから本庁、各支所での窓口で閲覧できるような形で公表しておりました。今回の報告につきましても、まだ検討段階でありますので、経過報告という形でこれまでと同様の会議録の公表、会議資料の公表と合わせて、会議の中でまとめられた中間取りまとめを公表するという予定としております。

○5番（青山浩二君） 市報は、今回は中間報告については活用しないというようなことですが、例えば市報とかよく見る方々については、こういう中間報告が出たということで目にすることもできると思いますので、簡易的で構いませんので、こういった形で今協議が進んでいますという中間報告を、もし可能であれば載せていただきたいなというふうに思いますので、要請しておきたいと思います。

それでは、私たち議員は直接今のような情報提供を受けますので、その場で質疑等があるかと思えます。それをもって大方理解できると思えます。市民の皆さんについてもそのような形で情報提供をしていただいて、質問等があったら丁寧に対応していただきたいというふうに思っております。

この工程表によりますと、前半の3回が終わっております。この前半では本庁機能全体の移転について議論されており、先ほど質問したとおり中間報告、議会報告がされるようでございます。前半部分についてはそれを待ちたいと思います。そして後は後半部分の新庁舎建設等についてということで議論が始まるわけでございますが、これについては何十億円という多額の費用を要

する財源の問題、そして今後の未来の志布志市のまちづくりの核となる新庁舎でもありますので、残り3回の会議、1回当たり2時間として合計6時間程度の議論で、果たして提言まで持っているのかなという心配をしております。私は、正直残り3回で提言まで持つていくのは、かなり無理があるのかなというふうに思っております。委員の方々におかれましても、不安を感じている方はいるんじゃないでしょうか。前回、「会議の回数を増やした方がいいのではないか。」と質問したときに、「委員の側からそのような声が出たら、増やすことは検討します。」と市長は答弁されておりますが、ここはもう事務局から委員会へ投げ掛けてみるのも一つの手じゃないかなと思います。恐らく委員会の中でどんなに議論が進まなくても、委員の皆様からはそのような声は上がらないというふうに思います。本市の未来を左右する大きな提言を担っている委員会にしては、本当に会議の開催数が少ないと思いますし、これでは委員の皆様への満足いく提言は出ないというふうに感じております。どうでしょうか、「会議の回数を増やしませんか」と事務局の方から投げ掛けてみてはどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 今回設置しました検討委員会は、中長期計画について調査・研究をしていただく委員会であります。委員の皆様様の様々な意見を集約していきたいと考えているところでございます。

将来的な新庁舎の建設を具体的に検討するといった内容の協議については、例えば新庁舎建設の基本構想や基本計画を策定する段階で、改めて市民の皆様から意見を聞く形になるかというふうに思いますので、今回はその前段階での意見集約と捉えているところであります。その上で、委員の方々から議論を重ねた方がいいとの声が上がれば、開催回数を増やすこともあろうかというふうに思うところでございます。

○5番（青山浩二君） 市長、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。今の答弁でいくと、今回在り方検討委員会の皆様が出す提言の内容というのは、中長期計画に対する提言であって、新庁舎建設に関する提言はもう出ないという認識で、捉えていてよろしいのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 私が申し上げましたのは、新庁舎の建設を具体的に検討するといった内容の協議については、また別途という、そういう組織をつくっていかないといけないんじゃないかということを申し上げたところです。

○5番（青山浩二君） 分かりました。それでは、今回は中長期計画に関する提言が出されるという認識でよろしいですね。はい、分かりました。

それでは、もうちょっと確認事項がありますので、確認させていただきたいと思います。会議資料によりますと、本年11月に委員会から提言があつて、12月にまた更に議会報告があるというふうに示されております。その後、その提言を市長の意思決定の判断基準とし、市長の今任期中に中長期計画の方向性を示すと、以前これは市長が答弁されております。このような流れの認識でよろしいでしょうか。

○市長（下平晴行君） 任期中に方向性を示したいというふうに考えているところでございます。

○5番（青山浩二君） それでは、もう少し確認させてください。今ちょっと答えの部分が出た

かもしれませんが、もう一回、確認させていただきたいと思います。在り方検討委員会の任期というものが本年12月31日限りで、委員会の設置要綱に定められておりますので、提言は年内にされることは間違いないというふうに思いますが、市長のこの中長期計画の方向性を示すこと、これがずれ込むことはないかと再度確認したいと思います。なぜかといいますと、来年1月末には、市長・市議会議員選挙が控えております。市長が2期目を目指すことはまだ公言されておられませんので、突っ込んだ質問は控えますが、例えば市長選挙に立候補するのであれば、この方向性を示してから、そのことを公約として市民の皆様の審判を仰ぐというのが、私たち市民にとって一番分かりやすい方法かなというふうに思います。市長選挙に出る、出ない、こういったことは別として、中長期計画の方向性を示すことが、来年の選挙後にずれ込むことはないということで理解してよろしいでしょうか。再度確認です。

○市長（下平晴行君） そのような理解でよろしいんじゃないかと思います。

○5番（青山浩二君） 分かりました。それでは、しっかりと中長期計画の方向性というものを示していただきたいと思います。

それでは、会議資料に戻ります。庁舎の現状と課題ということで、五つほど資料には課題が挙げられております。まず、前段部分に「庁舎建設当時は、十分な規模と機能を備えた庁舎でしたが、人口減少、少子高齢化による社会構造の変化に伴い、行政の役割が増大するとともに、市民のニーズが多様化し、これらに対応した行政のサービスの在り方が求められており、様々な庁舎の課題を抱えています。また、東日本大震災以降、市民の防災に対する意識が高まり、改めて防災、災害対策の拠点となる市役所庁舎の役割が重要視されています。」と示されております。このことを目指すにあたって、課題が五つほどありますが、今回は全てを聞くと時間の都合もありますので、抜粋したものを重点的にお聞きしたいと思います。

まず一つ目は、庁舎の狭あい化が課題としてあげられております。分かりやすく言いますと、もう庁舎が狭いですよということです。具体的にも書かれております。「現庁舎は、合併による職員配置や地方分権等の業務量、文書量の増加、IT化によるパソコン機器の増加に伴い、狭あいなスペースとなっております。また、会議室も十分に確保できていない状況です。次に、十分な執務スペースが確保できていないことから、窓口等が分散し、市民の利便性に支障を来しています。次に、合併や地方分権等による業務量の増加に伴い、保存する文書が増加し、保存文書庫が満杯になり、会議室等を文書保存庫に振り替えて使用している状況です。最後に、相談室がなく、窓口には仕切り板を設置しているものの、プライバシーの観点からも相談者への配慮が十分とは言えない状況です。」という問題点が挙げられているようでございます。

まず、この狭あい化について現状どのような課題があるのか市長の認識と、またそれに対してどんな解決策を持っておられるのかお聞きしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 議員御指摘の会議資料につきましては、1回目の協議のたたき台として、庁舎の現状と課題を示したものになります。その一つとして今ありました庁舎の狭あい化を挙げておりますが、解決策としては、周辺施設の利用という提案をして、それぞれ問題点についても

示していると。例としては増築というようなこともあろうかと思いますが、そこは今言ったような周辺施設の利活用をしていきたいという考え方でございます。

○5番（青山浩二君） この庁舎の狭あい化問題については、市長がおっしゃられたように、将来的には必ず解消しなければならないという問題でございます。これについては、委員の方からも様々な意見が出されているようであります。そしてその意見を基に、事務局が例を三つほど挙げております。あくまでもたたき台として例として挙げていただけでございまして、この三つの例について、市長がどのような認識を持っているかお聞きしたいと思います。

まず一つ目になります。「志布志庁舎は、執務室、駐車場等のスペース的な制約があり、全ての本庁の課、事務局を設置することは物理的に困難と思われるので、増床等の改築や周辺施設等の利活用を含め検討する必要がある。志布志庁舎周辺の利活用可能と思われる民間施設は、タイヨー跡地、NTT跡地があります。また志布志保健所も県との協議次第では借りられる可能性もあります。市の施設であれば文化会館があります。」という、あくまでも一例でございまして、こういう例が挙げられております。私は、基本的には庁舎移転計画に、もうこれ以上お金をかけるべきではない、お金はかけないでほしいというふうに考えます。また、これらの民間施設は志布志庁舎より標高が低いため、災害、津波対策の観点からも適当ではないというふうに考えますが、この例について市長はどのような認識を持っておられますか。

○市長（下平晴行君） 議員御指摘の三つの案につきましては、検討委員会での意見を基に作成したものであります。したがって、調査・研究の途中段階の資料であります。最終的な提言をいただいておりますので、現時点での発言は、控えさせていただきたいというふうに思います。

○5番（青山浩二君） 今、市長の答弁のとおり、市長と外部委員会である在り方検討委員会との関係上、現段階では今の答弁がぎりぎりなのかなというふうに思います。ただ、私も主張しておきたい部分がありますので、あえてあと二つお聞きしたいと思います。

二つ目の例です。「市長部局を集約したらどうですか」という例が示されております。「全ての本庁の課を志布志庁舎に配置することは、物理的に困難であるから、市長部局を志布志庁舎に集約し、更なる市長部局内の連携の強化を図るとともに、これに伴い、教育委員会を有明支所に移転し、有明庁舎の利活用を図る。」という例が示されております。私は、この例ならお金をかけずに済みますし、有明庁舎の有効的な利活用も図られるというふうに思っております。現在、有明庁舎にある市長部局を志布志本庁に持ってくるというお考えがあるのなら、そこと教育委員会を入れ替える。これが一番のベストな方法だと私は思いますが、市長の認識をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 先ほどの質問と同様、最終的な提言をいただいておりますので、現時点での発言は控えさせていただきたいと思います。

○5番（青山浩二君） そういう同じ答弁になりますよね。これについては仕方ありません。

それでは、最後三つ目の例を申し上げます。「産業構造による分庁方式にしてみてもどうですか。」という例です。

具体的には、「第一次産業の振興を図るため、農政畜産課、耕地林務水産課、建設課は引き続き有明庁舎に配置し、及び農業委員会を有明庁舎に移転することにより連携を強化するとともに、有明庁舎の利活用を図り、これら以外の有明庁舎にある市長部局を志布志庁舎に集約する。」という例でございます。これについても、お金はかけずに済むという利点がありますが、しかしながら、市長部局が分かれてしまう分庁方式ということになってしまいますので、業務の遂行上何らかの不都合が出てくるのではないかなというふうに、私は考えております。私自身は、市長部局は一つにまとめる方法が一番いいのではないかなというふうに考えますが、市長は、この例についてはどのような認識を持っておられますか。

○市長（下平晴行君） 繰り返しになりますが、この件に関しても提言をいただいておりますので、控えさせていただきたいと思っております。

○5番（青山浩二君） 分かりました。今三つの例を挙げて、それぞれ市長の認識を伺いましたけれども、全てにおいて具体的に答えることはできないということでした。これについては、市長という立場上、どれがいい、どれは駄目と答弁をしてしまうと、外部委員会であります有り方検討委員会の皆様の提言を出す際、その提言に大きな影響を与える可能性があるため、答弁はお控えになったと察します。私も、市長答弁が提言に影響を及ぼすことは望みませんので、ここについての市長答弁は一定の理解をいたします。ただ、私個人的には、一市民としては2番目の例ですね、「有明庁舎にある市長部局を志布志本庁に持ってくる考えがあるのなら、そこと教育委員会を入れ替える。」これがベストな解決策だと私は強く主張しておきたいと思っております。

それでは、次にいきます。庁舎の現状と課題の2点目に出されております、来庁者の駐車場の不足が課題として挙げられております。内容は、「年度末、年度初めの住民票の転出、転入の届け出や税の申告時期等の繁忙期や会議の開催に伴い、駐車場が不足し混雑することがあり、来庁者の利便に支障を来している。特に志布志庁舎は庁舎敷地が狭く、駐車場の拡充ができない状況である。志布志庁舎北側の文化会館に駐車場はあるものの、庁舎までの移動距離があり、またその経路は下り階段となっていることから、利用されていない状況である。本庁舎移転に伴い、志布志庁舎東側の職員駐車場として使用している部分を来庁者用駐車場に振り替えることで対応する予定ですが、十分に確保しているとは言えない状況です。」という問題点が挙がっております。駐車場問題については、以前の質問で、職員と議員分については文化会館の駐車場、それから個人的に民間駐車場を借りて対応して、本庁舎東側は来庁者用とするということで、一定の結論は出たところでございました。実際、そのように運用はされているところではございますが、それでもまだ足りないということでしょうか。現状、どのような感じかお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 本年1月から現在までにおいて、確定申告等も行われており、私も市長室から見ているわけですが、来庁者の駐車場が不足しているという状況には全然至っていないと、大分空いているような状況でございます。

○5番（青山浩二君） 今のところは特に問題ないという認識のようでございます。ただ、これから先、年度末、年度初めの住民票の転出・転入の届け出の時期がやってきます。また、様々な

手続き等も重なって、混雑する可能性も十分にありますので、これについて市民の方から苦情、お願い等が来たならば、しっかりと対応していただきたいというふうに思います。

私は、この問題については、必要があればお金をかけてでも整備する必要があると思います。先ほど庁舎移転には、これ以上お金をかけるべきではないというふうな発言をいたしました。それは市長部局の集約に関して、箱物にこれ以上お金をかけるべきではないというような意味でございます。この駐車場問題は、市民の利便性に直接関わることでありますので、この問題についてはしっかりと調査をしていただいて、今後整備すべきと判断するとするならば、ここにはお金をかけるべきだと私は思いますが、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 市民サービスに影響を及ぼすような状況であれば、対処していかねばいけないと考えております。

○5番（青山浩二君） 分かりました。そういう声とか混雑状況を見極めながら、ぜひお願いしておきたいと思います。

それでは、庁舎の現状と課題の4点目というところに移りたいと思います。バリアフリー、ユニバーサルデザインへの対応も課題となっております。具体的には、「庁舎建設当時は、バリアフリーといった概念がなく、その後必要に応じて改修等を行ってきたものの、構造上の制約により高齢者、障がい者等の利用に支障を来し、その対応は十分とは言えない状況にあります。また、全ての方にとって利用しやすい庁舎とする必要がありますが、ユニバーサルデザインについてもバリアフリー同様に、庁舎建設当時はそのような概念がなく、その対応は十分とは言えず、利用者の誰もが安心して快適に利用できる庁舎とは言い難い状況にあります。」という課題でございます。これについては、必要に応じてバリアフリーの改修をしてきたということですので、現状、志布志本庁、有明庁舎、松山庁舎、それぞれどんな改修をこれまで行ってきたのかお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） それぞれの庁舎建設後のバリアフリー、ユニバーサルデザインへの対応につきましては、志布志庁舎については、トイレの洋式化、多目的トイレへの改修、エントランスのタイルの張替え、点字ブロックの設置等を行っています。

有明庁舎につきましては、エレベーターの設置、別館との間のスロープ設置、トイレの洋式化、敷地内のグレーチングの交換を行っております。有明庁舎の別館でございますが、建設当初から椅子式昇降機の設置、多目的トイレの設置、スロープの設置を行っております。

松山庁舎については、椅子式昇降機の設置、トイレの洋式化を行っているところでございます。

○5番（青山浩二君） 分かりました。大分建設当時からすると様々なところでこういう対応、配慮をしていただいたというところが伺えると思います。

それでは、現在でバリアフリー等の対応をしなければならないと感じている箇所があるのか。またそのような市民からの声は届いているのかをお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 庁舎等の在り方検討委員会の中で、志布志庁舎のトイレの洋式化や屋外の正面玄関が上りにくいとの御意見をいただいたところでございます。

○5番（青山浩二君） 今具体的に言われたところではございますけれども、そういったところもいろんな対応をしなければならぬというのが、今後出てくるかもしれません。対応できることから優先順位を付けながらしっかりと対応していただきたいと思います。繰り返しになりますけれども、市民の利便性の向上の観点からも調査をしていただいて、必要なところは改修をしていただきたいというふうに思いますが、市長もう一回いかがですか。

○市長（下平晴行君） これまで庁舎に限らず、バリアフリー等の対応については行っているところではありますが、今後も先ほどおっしゃいましたように、優先順位の高いものから順次実施をしてみたいというふうに考えております。

○5番（青山浩二君） そこについては、よろしくお願ひしたいと思います。

庁舎の現状と課題の5点目というところにいきます。最後の課題になります。防災、災害対策への課題です。これについては2回目の会議で委員と事務局とのやり取りがあったようでございます。委員の方から「志布志港にある多量の木材が、仮に南海トラフ地震が起きて、津波の影響で大流出するおそれがあるため、流出防止対策は計画しているのか。」という意見に、事務局から「これは県の管理であるため、市としても流出防止対策を講じるよう要望はしている。」という回答であったようでございます。これについてのその後の進展状況というものをお示しいただけますか。

○市長（下平晴行君） 地震による津波襲来などの自然災害による原木の流出防止対策等の要望書を令和元年8月に九州地方整備局志布志港湾事務所長及び鹿児島県知事宛てに、また本年度の7月にも国土交通省九州地方整備局長と鹿児島県知事宛てに提出をしておりますが、現段階では、その後の計画等についての回答をいただけてはいないところでございます。

○5番（青山浩二君） この問題についても、本当に材木が市内全体に行くようなことがあってはならないと思っておりますので、まだまだこれからも強く県の方に要望活動を続けていただきたいと思っております。

それでは、次にまた別の委員から「庁舎は高いところにあるかもしれないが、国道が通れなくなる可能性が非常に高いということが大きな問題である。そのときは、庁舎正面から入れなくなる。この対策を考えないと、なかなかここに人を集めることもできない気がする。」という意見が出されまして、その後事務局と様々なやり取りがあったようでございます。

そこで、このような問題のときは、地震・津波の専門家をお呼びしてアドバイスを受けるような、委員からの意見というのは出なかったんでしょうか。

○市長（下平晴行君） 現在までの協議の中では、そのような意見は出なかったというふうに聞いております。

○5番（青山浩二君） 市長は、以前地震・津波の問題が議論されるときは、「専門家をオブザーバーと呼んで意見を聞いてもよい。」というふうに答弁をされております。これは事務局の側からも、オブザーバーとして参加してもらおうというそういった案も出なかったんですか。

○企画政策課長（西 洋一君） 検討委員会での協議におきましては、事務局の企画政策課をは

じめ、関係課としまして総務課、財務課、建設課、それから各支所長も出席しまして、委員からの質問等の対応は行っているところでございます。これまでの協議の中におきましても、地震や津波などの災害時の対応について議論がなされたところでありますが、特に専門的な意見がないと議論が進まないというような状況にはなかったところでございます

併せまして、委員長であります鹿児島大学の鯨坂教授につきましては、建築専門ではございますが、地震それから津波等に関するアドバイスのほうは適宜いただいたところでございます。

○5番（青山浩二君） 委員長の方が、結構知識もあるというようなことなんですけれども、それに加えて、また更に詳しい方というのもいらっしゃると思いますので、そういった専門家の意見もしっかり聞いていただいて、それを踏まえて、委員の方々の最終的な提言につなげていただきたいなと思っております。今後どこかのタイミングで参加してもらいたいなと思っておりますが、こういった検討もできないのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほど課長の答弁にもありましたとおり、これまでの協議の中では地震・津波の専門家を招集するまでの議論はなかったということでもありますので、今後の協議次第で、検討委員会がその必要性を判断することになるんじゃないかと思っておりますのでございます。

○5番（青山浩二君） ぜひ呼んでいただいて、それを委員の方々の提言というところにつなげていただければと思います。

それでは、最後に2回目の会議での委員の方の発言になります。全部読み上げると非常に長くなりますので、一部抜粋して読んでいきます。「これ以上、本庁舎に経費をかけるのはやめたほうがいいと思う。民間施設ではなく、有明庁舎と松山庁舎を有効に使えば十分である。」という意見ですね。それから「今後、建替えや改修の時期が来る。一時的な本庁舎移転に費用をかけるべきではない。」こういった意見。それから「デジタル化に対応した新庁舎を20年後、30年後になるのか分かりませんが、建設するための基金条例を作って積み立てをして、その方がいいと思う。」最後に「基本的には、もうこれ以上設備投資をするべきでない。」こういった意見が様々出ております。この意見ですね、私非常に共感するところでございます。これについては繰り返しになりますけれども、市長答弁が、今後の委員の皆様の見解を妨げることがあってはならないと思いますので、この意見についてのどう思うかという市長答弁は求めません。とにかく私の主張は、本庁機能の集約について、もうこれ以上、箱物関係にお金をかけるべきではないと。ただし、市民の皆様のご利便性の向上のためなら、必要に応じて予算措置することが望ましいということです。それから、防災・災害の専門家をオブザーバーとして今後の会議に必要なに応じて参加していただくこと、更には会議の回数を増やすこと、このことを今回は強く要望をしておきたいと思っております。私のこの意見について、最後に市長答弁を求めます。

○市長（下平晴行君） 本庁舎移転基本方針に基づく中長期計画の調査・研究につきましては、今後におきましても検討委員会主導の下で活発な議論が行われ、最終的な提言をいただけるものと思っておりますので、協議過程における諸判断については、検討委員会に委ねたいと考えてお

ります。

○議長（東 宏二君） 昼食のため、暫時休憩いたします。午後は1時5分から開会いたします。

○
午前11時59分 休憩

午後1時03分 再開
○

○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

○5番（青山浩二君） それでは、午前中に引き続いて質問をしていきたいと思いを。

次に移ります。スポーツ振興についてということで、本年2月に設立されました総合型地域スポーツクラブについて質問していきたいと思いを。

まず、その質問の前に、生涯学習課長におかれましては、先日行われました県下一周駅伝の曾於チームの監督として、チームを引っ張ってくださり、大変お疲れさまでございました。特に、4日目の地元入りの日は14年ぶりの日間優勝という、輝かしい成績を残されまして、私たち市民に大きな感動を与えてくださいました。総合成績ではCクラスということになってしまいましたが、これからまた1年間チーム力の底上げをしていただいで、来年のBクラス復帰、できればAクラスに入り込むような成績を期待しているところでございませ。選手、スタッフ、指導者の皆さん、本当にお疲れさまでございました。

それでは、質問に移ります。市民が、いつでもどこでも気軽にいつまでもスポーツに親しめる環境整備をするために、本年2月に本市において初の総合型地域スポーツクラブが設立されました。そこでまず、この総合型地域スポーツクラブとは何なのか。そして、それを設立するに至った背景と意義、更には設立に至るまでの経緯というものを伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 総合型地域スポーツクラブにつきましては、子どもからお年寄りまでの「多世代」、一つの種目だけではなく「多種目」、更に競技力向上を目指す人から楽しみで活動する人まで、誰でも参加できる「多志向」という三つの特徴があり、このような総合型地域スポーツクラブが全国各地に設立され、健康づくり生きがいくりに大きく貢献していると聞いているところでございませ。現在、本市の小・中学生では、体力が全国平均より低い傾向にあり、大人では週一回以上のスポーツ実施率が30%に満たず、全国や県の平均を下回っているという状況となっております。今後、市民の誰もが、いつでもどこでも気軽にいつまでもスポーツに親しむことができ、第2次志布志市スポーツ振興計画の成人の週一回以上のスポーツ実施率65%を達成するためには、総合型地域スポーツクラブの持つ役割が欠かせないものだと考えているところでございませ。

○教育長（福田裕生君） 総合型地域スポーツクラブの設立までの経緯についてお答えいたします。

令和元年4月に生涯学習課内に総合型地域スポーツクラブ推進委員を配置し、設立に向けて本格的に取り組みを始めました。令和2年2月には、市スポーツ推進委員を中心とした設立準備委

員会を設立いたしました。クラブ設立まで10回の協議を重ね、併せてプレ事業として、キッズスポーツ教室、水中運動、ノルディックウォーキング教室などを開催し、活動開始に向けての課題の抽出に努めてまいったところでございます。これらの活動を経まして、令和3年2月21日に設立総会を開催し、クラブの設立に至ったところでございます。

今後3月中に会員募集の周知をいたしまして、4月から会員の受け付けを開始する予定としております。また、教室等の開始時期につきましては、5月を予定しております。

○5番（青山浩二君） 設立背景、意義また経緯ですね、よく分かったところでございます。

現在、全国では3,600程度の同様のクラブがあると聞いております。そこで、県内の他の自治体の設置状況についてお示しいただきたいと思っております。併せて、近隣自治体についての設置状況もお示しいただきたいと思っております。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

県内には、令和3年2月現在で56クラブが設立されております。近隣では曾於市、大崎町、鹿屋市にもクラブが設立されております。

○5番（青山浩二君） それでは、このスポーツクラブの設立準備として、昨年12月28日から本年1月20日までの期間で、このクラブの名称を募集しておりました。何件応募があって、何という名称に決まったのか。また、どういう手順を踏んでその名称に決まったのか、そういったところの選考過程を細かくお示しいただきたいと思っております。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

募集につきましては、市のホームページ上で名称の募集をしたところでございます。19件の応募があり、応募のあった名称を参考に設立準備委員会の中で協議をし、「レインボー424スポーツクラブ」に決定いたしました。この名称については、このスポーツクラブが小さい子どもから高齢者まで、また障がいのある人ない人も、いろいろな人々をつなぐ架け橋になればとの願いが込められてのことでございます。

○5番（青山浩二君） 今19件応募があったということでございましたが、この19件ですね、率直に多いと思われませんか、少ないと思われませんか。

○教育長（福田裕生君） 私といたしましては、率直なところ、決して多い応募数だとは思っておりません。

○5番（青山浩二君） 私もですね、今教育長答弁のとおり、正直申し上げて少ないと感じております。私は、市のホームページ上でこの名称募集を知ることができました。スマートフォン、パソコンをよく使う方、またその中でも市のホームページをよく閲覧する方については、この募集の記事を見つけることは容易なことだったと思っております。そこで、この募集に関する市民への周知方法ですね、ホームページ以外でどんな媒体を使って周知されたんでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 今、御指摘いただいたとおり、限定された方しか目にできなかったというところはあったかと思っております。市ホームページ以外にも、市報、ポスター、小・中学校等からの応募等、様々な形での応募を通じて、まずはこのスポーツクラブの設立を知

ってもらおうことが、大事だったのではないかというふうに考えております。

○5番（青山浩二君） 今、教育長の答弁にもありましたように、まずスタート時点でそこが問題だったかなというふうに思います。先ほど言いましたけれども、市のホームページをよく閲覧する方は、すぐに見つけることができたと思います。ただ、圧倒的に多いかというと、正直そこまではないというふうに思います。教育長答弁にもありましたように、様々な媒体ですね、市報あるいは学校に名称募集の散らしを配布して、様々な年代からの募集を募る、こういう手法を取るべきだったのかなというふうに思います。特に、児童・生徒たちにこういうものを投げ掛ければ、ユニークな名称が多数応募されたというふうに思います。この決まった「レインボー424スポーツクラブ」という名称が悪いという意味ではありませんので、誤解のないようお願いしたいと思います。そういうことをすることが、全市民参加型のこのクラブを、まずは知ってもらう絶好のチャンスだったという思いからでございます。ここは率直に周知の方法が全然足りなかったというふうに、反省すべき点だったと思いますが、教育長、どう思われますか。

○教育長（福田裕生君） 今後様々な形での広報周知、それから情報発信等に努めていかなければならないと思っております。

○5番（青山浩二君） 分かりました。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、なぜ私が市報掲載で応募を募ることや学校への散らし配布をすればよかったと、このように思う背景には、総合型地域スポーツクラブの知名度の低さがあるからでございます。まずは、ここをどうにかしないと絵に描いた餅になってしまいますので、これについては、これからお互い知恵を出し合って解決していければと思っております。

市では、昨年3月31日から4月17日にかけて、市民のスポーツ活動の現状を調べるために、2,000人を選んで市民アンケートを行っております。その中で、この総合型地域スポーツクラブについても聞かれております。内容は「市では、総合型地域スポーツクラブの設立に取り組んでいます。総合型地域スポーツクラブまたはコミュニティスポーツクラブを御存じですか」という問い掛けがありました。言葉として33.2%の方は「知っている」一方、「その言葉すら聞いたことがない」66.8%、また「聞いたことはあるけれども、中身を把握していない」という方がほとんどであって、本市において、総合型地域スポーツクラブの認知度は高くないという分析結果が出ているようであります。この66%の方が、このクラブのことすら知らないという現実ですね。まずはここをどうにかしなければなりません。知ってもらう努力、そして興味を持ってもらう努力、こういったものをしなければいけないと思いますが、ここについてはいかがですか。

○教育長（福田裕生君） 今お示しいただきました66%の方が知らない状況にあるという数値につきましては、私どもも理解をしているところでございます。令和2年度におきましては、プレ事業を実施しながら、総合型地域スポーツクラブの周知も行ってきたところではございますけれども、今御指摘のとおり、まだまだ周知が足りていない状況も見えていると思っております。

先ほども申しましたが、今後も継続して、このことに関する情報発信は続けてまいりたいと思います。例えば、散らしそれから他の部署が行っております、例えば健康診断の機会であるとか、

健康づくり等に関するそういったイベント、行事等の折にも、この散らしを配布するなど、いろいろ考えていけば、様々な展開が考えられるだろうと、思っているところでございます。

○5番（青山浩二君） 私も、どうすればこれに興味を持っていただけるのかいろいろ考えてみました。まずは知ってもらうこと、これから始めるのが地味ですけれども、一番の近道になるんじゃないかというふうに思います。

そこで、このクラブが担うべき役割と、目指すべき目標を具体的にしっかりと明確にして、それを市民にアピールすることから始めてみてはどうかというふうに思います。このクラブが担うべき役割、目指すべき目標、併せてこのクラブの特長というものをお示しいただけますか。

○教育長（福田裕生君） 総合型地域スポーツクラブは、スポーツの振興やスポーツを通じた地域づくりなどに向けた、多様な活動を展開し、地域スポーツの担い手としての役割や地域コミュニティの核としての役割を担おうと考えているところであります。

今回設立されたレインボー424スポーツクラブの設立趣意書の中で、「スポーツで人を元気に、地域を元気に」を基本理念に、スポーツは心と体の健康づくり、仲間づくり、生きがいくくり、人づくり、地域づくりに貢献できるとの信念の下で、誰もがいつでもどこでも気軽にいつでもスポーツに親しむきっかけづくりや環境づくりに寄与するクラブを目指しております。今後展開される様々な活動を通して、この目標が十分達成されるものと考えております。

また、クラブの特長といたしましては、いわゆる競技志向ということではなく、体を動かすことは好きだけれども、例えば少年団等には入れずにいる子どもたちだとか、体を動かしたいがなかなかその機会がないと感じておられる高齢者の皆さんが、気軽に参加できる場を提供していきたいという考えでおります。そういったところを特長としながら、育てていきたいと考えているところです。

○5番（青山浩二君） よく分かりました。そこで、今教育長が答弁なさったようなことを子どもたちにも分かりやすく明文化していただいて、小・中学校、各スポーツ少年団、体育協会、各種競技団体、それから公民館ですね、こういったところに散らしとして配布する。こういったことから始めてみてはと思います。ホームページに載せることもオッケーということで私は思いますが、それと同時に先ほど言ったような各種団体に直接出向いて、散らしを配布することから始めてみてはいかがかなと思います。いかがですか。

○教育長（福田裕生君） 一般的な会員募集の散らしだけではなく、各年代に内容を合わせた形での散らしを工夫して作成し、積極的に周知を図ってまいりたいと考えております。

○5番（青山浩二君） よろしくお願ひしたいと思います。そういう地道な努力を重ねてこそ、知名度アップにつながる、更には興味を抱いてくれると思いますので、お願ひしたいと思います。

それでは、クラブの中身について詳しくお聞かせいただきたいと思ひます。まず、クラブの規模ですね。どの程度を目標にしているのか。将来的には何年程度で、会員数が何名ぐらいが目標であるのか。また、立ち上がったばかりですが、現在の会員数をお聞かせしたいと思います。

○教育長（福田裕生君） まずは、クラブの規模等についてでございますけれども、近隣市町村

なども参考にさせていただき、本市の人口規模等も勘案しながら、初年度におきましては100名を目標とすることといたしております。また、その他の独自のイベント等により、随時会員を増やしていくなどのことも考えているところでございます。

今後につきましては、名前の424（しぶし）にちなんで、早い時期に424名を達成できるような形での広報周知と内容の充実も考えているところであります。そのような形で次年度以降もスポーツの輪が市全体に広がっていくところを期待しております。

なお、現在の会員数でございますけれども、現在のところは17名となっております。

○5番（青山浩二君） 将来的な目標で、424人、「しぶし」ですね。ここに少しでも近づくように努力を重ねていってほしいと思います。

それでは、先に会員が支払う会費についてお伺いします。第2次志布志市スポーツ振興計画では、この総合型地域スポーツクラブの会員になった場合は会費を払う、受益者負担ということが明記されております。これについては当然のことだというふうに思います。そこで会費について、金額が年齢に応じて額が変わってくるのか、また年払いなのか月払いなのか、そこら辺をお示しいただけますか。

○教育長（福田裕生君） 会費につきましても、必要経費の見込みであるとか、近隣の状況だとかいうこと等も勘案しながら、それから昨年度実施したアンケート等の結果も考慮しております。アンケートの中では65%の市民の方から、ある程度の負担はいいのではないかなという御意見等もあったというふうに把握しておりますので、それらを総合的に勘案して、入会金が1,000円、それから年会費、中学生以下1,000円、高校生以上64歳以下2,000円、65歳以上1,500円とし、年払いというふうにお願ひするつもりでおります。

○5番（青山浩二君） よく分かりました。自ら進んで入るわけですから、ある程度の会費というのは当然のことだと思いますので、妥当な金額ではないのかなというふうに思います。

それでは次に運営経費についてお伺いします。現在立ち上がったばかりですので、組織体制の確立や運営方法は、これから詳しく構築していくと思います。将来的にはこのクラブが独立して、全てを自主運営していくのがあるべき姿だと思いますが、実際軌道に乗るまでは数年間だとは思いますが、運営を会費収入だけで賄うには非常に厳しいのかなというふうに思います。

まずはそこを解決するために、有利な補助金とかをうまく活用してほしいと考えますが、そういう補助金はあるんでしょうか。

○教育長（福田裕生君） お答えします。

運営経費につきましては、令和3年度においては市補助金を当初予算に計上しております。令和4年度以降につきましては、前年度の活動実績により、スポーツ振興くじの補助金が活用できるものと考えているところでございます。

○5番（青山浩二君） 令和3年度が市の補助金、令和4年度以降がスポーツ振興くじですね、こういったものをうまく活用していただいて、運営に役立てていただきたいと思いますというふうに思います。

それでは、次に行きます。このクラブの運営主体はどこになるのか。また活動拠点施設はどこになるのか。また、現在は生涯学習課が事務局を担っておりますが、こういった組織体制について少し詳しくお示しいただけますか。

○教育長（福田裕生君） クラブの運営主体は、志布志運動公園の運動施設の指定管理を受けているNPO志布志スポーツクラブとなり、事務所は志布志運動公園体育館内となります。

組織体制につきましては、レインボー424スポーツクラブの運営委員会を設置し、事務局、スポーツ教室事業部、イベント事業部、広報部、総務部に正会員を配置し、活動を充実させていくつもりでおります。

○5番（青山浩二君） よく分かりました。そういった部署部署もあるようですので、しっかりと組織体制を構築していただいて、活動をしていただきたいと思います。

それでは次に、指導者体制についてお聞きします。クラブの安定的な運営と発展を遂げるためには、指導者は大変な重要な役割を担うと思います。そこで、このクラブの指導者に求める資格要件は何なのか。それから、そういった方々は、何名程度必要なのかお示しいただきたいと思います。

○教育長（福田裕生君） このクラブには、クラブマネージャーを1名以上置くことが必須となっております。それから各教室につきまして、その指導者には資格要件は特にございませんが、より充実した教室等の実施のために、有資格者である指導者の発掘、それから今後への育成、こういったことが今後クラブを充実させていく運営の上で、重要なことになってくるかと思っております。

○5番（青山浩二君） よく分かりました。

それでは次に行きます。競技種目についてお聞きします。これもクラブの安定的な運営には大きな影響を及ぼすことだと思います。あまり多種目からスタートすると運営に行き詰まることもあると思いますし、逆に少ないと参加人数に限りが出てきてしまうおそれもあると思います。幼児から高齢者まで多世代が対象でございますので、ここについてはいろいろ悩ましいというふうに思いますが、どのような種目からスタートするお考えなのか。また将来的には、どの程度まで種目を広げる計画があるのか、お示しをいただきたいと思います。

○教育長（福田裕生君） 初年度におきましては、年間を通して開催いたします幼児、小学生を対象としたキッズスポーツ元気塾などを2教室、一般の方を対象とした水中運動教室など4教室、短期教室といたしまして、小学生を対象としたジュニア水泳教室等を2教室、そのほかに、ノルディックウォーキング、歩き方教室などのイベント的な教室を4回程度計画しているところでございます。

次年度以降につきましては、初年度の実績等を十分に勘案しながら、また会員の皆様、参加者の皆様の意見等もしっかりと把握した上で、その教室の数とか内容等について検討していくつもりでございます。

○5番（青山浩二君） 教室についても細かくお示しいただきました。これぐらいの数なら、初

年度をスタートするにあたって、妥当な教室数かなと思います。将来的には増えるかもしれませんが、まずはここからスタートしていければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それでは、次に安心安全に運営していくために、必要なこととしてリスクマネジメントは大変大事であると思います。リスクマネジメントの代表的な例でいきますと、保険の加入、こういうものが挙げられると思います。ケガや事故を未然に防ぐことが大事であることは、みんなもう御承知のことだと思いますが、万が一があった場合も想定しなければなりません。スポーツ保険の加入、こういったものは規約あるいは会則等にしっかりと明記され、それについては補償できますよということが明記されておりますでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 事故やケガ等に対するリスクマネジメントについては、非常に重要な部分だと思っております。指導にあたる者のそういった資質を高めた上での指導、そこはもう十分配慮しなければならないと思っています。

併せましてスポーツ安全保険の加入につきましては、年会費の納入のときに保険料を合わせて納入していただき、全員が保険に加入していただくような形でのスタートとなります。

○5番（青山浩二君） 分かりました。保険についてもよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、このクラブですね、障がいを持っておられる方、障がい者スポーツも対象としておりますかというところをお聞きしたいと思ひます。せっかくいいクラブができたわけですので、障がいを持っておられる方の支援対策の一つとして、ぜひ取り組んでいただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○教育長（福田裕生君） 障がいのある方も各教室等にぜひ参加をしていただきまして、活動を楽しんでいただきたいと思ひしているところです。

年会費につきましては、500円に各年齢別のスポーツ保険を加えた会費を納めていただきます。また、障がい者スポーツの振興につきましては、指導者の育成も含めクラブと連携して、今後、安全面に十分配慮した上での推進をしていきたいと考えているところです。

○5番（青山浩二君） そういった障がいを持っておられる方への配慮を忘れずに、取り組んでいただきたいと思ひます。

私は、基本的にはこのクラブの取り組みには大いに賛成でありますし、応援したいと思っております。ただ、先ほど言いましたけれども、市民にはまだまだ浸透しきっていない事実もございますので、今回の私の質問が、少しでも市民への認知度アップの一助となればと思ひ、今回質問させていただきました。このクラブをきっかけに、市民の健全な心身を育みながら、地域の活力を生み出せるのではないのでしょうか。そしてこのようなスポーツ施策により、健康寿命の延伸、それから障がい者スポーツの普及促進、更には社会が抱える課題など、このレインボー424スポーツクラブを通じて貢献できると思っております。

実は、数年前であります、私個人的に、総合型地域スポーツクラブの設立というものを、民間団体だけで目指したことがありました。ただ、当時県から専門家の方を4、5回呼んでいただ

いて、設立準備から運営方法まで様々に教えていただいたんですけれども、そして協議もかなり重ねてまいりました。しかしながら、いろいろな要因があつて最終的には設立を断念したという経緯がございます。私個人としてはそのような苦い過去もありますので、ぜひともこのクラブには、毎年少しずつでもいいですので成長していただいて、安定的で持続可能なクラブとして、また市民のためになるクラブとして発展してほしいと願っておりますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

最後に教育長、このクラブに対する思いというものがあれば、御答弁いただきたいと思います。

○教育長（福田裕生君） このクラブは非常に多くの可能性を秘めたクラブだと私は捉えているところです。運営にあたりましては、先進のクラブ等との情報も折々にしっかりと把握させていただいて、参考にさせていただきたいと考えているところです。このクラブが心と体の健康づくり、仲間づくり、生きがいくくり、人づくり、地域づくりに大いに貢献できるとの信念の下、誰もがいつでもどこでも気軽にいつまでもスポーツに親しむきっかけづくりや環境づくりに寄与するクラブを目指しておりますので、その趣旨に沿った形での運営を今後考えてまいりたいと思います。

併せて、このクラブは地域住民により、自主的・主体的に運営される公益性の高い非営利組織です。ですから、会員の皆様からの会費による自主財源で運営が成り立ちますし、市民の皆さんのボランティア精神によるクラブ運営への援助も必要となってくるかと思っております。そのため1人でも多くの方々に会員になっていただきまして、本クラブの運営事業に支援、御協力を賜り、市民の皆様にあいさされる、市民の声を大事にした、市民のみんなで作るクラブに成長していくように期待もしておりますし、大いに力を添えていきたいと考えているところです。

○5番（青山浩二君） 教育長の思いというのが伝わりましたので、このクラブの発展を私も個人として願っているところでございます。よろしく申し上げます。

それでは最後の質問に移ります。教育行政についてでございます。

まずもって福田教育長におかれましては、先の臨時議会において全会一致をもって同意をされました。改めまして教育長就任誠におめでとうございます。全会一致ということですので、誰一人として反対する人はいなかったということです。それは、これまでの福田学校教育課長時代、本市教育行政の様々な課題に真正面から向き合い、課題解決に導いた実績、それから福田さんの実直なお人柄、こういった背景があつてのことだと感じております。そして何よりこれまでの知識と経験をフルに活用していただいて、本市の教育行政をこれから頼みますよという期待の表れとも思っております。

臨時議会においては、和田前教育長が御退任の挨拶をされました。途中、涙を流す場面が何回もあり、非常に感動する挨拶でもありました。和田前教育長におかれましては、この場をお借りしまして、2期7年の長きにわたり本当にありがとうございましたとお伝えしたいと思います。その和田前教育長の意思をしっかりと引き継いでいただいて、そして新たに福田カラーも出しながら、本市の教育行政を引っ張っていただきたいと思いますので、どうぞこれからよろしくお願

いしたいと思います。

そこで、今回は教育長に大きな観点から2問だけお伺いしたいと思います。細かい事業とか取り組みについては、昨日同僚議員もお聞きになりました。また、私自身も今後そういった質問をする機会はまだまだありますので、その点については次回以降にしたいと思います。今回は福田教育長がどんなお考えを持って、本市の教育行政を導いていくのか、その点についてお聞きしたいと思います。

まず、志布志市の新たな教育長に就任されまして、所信と決意を述べていただきたいと思います。

○教育長（福田裕生君） 身に余るお言葉もいただきました。誠にありがとうございます。昨日、小野議員、野村議員に対する私の答弁内容とも関連付けながら、少し別の観点から話をさせていただきたいと思っております。

「出会いを大切に作る者は、美しい思い出を持つことができる」これは、私が大変好きな言葉の一つであります。このたび、本市の教育長という重責に就かせていただき、改めてこの言葉を胸に刻み直したところでもあります。

学校をはじめとする学びの現場には、日々教師と子どもたち、講師と受講生という関係性の中で、相互の豊かな関わり合いが生まれております。そこでの出会いは、全人類の数からしてみれば、まさに奇跡の出会いにほかなりません。教師になった40年前、一日たりとも同じ様を示さない成長著しい子どもたちとの毎日について、ある方から感想を問われた私は、とっさに「日々新たな発見、日々ささやかな感動、日々小さな前進ですかね。」と答えたことがあります。平成28年から2年間、本市学校教育課に勤務させていただいたときにも、成長著しい多感な児童・生徒、子育てに心を砕き、汗を流しておられる多くの保護者、教育の分野で御支援、御協力をくださっている地域の方々との様々な場での語りや意見交換の中で、若き日と同じように新たな発見やささやかな感動や小さな前進の思いを、数多く胸に抱かせていただきました。

私は教育長という重責を担う立場においても、学校を中心とする教育の現場や教育行政に携わる者が、普段の営みの中で児童・生徒はもちろんのこと、学びを大いに楽しませている市民の皆様との出会いや関わりを大事にし、新たな発見やささやかな感動を感じ取りながら、それらを施策そして事業の前進へと紡いでいって、児童・生徒や市民の安心感、一人ひとりの自己実現を含めた人づくり、伝統文化の香り漂う美しいまちづくりへとつないでいく、そういう志を醸成していくよう、今後しっかりと心を尽くして取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○5番（青山浩二君） それでは、現在本市のみならず全国的に教育というものは日々変化を遂げ、様々な課題に直面していると感じます。子どもたちの学ぶ意欲、規範意識や道徳心、自立心、更には体力の向上など、これらは大きな課題の一つとなっております。また、不登校児童・生徒への対応も大きな課題の一つとして挙げられるというふうに思います。こうした一つ一つの課題に対する社会からの声や、教育行政を取り巻く社会状況の変化に対応して、市民の信頼に応える教育を実現していくことが、私は重要だと考えております。学校のみならず、学校を管理監督す

る教育委員会の在り方などについて、民意を的確に捉えて、それを学校現場に生かすことができるような教育行政の実現を目指して、継続して見直しを図っていくことが必要だと考えております。このことは、今に始まったことではありませんが、昔から教育委員会、教育行政の永遠のテーマだと私は思っております。

このことについて、教育長の率直な御意見とかあるいは持論、こういうものがあれば、お聞かせいただきたいと思っております。

○教育長（福田裕生君） 先ほども申し上げましたが、子どもたちは日々成長を続けております。その日々成長続けている児童・生徒に対しては、現場で直接指導する教師、そして私ども教育委員会が様々な事案や課題に対し、真正面から根気強く、決して諦めることなく向き合い続けることが最も重要なことだと思っております。

学校、家庭、地域において、教育活動を展開していただく場合には、大切にしてほしいと思っていることがございます。

一つ目は、様々な経験の中での成功だとか失敗だとか、挫折に近いような感情だとか、そういうことをしっかりと受け止めながらも、新たな挑戦への力にしていけるような方向付けが大事であろうと思っております。

二つ目は、状況に応じていわゆるかん難辛苦の経験もさせながら、その後の人生を切り開いていく力を付けていってほしいということ。

三つ目は、続けるということ。継続するという努力を、変容、成長の実感ができるまで重ねていけるようにフォローしていくということ。

それから四つ目は、様々な年齢層だとか立場の方たちと様々な形で交わらせて、より良い関係を築くことの楽しさ、良さ、交友の広がり、居場所の拡大、そういったことを楽しめるように仕向けていくことも大事かと思っております。

五つ目といたしましては、夢や憧れを語って、それを追い求めることで、自分の人生を切り開いたり、つくり上げていくことが楽しいんだ、うれしいんだと、そういうことを味わうようなことを大事にする教育の進め方ということを考えてまいりたいと思っております。

志布志市の子どもたちが、未来を担う心豊かで志あふれる人材として、大いに羽ばたいていけるように、私を含めた教育委員会職員が積極的に学校に足を運びながら、学びの現場を見て、子どもや保護者、市民の声に耳を傾け、市長部局等との連携をしっかりと取りながら、市民目線に立った現場感覚を大事にして、教育現場の学びを支えていきたいと思っております。

○5番（青山浩二君） 最後、教育長からお言葉がありました、市民目線に立った学校づくりですね、そういったものをしっかりとつくっていただきたいと思っております。

最後に、教育長にどうしても聞いていただきたい記事がありますので、紹介したいと思っております。もしかすると教育長御存じかもしれませんが、ぜひ聞いていただきたいと思っております。

これは、昨年の3月に新型コロナウイルス感染拡大の影響によって、臨時休校の措置を余儀なくされて、先生や友だちに言えなかったありがとうという感謝を届けるテレビ番組でのお話して

ございます。実は私、昨年の4月か5月頃だったと思います。たまたま発見した記事でありまして、今回福田教育長にどうしても聞いてほしくてもう一回インターネットで検索して印刷してきましたので、ぜひ聞いていただきたいと思います。

それでは読み上げていきます。「大龍小学校福田裕生校長先生へありがとう」というタイトルです。「この春、御退職をされる福田校長先生。雨の日も風の日も毎朝正門で登校する子どもたちを見守ってくださいました。先生はいつもにこやかで穏やかで日だまりのような人でした。だから、子どもたちはもちろん、先生たちも保護者も地域の方々も、みんな校長先生が大好きで、誰からも愛される校長先生だったと、本当に大龍自慢の校長先生でした。今まで本当にありがとうございました。」こういう福田校長先生へのメッセージでございます。文面からすると、お書きになったのは恐らく保護者かなというふうに感じているところでございます。先生は本当に誰からも慕われていたんだなというふうに感じますし、こういったメッセージは教師冥利に尽きるのかなというふうにも思います。

教育長どうですか、これ御存じでしたか。

○教育長（福田裕生君） はい。退職してしばらくしてから、職員、保護者から聞かされて、読ませていただいたり見させていただきました。有り難く大事にしていきたいと思っております。

○5番（青山浩二君） それでは、今度はこういった気持ちを持って、志布志市の子どもたちを教育して行ってほしいと思います。更には、福田校長先生のような教員を育てていただきたいと思います。福田教育長には大いに期待しておりますので、頑張ってくださいと思います。

終わります。

○議長（東 宏二君） 以上で、青山浩二君の一般質問を終わります。

次に、7番、八代誠君の一般質問を許可します。

○7番（八代 誠君） 皆さんこんにちは。この議場で初めて一般質問をすることになります。会派、真政志の会、八代誠です。

今日は、3月9日、火曜日になります。明後日3月11日は、東日本大震災が発生いたしまして10年を迎えることになります。私たちはこういった国難とも言われた事実を決して風化させてはならないというふうに考えます。

それでは質問に入っていきます。今回は梅雨や台風が訪れる前に、私自身が昨年経験した課題を含め、防災・減災について一問一答にて質問してまいります。

まず最初に、本市を流れる二級河川の前川、安楽川及び菱田川における避難判断についてお聞きいたします。水位計増設に関して鹿児島県との協議はできませんかということになります。私がここで言う水位計とは危機管理型水位計で、洪水時のみ作動する水位観測に特化した低コストの水位計になります。昨年、質問させていただいた際には、「設置の必要性も含めて内部で研究したい。」と市長が答弁されました。

そこで、水位計増設については、内部で研究し検討されたのか。また、こういった水位計の増設については、鹿児島県との協議の場を設けて提言できないのか。この2点について、まずお示

してください。

○市長（下平晴行君） 八代議員の御質問にお答えします。

本市を流れる二級河川は、菱田川、安楽川、前川がありますが、この3本の河川に通常の水位計が3か所、危機管理型水位計が1か所設置されております。近年、鹿児島県が設置を進めているのが危機管理型水位計でありまして、令和2年度までに県内20か所の設置が完了すると伺っております。

お尋ねの増設についての協議ですが、避難を判断する上で必要であるというふうに考えておりますので、県と協議をしてみたいと考えているところでございます。

○7番（八代 誠君） 昨年、この水位計について今市長が答弁されましたように、前川には石踊橋、安楽川には上門橋、菱田川には田尾橋に水位計が設置してあるところですが、危機管理型水位計については、菱田橋に設置してあるところでした。そういう水位計が設置してあるんですが、鹿児島県の河川砂防情報システムによって、この情報というものは閲覧できるようになっていますが、今からその水位が上がっていくよという、氾濫危険水位という形の水位というものは、そういった観測地点でこの高さになったら氾濫危険水位という数字が明記してあるんですが、同じその表の中には、避難判断水位という文字は書いてあるんですが、そこに表記がありませんよねということで、「それでは河川流域に住んでいる私たち志布志市民、あるいは河口付近の市民の方々は、何を根拠に避難すればいいのか分からないですよ。」ということでお尋ねをしたところでした。そういったことで協議はしていくということではあったんですが、それでは2点目になっていくわけなんです、今年も昨年同様、河川流域の避難判断基準というものは、依然としてこの河川水位及び気象情報等から判断していくという手法を取られていくわけなんですか。

○市長（下平晴行君） 洪水の際の避難判断については、水位の状況、降水の状況及び降水予報などを合わせて総合的に判断をしているところであります。基本的には、このような情報を活用し、判断基準としていくこととしているところでございます。

○7番（八代 誠君） これから審議することになっていくわけなんです、令和3年度の総務課に計上されている防災用監視カメラシステム再構築事業というものが示されているわけなんです、この事業はどういったものなのか。私、水位計を増設するのが大変であると判断されて、こういう市独自で防災用監視カメラシステム再構築事業というものを充実していかれるのかなというふうに考えたところなんです、この事業について少し詳しく御説明をいただきたいと思えます。

○市長（下平晴行君） 市が設置している防災カメラは、平成23年6月に整備をしまして、整備から10年が経過しようとしているところでございます。

この防災カメラは、昨年の10月の台風襲来時までは見る事ができたところですが、現在はシステムそのものがダウンし、見る事ができない状況でございます。原因は、経年による老朽化であるというふうに考えております。

システム再構築の内容であります、現在設置してある10か所のカメラを最新の屋外カメラに

更新して、カメラにつきましては、5倍ズームのものを8台、3倍ズームのものを志布志湾沿岸部に2台設置予定であります。いずれのカメラも赤外線カメラでありまして、夜間の確認もできるようになっております。

また同時に、閲覧用のパソコンと視聴用大型モニターを総務課と志布志消防署に設置して、パソコンとの通信は、光ケーブル及びモバイルW i - F iを活用し、通信するというところになっております。

○7番（八代 誠君） ということは、この防災用監視カメラについては、あくまでも河川周辺というか、河川の水位が確認できるようなところに特定されているわけではないということでも理解すればいいですか。

○市長（下平晴行君） 河川を監視するカメラは菱田川の田尾橋付近に1台、安楽川の上門橋付近に1台、前川の石踊橋付近及び志布志橋付近に2台の合計4台設置をしているところでございます。

○7番（八代 誠君） 去年は、この監視カメラについては、市のものではないのかな、多分鹿児島県か国土交通省が国道の場合は設置しているのかなというふうに考えておりましたが、私は水位計だけにこだわっているというのではなくて、もちろん水位計というものがあるから、この水位を超えたら避難してくださいよというようなことで、昨年質問したのですが、こういうカメラを設置していただければ、水位計というのはタイムラグが発生するというか、通常のやつは1時間おきの水位計の表示が出るんですが、先ほどお話ししました危機管理型についても、確か10分おきぐらいの水位計が表示されていくので、よりライブというかその瞬間その瞬間の水位が確認できるのであれば、こういう監視カメラが一番いいのかなというのは考えています。ただ、そのカメラを設置する地点の、例えばここの部分になったときには、本当に危ないよねというようなそういう表示を設置していかなければならないのかなというふうには考えておりますが、あくまでも河口付近だけではない、松山地域から流れてくる菱田川、田之浦地区の方から流れてくる安楽川、潤ヶ野地区になるんですかね、前川とありますので、それぞれの地域の水位というものは非常に大事なのかなというふうに考えます。地域それぞれが持った特徴のある地形とかありますので、そういったところを選定していただいて、この防災用監視カメラシステムをより充実させていただきたいというふうに考えていますが、これはもう私たちがいただいている資料には新規となっているのですが、令和3年度限りで更新して終わりということなんですか。

○市長（下平晴行君） 令和3年度以降は、住民の避難行動に資するために、地域の実情を踏まえて河川に量水標等を設置することが市で示されました。現在のところ、本市においてどこに設置されるかはまだ明確になっておりませんが、幹事会では再構築する防災カメラで監視することができる場所への設置を要望しているということで、県からは市と連携を図りながら、設置場所を選定したいとの御返事をいただいているところでございます。

これらのものを活用しながら、迅速な避難行動につなげていければというふうに考えているところでございます。

○7番（八代 誠君） 河川に関しては、橋に量水標を設置するというので、令和3年度志布志市が計画している防災用監視カメラ再構築事業については、新規という表示がしてあるんですが、令和3年度限りの事業ですか。翌年度もあれば私としては、このカメラ設備の金額が179万1,000円ということですので、台数が限られてくればまだ安くでできるのかなというふうに思いますので、危険な箇所を探し出して増設していただきたいというお願いなんですけど、どうですか。

○総務課長（北野 保君） ただいまの御質問でございますけれども、現在10か所を今年度予定しております。もともと10か所設置をしてありましたので、今回これを更新するというのでの予算になっていきますので、一応今年度で更新をして、一旦は終了ということで考えております。

○7番（八代 誠君） 今のは課長答弁でしたので、市長に次年度も増設に向けて、10台設置すればオッケーなのかもしれませんが、せつかくこういうシステムを設置されるわけですので、必要ということになれば増設に向けて検討していただきたいんですが、お願いします。

○市長（下平晴行君） 今おっしゃいましたとおり、どうしても必要であるという箇所が出てきたら、それは検討してまいりたいというふうに考えております。

○7番（八代 誠君） よろしくお願いいいたします。

それでは、昨年的一般質問の答弁の中でちょっと気になった言葉がありましたので、一つだけお聞きしたいと思います。

昨年の豪雨で床上浸水が15件、床下浸水が19件、7月8日あたりでしたかね、そういった事象が見られたところでした。私は、「現状どういうふうに当局は捉えておられますか。」ということで質問をしたところでした。市長の答弁でももちろん調査されたのは担当課になると思いますが、「床上浸水あるいは床下浸水したその原因は、内水氾濫だ。」というような表現をされました。それで、私は内水氾濫という言葉調べてみたところ、こういうふうにして書いてありました。河川を流れる水を「外水」と呼ぶのに対して、堤防で守られた内側の土地、人が住んでいる場所にある水のことを「内水」というんですよ。大雨が降ると側溝、下水道、排水路だけで降った雨を流しきれなくなる。また、小さな河川の支流が、大きな川の本流に合流するところでは、本流のほうの水位が上昇しすぎるために、本流からの外水が、人が住んでいる内側というかそういったところの支流の方に、小さな河川の方に逆流する。そういったことを内水氾濫だというふうにして書いてありました。頭では想像できるんですが、文章を見るとああ、なるほどなというふうに私も考えたところなんです。ということは、志布志市にはこういったことが、度々過去浸水が起こってきたんですよという表現をされましたが、それは課題が見えてきたわけですので、この課題に対しては、何か解決しないといけないというふうに私は考えます。志布志市が計画いたしましたこの国土強靱化計画の43ページに、「近年、気候変動による集中豪雨の発生が増加傾向にあり、大規模洪水による甚大な浸水被害が懸念される。そのために河川改修の整備推進を図ります。」というふうにして書いてあります。であれば、やはり少し検討しなければいけないのかなと、課題があるんだとしたら、それに向かって対処しましょうというふうにして書いてあります。そういった内水氾濫の原因に対しての対策は、今年の梅雨、台風を控えてすぐできるということではない

かもしれませんが、検討をされて対策を講じられているのかお聞きいたします。

○市長（下平晴行君） 先ほど堤防に守られている河川等々も含めて、内水氾濫の防止対策としては、流入量が流出量を上回らないようにすることが必要であるというふうに考えております。なるべく河川の寄洲などを除去し、河川断面を確保することで、内水氾濫の防止に努めていきたいというふうに考えております。

○7番（八代 誠君） やはり住まわれている人数が多い地区については、市が持っている側溝、あるいは都市下水路、小河川については断面改修するなり、あるいは大きな川に合流する手前に、中には強制的にポンプ等を設置して外水として排出していくという手法を取っている地域等もあったりすると思います。今後ぜひこのことについては、度々過去そういうところがあったということであれば、場所等も特定できているというふうに感じますので、ぜひ検討を加えていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。豪雨及び台風や南海トラフ地震などによる災害発生時の対応についてということで、昨年の梅雨の豪雨の後、巨大な台風が襲来するというので、連携の在り方については市長の指示の下、様々検討がされたというふうに考えています。市長は、昨年質問したときにも、「どんな体制が良いのか今後も検討を重ねて、全課で取り組む体制を取ってきたい。」ということでありましたが、今年の6月、7月それから8月以降の梅雨、あるいはその梅雨が終わった後の台風襲来等に向けての庁舎内連携ですよね。情報の連携について、どんな体制になっていくのか考え方を示していきたいと思います。

○市長（下平晴行君） 各課情報の共有をし、先ほどおっしゃいましたように、連携をしなければならぬところは多く考えられるところでございます。令和2年7月の豪雨災害を受けて、今後の豪雨や台風時には、次のようなことに取り組むよう検討したところです。

まず被災者、被災箇所の情報収集を自治会担当職員が自治会長と連携し担当課へ連絡する。それから総務課は全ての情報を担当課より集め、全課での情報共有を行う。また建設課や耕地林務水産課は、市道、農道、林道等の法面崩壊や路肩決壊の状況を共有し、通行規制情報としてホームページ等を利用し、市民の皆様へ情報提供をするところでございます。

今後も、どの体制が良いのか十分に検討を重ね、全課で取り組めるもっとも良い組織体制を作っていきたいと考えているところでございます。

○7番（八代 誠君） 本当に私たち議員もそうだったんですが、いろんな方からいろんなタイミングで様々な情報が寄せられて、本当に私が庁舎に相談に行ったときも、もう職員の方々がバタバタされていたという記憶がありますので、去年が本当に大変だったんだろなというふうに考えます。そういったいろんな課題等が見えた中で検討されて、そういったより良いシステムとか構築をしていただいで、スムーズな活動ができるように運営していただければなというふうに考えます。まだまだ改善しなければいけないところというのは、職員の方々それぞれが理解されていると思いますので、よろしく願いいたします。

それでは次の質問に入ります。法面崩壊等に伴う崩土の処理及び災害廃棄物等の処理について

ということで、市道や農道の法面崩壊に伴う崩落土の処理については、市内建設業者の方々がその作業に従事していただいております。昨年も大変な作業量、今でもまだ爪跡がかなり残っておりますが、しかし全ての建設業者の方々が崩落土の仮置き場、あるいは捨て場というんですかね、そういったものを持っているわけではありません。何回か「本市でその土の最終処分場を確保できませんか。」ということでお願いをしてきました。

まず一つ目に、本市では土の最終処分場を今年度確保できていますか。二つ目に、災害廃棄物処理、先ほど示しましたこの国土強靱化計画には、災害廃棄物処理計画を令和3年に策定しますよとなっておりますが、今年度の予算書を見たときに、「あれ、どこで策定するんだろう」というのが全然見えなかったんです。策定する気はないのかなというふうに考えたところでした。

もう一回繰り返します。土の最終処分場を確保できていますか。本当に災害廃棄物処理計画書は令和3年度に策定するんですか、という2点についてお示してください。

○市長（下平晴行君） 令和2年7月豪雨を受けて崩土撤去後の仮置き場や土捨て場の確保を行ったところであります。松山地域には、新橋の井手間に4,500㎡、志布志地域には志布志町の弓場ヶ尾に1,100㎡、有明地域には野井倉の土橋に1,000㎡、野神の頭方限に1万5,000㎡確保したところでございます。なお、コンクリート殻や木くずの廃棄物については、それぞれの処分場へ運搬し処分しているところでございます。

それから災害廃棄物処理計画についてでございますが、現在、令和3年度の策定に向けて作業をしております。本年度は、災害廃棄物処理対応力強化等支援事業を活用して、計画内容について検討を進めているところでございます。次年度は関係課や関係機関と処理推進体制や仮置き場の場所等、災害廃棄物を処理する上で重要な事項を整理し、策定をするということにしております。

○7番（八代 誠君） 土の処分場についても確保できたということで、災害廃棄物処理計画を令和3年度中には策定されるということだったんですが、委託料みたいなものがちょっと見えなかったんですよね。どんな形で策定されるのか、スケジュールとか内容とかが分かれば、課長でも結構です、ケーブルテレビで中継されていますので、市民の方々にも分かるようにお願いします。

○市民環境課長（留中政文君） 今の議員お尋ねの市の災害廃棄物処理計画について、先ほど市長が答弁したとおりなんですけれども、最初に申しあげました災害廃棄物処理対応力強化等支援事業というのは、県の方が取りまとめをしまして、計画を作っていない市町村が手を挙げまして、それについてあらかた素案というものを作っていただいたところでございます。それに基づいて、実際仮置き場とかそういったところがまだ決まっておきませんので、そういったことを次年度また関係機関と協議をしまして、策定していきたいと考えております。

予算については、今年度につきましては自前で印刷製本費を44万6,000円計上しております。

以上です。

○7番（八代 誠君） よく分かりました。本当に土の処分場も準備ができて、災害廃棄物処理

計画についても策定されるということで、自前で作られるとはちょっと思っていなかったところ
です。そういった計画書は作れば終わりではなくて、実情に応じた形の計画書を作成していただ
いて、課長、これは作れば終わりではないですよ。作っていただいて課題が見つければ、これ
は修正もできるんですか。

○市民環境課長（留中政文君） 実際作って、シミュレーションとかをやってみて、こういった
方がいいと、例えば災害廃棄物の仮置き場についても一緒に捨てるのではなくて、畳とか木材と
かタイヤとかそういった感じで分けて、置いてもらうということにしておりますが、実際シミュ
レーションしながら、こっちの方がいいとか、こういうところにこれを置いた方がいいとか、そ
ういうふうなものも随時見直しをしながら取り組んでいきたいと思えます。

○7番（八代 誠君） そういったことでシミュレーション訓練等も重ねていただきながら、よ
り研ぎ澄まされた計画書にしていだければなというふうに思えます。

それでは、次の宅地災害復旧作業支援事業についてお伺いいたします。この事業については本
市はもともとなくて、市長、副市長そして総務課長、7月8日だったですかね、多分いろんなと
ころからお願いがあって、宅地災害に対しての補助制度というものはなかったわけなんです
が、本当にこの事業のおかげで、いろんなたくさんの市民の方々が助かったのかなというふう
に思っています。ただ、少し自分もまだ課題があるのかなというふうに考えているところで
す。補助率が3分の2ということで、総事業費が5万円以上であればいいですよということで、
限度額が30万円。逆算をしていくと、その事業費が45万円以内であれば最大限効果がある
というか、30万円いただけるわけですから。しかし金額が確かな数字はお聞きしていません
が、私が相談を受けたところは、がけの高さが20m近くあって、隠居屋もありました。高
齢の女性が一人住まわれていたわけなんです、家が長方形にありまして、そのがけが崩
れた二方向が、地上高1 m50cmぐらい埋まっておりました。この事業を使えたんです
が、多分見た感じでは、また今年の災害に備えて大型土のうも積んであったので、土砂
撤去と大型土のうを積まれて、ついでに隠居小屋までちょっと壊されていたような気が
しました。パイプ車庫もありましたけれども、上が20cmぐらしか見えない状態で、そ
ういった外に造られてた施設なんかも全部撤去されて、多分200万円近くかかったの
かなというふうに考えます。

また、ある議員が言われるには、市街地だとやはりその現場まで行くのにも仮設をしな
ければいけない。あるいは、行っても手作業で何立米もの土をどかさなければいけない。
中には、この総事業費45万円に対しての30万円で、土砂を撤去できた上に大型土のうあ
るいは土のうまで積んで、法面復旧に近いところまで作業ができたところもあるやに聞
いております。しかし、やはり現場の場所ですよ、場所。それから災害の規模、そ
ういう発生箇所には様々な条件があるので、ここで私がお願いしたいのは、市長、
30万円では足りませんよと。この補助額を更に何とか増額するという形で見直せ
ませんかということなんです、ぜひ検討していただきたいと思えます。
市長どうですか。

○市長（下平晴行君） このことについては、私も現場を何か所か見させていただいて
ところで

す。おっしゃるとおり30万円というのは厳しいと感じているわけなんです、この事業とは別に、やはり私が見たのも、そこの住んでいるところはほかに移らないといけないと。そうなりますと、この人口減少の中でよりその集落自体がということを考えると、別途の事業で、やはり支援していかないとけないんじゃないかなと考えているところでございます。

○7番（八代 誠君） ということは、この宅地災害復旧に関する補助事業ではなくて、移転を考えておられるそういった方々に、何かしらの補助制度を市単独で創設していくことで検討していくということでもいいですか。

○市長（下平晴行君） ほかの事業といいますか、国・県の事業等があれば、そういうのも見つけながら、この事業はこの対応をしていくという考え方で、先ほど言いましたように、100万円とか200万円というような事業もあろうかと思っておりますので、その上限がいくらになるか分かりませんが、できるだけそういう移転してまた帰ってこれないような状況では、先ほど言いましたように、そこでは集落の体制も言ってみればこういう状況の中では、少しでもそういう支援をすることによって留まってもらえば、そういう支援の在り方もしていいんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

○7番（八代 誠君） ということは、この事業は継続はすると、基本的に。当分の間はこの30万円補助でいって、何か合致するような補助制度があればそれとプラスしてという意味合いでよろしいですか。どうですか。

○市長（下平晴行君） この事業については、やはりこれに関係する事業が結構あるというふうに思いますので、それと別途に先ほど言いましたような支援する事業ができないかどうか、内部で十分検討協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○7番（八代 誠君） やはり一昨年は同じような雨が降ったというふうに感じてはいたんですが、一昨年はこういう宅地まで及ぶような災害というのは、あまり自分も相談はなかったところでした。昨年は、宅地に流入したりするがけ崩れ、あるいは家から下の方の法面が崩れるというような相談を受けましたので、めったにそういった災害はないというふうに思いますので、この単独事業もできれば増額をというようなことで、そちらの方も少し検討していただければなと考えます。

この補助金の交付要領の中に、条件として大雨警報が発表されたとき、洪水警報が発表されたとき、土砂災害警戒情報が発表されたときということで、こういった状況じゃないと宅地に対する災害というのは起こらないのかもしれませんが、例えばこういう発表されていないときに、見るからに同じような条件というか崩れがあった場合には、この補助事業というのは適用になるんですか。

○市長（下平晴行君） その発表されない場合のことではありますが、基本的にやはり条件というのはしっかりと守っていかなければいけませんけれども、そこ辺の条件にそぐわないもので、災害が大きくなったということになると、その方も大変でしょうけれども、そこ辺はほかの事業というか、先ほど言いましたような事業にできるのかどうかですね、今のこの宅地災害復旧支援事

業については、そういう条件があるということをございますので、そこはしっかり守っていききたいというふうに思います。

○7番（八代 誠君） 本当に志布志市も広いなというふうに、昨年の梅雨の大雨のときは思ったところでした。車で走っていても、極端に降るところとほとんど降っていないところとありますので、やはり気象庁がこういう警報を発表するんでしょうけれども、局地的な大雨というのがありますので、ぜひこういったものについては、自分でがけを壊す人なんかいませんから、見るからに雨の状態が厳しくて、宅地内での災害を見ることができて、担当部署あるいは建設課の職員の方々が、見に行かれて判断されたときには、こういうものってやはり柔軟に対応する必要があると私は考えるんですが、どうですか。

○市長（下平晴行君） 恐らくですね、議員おっしゃるそういう条件としてあるんですけども、こういう条件がないと災害は起きないんじゃないかなということも考えられますので、そこ辺が柔軟にできるように中身を変えていくのかどうか、そこ辺は十分内部でもまた協議させていただきたいと思います。

○7番（八代 誠君） こういう条件は条件でいいんです。もちろんぴしっとしていた方がいいんですが、どうしても相談があったときに、「それはもう条件に入らんで、やっせんですよ。」ということでは、ちょっとどうかなというふうに思いますので、柔軟性を持っていただきたいなど。困って相談に来られるわけですので、よろしくお願いします。

次に、コロナ禍における避難所開設の課題解決についてお聞きいたします。ここで私が問う避難所開設については、豪雨あるいは台風襲来のように、その危険性が事前に察知できる場合についてのみ、今回はお聞きしたいと思います。地震等になると、またこの考え方というのはちょっと違ってくるのかなと、もう一緒にしてしまうと、質問している自分も何が何だか分からなくなるような気がしましたので、今回はこの豪雨、台風襲来のように、その危険性が事前に察知できる場合についてのみ、お聞かせ願いたいと思います。

去年は、このコロナ禍で避難所が開設されたわけなんですけど、この開設についても本当に開設数というんですかね、場所についても苦慮されたと思います。私も当初は「各地区1か所ずつですよ。」と言って、何回も耳にしました。ところが私は伊崎田校区の公民館の役員をやっているんですが、「何で伊崎田校区は開設されとらんとか。」ということでもお叱りを受けたわけです。事前に「避難してくださいね、避難してくださいね。」と放送があったにもかかわらず、もう本当に今雨が降っているというときに避難をされて、開いていないというようなことでお叱りを受けたところなんです。先ほど地震の話をしていただきましたが、実は、2月13日に関東から東北地方にかけて、東日本大震災の余震とされる地震が発生しまして、福島県相馬市では、震度6強を観測したということで報道がされたわけなんですけど、後日新聞にも掲載されておりましたので、これはすごいなというふうに感じたんですが、相馬市は地震後にということだったんですが、去年のうちに新型コロナウイルス対策を導入した避難所運営マニュアルが作成されており、そこには様々な工夫がされて、淡々と開設に向けて実行されたということで全国に報道されました。地震発生後

2時間ぐらいで避難所が開設されて、そこには入り口に検温をする場所があって、医者と看護師が1人ずつ張り付いて、検温するわけですから、総合体育館になっていたみたいです。そこで37.5度以上ある人については、こちらにお願いしますということで、武道館の方に案内しようということだったんですが、高熱のあられる方はおられずに事なきを得たということだったんですが、これはあくまでも特別な先進地事例だと思うんですが、私たちが住むこの志布志市、先ほど豪雨、台風襲来に特化してということでお聞きしましたが、令和3年度はどんな形で避難所を開設されようとしているのか、考え方ですね、方向性をお示しいただきたいと思います。

○市長（下平晴行君） コロナ禍における避難所の開設につきましては、感染症予防に十分配慮したものでなければならぬと考えおります。昨年の7月豪雨におきましては、最初に各地区1か所ずつ避難所を開設し、状況に応じて開設数を増やしたところであります。

今後につきましては、災害規模の状況に応じた的確に判断し、避難所開設を実施してまいりたいというふうに考えております。

○7番（八代 誠君） 先ほどは相馬市の話をしましたが、本当に臨機応変で私もいいと思います。昨年は、まず1か所に開設をして、そのことで出た課題を台風10号のときには、こんなにやっ払いこうねと準備していたのにもかかわらず、不意を突かれて不発だったみたいな感じだったんですが、それでもやはり準備をしていくということは大事ですので、その場その場で臨機応変に、しかし先ほどお話ししましたように、事前に分かるこういう自然災害、もう口酸っぱく市民の方々に、「大雨が降りますよ、大きな台風が来ますよ、前もって避難してくださいね。」ということについては、どんどんどん事前に周知をしていただければなというふうに考えます。そのときになって混乱がないような形の体制を、ぜひ整えていただきたいと考えています。

それでは、最後の自主防災組織運営の在り方を地域コミュニティ協議会で協議・検討できないかということで、本当にこのコミュニティ協議会形成促進事業はいい事業なんだろうなというふうに私も考えています。特に中山間地域、私の住んでいるところでも5年後、10年後どうなっていくのかなというふうに考えています。そういった中で、多分多くのそういう地域の住民の方々が集まられて、課題解決に向けていろんな形の協議をしていかれるのかなと考えているのですが、どうしても自主防災組織というのが、各校区あるいは自治会で、この国土強靱化計画を見てみると、現在組織率が84%から85%だと思うんですが、令和5年度あたりにはもう100%に、でもその数字ではない。自主防災組織が形だけになってしまっていて、何にも機能していないというのが悔しくてたまらないというか、住民の方々がよく分かっておられない。ですので、こういった頭ごなしにコミュニティ協議会の中で「自主防災組織なんかもしっかり作ってやっ払いいかんないかんですよ。」ということではなくて、それぞれ出される課題の中に必ずそういったポイントというのは見つかってくるんじゃないかというふうに考えますので、一つのテーマとして自主防災組織についても、課題を出していただいて、検討していただけませんかというような話は、どんどんしていったいいのかなというふうに考えます。いかがですか。

○市長（下平晴行君） 現在、校区公民館、自治会、ふるさとづくり委員会、NPO法人、各種

ボランティア団体等、それぞれの団体が地域の環境美化、青少年健全育成、防災など、様々な自主的活動を行っており、地域振興に大きな役割を果たしておられます。

一方で少子高齢化と人口減少の同時進行による地域活動の低下や担い手不足が発生してきているところでもあります。これらの状況に対応するため、第2次志布志市総合振興計画の中で、新たな地域コミュニティの形成促進を施策とし、平成30年度から志布志市自治会の在り方検討委員会においても対応検討した結果、新たなコミュニティ組織を形成し、地域と市の協働により、問題解決にあたっていくと方針が決定されたところでもあります。

そこで、市ではおおむね小学校の区域内で活動している様々な団体等を、校区公民館を中心にもうひと回り大きな枠組みで束ね、新たな組織を設立していこうと、市内3地区をモデル地区として地域コミュニティ協議会の設置に向けて協議をいただいております。本年4月には3地区ともコミュニティ協議会が設立されることになっております。

当初予算に提案した事業につきましても、令和3年度スタートする三つの協議会に支援する新たな地域コミュニティ組織を設立計画のある団体の支援策として、予算計上をさせていただいたところでございます。

○7番（八代 誠君） 3地区は協議会として4月からスタートしていくということで、今お話があったわけなんですけど、そういった3地区の中で、例えばこういう自主防災組織の在り方とか、避難所開設についての課題、提案、「やはり自分たちがやらないといかんですよね。」とかいう協議というのはなかったんですか。まず、そこについてお示してください。

○企画政策課長（西 洋一君） 本年度3地区がモデル地区として設立の準備を進めているところで、現在最終段階というところになってきております。それぞれ協議会を設立する上で、各校区話し合いをしていただいて、その地域の魅力をどう伸ばしていくか、それから課題をどう解決していくかというところについて、それぞれ協議を行っていただいたところでもあります。その中で、将来10年後の地域の有り様を、まちづくり計画というのを各地域定めているところがございます。その中である地域におかれましては、自主防災組織活動としてコミュニティ協議会の中で自主防災組織を設立して、防災マップの作成であったりとか必要備品のリストアップをして活動していくというような計画を立てている協議会もございます。ほかの協議会につきましても、防災訓練を行うというような計画を立てておりますので、それぞれ地域の現状に応じた形で、自主防災活動については計画づくりを行っているところでございます。

○7番（八代 誠君） それでは、私たちがいただいた令和3年度の一般会計、この地域コミュニティ協議会形成促進事業、先ほど市長が言われましたコミュニティ協議会活動促進というのが3地区に対してということだと思んですが、コミュニティ協議会創生支援という交付金がありまして、155万円計上されているわけなんですけど、この活動の方は多分そうかなというのは分かるんですが、創生支援というのは、これはどういうことなんですか。

○企画政策課長（西 洋一君） 今回当初予算にコミュニティ協議会創生支援といたしまして155万円計上させていただいております。この支援につきましては、現在3地区が4月からの設

立を目指しておりますが、その3地区のモデル地区がコミュニティ協議会として活動していく上での支援の分、それから今後話し合い活動をして設立に向けた準備をしていただく地域をこれから選別して、話し合い活動を行っていただきますので、その地域に対する支援ということで、準備に関する支援と創生をした後の活動の支援という二通りの支援になります。

○7番（八代 誠君） 年度が変わるのが、もうすぐ月が明けて4月1日からになるわけですが、そういったことについての事前の周知というもの、例えば公民館長会とか、そういったものについては、もう事前説明とかはあったんですか。そういったことがないとなかなか取っ付きにくいのかな、アナウンスというか「次年度はこういう予算を計上していますので、もしかしたら手挙げ方式になるのかもしれませんが、チャレンジしてみませんか。」みたいな、そういう話はなかったんですか。

○企画政策課長（西 洋一君） これまで2回にわたりまして、市内の公民館長さん方にはコミュニティ協議会の設立に対する説明はいたしております。その中で、こういった助成がございませぬということと、あと令和3年度以降、全ての公民館をいっぺんに協議会へ移行するのは、ちょっとこちらのマンパワー的にも厳しいという状況でしたので、段階的に来年度5地区というのをめどに、設立に向けて手挙げ方式で公民館の館長さん方をお願いをしたところでございます。3月下旬までに来年度設立の準備をしたいという意向があるところについては、申し出をしていただきたいということで、今お願いをしているところでございます。

○7番（八代 誠君） 手応えはどうですか。3月下旬までにということであれば、もう申し込みが来たりしているんですか。どうですか。

○企画政策課長（西 洋一君） まだ全てではありませんが、来ております。意思表示のところはあります。

○7番（八代 誠君） ぜひそういったことで、先ほども課長から案内がありましたように、設立ができるその3地区については、先ほどお話ししました自主防災組織についても、もうちょっと充実していこうとかいう話が出たということですので、そういった実績でも結構です、自分たちでもチャレンジしていく場合に、全て同じような協議会をつくっていこうとはもちろん思っておりませんので、こういった課題が挙がってこんな方向になりましたよというところを、チャレンジされる新しいところについては、いろんなもちろんその地区その地区の特性的な課題というものもあるかと思っておりますので、より良い地域づくりができればなというふうに考えておりますので、このことについては防災の質問だったんですが、地域コミュニティの話になってしまって申し訳ないんですが、本当に課題が多いので、本当にぜひ強力で推し進めていただきたいと思っております。

最後になるんですが、この地域コミュニティ協議会形成促進というのは、市長の発想ではなかったんですか。

○市長（下平晴行君） 基本的には、いわゆる地域に防災無線が設置されているわけですから、そういうものを活用して、地域でできることは地域で、わざわざ市役所まで来なくてもできるんじゃないかなという発想があって、そういう話をしたところでした。

そういう中で、企画政策課の方でそれに一生懸命職員も取り組みをしていったということで、大変有り難いなというふうには思っているところでございます。

○7番（八代 誠君） 本当に、私、有明町伊崎田地区に住んでいますが、伊崎田地区だけではなくて、中山間地域は本当に「5年後はどげんなっどかいね。」というふうに考えているところです。下平市長が就任されたときに、こういう地域コミュニティという話をされて、どんなふうやっていくのかなと思っていたんですが、結局、今持っている課題をどういう場で真剣に話していくかということが、本当に大事だと思いますので、この地域コミュニティ事業を強力に推し進めていっていただきたいなというふうに思います。

以上で、私の一般質問を終了します。

○市長（下平晴行君） 防災無線と言いましたが、情報通信基盤ということでございます。訂正いたします。よろしく願いいたします。

○議長（東 宏二君） 以上で、八代誠君の一般質問を終わります。

ここで、10分程度休憩いたします。

—————○—————
午後2時50分 休憩

午後3時01分 再開
—————○—————

○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

次に、10番、平野栄作君の一般質問を許可します。

○10番（平野栄作君） 皆さんこんにちは。本日最後となります。平野栄作、会派、志みらいに所属をさせていただいております。

今回は、本当に自分たちの身近な環境問題ということについて、ちょっと質問をさせていただきたいと思っております。うちの市では生涯学習ということで、いろんな講座等も受けて勉強される方もいらっしゃる一方で、簡単にごみを捨てていらっしゃる方々もいる。その差というのはどういうことなんだろうかと。一方は拾う人、一方は捨てる人、そういう世界がまん延してきていることに、非常に悔しい思いをしている住民の一人であります。私は地域の中で事業を通じて景観活動、そういうこともやっておりますが、その中で非常にこの頃ごみ捨ての問題が、何か最近特に多くなってきているのかなというのを感じております。そういうことを趣旨としまして、今回この環境施策について質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。同僚議員が配慮をさせていただきまして、たくさん時間を残していただきましたので、最後の最後まで力いっぱい質問をしていきたいと思っております。よろしくお願い致します。

SDGs、持続可能な開発目標が近年注目を集めている中、行政機関、民間企業等における様々な取り組みが行われつつあり、非常に評価すべきことと感じるとともに、成果を期待するところです。本市においても1月31日に、SDGs日本モデルを宣言されました。この宣言は、地方自治体が国や企業、団体、学校、研究機関、住民などと連携して、地方からこの取り組みを推

進し、地域の課題解決、地方創生を目指していく考え、決意を示すものであり、県内におきましては1月26日現在、県をはじめ、八つの市町村が賛同しているところです。志布志市においては焼却施設を持たない自治体として、市及び衛生自治会が主体となり、独自の環境行政を推進してきました。平成21年には、志布志市ポイ捨て防止条例を制定し、同年10月1日から施行されております。

しかし、我々の身近な道路上、また道路周辺の畑や土手、用水路や排水路など、至る所にポイ捨てごみが散見されている状況が後を絶たないところであります。このコロナ禍の中、また新たな不法投棄も散見されると聞いております。ここ何年来の取り組みを続けていても、一向に改善に至っていないのが現状であります。また、このポイ捨て等の改善が見られない傾向が続く中、SDGs日本モデル宣言を機にこれまでの取り組みを検証し、新たな取り組みを推進すべきではないかという思いで今回質問させていただきます。

まず、1点目なのですが、平成21年に制定されましたポイ捨て防止条例の効果についてお伺いします。制定後どのような効果があったと感じておられるのか、まずはお伺いしたいと思います。

○市長（下平晴行君） 平野議員の御質問にお答えいたします。

志布志市ポイ捨て防止条例は、空き缶、吸い殻等の投棄、飼い犬のふんの放置等、ポイ捨ての防止を図るため、平成21年10月1日から施行をしております。ポイ捨て対策については、「おじやったもんせクリーン大作戦」や「マイロードクリーン大作戦」等で市民の方々に取り組んでいただいております。

環境パトロールでの不法投棄による空き缶等の回収量を平成21年度と令和元年度を比較しますと、平成21年度が1万1,983kg、令和元年度が7,068kgとなっており、約59%に減少している状況であります。

ポイ捨て防止条例では、空き缶、吸い殻等のポイ捨てについて制限しておりますが、不法投棄全般について効果があったというふう考えております。

しかし、いまだにポイ捨てはなくなっていない状況ですので、今後も市民への啓発に努めていかなければならないというふうに考えているところでございます。

○10番（平野栄作君） 大分効果があったということですが、なかなか目に見えないわけであります。ただ、自分たちの周りにおいては、多分特定の方々だと思われるような投棄物が散見されている状況です。これまで平成21年に制定されてから、相当な年月が経ちますが、この中で先ほど市長も言われましたように、吸い殻とか空き缶とか空きびんとかそういうものをうたっておりますが、その後、ごみの種類が増えたにもかかわらず、防止条例の中身の改定がなされていないということなんですけれども、この要因というのは何でしょうか。何か改定しても一緒だというようなことなのか、それともこの条例で十分網羅できるということで理解してよろしいのか、説明をよろしくお願いします。

○市民環境課長（留中政文君） このポイ捨て防止条例は、制定してから10年以上改定していないというようなことで、当初からするとごみの量というのは重さにしたら大分削減されてはおり

ますが、不法投棄自体がなくなっているわけではなくて、このポイ捨ても現状として残ってはおりますが、このポイ捨て防止条例につきましては、空き缶とか吸い殻とか、動物のふんとか、そういった軽微なものといったら語弊がありますけれども、そういった身近なごみは、ポイ捨てしては駄目ですよというようなことを条例で定めたということで、全般的な不法投棄については、法律で不法投棄は駄目ですよというふうに定めておりますので、そういった大きな枠組みで法律はありますので、条例としましては、その身近なそういうものは駄目ですよということで制定をしておりますので、そういったことの品目を増やすというよりは、もっとそこを徹底していくようにしていきたいということで改正はしておりませんが、そういったことをまた力を入れていきたいと思っております。

○10番（平野栄作君） 分かるんですけども、私がこの条例で、言えば罰則規定を設けるわけですから、それを推進しなさいという意味で言っているわけじゃないんですよ。ただ、この数年の間に、そのポイ捨ての状況が変わってきているというのは明確なことではないんですか。環境パトロールが何を拾っているか、空き缶もですけども、ほかの部分が大分増えているんじゃないか、そういう部分を考えますと、やはりこの条例自体も若干は変えていく必要があるんじゃないかなと。

ちょっとほかのところも、資料として引っ張ってみました。千葉県印西市のやつなんですけれども、これももう3回ぐらい改定をされております。この中身についてはいいんですけども、要はそのときどきに合った内容に条例自体も変えておかないと、条例自体が全然変わっていないということは、市の方として真摯にやっているのかどうか、ちょっと疑問に思われても仕方がない部分があるんじゃないかなというのが、条例はこのままで、ごみの形態は変わっているということは、実際市民の方々も分かっているわけです。そして捨てられている場所についても限定されたところに捨てられていることに対して、それに網をかけるような条例が何も変わっていない。そこがちょっと私としては不思議でならないんですが、その点市長どうですか。

○市長（下平晴行君） それはおっしゃるとおり、市民の意識がポイ捨てということで限定されていると、そうなりますと市民の皆さんも、それは捨てるでもいいのかということになりますので、例えば不法投棄防止条例みたいな、何かそういう名称をつくることで、新たに何か感じられるものもあるのかなとは思ったところであります。

○10番（平野栄作君） 私は、決してその罰則を重くしろとかそういうことではなくて、やはり市民の方々が見て、うちは先進的にやっているよねというのが、やはりこういうものでも分かるんじゃないのかなと思うんですよ。後でまた教育という部分でちょっとお尋ねをしますけれども。

そして、もうちょっと私踏み込んでいただきたい部分があるんですが、この印西市の中でおもしろいところがあって、第8条の部分ですが、「きれいなまちづくりを推進することが特に必要と認められる公共の場所を重点区域として指定することができる。」。要は、捨てる箇所がもう大体市内でも分かりますよね。そういうところに網をかけるというと語弊があるかもしれませんが、やはりそういうところを重点区域にこの中で定めてしまう。そして、これは審議会等にか

けて重点区域を定めると、そして解除もそういう形でやるということなんですけれども、やはりこの部分。

それともう一点が、第12条に「クリーン印西推進デー」というのを設けてある。市全体でクリーンデーを設けて、企業も市民も一緒になってごみ拾いとか環境整備をやるということで、ここは毎月第1月曜日、令和2年度につきましては159団体が参加をしているということなんです。私が先ほどSDGsを申しましたが、今企業もそういう方向に舵を切りつつあって、市とタイアップしながら、こういう事業にも今後参画してくださる企業が大分増えてくるんじゃないのかということを考えますと、やはり志布志市としても今「おじゃったもんせクリーン大作戦」をやっていますが、年4回程度の開催であります。そういうことよりも、やはり市民毎月どこか日を決めて一斉にやる、そういう啓発的な運動、そういうことも盛り込んでいくことで、また市民の環境に対する意識というものが高まっていくんじゃないのかなと思うところですが、その点いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） そういうふうには重点区域を指定して、市民こぞってその場所をみんなでごみ拾いをするというような、それも一つの手法かなというふうには思ったところでもあります。日本の場合は環境学習、いわゆる海外みたいに国同士が隣接していないので、ほかの市町村は別なんですけど、ヨーロッパなんかは国と国、汚水等は高いところから低いところへ流れますので、やはり小さい頃からそういう環境教育というのはできているわけですね。日本は島国ですので、そういうのはできていなくて、こういうふうには遅くなったという背景もございまして、今おっしゃったような、何かの形での体制をつくって、取り組むというのはいいいことかなというふうには思ったところがございます。

○10番（平野栄作君） ぜひですね、ほかのやっているところでもいいところは真似じゃないですけども、やはり取り込んでいって、それをまた志布志モデルに変えていけばいいわけですので、真似じゃないです、ちょっと借りてそれをうちの形に合わせて作り変えていく、そういうことも非常に大事じゃないのかなと思いますので、ぜひその点をお願いします。

それとこの中でもう一点、今までこれには罰則条例があるわけですが、この罰則等を伴う悪質な事例があったのか。その点分かれば、お示しをいただきたいと思います。

○市民環境課長（留中政文君） このポイ捨て防止条例には、過料の規定がございましてけれども、条例を制定してから今まで、過料を徴収したことはございません。

○10番（平野栄作君） それともう一点、取り締まりという言葉は悪いんでしょうけれども、その取り締まりなんですかね、その監視員というか美化推進員ですか、その職員しかできないということです。いつも思うんですけれども、本市には衛生自治会組織があります。市の環境行政と並行してやっている団体ですよ。そういうところも一昨年ですか、ポイ捨てが多いということで役員で時間を決めてパトロールをするということだったんですけれども、そのときにも「指導ができるようなことはできないのか。」と言ったら、「なかなかトラブルの元になったり、そこまでいくのに研修等を積まないといけない。」というようなことで、できなかった経緯があります。

しかし、やはりそういう方々が回ってもらう、そういう腕章でもいいですし、帽子でもいいですし、そういうことをして回ること自体でも、抑止効果とかそういうものも高まるような気もするんですけど、これは今後そういうことも考えて、取り締まるということよりは市民に対しての普及啓発をしていくということの観点から、「今、多いんですよ。」と言う話をしながら回らせてもらっていますというようなことをやることも、一つの効果が生まれるんじゃないかなと思うんですけど、その点いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 私がリサイクル事業に取り組んだときに、この衛生自治会という組織で取り組みましたので、一緒になって取り組みができれば、そういう形での理解をしていただいておりますので、検討協議を重ねてまいりたいというふうに思います。

○10番（平野栄作君） 私は、条例を強化して罰則をしてとか、これで縛っていくのではなくて、こういうものをより身近なものに感じてもらうように市民に情報公開をしながら、本市の情勢としてはこうなんですと、今本当に厳しい状況になっていますよということで、条例を改正しました。そういうことでまた市民の皆さん方の御理解を賜りたいということで、そういう方向で改正とか中身の検証をしていただきたいなと思いますので、また今後中身等ももう一回検証していただいて、そして他の自治体の取り組み等も参考にして、志布志モデル的なものを作っていただければいいのかなと思います。

それでは、2点目に移らせていただきます。ちょっと私の表現が悪くて分かりづらい表現になってしまいました。コミュニティ組織、自治体単位の衛生自治会の在り方についてということで、私も「何のことだったけ」と、後で作るのに自分自身がこんがらがったんですけど、結局、現在の衛生自治会の在り方としては、市の環境政策室があって、イコール市の衛生自治会があります。そしてその一番下の活動単位というのは、各自治体単位に設置されている集落衛生自治会ですよ。そういう組織構成になっています。そして何をしているかという、その市の集落単位にある自治会については、その集落のコミュニティを図りながらごみの適正分別をして、適正に排出をするようにみんなが協力をしながらやっています。しかし、この単位の衛生自治会は、横との連携がありません。縦の連携もありません。補助金の関係だけです、関連性が出てくるのは。そして公民館の理事なり役員の方々が、市の衛生自治会の役員を務めております。そうしたときに、本市の方では、いろんな品物が出てきて、プラスチックなのか紙なのか分からないようなもの、そういうものもたくさん出てきています。市の方でも、LINEであったりとか散らしであったりとか、そういうので分別品目を決めてお知らせをしている。そして分からないときには相談をくださいという形ですよ。なぜ身近で相談できる場所をつくらないんだろうかと。分かりませんか。身近で相談をしたくても隣の連携がないんです、衛生自治会としてのですね。一番身近なのは公民館なんです。公民館にはその自治会が全部入っているんです。その状況を吸い上げられて各公民館の今の環境行政の在り方、そういうのはその公民館として把握しようと思えばできるんじゃないのかなと。そしてその方々が市の衛生自治会の役員ですので、それを衛生自治会として活用をしていく。先ほどもありましたけれども、今回コミュニティ組織が大きく変わって

いくということで、私はその中でも期待はしているんですが、ただそういう組織になっているのかどうなのか、そういうところですね、非常に今まで何年もやられてきているんだけど、なぜそういう組織をつくっていかないのか。近くで全てが分かることができるんですよ。だって公民館には市の衛生自治会の役員がいるわけですから、分別品目等についてもそこが窓口になる。補助金の申請についても公民館の衛生自治会があれば、公民館を経由して補助金の申請ができる。自治会長は単年ですから、それを考えるとそういう組織をつくるべきだと思うんですけど、その点いかがですか。

○市長（下平晴行君） 協議の中でもその3地区とも環境美化に対する取り組みというのは重要視されております。それぞれの地区において環境美化活動を行う部が設置されるということで、公民館を中心とした地域コミュニティ、今は協議会があるわけですが、その中でも環境美化の活動についても協議を行っているということであるようです。

○10番（平野栄作君） 私もなかなか情報というのをもち得ていないものですから、今度のそのコミュニティ形成促進事業によって、どのような組織体系になるのかちょっと見えないというか、分からない部分が多過ぎて、ただ、今まで私も衛生自治会の役員もやらせてもらっております。そして公民館の役員もしております。私なんかも公民館の中で不法投棄のある場所、多い場所、そういう場所は大体把握はしております。しかし、今度は逆に、私が今自治会長ですので自分のところを見てみると、年数が経つにつれてやはり分別のちょっと「これ違うよね。」という品物が増えているんですよ。多分高齢化等によって、間違えるつもりはないんだけどたまたま間違えたというのものもあるんでしょう。だから、逆に言えば、そういうものを把握しようと思えば、今どういう状況なのか。そういうものをまず組織で把握して、「これは改善しないとイケないよね。」というものを市の衛生自治会、そういうところに持って行って改善策を練っていく、そういうものも必要だと思うんです。ただ、今市長が申されました環境活動について、これが含まれているのかどうなのか、そういう機能を持たせていくのかどうか、ちょっと不明ではありますが、そういう機能とかそういうものを持たせてもいいんじゃないのかなと思うんですけど、そこ単体でそれをつくれということじゃなくて、そういう窓口を公民館の中につくればいいわけですから、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 加入世帯数の減少や高齢化等により、維持管理ができなくなったごみステーションの管理や美化活動について、コミュニティ協議会がそれらの活動を補完することが考えられるところであります。活動内容については、各コミュニティ協議会にて協議をしていくわけではありますが、そういう取り組みをしていくことが、この協議会の大きな役割になるんじゃないかなということも考えているところです。

○10番（平野栄作君） これは、今後の大きな課題だろうと思っています。私は地域にいて一番思うのが、本当に自分たちの今のごみの出し方、私は議員という立場で担当課に聞くとかそういうことはできるんですけども、大抵の自治会の中で自治会長さんが一年で替わられる中で、「うちのごみって本当に大丈夫なのかな。」ということを思われている人もいると思うんですよ。で

すから、そういうものをどんどん吸い上げて、こういう方向に今なりつつあるなどか、そういうものをいち早く検証しながら改善ができるところは改善をする、そういうシステムを、もう難しくなくていいんですよ、簡単にできると思うんです。ですから、そういう形でしたいと、やってほしいと思うんです。というのが、袋で出されていれば名前は書いてありますから違反をしたらすぐ分かります。物だと違反シールが貼ってあって誰が出したか分かりません。この頃そういうケースが多くて、結局は自治会長が始末をするか、私は次の使送便で、「こういうものがありました」と写真付きで、次は、「これは一般ごみです」という形で出しているんですけど、やはり高齢化していくと、やはり隣のケースに入れないといけないのを別のケースに入れたとかそういうのもあるんでしょうけども、やはりそういうこともありますので、みんなが一緒になって違反したから駄目というのではなくて、「次から気を付けよう、みんなで気を付けようよ。」という意識を図っていければいいんです。監視員という形でごみ出し時に立てるようなところであればいいんですけど、戸数も少ないともう持つてくるのが、朝から晩までずっと自治会長がいるというわけにはいきませんので、できればそういうところの配慮を早めをお願いしたいんですが、市長どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほどおっしゃいましたように、そういう自治会での課題等をまずは出していただいて、そしてその中で先ほど言いました地域コミュニティ協議会等ができたときにどういう体制づくりをしていくのか、それは一つのモデルですので、そのモデルをどういう形でつくっていくかというのは、今おっしゃったような取り組みができればいいのかなというふうには思っているところでございます。

○10番（平野栄作君） いろいろ課題というかですね、去年はコロナ禍の中で一緒に会うということがまずできなかったということで、なかなか難しい場面もありましたが、だんだんと収束に向かいつつある中で、地域コミュニティは離れていてはなかなか形成はできないと。やはり近くでお互いに話をしながら、つくり上げていくものだと思っております。ですからこういうごみの問題、自分たちの直轄の問題です。生きていく上で避けられない問題をやはり地域で改善、改良できないのか、そういうものをお互いに知恵を絞るためには、やはり地域の中でそういう話し合える場、そういうものを市じゃなくて直轄のところで話し合える場を早期に形成していただきたいなと思っております。

それでは、早いですがけれども次の3点目に移ります。冒頭からごみが非常に多くなってきているというのを申し上げてきました。小学校関係は私よく行くんですけども、学校関係では環境学習、環境教育、そういうものが充実された取り組み、そして地域の方々と一緒になって、そういう実体験も踏まえながらやっている状況というのは、重々分かっております。しかし、一般市民、大人になってからの教育、教育というのかここがどうなんだろう、何かそういう場をやはりどこかで設けないといけないんじゃないのかなと。講習会をします、そういう案内があってもまず環境面とかいうことについては、なかなか参集が難しい状況であります。ですから、非常にここを今危惧しています。

まず、冒頭言いましたけれども、小学校、中学校においては、非常に環境学習については徹底してやっつけらっしゃると思います。その状況をお示しをいただければ有り難いと思います。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

心身の健全な成長のため、それから情緒の安定だとか感性の豊かさを育むために、美しい環境というのは非常に重要であるというふうに認識しております。

志布志市の教育行政におきましては、環境教育を重点施策と位置付け、持続可能な社会の担い手を育成するために、学校におきましては各教科等の学習と体験的な活動を関連付けて環境教育を進めているところでございます。

具体的な活動といたしましては、校内におけるごみの分別をはじめ、教示一帯での緑化活動、PTAによる親子環境学習、地域と連携しての海岸や神社、公民館の清掃活動、校区公民館の方々とともに地域の花植えを行うなど、学校内外で様々な体験的な活動を伴いながら、幅広く学習をしているところでございます。

また、ごみの投げ捨てが良くない行為であることについては、環境教育で学ぶことであると同時に、道徳科で学ぶ内容ともしております、道徳教育の視点から善悪の判断ができ、自然を愛護し、地域を愛する児童・生徒の育成に努めているところでございます。

このように、子どもたちが各学校で学習したことを地域の方々と連携、協力しながら、体験活動等を確実に実践することで、自然愛護や環境保全への意識は高まっていくと考えています。そのことが生涯にわたる実践につながっていくものと考えております。

○10番（平野栄作君） 私なんか公民館で一緒にごみ拾いをしたりという取り組みもしていて、児童の皆さんは本当に積極的にごみ拾い等もやっつけていただいているし、ボランティアと聞くと積極的に出て来ている状況もあります。だから児童の皆さん方については、非常にそういう環境教育学習が徹底されているにもかかわらずというか、一般社会人、これは全員が該当するというのではなくて、一部の良識のない方々がいらっしゃることは、もう確実なわけですから、こういう方々にどうやってこの環境の学習、こういうものをやっているというか、分かっただろうようなことをしていくのか、本当に難しいけれども、そこが市の役割じゃないのかなど。一方では、小・中学校ではそういう教育を受けていらっしゃるはずですが、でも年数が経って10年先にそれがそのまま実行されているか、それはちょっと分かりません。ただ、その地域、家庭、そういうものによってまた違うものだと思います。ですけれども、こういう教育を受けていれば、多分社会人になってもその是非というか、良いこと悪いことという分別はついていていると思います。ただ、忘れていらっしゃる方がいる。そういう方々がたまたま捨てていらっしゃる可能性もあるのかなど思っているところです。日本では、環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の第2条第3項において、「環境教育とは、環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう。」ということになっています。これが本当に子どもたちだけでいいのか、一般の大人は学ばなくていいのか、どうしたらこれがうまくできるんだろうというのを常に考えているところなんです。市長、今志布志市の現状は分かっ

らっしゃると思いますが、どうお感じですか。

○市長（下平晴行君） これはもう今議員がおっしゃるとおり、現状はそのとおりであるというふうに思います。

私が体験したことをちょっと話をさせていただくと、私になぜリサイクルに取り組んだかと申しますと、これはNPO法人ネットワーク「地球村」代表の高木善之さんの講演のテーマが「美しい地球を子どもへ」でありました。いわゆる資源のない国、日本、このようにあらゆるものを使って捨てていいのかということから始まっております。そうありますと、議員から話がありましたとおり、現状が次の子どもたちにどう影響を与えるのかという、そういう大人の方たちに環境の講演等を学習も含めてしていく、これはすごく大事なことじゃないのかなということをおもうところであります。

また子どもたちについては、昨日、一昨日ですか、「スポGOMI」という全国大会があったようであります。いわゆる1時間でテーマを決めて点数を付けて拾ってきたものの中で点数の高いのが1位とするということでありました。そういうふうに、大人と子どものそういう環境教育というのをしっかりしていくことも、我々行政の役割ではないかと思ったところであります。

○10番（平野栄作君） テレビをつけるとプラスチックごみが海に流れているというのは、常々報道されていますので、そういうことは重々理解はされているはずなんですけど、なぜそれを、自分から率先してやっている人がやらないような雰囲気づくりを、どうつくっていくのかしかなんじゃないのかなと。まず、そういう人というのは、学習会には来ないでしょうから。ただ、そういう良識のある人を多く育てていって、そういう方々が地域でそういう環境についてのことを隣人に話していく、そしてまた学校ではそういう形で取り組んでいらっしゃいますので、保護者の方々については一緒になってこの問題を考えてもらう、そういうことしかできないのかなと思います。

それで、私、シルバー人材センターにいましたが、平成19年に有明体育施設の指定管理を受けさせてもらいました。そのときに環境カウンセラーの窪健一さんと初めて会いました。たまたま会ったのが、ごみの写真をずっと撮っていらっしゃるといって、これって非常にいいなと思ひまして、まず有明総合体育館の壁面にあったものを全部取っ払って、フックを掛けまして、そこに全面窪さんの写真を掲示してもらおう。環境についてのコーナーを一つ設けたことがあるんです。これを作るときに考えまして、「窪さんは相当な写真を持っていらっしゃるよね。」と、そういうものをそういう公共の場に、ずっと展示というのはあれですけども、交代しながら出していく。また窪さんもいろんな形で被写体というか、ごみの撮り方の方向が違いますので、あれも相当評価はありました。

そしてもう一点が、ごみの不法投棄のある箇所に、花を設置したんです。全部ごみを片付けて、タイヤに一つか二つパンジーとか植えて、不法投棄というのは書かなかったんですよ、「きれいにしましょう。」か何かだったと思います。それをしたら何年間かごみはありませんでした。ただ、この取り組みというのは、10月以降じゃないと草が生えてくるものですから、それと今の気

候ではなかなか難しいかなと。というのが、雨が降らない時期というのはずっと降らないものだから、水やりが大変だということで、なかなかこのことも取り組めないんですが、私の経験からはそういうことをすることで、その箇所へのごみ捨てというのはなくなったと。ただ、最終年度に一番通行量の多いところに、その花の中に空き缶が捨ててありました。あれを見て非常に複雑な思いになったところなんです。これは余談ですけども、何かそういう取り組みをできるところがやっていくことによって、市と一緒にやってですよ、そういう環境を大切にしましょうという、自分の身近なところを大切にしていきたいと思いますというものを出していく、そういうことも必要ではないかなと思っているんです。

そしてもう一点が、今教育委員会等でやっている生涯学習講座を開設しております。そしてその中で、講座数は多岐にわたっておりまして、昨日の答弁の中で1,300名程度の受講者がいらっしゃるということでした。このような講座の中で、講座とは直接は関係ないんですけども、今市が直面している課題であったり、こういう環境の問題であったり、そういうのを1分程度でもいいから講師の先生と連携して、ちょっとその受講生に話してくださいとか資料を配ってくださいとか、みんなでちょっと考えてください、そういうことをやっていくことも一つの手法ではないのかなと思うところなんです。

市で何でも一から十やっても、なかなか人的な制約等もあって効果がない。しかし自分たちの周りを見てみると、たくさんの方が市のいろんなものを関連付けているんですよ。公民館であったり、衛生自治会であったり、こういう生涯学習であったり、これをしたときに何千という単位になると思うんです。ですから、まず一歩目からでしょうけども、そういう形で取り組んでいく方法も一つではないかなと思うんですが、その点、市長の見解をお願いしたいと思います。

○市長（下平晴行君） そういう生涯学習等々の活用というのもいいのかなと思ったところなんです。それから窪さんの写真展については、私も平成15年でしたか、アピアの方に展示をしていただきました。あれもすごく影響があるなと思ったところですので、そういう現状の写真の展示等も含めて、あらゆる提案をしていただいて、関心を持ってもらうような取り組みができないのか、内部でも協議してまいりたいと思います。

○10番（平野栄作君） 新たに作るというよりは、あるものを生かす、そういう方向で何か取り組めればいいなと思いますので、ぜひまた検討していただきたいと思います。

4番目の市内事業所との連携について、これも全く今の質問と同じ内容なんですけども、市内の事業者というのは、市内の事業者独自で環境面というか、ごみ拾い等を始業前に定期的に行っているところをお見掛けしたこともあります。そういう形で企業イメージを上げるというような意味からも、すばらしい取り組みであり、大変評価されるものだと思います。こういう形で事業者単体でも率先して環境美化等に取り組んでいらっしゃるところもあります。また今後SDGsに取り組む企業も増加してくることも推察されますが、このような状況の中で環境面の課題や現状を各企業と共有し、課題解決に向けての取り組みといったことはできないのかなというのを個人的には思っているわけなんです。というのが、各事業所におきましては、市内だけで

はなく市外からも通勤される方々もいらっしゃいます。そういう中で、不法投棄の状況であったり、誰というのは分からないでしょうけど、いろんな情報を市の方にもらうとか、そういう形で事業所とのいろんな形で付き合うことにより、事業所自体は1か所10人の従業員であっても、10か所、100か所となると何百人という形になりますので、そういう方々の情報、そういうものも生かしてく。そして企業がやっていることについても、また市としてバックアップを取っていく。そういう形もおもしろいのではないかなと思うんですが、市長、ちょっとこの部分については大変な取り組みになるとは思うんですけども、いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 事業者に対してのことですが、これは事業者への散らしとかそういうことも含めて、自らが、そういう取り組みをしている事業者も先ほどもおっしゃいましたように結構あるようでございますので、そのいわゆる事業者の責任者の方たちの関心があるところはうまくいっているわけでありますので、そういう関心のあるような取り組みが、どういう形でできるのかですね、散らし等も含めてお願いしていければというふうに思っております。

○10番（平野栄作君） 最初にやってほしいことが一つあるんです。というのが、自分の事業所の従業員の中で、ポイ捨てをしない教育というんですかね、これはちょっと曖昧な形なんですけれども、今農業法人等もたくさん出てきまして、田んぼ、畑等にたくさんの作業員が出ていらっしゃいます。その方々が全部というわけじゃないんですけども、ある一部です。そういう従業員の方だとまだ確定はしておりませんが、その従業員じゃないと言われるような方が、一定の箇所にごみを捨てていらっしゃる。前も質問したことがあるんですが、そういう状況もあるんです。ですから、私は自分のところの従業員が絶対ポイ捨て、そういうことをしない、そういう事業所というか、そういうものをつくっていただきたいというか、こういうのを願うのもどうなのかと思うんですけども、まずそういうところから協議を進めて、今ほとんどの方はやっています。ただ本当何%、1人か2人、そういう方々のおかげで企業評価が下がっていく要素も考えられます。ですから、こういうことをするとまた企業のイメージダウンにもなりますので、こういうことについて、今どこの事業所から出ているというのは分かりませんが、まず各事業所の中において、市としてのお願いとしてこういうことも盛り込んで協力依頼をしていってほしい。そう思っているんですが、こういう点についてはいかがですか。

○市長（下平晴行君） これは、いろんなそれぞれの部署で事業所との関わりを持っておりまので、そういう部署からのお願いと申しますか、先ほども言いましたように、散らし等も作って、一緒になってまちをきれいにしていきたいと思います、そういうことでは取り組めるんじゃないかというふうに思っております。

○10番（平野栄作君） 大崎町も一緒にこの分別には取り組んできて、なぜか今大崎町の方がクローズアップされているんですね。子どもが小学生のときの保護者の中には、今大崎町の役場の職員の方々もいらっしゃいますが、何か歯がゆい思いがしてですね、隣の市にしながら。こっだけやっているのに、市単位ですから再資源率も最終的にはちょっとばかり落ちてはいますけれども、我々も一緒のことをやっているわけなんですよ。ただ、もうちょっと何か取り組みを変

えれば、まだまだいい方向にいくんじゃないかと思っております。ですから、いろんなアイデアを職員の中からも出していただいて、一緒になって市だけが一生懸命になるんじゃないくて、先ほども言いましたけどほかの団体を巻き込んで、そういう形でこの環境行政をまた進めていっていただきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後なんです、市の衛生自治会の組織についてということで、私いつも不思議というか、先ほども言ひましたけれども、市の衛生自治会組織は、公民館の役員の方々で組織されています。私も今監事ということで拝命しておりますけれども、いろんな形で環境について活動を推進しているわけですが、今ひまわりの採種をやっていないわけなんですよ。市長はどう思われますか。今までずっとやってきていました。そしてひまわり券での交換もできていました。今ひまわりは採種ができないか、やらないかによって交換もできないという状況です。これをどうお考えでしょうか。

○市長（下平晴行君） ひまわり油については、やはりひまわりを植えて、そのひまわりの油を活用していこうということでございますので、それはそれとして良かったのかなというふうに思っておりますが、今後どういう形で、先ほどおっしゃいましたようにそういう環境事業をしていくのかと。この前も大崎町のSDGsの話がありましたけれども、実は、平成10年に志布志市は取り組んでいたんですけれども、今の東町長が助役のときに、志布志市のリサイクルのところにバスで来て、勉強をされたというのは記憶に残っているわけですが、やはり人が変わるとそういうふうにはリサイクル・環境美化をどういう形で進めるのかというのを考えると、なかなかまいなというふうには思っているところでありますが、それはそれとしていいんですが、やはり志布志市も何らかの形で、中身については品目については変わっていないです。ごみの問題については、私も生ごみを堆肥化したという流れで来ているわけですが、それと合わせて、どういう形で環境美化が全市民に伝わるかということの方が大事だというふうには思っておりますので、そこをひまわり油ということだけじゃなくて、市民全員で環境美化に対する取り組みをもうちょっとみんなで共有して取り組めばいいのかなというふうには思っているところでございます。

○10番（平野栄作君） 旧有明町時代からこのひまわり栽培には携わってまいりました。前は一町区画で迷路を作ったりとかいう形でやってきましたが、この10年の気象変動の影響で、多分3月に植えないと収穫はできない状況の気候になっています。というのが、私も去年やったんですけども、大風で倒れて全然収穫できませんでした。一つ私が考え方を変えたときに、一町の畑で何本あるのかな。何本ひまわりが採れるのかな。そして一町の畑に植えた場合は、収穫を手作業でするのは大変なことです、機械でしないといけない。そして、それは善意ある人の畑を無償で借りるとかしないと、採算性が合わない。いろんな意味でちょっと市長が言われる、もうやらない方がいいんじゃないかという方向になりますよね。そして今までも市役所の職員が、ひまわりを植えついたりそういう管理、そこまでやっていました。一部衛生自治会の方でひまわり部会とかあって、そこでやっています。では、考え方を換えれば、一町の畑で1,000本あったときに、各市内の衛生自治会に、じゃあ一人、一家庭3本ずつ植えてください。種は配布をしましょう。

だけど、この時期とこの時期に植えてください。そしてこれぐらいになったら、実を取って衛生自治会長さんが市の衛生自治会に持ってきてください。こうなったときにどうですか。市長。

○市長（下平晴行君） 自己責任で植えてそこに持ってきて、油にするということですから、大変効率も良くなるんじゃないかなと思いました。

○10番（平野栄作君） これは理想論ですから、このとおりにいくとは全く思っておりませんが、ただ、ひまわりは市花でもあります。そういうものを集落の中に、あちこちにひまわりが点在して咲いている、そういう光景を見るだけでも何か違うのかなと。そしてうまくいけば、そのひまわり油まで取れると。これは、専門の課長さん方がどう判断されるか分かりませんが、単純な発想ですよ。一町の畑を今借りると、借地料は何万円ですよ。そして種をまいたりとか作業料金、耕うんをして返さないといけない。相当な経費になるんですよ。昨年6反の畑でやりましたけど全滅でした。投入経費だけが10万円ぐらいかかります。それよりは、逆にひまわりを育ててください。そしてその過程を観察をしてください。そして最終的に実になったら市が買い上げるということはまずできないと思いますので、市のほうで生かしていく、そういう取り組みをすると、皆さんがこのひまわりというものに携わってくる。そしてまた環境というものを意識する、そういう方向になるんじゃないかなと思うんですよ。ですからこれができるのは、市役所では無理なんじゃないかなと。だから今ある市の衛生自治会をやはり切り離して、単独でこういう事業を模索、また新たにやっていく、そうことをやらないと、いつまでも職員がこれまでのことをやっていけば、多分ここまでも到達できないと思います。市長どうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 従来の衛生自治会は旧志布志町の場合、各家庭の大学生とかによる労働を使って環境美化をしていたんですね。薬を振ったりして。それを考えると、そういう衛生自治会の役割というのが、もちろん組織ですので考え方はこちらから強制はできませんが、そういうことを含めて取り組むことは、可能じゃないかなというふうに思ったところでございます。

○10番（平野栄作君） 確かに、前もNPO化を言ったんですけども、やはりそうすると人件費の問題とかいろいろ問題があるということで、結局はそのままずっと同じ形でやってきているんですよ。でも今こうなってきた以上は、何か抜本的な見直しをして、そこに特化したことをやるような団体を新たに立ち上げる、そこに経費を補てんとか、今ある分別報奨金を各単位のところを持っていつているけれど、それをそっちの運営費に回すとか、そこらあたりについては、またいろいろな根回しは必要だと思いますけど、そういうことをしながら市全体の環境行政を、市と同じ程度の活動ができる団体でもう一方でやっていく、そして新た発想で、また新たなことに取り組んでいく、そういうことも本当に考えないと、このままでは市の職員の担当課はどれも大変になっていくと思います。市長、早い段階で私は進めていってほしいと思うんですけど、見解をお願いします。

○市長（下平晴行君） 衛生自治会は独立した団体でございますので、衛生自治会としてどのような体制でどのような活動をしてきたいのか、していくのか、そこ辺りも考え方を聞いて対応してまいりたいと思います。

○10番（平野栄作君） 何か今の衛生自治会の運営を見てみますと、ほとんどが事務から市の職員がやっているということ、そして事業の企画から精算まで市の職員がやっている。だから衛生自治会として我々も何年来と参加させてもらっています。資料はたくさんあります。だけれども、何をやってきたか。環境学習部会では何回か環境学習会、そういうところに行ったこともあります。まだひまわり部会にもいますので、昨年は何もなかったという。だからこの組織自体も、今本当に必要とされる組織にしていくように方向を考えていかないと、ここの役員の皆さんも何か大変じゃないのかなと。ですから、ここの役員の皆さんも交えて、新しい衛生自治会の在り方、そして新しい事業の在り方、そしてその事務、そういうものについてどういうふうになれば、最小の経費で最大の効果が出ていくのか。そういうことをすぐ私はしてほしいけれども、なかなかすぐにできますということではないと思います。ですから、早い段階でこういうことも取り組んでもらって、できるだけ早く独立して、市と一緒に動けるような別個に団体というものを作っていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほども言いましたように、衛生自治会は独立した団体でございますので、衛生自治会としてどのような体制が一番いいのか、これは一緒になって考えてまいりたいというふうに考えております。

○10番（平野栄作君） 早口で分かりづらいところもあったと思いますが、私は今回環境面でいろいろと質問させていただきましたが、やはり時代の流れとか、今コロナ禍、そういう背景を受けていることも多分あるんだろうと思います。ただ、我々が生きていく上では、この地域の中でしかというと語弊がありますが、地域を母体として活動をしていかなければいけない状況にあります。この地域を汚すのも人、片付けるのも人なんです。だったら、片付けがいらないように、汚さないようにしていけばいい。そういうことを、もうここ何年もやってきてできない。だったら根本的にやはり一歩踏み込んだ形でやらないといけない時代にきているのかなと、悲しいですけどね。人間の良心に訴えていく、そういうことがまかり通っていけばいいんですけども、もうそういう時代でもない。だったら、みんな一緒になってそういう人たちの気持ちも変えていくような努力をしていく。そしてまた、みんなが一緒になってその環境について「志布志市って、本当にいいところだよ。」と言われるような環境をつくり上げていく、そういうものをこの時代に、我々の後を残していければいいのかなと思っております。なかなか難しい課題も多いですけども、今後また市長を先頭に、この環境行政についてはますます進めていっていただきたいなと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（東 宏二君） 以上で、平野栄作君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（東 宏二君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで延会します。

お疲れさまでございました。

午後4時02分 延会

令和3年第1回志布志市議会定例会会議録（第5号）

期 日：令和3年3月10日（水曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

鶴 迫 京 子

南 利 尋

市ヶ谷 孝

小 園 義 行

日程第3 事件の訂正について

出席議員氏名（18名）

2番 南 利 尋	3番 尖 信 一
4番 市ヶ谷 孝	5番 青 山 浩 二
6番 野 村 広 志	7番 八 代 誠
8番 小 辻 一 海	9番 持 留 忠 義
10番 平 野 栄 作	11番 西江園 明
13番 玉 垣 大二郎	14番 鶴 迫 京 子
15番 小 野 広 嗣	16番 長 岡 耕 二
17番 岩 根 賢 二	18番 東 宏 二
19番 小 園 義 行	20番 福 重 彰 史

欠席議員氏名（1名）

12番 丸 山 一

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 北 野 保
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 西 洋 一
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 假 屋 眞 治
税 務 課 長 吉 田 秀 浩	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 木 村 勝 志	保 健 課 長 川 上 桂 一 郎
農政畜産課長 重 山 浩	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
建 設 課 長 鮎 川 勝 彦	松 山 支 所 長 中 吉 広 志
有明支所長 小 山 錠 二	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 桑 迫 悟	農 業 委 員 会 事 務 局 長 小 野 幸 喜
教育総務課長 萩 迫 和 彦	学 校 教 育 課 長 谷 口 源 太 郎
生涯学習課長 江 川 一 正	

議会議務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 松 永 憲 一
調 査 管 理 係 長 毛 野 仁	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時00分 開議

○議長（東 宏二君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（東 宏二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、岩根賢二君と小園義行君を指名いたします。



日程第2 一般質問

○議長（東 宏二君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、14番、鶴迫京子さんの一般質問を許可します。

○14番（鶴迫京子さん） 皆さん、改めましてこんにちは。マスクを外させてください。会派、獅子と公明の鶴迫京子です。

今回の質問は、子育て支援についてであります。志布志地域の三角公園内の遊具移転のお知らせが記載された看板について、市民の方から問いただしてくれないかというお願いがありまして、通告しております。

三角公園の場所は、志布志地域の踏切付近にある八坂神社隣にある公園のことです。そこで、早速私も三角公園に行ってみました。看板が2か所、公園入り口と滑り台のある遊具の前にありました。その看板にこのように書いてありました。「遊具移転（予定）についてお知らせ。遊具施設の集約のため、令和3年度に三角公園内の遊具を大浜緑地公園アピア下に移設する予定です。志布志市産業建設課」と、このように記載されておりました。

それでは、この看板についてまず1点目です。「遊具施設の集約のため」と書いてありますが、集約とはどういうことなのか、具体的に内容をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 鶴迫議員の御質問にお答えいたします。

大浜緑地内の三角公園にある遊具施設を、来年度大浜緑地内のアピア下への移設を予定しております。アピア下では毎日のようにグラウンド・ゴルフや多くの子どもたちに御利用いただいておりますが、ゾーン分けをしていないため、利用者が混在している状況でございます。このことから4月からグラウンド・ゴルフの利用者の方々には使用エリアを移動していただき、子どもたちが遊べるスペースを確保するものであります。

その中で、アピア下の遊具は数も少なく、一つ一つが小さいため、子ども広場の充実を図る目的で、今回利用の少ない三角公園の遊具を移設するものであります。

また、三角公園付近には、同じ規模の遊具のある下小西公園がございますので、今後はこの公園の遊具を利用させていただきたいというふうに考えております。

○14番（鶴迫京子さん） 今、同僚議員から助言いただいたんですけど、三角公園と表現したのですが、担当課にもお聞きしますが、正しくは八坂公園なんではないでしょうか。通称が三角公園なので

しょうか。正式な名称があるのでしたら、それも加えて教えてください。

それと含めまして、市内には遊具施設が設置された公園がほかにもありますが、その公園の場所と遊具の種類をお伺いいたします。先ほど市長の方で、三角公園は利用が少ないので、今後は下小西公園を利用していただきたいという答弁がありました。それも含めて、そのほかの場所と遊具の種類をお伺いいたします。

○建設課長（鮎川勝彦君） お答えいたします。

三角公園は、大浜緑地が正式な名称で、大浜緑地内のゾーン分けのため、三角公園とかアピア下とか、香月下とかそういった言い回しをしているところでございます。

あと遊具でございますが、今回三角公園と同規模の木製のコンビネーションジムにつきましては、下小西公園に同じような遊具がございます。そのほかに13公園、建設課で管理しておりますが、8公園にいろんな滑り台とかシーソー、ブランコ等の遊具があるところでございます。

○14番（鶴迫京子さん） 正しくは八坂公園、三角公園は、そういうゾーン分けの言い回しということ、これから三角公園ではなくて、八坂公園ということ表現したらいいということ。

〔「三角公園でいいんだよ」と呼ぶ者あり〕

○14番（鶴迫京子さん） 三角公園でよろしいでしょうか。では、三角公園で質問をさせていただきます。

それでは、今お示しになりましたが、遊具が8公園あると、その中で3公園に同等の遊具が設置されていますよという答弁でありましたが、その答えは、先に市長の方からいただきましたが、利用者が少ないということを言われましたが、市長、利用者が少ないというのは何かカウントされたことがあるのでしょうか。まずそういう細かいところからお聞きします。

○市長（下平晴行君） 聞き取りでございますが、これは公民館長からでございます。まず、遊具移設は承知されています。二つ目に、志布志地域は高齢化率が高く子どもを見掛けない。3点目は、たまに高校生がいるぐらいである。4点目に、遊具の移設に関し異論はない。5点目に総会時に自治会長へ説明するため文書ももらいたい、とのことでした。それから、管理をしている中で、平日はほとんど子どもたちを見掛けないということでございます。夏休み等にはたまに見掛けるというようなことでございます。

○14番（鶴迫京子さん） 今の市長の答弁も担当課の答弁も、公民館長からの聞き取りということですが、よろしいでしょうか。

そしてそれは、全然数字的にカウントされたわけでもないし、下小西公園に対しても、公平公正な調査というか、聞き取りがなされましたか。街中にあるから下小西公園は利用者がいるとか、そういう想像でカウントしているのではないのでしょうか。そういうことで、公民館長さんとか、そういう方々の意見を集約して今答弁されていると思いますが、そういう方への聞き取りとかで、こういう事業を決定されたということは、市民は分かりません。そういう事業が今回の当初予算に載っているとか、そういう細かいことは分かりません。分かりませんが、利用している

のは若いお母さん方、そしてまた若い方だけでもありません。高齢者の方、孫を連れて来て、公園を利用しながら遊具の施設があるのでそこで遊ばせたりするわけですね。公園というのは、昨日できた公園ではないんですね。ずっと前からある遊具です。そして現にこのお願いをされた市民である若いお母さんは、子どもを連れて行きました。そのとき「5人ぐらい、同じように子どもを連れて遊ばせていらっしゃいました」ということです。その中には赤ちゃんを連れてお母さんもいます。そしてみんなで立っているその看板を見ました。大変ショックを受けたって、昨日までおとといまで、ここで遊ばせていた子どもたち、そしてまた今コロナ禍であります。憩いとか癒しを求めて、家にずっといたら、それこそいろいろなストレスとかいろいろなことがありまして、こういう風光明媚いなすごく広いところで遊ばせたいという思いで来ましたら、そういう看板が立っていたということで、すごくショックを受けられておりました。

もう一回お聞きしますが、そういう聞き取り調査でよろしいんですか。たった1人か2人か3人か10人か分かりませんが、担当課と質問通告の打ち合わせをしていて、そのときにお聞きしたら、その利用者とかそういう方の聞き取りはしていないということでした。それを今市長が答弁されました。利用者とかの聞き取りはされていないですね。もちろん、私に一般質問のお願いをされた方もそういう聞き取りがあったら、看板を見ても「説明があったので、そういうことか。」とある程度は事前にワンクッションあるわけですので、そのようにショックを受けて、私の方にお願ひということにはならないのではないのでしょうか。

○建設課長（鮎川勝彦君） 議員がおっしゃるとおり、個々の聞き取りは行っていないところがございます。ただ、利用状況につきましては、グラウンド・ゴルフ、ゲートボール等の利用に関しては、占用いたしますので、そういった利用状況で把握しているところです。

また、産業建設課の方で、公園作業員等が毎日トイレ清掃等にまいりますので、そういったときの状況等も聞きながら、今回の移設を決定したところがございます。

○14番（鶴迫京子さん） 公園を利用するのは誰ですか。志布志市民そして市外の方々、誰が利用するかということとは不特定多数であります。その中で、そういう移設してその公園から遊具を無くすというすごい大事な事案に対しまして、そこで利用しているグラウンド・ゴルフとかゲートボールとか、管理している公園作業員の方とか、そちらの方は万全に聞き取りがなされているみたいですが、それでは、その聞き取りされなかった方々のことは、一つも視点になかったのでしょうか。誰一人として取りこぼさないというのが、今、国、政府、それから自治体いろんなところでの施策の中の重要目標ではないですか。その今のことが、それに値すると思われませんか。

○建設課長（鮎川勝彦君） 不特定多数の方が利用されるために、なかなか聞き取りが難しいところではございました。また、一つの公園の利用者が求める多様なニーズに応えることがなかなかできない状況でございますので、今回は複数の公園に役割を分担するような形で、三角公園の遊具をアピア下へ、三角公園で今まで遊具を利用された方は、比較的近い下小西公園に同じような遊具がございますので、そういった利用をお願いするところがございます。

○14番（鶴迫京子さん） 行政は公平公正もですが、やはり平均的におしなべてどうするかとい

うところになりますね。その一人ひとりを取りこぼさないという視点というのが、すごく大事だと言われている中で、やはりそういうことに重きを置いて考える、それが集約化・複合化というようなことになろうかと思いますが、それでは、先ほどから堂々巡りになりますが、同じ遊具が下小西公園にあります。それが、三角公園と同じものがそこになった経緯というのは、利用者が少ないというその1点で、一応答弁されていますね。いろいろほかにもおっしゃいましたが、結局はそこではなかろうかと思いますが、それでは今度はおいておきまして、三角公園はある程度しっかり聞き取りして利用者がまあまあだった。では、下小西公園を一応調べたら、カウントしたら、そんなに多くなかった。一緒の利用率で初めてどちらにするかとなるのにもかかわらず、こちらだけを調べてというか、私の中では調べているということにはならないと思います、聞き取りにはなっていないとは思いますが、納得はいきませんが、そこを調べて少ないから、じゃあもうそこですよって、本当にそう決まったのか。しっかりそこそこを対比して調査してされたのか、議論があったのかお示してください。

○市長（下平晴行君） 議員のおっしゃることはよく理解をしているところでありますが、今回の移設計画は、先ほども言いましたけれど、公園の立地状況、それから駐車場の有無、それから遊具の利用頻度、それから防犯上の観点等を考慮して計画したということでございます。

あそこは私もよく通るんですが、いわゆる防犯上の関係を大変危惧をしているところでございます。行き止まりの市道であって、交通量が少ないということ。また、住宅地と公園が旧防波堤、鉄道ですね、遮断されているということで、公園が見えづらいということが挙げられるわけです。先ほども言いましたように、そういう樹木があるために、見通しが良くないということでございます。道路からも見通しが悪いというようなことで、港湾地帯からの緩衝帯として、またそういうことで樹木を切れないということでもございますので、そういう全体的なことを考えて、やはり集約した方がうまく活用できるんじゃないかというようなことで事業をしようということでございます。

○14番（鶴迫京子さん） 今、市長の答弁が私の質問の3点目になるのではないかなと思っておりますので、また今市長答弁されたことは、3点目でも私は触れたいと思っております。それで、聞き取りのことも2点目で質問するところが、もう今1点目のところで答弁がなされているみたいですので、それではもう1点ですね、最後ですが、この看板に書かれてありますよね、集約のためということで移設しますよと書かれていますが、集約とはどういうことだと思われませんか。

○市長（下平晴行君） それは、先ほど言いましたように、上小西公園もあるし、今移転しようとしているアピア下、そういうところで、うまく活用されているところに集約した方がいいんじゃないかという考え方でございます。

○14番（鶴迫京子さん） 集約とは、辞書を引きますと、「多くのものを一つのところに集めるということ。」と書いてあります。その字のごとくですね。一応、今公園のことは市長がおっしゃられたとおりであります。多くのものではないじゃないですか。ただ、2人乗れるブランコがあって、滑り台複合施設と合わせて2基ですね。その2基のものをアピア下の公園に移設する

ということですよ。そして、私から質問していますので、私から見ますと、それって集約かなと思いますよね。アピア下は、今度は2基が来たことによって増えますから、集約ということにはなりますが、その三角公園はただあったもの、それも本当に僅か2基しかないものを、そして耐用年数も経っています。そのことが集約というのにはならないのではないですか。やはり、いろんな今の答弁をお聞きしていると、一つの方向だけの視点というのをすごく痛感します。

それでは、もうそこは置いておいて、2点、3点目でいろいろ質問させていただきたいと思いますので、2点目に移らせていただきます。

先ほどの重複になりますが、2点目は看板を設置するまでの経緯と、その中で近隣住民や利用者の聞き取りをどのような形で行ったのか。聞き取り状況についてお伺いいたします、ということで、2点目で質問をしているわけでありましたが、もう1点目で答えていただきました。

市長は、一昨日の同僚議員の質問に対して、「現場主義とは何ぞやと、課長会などで伝えているし、ほかの職員にも常々言っています。でもその中でたまたまできないこともあったのではないかなと思っています。」と答弁されています。今回のことは、市民が何を求めているのかという、現場主義の視点が欠けているのではないのでしょうか。たまたまできないことだったのでしょうか。

施政方針でも市長は、「公共施設の維持管理については、志布志市公共施設等個別施設計画に基づき、施設の集約化・複合化に向けた実行性の高い検証を開始し、市民の皆様の理解を得られるように努めてまいります。」と述べられております。今回、近隣住民の聞き取りもなされずに、また利用者の声も聞かないで、即看板を設置し周知を図った行為は、市民の理解を得られる行為とは到底考えられません。事前に何らかのアプローチがあつてしかりではないのでしょうか。市長は常々「市民が住みやすい、市民目線のまちづくりを目指している。」とおっしゃっています。市長の見解をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 今おっしゃいましたそのことを含めて、看板を設置したということでございます。利用されている方からは、聞き取りということにはなかったわけでありましたが、そういうあるものをどううまく活用していくか、少ない予算で最大限の効果をどう出すかということも含めて、このことには先ほどから言いますように、関係課とそういう協議をしながら進めてきたところでございます。

事前に近隣住民、遊具利用者へ向けて、先ほど言いましたように看板を設置したということでございます。設置してから、市に公園利用者からの問い合わせが全然なかったというようなことから、先ほど聞き取りのことも言いましたけれども、全体的に見て集約という形でいいかなということでの今回のお願いでございます。

○14番（鶴迫京子さん） いろいろマスコミでは女性蔑視とかいろいろなことが言われて、男女共同参画の推進がなかなか進まない日本とか、そういう自治体でもと。そして鹿児島県内の議員のアンケート結果が、南日本新聞に昨日も出ていましたね、その前も出ていました。私も女性議員ですので、アンケートが来ました。全て回答いたしました。やはりいろいろなことが出てい

ました。そういうことも含めまして、一応この三角公園の遊具二つを移設する、集約化する、そのことに対しても、私といたしましてはそういう当事者、子育て中のお母さんとか男性の方もいらっしゃるのかも分かりませんが、そういう人たちの気持ちとか心とか意見とか、そういう思いを聞かないで、そういうことが簡単にぱっとできるということから、その看板の冷たさを感じました。立札というのは、曾野綾子さんの本にも出てきますが、立ち入り禁止の札というような看板というのは、すごく遮断するというようなことを受けます。本当に市長、そういう先ほど市民目線だと、公約ですので簡単にいつもおっしゃいますけど、本当にこれは真摯に考えられませんか。今市長になられています、市長がタイムスリップして、若いお父さんになられて、奥さんが子育てしてあの近辺に住んでいてですよ、日曜日、土曜日、そういうとき、先ほどの答弁では、子どもは誰もいない、利用者が少ない、少なかったらこういうお願いが私の方には届いていません。その方の悲痛な声というのは、志布志地域には議員がおりません。ですので、特に女性議員でもありますし、こういうことを問いただしてくれるのは鶴迫さんしかいない、ぜひぜひお願いしますという形で、ここに上っているんです。私は今回はコロナ禍で、行政の皆さんはいろいろ苦労されていますので、一般質問はしないところでありました。だけど、こういうことを聞きまして、そして自分も行かまして、「いや、これは一般質問しなければいけない。」と思いましたが、そちらにとっては、たかが三角公園の移設、それは計画に則ったものだというような考えがあるやもしれませんが、市長どうですか。市長に問いたいんです、このことは。

○市長（下平晴行君） 鶴迫議員のおっしゃることはよく理解をしているところです。今までアピア下の遊具等の活用について、いろんな依頼があったところでございます。そのようなことから、使わない遊具であれば、先ほど言いましたようにそういう活用をしていった方がいいんじゃないかという考え方で、今回この提案をしたところでありましたが、先ほど言いましたように、看板を立てて、その利用者からも問い合わせがなかったと。申し訳ございませんが、鶴迫議員には、何人ぐらい問い合わせがございましたか、ちょっと聞かせてくださいませんか。

○14番（鶴迫京子さん） 何人というか、伝えられた方と一緒に公園に行った方々です。それ以上は申し上げませんが、何人とかそういうのを、今この議場で何人て、現にお願いされて質問しているわけですよ。それ以前のことじゃないですか。行政の方が調べることはないですか。それって、反問権を使われたと思います、それは、このお願いをされた方は、議会中継を御覧になっていると思いますよ。私は一つも「今日質問するからね」とか、そういうことは一切しませんし、今までもしていませんが、そういう方は、またこのことを別な方も知っていらっしゃいますので、そういうお願いを私にされたというのを知っていらっしゃる方は、毎日見ていらっしゃるかも知れないし、どうされているか分かりません。でも、見ていなくても、後で何日か経って、1か月経って2か月経って、いろいろ議会だよりも出ますし、そういう形で目にされると思いますし、そしてその切実な願いなんです。それを利用がないよとか、本当にそれはもうずっと一つのテーマですので、もう3点目に入りますね。そうするとまた中身の内容でお話ができますので、それでは、3点目に入ります。

3点目、集約するメリットとデメリットであります。今回の当初予算に、遊具移設工事の工事請負費として170万円計上されています。170万円かけて移設されたアピア下の緑地公園のメリットとはどういうことか、市当局はどう捉えているのか。また一方では、移設することにより、滑り台付きの複合遊具とブランコがなくなり、遊具施設がゼロになってしまう三角公園についてのデメリットになるとはお考えにならなかったのか、先ほどの市長の答弁で三角公園に遊具があったり、公園の内容的なものです、その現状のことでデメリットの方をいろいろ述べられました。三角公園のデメリットをいろいろ述べられて、移設するんですよ、そういうこともあるんですよ、防犯上もということでありましたので、ここでしっかりお聞きします。そのメリットとデメリットをお聞かせください。

○市長（下平晴行君） 今回アピア下の子ども広場を充実させることにより、志布志駅横の多目的イベント広場の利用者や、アピアに買い物に来るお客様などで多くの方が集い、活発に活動できるにぎわいのある公園としてのメリットが考えられます。

一方、三角公園のエリアは、広い校庭のような広場とその奥には多くの植栽があります。ほとんどの利用は、高齢者がゲートボール場として利用されており、週末には大会等も開かれているようであります。また、校区公民館の運動会なども利用されている状況であります。遊具をアピア下へ移転することにより、多目的な利用が予想され、またこの公園には駐車場が無いことから、今後駐車場の整備を行い、イベント等に活用できればというふうに考えているところであります。このことから、デメリットは考えられないというところがございます。

○14番（鶴迫京子さん） 三角公園がなくなることをごどう捉えているのか、デメリットとしては捉えていらっしゃるんですね、そこをちょっとお答えください。

○市長（下平晴行君） 移転することについてのデメリットはないということでございます。

○14番（鶴迫京子さん） アピア下に移設して、にぎわいのある志布志市のまちづくりに寄与したいという思いであります。アピアで買い物をしたりとか皆さんがそこに寄り、一点に集中してそこで遊んだりできるということで、にぎわいの創出をそこでしたいということで、活性化を狙っていらっしゃると思います。それがメリットだ、多目的利用をしたいということで答弁がありました、三角公園がなくなることのデメリットはないと、もう断言しておっしゃいました。それは本当に市長が三角公園とか、その近辺にも住んでいらっしゃるし、その市民の目線とか、目線ではなくても市民の思い、そこに自分が住んだとして、そこを一生の中で利用する、いつも見ている当たり前の風景として公園があって、そして八坂神社も移設してきています。そして、前川がある、そういう堤防があって見えない、そのことが防犯上すごく危惧されるということでもあります。そのことがデメリットとして捉える人、それは人それぞれではないですか。多様化の時代、多様性の考え方があります。その遊具がありまして、そしてそこにいつも子どもたちがにぎやかにしているのが、活性化ですよということになりますか。遊具施設のない三角公園の景観の変化というのは、長年にわたる公園利用者にとっては、相当な思い出とともに消失するわけでありますので、そこにあって当たり前のものがない寂りょう感というか、大人にな

ってよそに出て行って帰って来て、「ああ、公園で遊んでいたな。」とかそういういろんな思い出にもひたるものがない。そこには、ぬくもりがある思い出とかいろいろなことがあるわけですね。そして、遊具施設がないことで、先ほどは、人が利用しないんだから遊具施設を除いて、そして防犯上見えないからって、私は反対の発想をします。そういうことをしたら、なおさら少ない利用者かもしれませんが、いるんですよ、現在。そこに子どもの声が聞こえたり、お母さん、お父さんたちの語らう声が聞こえたり、高齢者のグラウンド・ゴルフ、ゲートボールしながら、その方たちのふれあいもできるんです。してきたんです、今までそういうことも。もちろん運動会もありました。私も何回か参加しています、志布志地区の運動会。あの広々としたところですね。今、そういうことで自治会の未加入者とかいろいろなことで、公民館の運動会というのともうなっていくのだろうという思いがしています。その中で、反対にその遊具が無くなったら、運動会でも使っているじゃないか、グラウンド・ゴルフ、ゲートボールでも使っているじゃないかというような、そういう一つの方向だけの視点で答弁をされますが、もう少し違う視点も取り入れて答弁してほしいなど、市長ですのでいろんな隅っこの一人ひとりに目を向けて、まずは共感していただきたいなど。「ああ、そういう思いがあるんだよね。」と、そこに下りてきてほしいんですよ、市民は。それがあつたら、立札が立とうが何をしようが納得するでしょう。下小西公園に行くでしょう。そういう思いをいろいろされた方が行きますか。そして、また今コロナ禍で3密になってはいけないということで、広いところに行く、反対に広々とした公園に行きたいという人が増えているわけです。そして、市長は「入るを量りて出ざるを制す」と言われますが、その遊具を2基集約することで、その遊具の点検代とかはそういうのが一緒に集まるので、点検業者とかそういう維持管理をされる方は、もうそこにいけば集約されているので、ガソリン代も要らないし、いろんなことで経費は浮くのですか。そういうところはどうなんでしょうか。そういう計算的なことも含めて、そういう集約化・複合化ということも考えられたんですか。まずこの点検代のこととか教えてください。

○市長（下平晴行君） 内容については担当課長が答えますが、私はもう一つは、やはり子どもたちの安全安心ということであれば、同じところに集まって、そしてみんなが目が届くところというのも一つあるんじゃないかなというふうに思って、それが利用者からの問い合わせが何もないということやら、そういう聞き取りの状況等を踏まえて、そういうことであれば、やはり子どもを守るという観点からいくと、そういうふうに集約をした方がいいんじゃないかなというふうに考えたところでございます。

○建設課長（鮎川勝彦君） 遊具の点検につきましては、年1回全ての遊具を点検しているところでございます。委託料としては、令和2年度の実績で12万円ほどでございます。遊具の数で契約しているので、場所を移動したからといって、そんなに金額が変わるものではないと思っております。

○14番（鶴迫京子さん） 場所を移動したからといって、点検代とかそういう経費には関係ないという答弁といただきました。市民のニーズは多種多様化しているわけですね。そしてまた複雑

化しています。そういう先ほどの市長の答弁みたいに、ここに全部集めたら利用者がいっぱい増えて、そこがすごくにぎやかになるよということには、昔はそうでした。

〔「安全です」と呼ぶ者あり〕

○14番（鶴迫京子さん） 安全でしょう。だから、先ほどと市長との意見が違いますけど、反対に私は集約することによって、今度は安全でないところが増えると思います。行政も、そしていろんな近隣住民も、目が行き届かない死角になるわけですね、そういうところがかえって増えるということになると私は思っております、このことに関してはですね。そしてまた、アピア下の緑地公園にあのブランコと滑り台の遊具施設が設置されたら、今ある現在の遊具施設で、今でも象形遊具とかありますけれど、敷地面積が狭いですよね。それが現在のブランコも滑り台も移設されることによって、大変あの場所が手狭になって利用できる敷地面積が広がらない限り、そのところはどのような考えで計画されているのでしょうか。移設後の状況はどのように計画されているのでしょうか、お聞かせください。

○建設課長（鮎川勝彦君） 現在アピア下には、議員おっしゃるとおり小さい遊具がございます。毎日のようにグラウンド・ゴルフの方々を利用されておりまして、ちょっと子どもたちとグラウンド・ゴルフの利用者が混同しているような状況でございますので、今回グラウンド・ゴルフの方々に少しゾーンを譲っていただきまして、その譲ったスペースに遊具を設置する予定でございますので、子どもの広場としては、今回ちょっと広がるような形になろうかと思えます。

○14番（鶴迫京子さん） 今お聞きしましたが、グラウンド・ゴルフ協会との協議は、順調に進んでいるのでしょうか。立場立場によって、私も集落のグラウンド・ゴルフで補欠ではないですが、そういうので年に2、3回グラウンド・ゴルフを楽しむんですが、その場合ちょうど今おっしゃったところは、トイレの前に3コースぐらい取れますよね、そしてすぐその隣が、もう遊具が今置いてありますよね。本当に狭いところですよ。もう一回確認ですが、その狭いところを、今コースになっているところに設置するということですか。

○建設課長（鮎川勝彦君） グラウンド・ゴルフの協会は二十数団体ございますが、その方々には年間利用の際に、今回エリアをこういう形で子ども広場を造りますというお知らせをして、協会にも確認をして了解をいただいたところでございます。

遊具の場所につきましては、トイレの方には今コンビネーション遊具がございますので、どちらかというアピア側の方に寄せたような形で、少し離れたような形で設置を予定しているところでございます。

○14番（鶴迫京子さん） グラウンド・ゴルフを常時やっているわけではありませんので、そちらの立場というのが分かりませんのでお聞きしますが、そこに今度はアピア側のところの敷地に、その滑り台とブランコを持ってきて、そのまま三角公園のを移設して、子どもたちの遊具利用というのは、そのとき時間も何も予約して使うわけではありません。グラウンド・ゴルフはいろいろ予約したりするわけですが、グラウンド・ゴルフの試合とか、何とか杯というのが、もう毎週ではないですけど相当あるように聞いておりますが、そういう中で、片方では子どもたちが使う。

その子どもたちの広場の方は遊具が来て少し広がる、グラウンド・ゴルフ協会の方々ごめんなさい、ということになるということですよ。そうであっても、全体の敷地は一緒じゃないですか。そしたら先ほど市長がおっしゃるように、もっと反対に危険に、防犯上はそうかもしれませんが、反対に事故とかこのボールが飛んだりとか、いろんな意味でそこは違いますよと、境界線があったりしても、私みたいにどこにでも飛んでいくようなグラウンド・ゴルフのやり方をしていたら、反対に恐くないですか。そういうようなところにそういうのを持ってきて、そこを何か活性化して子どもたちみんな集まればいいという視点には、到底もう合点がいかないんですけど、市長、今度はその危険性というか事故性というか、それがなくてももう5年、10年前でしたか、アピア下の緑地公園内でのそういう子育て中のお母さんとかお父さん方が遊ばせていて、そしてグラウンド・ゴルフ協会の方々は一生涯懸命されている、そのことでいろいろあったことがあるんですね。もう大分前ですけどね。またそういうことの再現にはならないですか。

○建設課長（鮎川勝彦君） 現状では、グラウンド・ゴルフと子どもの遊具ゾーンの色分けのような形は取っておりませんが、今回遊具を持ってくるにあたり、プランターなり花壇なりで子ども広場とグラウンド・ゴルフのエリアを分ける計画でございます。

○14番（鶴迫京子さん） 何かかみ合いませんですけど、先ほどの市長の答弁で、三角公園の遊具を取って、そうすると防犯上あそこは大変危惧するような場所であるのでということではありますが、そういう場所であるから、そういうのを取り払うということは、私的には反対にマイナスな方にイメージされまして、変化していくような気がいたします。人もあまり、当局の答弁ですよ、「子どももいない、利用者が少ない、だから移設するんですよ。」と、そういうところがまた1年経ち、2年経ちしたら、都市公園ですよ、あそこは。都市公園の目的に沿った今度は市としての維持管理というか、施設運営がなされていないということにならないですか。防犯は、反対に暗くなって利用者もいないとなりますと、本当に移設すること自体の方が防犯上よろしくないんじゃないですか。そして、防波堤があつて見えにくいとおっしゃいますけど、ある人にとっては、いろんな人がそこにいらっしゃいますが、その方にとっては、あの防波堤があつて川が流れていて、近くに行って、遠景もですが、川の向こうに建物がありますよね、あれが見えてヤシがいっぱい立っていて、それはそれはすごい良い風光明媚な景色がいいところだなと感じる人もいっぱいいるんじゃないですか。今、桜が満開です。そういう広々としたところはなかなかないじゃないですか。そういうところに行って、ホッと憩える場所という、そして見渡すと横には八坂神社があつて、今神社は若い人たちのスポットになっておりますよね。だからそういういろんなことも含めて、価値観というのは一つではないということ、何かそういうことを心において施策に向き合っていただきたい、市民の声に向き合っていただきたいというすごい強い思いがありますが、いかがですか。

○市長（下平晴行君） 今、鶴迫議員がおっしゃったとおりです。あの公園はそういうものに活用していただく。そして駐車場もないということと、先ほど課長が、今子どもたちが遊ぶエリアをしっかりと造ると、区分けするということでも話がありましたとおり、今あるものをどう利活

用していくかということで、大変失礼ではございましたが、何人ぐらいから要請があるのか聞いたのは、言われなくて結構なんです、そういうことも含めて、私がお尋ねしたのはそういう考え方があったものですから、今そんなに活用がされていないものであれば、先ほど言いましたように、利活用できるアピアの下に持っていった方が、利用頻度が高くなるし、また子どもたちの遊び場としての活用もできるんじゃないかと。それからあの周辺をイベント広場というようなことも含めて、全天候型の施設等も造っていきますので、そういうものの活用を広くしていこうというのが今回の提案でございます。

先ほども言いましたけれども、あそこは駐車場がほとんどなく、道路に停めているような状況であります。おっしゃいましたとおり、花も桜の木もいっぱいありますし、そういう本来ある公園の活用の仕方、それにさせていただければ大変有り難いなと思っているところでございます。

○14番（鶴迫京子さん） それでは視点を変えまして、170万円の予算が移設工事に使われますね。そのブランコと滑り台付きのその遊具施設ですが、そこに設置されてからもう何年経過しているんですか。

○建設課長（鮎川勝彦君） 三角公園の木製コンビネーションジムは平成4年11月に設置しております。またブランコは、平成16年10月に設置しているところでございます。

○14番（鶴迫京子さん） 今お聞きしまして、その滑り台付きの遊具は平成4年ということは、もう近々30年近くなるろうとしているわけですね。それを移設してそこにちゃんと使えるようにするのに、170万円かかるわけですね。170万円かけて移設して、どれくらいまた使えると試算されているんですか。

○建設課長（鮎川勝彦君） 実際30年近く利用しているところでございます。木製の遊具の耐用年数というのは10年なんです、それ以上使っているところでございます。これは、遊具の老朽化を防ぐために毎年定期点検を行い、また消耗部品においては交換を行っているところでございますので、今後まだまだ長寿命化を図りながら、大事に使っていきたいと考えているところでございます。

○14番（鶴迫京子さん） 耐用年数が10年ぐらいのところをもう30年近く使っていますよと、それは毎年毎年の維持管理とか担当課の御努力があって、10年のものが30年近くになったというのは、高く評価いたしますし、ましてそれをまた移設して大事に大事に使っていくという、もう木製の遊具施設ならではのことではないかなと思いますね。でも、その遊具施設ということは、この頃はあまりお聞きしません、事故が多発しますよね、そういう維持管理がしっかり点検がされていない遊具のことでは、そういう事故が発生したりしますが、30年のものをまた大事にしていけますよ、長寿命化を図りますよというのは、やはり市長の「入るを量りて出ざるを制する」という、そういうところにもつながっていくのではないかなと、市民にとっては大変お金を大事に使うということでもありますので、両方感心させられることではあります、私としまして、このことを当初予算で見まして170万円の移設工事に使うのではなくて、三角公園の遊具施設は、もうそのまま使えるということの証拠を今答弁いただきましたので、利用者もいるわけですので

そこに置いて、そしてまた管理していったら、アピア下緑地公園に新しい遊具、移設するだけで170万円いるわけですので、簡単に考えたら、経費ゼロで170万円の新しい遊具をポンとそこに設置するというのも単純に考えたらあるわけですね。計算だけでいきますとですね。だから、そういうことも含めまして、新しい遊具を設置するという事は考えなかったのか。移設工事の経費である170万円に上乗せして、そしてまた増額して、もうどこにもないようなアピール性の高い遊具施設を設置して、その志布志市のPRに一役買ってもらい、そういう志布志市民だけの遊具施設ではなくて、志布志市のPRに一役買ってもらい、まちの活性化を図ることは考えられないか。大崎町といえばカブトムシというようなこともありますよね。遊具施設で有名になるような、そういう発想ですね。志布志市にしかない遊具施設です。外見上もそうですし、機能もそうです。いろんな意味で子どもたちがワクワクするような遊具、そういうオンリーワンの遊具施設の設置で、「子育て支援のまち、志布志」を市内外に知らしめる、そういう考え方には至らなかったのでしょうか。もっともっと時間をかけてこのことは検討すべきではなかったんですか。大崎町はカブトムシ、志布志駅にモニュメントをとという質問をしたこともありますが、そういう私の質問でも、市民もそう思っている方もいっぱいいます。「何かシンボルがないよね。」っていうことがありますので、「あっ、あそこはあんな遊具があるよね。」というような、あっと驚くようなワクワクするようなそれだけで人を誘客するというようなこと、遊具施設ということで、ただのモニュメントだったらシンボルでそれをただ見ても、あまりそのときは感動しますが、ではリピーターとなるとそこまではいかないとと思いますが、遊具施設ということで、市外から若年層の入り込み客の増加や、また関係人口の創出に一生懸命を入れていらっしゃると思いますよね。そしてそれをどうやってこうやってという、頭をいっぱいひねられていらっしゃると思いますが、いろんな角度でやらないとこのことは進まないと思うんです。だからたった一つの視点ではなくて、こういう遊具施設を移設するだけを、ただ身の回りの視点だけで考えると、こうなるから、ああなるからだけだと置いておいて、このことをどう生かすかとか、そういうことの考えには至らなかったですか。

○市長（下平晴行君） 鶴迫議員から素晴らしいヒントをいただきましたので、そういうことを踏まえて、今回全天候型のイベント広場も設置するわけでありますので、これは全課で内部協議をしながら、そういういわゆる生産年齢人口の方々が移住・定住していただくような取り組みをしてまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○14番（鶴迫京子さん） それでは、一番の本題と言いますか、4点目の質問に入ります。今回、子育て中のお母さんからの悲痛な声を聞き、三角公園に行きまして、公園の入り口と遊具施設の前に立ちはだかっている看板は、夕暮れ時の早咲きの桜の美しささえも、悲しく冷たさを感じずにはいられませんでした。子どもと一緒に公園に訪れたお母さんたちが、いつも利用している遊具が無くなることを、看板一つで突然に知らされたことに大変なショックを受けられた様子が、その現場に立ち、目に浮かびました。3人の子育て経験のある私も、同じ思いを共感することができました。市長は、共感することはできないでしょうか。まちづくりとしてアピアや志布志駅

前を中心に、子どもたちや若者、高齢者など市民の憩える場として、もっと活性化させたいという狙いがあると思います。そのことは十分よく理解できます。市当局の考える活性化の方法として、市の振興計画等に沿って進められていると思いますが、その進められる中で、市民に寄り添う市民目線の行政の在り方が問われているのではないですか。私は問われていると思います。

今回の事業目的に対しまして、予算の在り方を見直して再考することは考えられないか。公園や遊具を活用した子育て支援についての市長の根本的な考え方をお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 先ほども言いましたように、いわゆる子育て支援については十分考えております。その一つが、今おっしゃったようなことだろうというふうに思うわけではありますが、そういうことも含めて、私ども行政としては、やはり子どもたちの安全安心というの一番大きな目的でございますので、そういう目が届いたところでのいわゆる支援をしていくということに、大きな力点を置いて、取り組みをしてみたいということでございます。このことも人が集まり笑顔があふれる楽しめる公園ということを目指して、子育て支援の一つというような考え方で、今回こういう取り組み、提言をさせていただいたということでございます。

○14番（鶴迫京子さん） 市のトップリーダーであります。そして教育長も教育界のリーダーであります。そのリーダーが一番大切にすることというのをもう何十年も前にお聞きしたこともありますし、また私自身も思っていますが、全ては命を守るということではないか、そこに尽きると思うんですね。それで、その公園一つとっても、グラウンド・ゴルフ協会と協議中とおっしゃいましたが、グラウンド・ゴルフ協会の会員の方からもいろいろ意見をいっぱい集約されて、果たしてそういうような今のこの計画を、利用される方はいっぱいですよ。その幹部の方、いろんなそういう方はもちろん協議の中に入っていらっしゃいますので、いろいろ考えられますが、自分たちが自由にプレーできるということを心配しながらプレーしたりとか、そういう安心安全なところでプレーできる環境なのかということも、すごく今度はある意味子どもたちのことも心配になりますが、グラウンド・ゴルフをされる方のことも心配になりますよね、そういう同じ施設の中で、敷地面積は広がらない中で、そういう遊具施設が二つ増えまして、そしてまたグラウンド・ゴルフ協会の方々には、その3コースのそこが無くなるわけですので、また、向こう側の方にコースを取らないといけないということもありますし、競技上でも、やはりハラハラしながらしないといけないことになろうかと思えますし、一方、子どもたちは子どもたちでそういうことになる。そうなった場合、そのにぎわいが創出できるんでしょうか。どんどんそこが「ちょっと怖いよね。」とか、子ども広場のそちらの遊具を使う場合は、そういうふうになったりして、そういういろんなもろもろのことをきめ細やかにやはりシミュレーションして、そして協議して、そういうそこに関わっている方々がいらっしゃるわけですので、市は「こういう計画を立てましたよ、移設するので、じゃあどいてください」ということにも、結果的にはなったにしても、そこにやはり先ほどの聞き取りがなかったということも、そうじゃないですか。やはり市民の一人ひとりの意見を聞くということが大事ではないですかね。そしてその結果こうなりましたよというのを周知、報告する、情報発信するということ。知らないうちに、公民館長に聞きました、

こうなりましたって、どこにも何もするすべがないじゃないですか。「当局に言ってくればいい」、「苦情があったら担当課に言ってくればいい」とおっしゃいます。苦情はなかったということで、いつもそうです、いろんなことで。言えないですよ、そんなに。だから議員がいろいろいたり、そしてまた公民館長がいたり自治会長がいたり、いろんな方々がいらっしゃるわけですので、そこにやはり言いに行きます。直接市長に言う方は、もう皆無かも分かりません。ですので、こういう場を借りて言っています。

市長、最後の方で、ちょっと提案ではないですが、4点目の質問の中で言いましたが、どうですか、予算の在り方も含めまして、当初予算は提案されただけです。その中でもっとちょっと時間をかけて、全課でいろいろ考えられて、いろんな方の意見もお聞きになって、どうすればこの志布志市の子どもたち、まして市民の最終的には命を守って、活性化したにぎわいのあるまちになっていくのかということ、そういう小さなところからやはりコツコツと市長が寄り添って、やはり考えていってほしいなというのを、トップにはみんな望んでいるのではないですか。

○市長（下平晴行君） 都市公園として、機能ごとにこのゾーンを設定して、先ほども言いましたように、子どもたちが遊べるエリア、それから高齢者がスポーツをするエリア、そういうところを整備してそれぞれの安全性を確保し、そして公園自体をリニューアルするという手法で、地域の皆さんから親しまれる、愛される公園に整備をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（東 宏二君） 鶴迫議員、教育長にも通告があるんですが、時間がございませんので、角度を変えて教育長にも聞きたいことがあればお願いします。

○14番（鶴迫京子さん） 申し訳ありません。新教育長にこれから十分期待するところでありますので、しっかり今のやり取りをお聞きになって、この問題はちょっと教育とかそこはあれですので、感想なり、教育面も含めまして答弁をいただきたいと思えます。失礼いたしました。

○教育長（福田裕生君） お答えさせていただきます。

まず遊びということについての考えを、私なりの考えから述べます。遊びとは、子ども自身のやってみたいという動機から自発的に始まる体験的な活動であるというふうに捉えております。

公園での遊具を使った遊びにつきましても、子どもにとって楽しいだけではなく、遊びをしながら発達を助けてくれる、そういう効果も多分にあるかと思っております。基本的な運動能力の向上はもとより、親子でそれから友だち同士で一緒になって遊ぶことを通して、いろいろな発見や気づきが生まれたり、想像力も膨らんだりいたします。また、遊びを通してコミュニケーションの能力が向上し、マナーを含めた道徳心も育っていくものと考えているところでございます。

命を守り、育てるということが大前提でございます。そのことについては、先般の答弁でも申させていただいたとおりでございますので繰り返しません、そのことを根底におきながら、安全面の配慮は非常に重要であると捉えております。

例えば遊具でいえば、その維持管理を含めた施設そのものの安全性、それから周辺環境も含めた安全性、様々な面からの安全が総合的に確実に確保できてこそ、遊具を使った遊びが豊かに

なるのではないかというふうに考えているところでございます。

○14番（鶴迫京子さん） 今いろいろやり取りをいたしました、最後に教育長に一番大事な点を答弁していただいたなと思います。遊具施設、総合的な安全ということの配慮がなされなければ、その遊具施設も活用できないということになって、そしてまた子どもたちの知・徳・体もですが、いろいろな情緒的なもの、感性的なものとかいろいろなものを含めて、遊びを通じて培われていくということ、それを市長とのやり取りの中では質問をしませんでしたが、本当にそのことが一番言いたかったことであります。

市長、最後にもう9分しかありませんが、東日本大震災は、明日11日で発生から10年目となります。大津波で10歳を先頭に3人のお子さんを亡くされた遠藤さんという夫婦について、テレビ報道がありました。「亡き子どもたちと歩み進めた夫婦の記録」というテーマでしたが、市長は御覧になられましたか。

〔「見ていない」と呼ぶ者あり〕

○14番（鶴迫京子さん） それでは内容を少し申し上げますが、震災当日、お父さんは3人の子どもを家に残し、親戚の安否確認に行き、戻ったところ、自宅は流されていました。お母さんは、勤め先で震災に遭いました。その間、お父さんとお子さんたちと連絡がつかず、お母さんが家に戻った二日後に、お母さんは子どもたちが亡くなったことを知りました。いっぺんに3人の子どもたちを失った悲しさとともに、その現実を受けとめきれない葛藤の中、子どもたちの写真も長い間見ることができずにいた遠藤さん夫婦でした。しかし、震災から3年後の2014年に、自宅跡地に自費で木で造ったある施設を造りました。その施設は滑り台付きの複合的な遊具施設です。三角公園にある遊具施設にとても似ていました。中央には七色の虹が架け橋となって美しく描いてあります。遠藤さん夫婦は、子どもたちの笑い声の響く場所になればということで、「虹の架け橋」と名付けられました。10年経った今では、子どもたちだけではなく、地域の方々が集う場となり、遠藤さんの行動により子どもたちと地域の方々をつなげる虹の架け橋になりました。震災から10年経過しました。今もなお遠藤さん夫婦に寄り添い、3人のお子さんとともに支えてくれているのは、遊具施設「虹の架け橋」です。

このお話を今お聞きになられて、市長の感想をお聞きいたします。

○市長（下平晴行君） 私も震災の件では、いろんな過程の中で大変な御苦勞をなされた10年間というのを、ほかのテレビの放映でも見ておりますが、それは今おっしゃるように子どもが3人亡くなったということでは、心から、頭から消えない10年であっただろうというふうに思います。

そういう中で、その「虹の架け橋」という遊具ということでございますが、やはりそれを設置したのは子どもたちが小さい頃、そういう遊具を使っていたことを思い出すことも含めて、造られたんじゃないかなというふうに思ったところでございます。それは、それぞれの方々が大変な思いをされたというので、テレビでいろんな形で、角度で放映しておりますので、そのことについては重々分かっているところでございます。

○14番（鶴迫京子さん） 今市長の答弁をお聞きしまして、「分かっているつもりであります」

ということで、共感されたと思います。そういうことでありますので、やはり今日ある当たり前の風景も、当たり前の命も、明日と言わず今日も分かりません。それぞれみんなに生死不定はいつでもやってきますので、ぜひ数字だけにとらわれずに、そしてまたこの三角公園の移設ということで質問いたしました、ぜひこのことはもう一回全課で向き合ってそしていろいろな方々の意見をお聞きになって、もう一回考え直していただきたい、そこに少し時間を与えて、そして考え直してほしいというようなことを願いますが、私にではなくて、私は今日は代弁者として質問をしておりますので、その切なる願いで訴えられた市民の方に、このことに関して市長の生の声をお聞かせください。

○市長（下平晴行君） このことについては、先ほどから言いますように、あるものをどう利活用していくかということの前に、子どもたちの安全安心がありますので、このことはもう一回おっしゃるように全課でということでもありますが、そのことについては協議と申しますか、そういう方向ではいきますけれども、職員の皆さん方も、このことは皆さん聞いているわけでありますので、課長会等も含めて、協議だけはさせていただきたいというふうに思います。

○14番（鶴迫京子さん） 最後になりますが、あってはならないことですが、そういう移設した後に、小さな事故でも、もし事故とかそういうことがあったとしたならば、やはり教育委員会を含めいろんな課が関わってきます。そしてまたそこには、そういうことになった心の痛みというものに伴います。ですので、ぜひこのことは時間をかけ過ぎたということにはならないと思いますので、もう当初予算に計上するんだよということではなくて、ぜひ見直していただきたいと思います。

最後の一言ですが、見直していただけますか。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、「協議をしてみたい」ということで、よろしく願いいたします。

○14番（鶴迫京子さん） これで質問を終わります。

○議長（東 宏二君） 以上で、鶴迫京子さんの一般質問を終わります。

ここで、10分程度休憩いたします。

○
午前11時07分 休憩
午前11時14分 再開
○

○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

次に、2番、南利尋君の一般質問を許可します。

○2番（南 利尋君） こんにちは。南利尋でございます。昨今においては新しい生活様式が定着し、マスク着用が当たり前の時代になりました。「マスク美人」、「マスクイケメン」というような言葉も使われるようになりました。さみしいことに相手の表情が分からないことが、当たり前の日常になってしまいました。知り合いの方とすれ違っても、全く気付かず、スルーしてしま

い、後日お叱りを受けることも多々あるようになりました。私の場合、マスクをしていても大き過ぎるので、すぐに気が付かれます。毎日謙虚な姿勢で議員活動を行っておりますが、寒い日などマスクをして帽子をかぶり、黒いジャンパーを着ていると怖がられることがよくあります。解決策はありません。一日も早く新型コロナが完全終息して、マスクを外して送れる日常が戻ることを、毎日強く願っております。有明庁舎よりも演壇が高くなりまして、上から目線でものを語るような質問にとられると思いますが、謙虚な姿勢で質問させていただきますので、市民に分かりやすい答弁をよろしく願います。

それでは、通告書に従って質問させていただきます。本庁・志布志支所周辺の環境整備についてお伺いします。

令和3年1月1日より、本庁機能が志布志庁舎に移転しました。市民や本市を訪れる方々が、気持ちよく安全安心に利用していただくためにも、滑りやすい床や分かりにくい庁舎内組織案内図等の改善など、市民の声を反映した庁舎整備を行うべきではないかと考えますが、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 南議員の御質問にお答えいたします。

令和3年1月1日に庁舎移転を行い、ここ志布志庁舎が本庁となったところではありますが、庁舎移転にかかわらず、来庁される皆さんが庁舎を安全安心に、そして気持ちよく利用できるようにすることは大切なことだというふうに考えているところであります。そのため、不具合がある箇所につきましては、安全性・緊急性を考慮しながら、また庁舎案内図についても改善をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○2番（南 利尋君） 今年から、新しいまちづくりの拠点として、本庁機能が志布志支所に移転しました。市長は、「市役所は最大のサービス産業である。」と言われます。民間企業に例えると、本社が移転し、リニューアルオープンしたわけですから。玄関は会社の顔です。会社の玄関がきれいだと清潔感があると、企業全体に好印象を与えます。クライアントなどお客様が訪問されたとき、まず玄関という場所が印象を左右するわけです。玄関の環境が良ければ、おもてなしの心が伝わり、訪問者も良い印象を持っていただけると考えます。

庁舎2階の入り口のエントランスは、タイルの目に汚れやカビ、染みが付き、清潔感はありません。天気の良い日は灰やほこりが舞い上がり、雨の日は灰やほこりなどで滑りやすくなるのが現状であります。エントランスの横にあるスロープの壁も黒ずんで、全く清潔感がありません。車椅子で利用される方の視線は、壁の高さなので、2階に上がるまで黒ずんだ壁の光景が続くわけです。高圧洗浄機などで作業を行えば、現状とは全く違う清潔感のあるきれいなエントランスになると考えます。最近では壁の落書きを消したりできる高度な技術を持った業者もあります。おもてなしの心が伝わり、訪れるだけで気持ちよくなるようなエントランスにするためにも、洗浄作業などを早急に行うべきではないでしょうか。見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 屋外の階段やスロープの清掃については、清掃業務をシルバー人材センターへ委託しております。定期的に清掃を行っているところでありますが、排水溝が詰まる等の

不具合がある場合は、職員も対応しております。

しかし、高圧洗浄機を使った清掃は行っていないところでもあります。今後は高圧洗浄機を用いた清掃に取り組むように検討してまいりたいと思います。

○2番（南 利尋君） ぜひですね、今は本当にきれいにできる作業を行っている業者もいっぱいいらっしゃると思いますので、その辺を早急に作業していただくようお願いいたします。

階段の前に、今は「納税はこちらです」という看板になってはいますが、「滑りやすいので注意してください」と書いてあるんですね。あれは私が3年前に高齢者の方から相談がありまして、書いていただきました。市民目線で考えると、今の貼り紙は「滑りやすいので気を付けてください」なんですけど、これを市長がよく言われる市民目線から考えると、3年前から滑りやすいと分かっているのなら、3年間の間に滑らないようにしてもらえないのかなと思われるのではないかと私は思います。誰一人滑ることを気にしないで上がれるように、階段に滑り止めとか滑り止め用のマットなどを使用すれば、簡単な作業で済むと思うんですが、高齢者の方も一生懸命あそこを上って来られるわけですね。それで雨の日などで、もし仮に事故が起きた場合は、本当に一生懸命何か用事があって来られるわけですから、その辺もしっかりと対応していただきたいと思いますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 階段の滑り止め等につきましては、これまでも検討してきたところでもあります。滑り止めを設置したことにより、水が溜まったり、滑り止め自体に足を引っ掛けたりする可能性もあるため、これまで対応してこなかったということがございます。

今後、現状を再度調査して、新しい素材等、改善に向けて打開策がないかどうか、調査・研究をしてまいりたいというふうに思います。

○2番（南 利尋君） ぜひその辺の汚れとか、そういう危険防止のためにいろいろ調査していただいて、早急な対応をよろしくお願いします。

本庁が志布志支所に移転して、各課の配置が変わり、分かりづらいという市民の方々の相談が何件かありまして、担当課の方にお伝えしたところ、すぐ庁舎内に配置図を何か所も増やしていただきました。私が提案したいのは、外に掲示板があるわけですね。あの掲示板は意外と雨の日に、あの小さい文字を見られる方がいらっしゃるのかなと思うんですけど、あそこに大きい案内板を設置した方がいいんじゃないかなと思うんですね。例えば、デパートとかそういう商業施設に行きますと、入り口に全ての売り場の案内が書かれているわけですね。であれば、まず階段を上ってエントランスに上がった方は、そこの看板を見て、「何階に何があるから今日はあそこに行くんだな」みたいな感じで分かると思うんですね。掲示板は、いろんな本市の行政の大事なお知らせがいっぱい書いてありますので、それは雨の日でも見えるように、中の方にどこか場所をとって、掲示板は中に入れて、雨の日でもしっかり行政報告が皆さんに見られるようにしていただいたら、利便性が上がると思うんですけど、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 庁舎内の案内板につきましては、現在も掲示しているところがございますが、新たに3月中に本庁舎2階の正面玄関内の自動交付機の壁の位置に大きめの案内板と、そ

れから2階ロビーにデジタル案内板を設置する予定であります。それらも活用しながら、分かりやすい庁舎案内に努めてまいりたいと思います。

○2番(南 利尋君) そういう計画があるということで理解しましたが、今掲示板が外の入り口の右側にありますけど、あそこはいろんな貼り紙が貼ってあるんですけど、なかなか見づらいですね。だったら、あそこに大きい案内板を書いて、掲示板を逆に庁舎内の交付機の横とかに、こういうのが決まりましたとか、こういうのがありますみたいなのは、いつでも見られるように中において、外には、来た瞬間何階に行けばいいんだということで掲示するような方法が利便性が上がるんじゃないですか。見解をお伺いします。

○市長(下平晴行君) ただいま申し上げましたとおり、そのような案内板の設置の仕方をしていきたいというふうに考えております。

○2番(南 利尋君) ぜひ市民の方々が利用されるときに、少しでも思いやりの心の行き届いたような入り口にさせていただきたいと思います。

国道から庁舎の方へ向かってくると、屋上に旧志布志町の町章の跡がはっきり黒く残っているんですね。あれもすごく目立つわけです。5階部分の前の方も、結構黒ずみが目立ちます。市役所は志布志市の顔なんですよ。いろんなことで志布志市が紹介されるときは、必ず志布志市役所とかが出るわけです。汚れた顔ではやはりおもてなしの心も伝わらないような気がするんですね。やはり志布志市をアピールするためには、外観も大事な要素だと私は考えます。旧志布志町の町章の跡をしっかりと落としていただいて、5階部分の黒い部分には、有明庁舎にある志布志市というのがありますよね、玄関の上に志布志市と大きく書いてあるんですけど、ああいうロゴを貼り付ければ、あそこの信号のところから来たときに、すぐ志布志市というのが見えるわけですね。という、イメージも全く変わってくるわけです。そういうあの角に志布志市と入れるだけでも、誰も迷わず本庁はここだという、これからいろんな全国、もしかしたら世界の企業の方が志布志市役所を訪れる可能性もあるわけですから、そういう志布志市というマークを入れていただければ、見た目もすごいし、一番いいのはロゴのマークを金色で志布志市と入れれば、よくサブタイトルである、「きらり輝く志布志市」が、何もしないでもそのままきらり輝く志布志市を味わえるわけですよ。だからそういうことも、しっかり訪れる方々のそういう気持ちも踏まえた、そういう庁舎の外観もしっかり整備していただくことが大事ではないかと思いますが、見解をお伺いします。

○市長(下平晴行君) 旧志布志町章を外した後の留め具や黒ずみについては除去いたします。

なお、新たに志布志市という名称を設置することについては、既に庁舎には庁舎入り口に志布志市役所本庁・志布志支所という名称が設置されており、また市章もありますので、現在のところはこのような状況でいいんじゃないかというふうに考えているところでございます。

○2番(南 利尋君) その志布志市というのも貼り付けないのであれば、前から見てあの黒い部分だけでも、もうあれはどうにかしていただかないと、本当にもう大丈夫かなという感じになるので、その辺はどうでしょうか。

○市長（下平晴行君） 先ほど言いましたように、黒ずみについては除去いたします。

○2番（南 利尋君） よろしくお願ひします。

今度は庁舎の駐車場から見える場所や、文化センター駐車場から下りてくる歩道の両サイド、文化センターから市街地を一望できる場所など、竹などが生い茂っています。市街地を一望するところにおいては、子ども目線では竹が邪魔して市街地が見えない状況のところもあります。新たに本庁舎移転して、文化センターの駐車場の利用が増えたわけですね。であれば、あその歩道を歩いて下りてくるところも、しっかりと竹やそういう雑木とか雑草を除草していただいて、安全安心を確保して、景観もきれいなそういう場所にしていただく作業をしていただきたいと思いますと思うんですが、見解をお伺ひします。

○市長（下平晴行君） 庁舎裏の竹林や雑草については、年に2、3回程度山の上部と下部のせん定や草払いを可能な範囲で行っているところであります。山の中腹については、傾斜が急なため作業は行っていないところであります。木は保安林となっているため、伐採することができないということで、その他の部分については安全面や景観の観点から、優先度の高いところからせん定や草払いをして対応してまいりたいというふうに思ひます。

○2番（南 利尋君） 木とか植えた治山工事とかで、植樹祭だけは別ですけど、そこにツタとかが張ったり、竹が生い茂ったりするよう場所は、やはり志布志市を訪れてくださる方には、「えっ。」と思われます。毎日見れば意外と分からないものなんですね。やはり初めて来られる方は全てが見えるわけですから、そういうところも木を伐採してくださいではなくて、そういうある程度の保安全管理をしっかりといただければ、安心安全の点からも来訪者を迎えるおもてなしの心とかもしっかり伝わると思ひますので、その辺の作業も検討していただくことをよろしくお願ひします。

次に、志布志庁舎の特性を生かすためにも、志布志のまち、港が一望できる庁舎6階に位置する屋上部分に、市民や職員などが利活用できるテラスなどを整備する考へはないかお伺ひします。

○市長（下平晴行君） 志布志庁舎の屋上については、空調の機械室や室外機、エレベーター機械室それから雨量計などがあります。関係者以外がみだりに立ち入れない場所となっております。

平成30年7月の健康増進法の改正に伴い、受動喫煙防止の観点から、通常人通りのない屋上に喫煙所を設け、人の出入りを限定しているところであります。

議員御提案のテラスの設置については、開放された屋根を別に設けることとなり、面積次第では6階の扱いとなります。現在庁舎は、建築基準法上5階建てとなっております。屋上部分については、塔屋となっております。テラスの設置については、建物について建築基準法等を考へすることになり、現状では考へていないところであります。

○2番（南 利尋君） この件に関しては通告していたものですから、一応質問させていただいたんですけど、駄目なんです、これは。よく市長が言われるできるものとできないものがありますから、これはできない。ただ、私がなぜこれを提案したかといいますと、今職員の方々はIT機器でハードな仕事をずっとされているわけですね。一日中パソコンに向かったり何たりして、

本当に目の疲労がすごいと思うんです。最近では、「IT機器が増えると近視が増える」と言われているわけですね。例えばコロナ禍で学校の休校がありましたが、そこで小学生の視力低下が急増しているという報道があるんですね。やはり自宅のオンラインとか、そういうテレビとかゲームとか、そういうものをずっとステイホームでやっているわけですから、その短期間でも視力は低下するわけです。それが毎日市役所の職員の方々は、そういうのを朝から夕方まで、ずっと作業をしなくてはならないというハードな業務があるわけですね。そういうのを毎日やっているとどういことが起きるかという、近い距離での作業が続くと、眼軸が伸びて視力が低下します。大人でも眼軸が伸びる可能性もあります。眼軸は伸びて戻ることはないそうです。東京医科歯科大学の研究によると、自覚症状はなくても眼軸が伸びて眼圧が高くなり、緑内障へのリスクが高まるとのことです。奈良大学では3,000人を対象として、視力と認知症との関係性を調査した結果、視力の良い方は5.1%、悪い方は13%という認知症の結果が出ているということがありました。目から8割の情報が入ると言われており、視力低下が進むとうつになったり、不安が多くなったりする人が増えているということも報道であったわけですね。昨今では、豊かさや利便性だけを追求し、目へのダメージを全く考えていないわけですね。屋外で光を浴びる活動は近視予防につながり、ドーパミンも出るそうです。そう考えたときに、福利厚生観点からももう6階は駄目なんですよ、6階が駄目であれば、5階のベランダみたいなのがありますよね、あそこに椅子とかテーブルを置いて、職員の方々が本当にパソコンの前でハードな作業をされているわけですから、5階に上がる時だけはエレベーターで上がってくれみたいな感じで、ぜひエレベーターを使って5階で外を見て、遠方凝視でもしてリフレッシュして、また作業に戻って下さいみたいな、そういう福利厚生観点からも、やはり志布志庁舎の特性を生かして、遠くを見るということが私は大事だと思ったので、6階に付けませんかという提案をさせてもらったわけです。今、「8020」とかいろいろ数字がありますよね、それを「3つの20」というのがあります、20分に1回20秒以上20フィート、6m以上離れたところを見るという作業が視力低下、視力回復、目の疲労に対してすごく効果があるということが、この前テレビでやっておりました。そういう観点からも、5階のあの空きスペースに、執行部控室がありますよね、あそこから外に出て、5階で利用できるわけですよ、あそこで職員の方々が遠くを見るという作業ですね。できれば、どこか目の前のマンションの方に相談して、何かマークを付けさせて下さいみたいなのが一番いいんですけど、そこを常に見て、ぼやけたものがしっかり見えるようになったら回復しているわけですから、また帰って業務をされればいいわけですね。たまには市長室にそういうお客様、港湾の誘致企業の方がいらっしゃったときに、5階のテラスがあればそういうテーブルの席上でお茶でも飲みながら、あそこがおたくの工場を建てられる場所ですよとか、志布志市はこういうまちなんですよとか、そういう案内もできると思うんですね。そう考えたときに、福利厚生観点から、また、お客様を迎えたとき市長室だけへの案内ではなくて、現場主義と市長が言われていますから、現場を見てもらうためにもそういうものも設置するべきではないかと思うんですが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 6階にはできないということを理解していただきまして、ありがとうございます。また、職員の福利厚生まで気を付けていただいて、大変有り難いと思います。4階、5階を活用して対応してまいりたいというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） ぜひですね、執行部のこの辺にいらっしゃる方はあと何年か分かりませんが、今年4月に視力1.5で入って来られる方が、2年経ったら0.5になったとか、そういうのがないように、やはりしっかりした福利厚生の方からも対応していただけるように、よろしく願います。

次に、経済対策について伺います。新しい生活様式の中で、飲食店や宿泊施設を利用する人が激減しています。そこで、本市の飲食店や宿泊施設からの感染事例はないことを市内外に周知し、利用者への安全安心をPRすべきではないかと考えますが、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 新型コロナウイルス感染症が拡大し始めてから1年が過ぎ、ようやく日本でもワクチン接種が段階的に受けられるようになってきております。コロナ禍の状況も刻々と変化している中で、一方で長期化しているコロナ禍によって、経営時に影響を受けている飲食店や宿泊施設は数多くあり、市内の商工業事業者に対して市独自に経営支援に取り組んでいるところでございます。

令和3年度も引き続きwithコロナを見据えた経営の持続化を支援しながら、アフターコロナを視野に入れた地域経済の回復を目指して、様々な事業の計画をしているところでございます。

ワクチン接種の普及状況や全国的な機運の高まりを勘案しながら、事業を行う際にはSNSをはじめ多様な媒体を活用して、景気復興策の周知に努めると同時に、利用者への安全安心のPR方法についても模索して対応してまいりたいというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） 新しい生活様式で一番変わったことは、ステイホームが当たり前になり、飲食店の利用が少なくなったということですね。私もここ1年、飲食店ではなくて個人宅に呼ばれることが多いんですね。いろんな人に聞くと、アルコールは毎日飲んでいらっしゃるんですね。だけど飲食店は全く利用しなくなったという方がほとんどなんです。市内では3、4人の少人数の飲み会は、いろんなところで結構行われております。皆さんの中にも行かれる方がいると思うんですね。まだ、飲食店を利用してくださいというのは時期尚早だと思うんですね。だけど、少人数での利用というのは、本市もコロナ感染対策給付金を給付したりとか、固定費の何割かを補助したりとか、いろんな事業をやっていますよね、事業者、飲食店を助けようということ。飲食店の方々は、現在本市の飲食店から一人も感染者が出ていなくて、皆さん本当に感染対策を一生懸命やって、営業されているわけです。でも今の新しい生活様式の中では、もう飲食店を利用しないというふうになってしまったわけですね。であれば、「行ってください、行ってください」じゃないんですよ、私が今言ったのは。先ほど市長が言われたようにコロナワクチンが接種されれば、ある程度の収束が見込めると思うんですけど、今の段階で利用してくださいということを推奨するわけじゃなくて、商工会ともいろいろ連携を図っていただきながら、志布志市の飲食店、宿泊業の方からは一切出ていませんよということも、何かの形でアピールしていただいて、3、

4人の方はそういういろんな課長会とかそういうのもいろいろあるでしょうけど、そういうところでもどうせ家で飲むんだったら、少しでも経済のために飲食店の利用を促すような、そういう対策も今の段階で行うべきではないかと私は思うんですが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 市が啓発活動に利用している媒体で、市内向けには市報、行政告知放送端末、防災無線及び行政事務連絡員による自治会使送便があり、また市内外向けには、市ホームページ、SNS、MBCデータ放送、ケーブルテレビ行政番組放送があります。市が持つ情報発信ツールのほかに、商工会や特産品協会などと連携を図りながら、民間放送やラジオなどの活用をするなどして、気軽に飲食店に行けるような仕掛けができないか、または、その飲食店の方もしっかりとこの感染防止の対策をしていただいて、安全安心のPR方法についても検討してまいりたいというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） ぜひですね、大変な思いをして本当に感染症対策をしっかりですね、もう市長も何回か、もちろんこの1年間の間では飲食店を利用されたと思うんですね。皆さん本当に真面目に真剣に対策に取り組んでいらっしゃるんです。本当にお客さんはいないんです、実際に。生ものを仕入れても売れないという現状が本当にあるわけですよ。だからその辺をこの議場におられる方も、この議会中継を見ていただいている方も、飲食店の方は本当に一生懸命感染対策をしていらっしゃるよと、誰も行っていませんから。2人ぐらいの少人数で、不要不急は駄目ですよということを前提に、「今日はちょっと話があるから、夜飲もうか。」ぐらいの2、3人で飲むのはぜひ利用していただかないと、ただ市が固定費とかそういうものを出して、そういう補助をするだけでは、もうもたなくなっている事業者というの、いろいろ話を聞くわけですね。その辺の観点からも、しっかりとそういう不要不急は駄目です、大人数も駄目です。だけど、そういう何かちょっとした飲食の機会があれば、ぜひ市内の飲食店を利用してくださいということも、しっかり商工会と連携を図りながらやっていただくことをお願いしておきます。

○市長（下平晴行君） これは、いわゆる事業を継続していただくための支援もしておりますので、その反面、議員がおっしゃるように経済対策というのもしていかなければいけない。それは、国も4人以内ということでも示しておりますので、やはりその活用をしていくことも、一つの経済対策の浮揚になるのではないかと思いますので、これはまた課長会等でもお示しをしていきたいというふうに思います。

○議長（東 宏二君） ここで昼食のため、午後1時まで休憩いたします。



午前11時59分 休憩

午後1時03分 再開



○議長（東 宏二君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○2番（南 利尋君） ぜひですね、市内の飲食業、宿泊業の方々は、一生懸命感染症対策に取り組んでいらっしゃると思いますので、行政のできることを、民間のできることを連携しながら、少しで

も早く経済が活性化するように取り組んでいただくことをお願いします。

次に、新型コロナウイルス感染症による様々な影響を受け始め1年以上が経過しました。本市でも経済が疲弊していることを実感します。全市民に商品券を配布して、オール志布志で経済活動の底上げを図るべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、本市でも観光、運輸業、飲食業との商工業者等を中心に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていることは理解しているところでございます。

本市独自の令和2年度の繰越事業として、「コロナに負けるな！SHIBUSHIプレミアム商品券発行事業」を令和3年度に実施し、市の経済の起爆剤となるよう施策を講じているところでございます。

全市民に対して、市独自で一律に商品券を配布することは、市民の生活安定のための支援となり、結果として地域経済の活性化につながる手法の一つであるというふうに考えられます。ただ、この施策実施のためには、コロナ禍の中、最大限に効果をもたらすように、適切に判断をしていく必要があると考えておりますので、今後も調査・研究を重ねてまいりたいというふうに思います。

○2番（南 利尋君） 本市では、コロナ対策でほかの自治体よりもいろんな対策を、給付金とかそういうものに対して、本当に行政の熱い思いが市民の方々には伝わっていると私も感じております。ただ、新型コロナウイルス感染症による影響は、事業者だけではないわけですね。厚生労働省の調べによると、全国的に雇用調整助成金が従業員に支払われた企業は、大手企業も含めて3割程度という報道もあります。本市でも従業員、パート、アルバイトには、ほとんど支給されておりません。休業になっても何の補償も無い方も多くいらっしゃいます。農家でもコロナ禍で消費が低迷して減収になったり、サツマイモ基腐病が多発して減収になった生産者も多くいます。市長が施政方針の中で、「医療従事者の皆様をはじめ、保健所や介護従事者の皆様など、現場の最前線で献身的な努力をされていることに、心から敬意を表します。」と述べられました。そういう医療従事者、福祉従事者の方々には全く何も給付されておりません。私は本市が緊急事態宣言を出すような事態にならなかったのは、行政、市民がそれぞれの立場で感染対策にしっかり取り組んだ結果だと思っております。市民の協力が得られず、新型コロナウイルス感染症が市内で多発していたら、相当な予算が必要になったと思います。ワクチン接種が始まれば、コロナ禍も収束に向かうと思います。タイミングを見計らってスピード感ある経済対策を行うには、何らかの起爆剤が必要だと私は考えます。その起爆剤として、全市民に1万円分の商品券を配布するというなどの考えはどうでしょうか。例えば、本当に医療従事者、福祉従事者の方々は、私も付き添いである病院に行ったんですが、午後2時から4時までは発熱外来なのでということで、車の中で待っていますと、防護服を着てシールドを付けてマスクをして、車の中の方に検温をしたりしてですね、本当に危険の最前線で皆さんが一生懸命取り組んでいらっしゃるわけですね。精神的な苦痛もすごくあると思います。そういうの方々に対しても、市としての何らかのそういう

ものを行っていくべきではないかと思いますが、市長の見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 令和3年度は切れ目のない経済支援を行う必要から、令和2年度の繰越事業として「コロナに負けるな！SHIBUSHIプレミアム商品券発行事業」を実施いたします。商品券に関しては、まずその事業実施を全うしていきたいというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） プレミアム商品券事業も、本当に素晴らしい事業だと思います。経済活動に対してはですね。ただ、そこには誰一人取り残さないという観点からも、例えば低所得者とかそういうコロナ禍で収入が減った方は、なかなか1万円出して3,000円分のプレミアムを取りに行けない方もいっぱいいらっしゃるわけですよ。だから、その辺も踏まえて、コロナが収束、もうある程度ワクチンを皆さんが接種されたら、全体的に世界的にある程度大丈夫だなという、まして国の方ではオリンピックをどうするかみたいな話もありますし、そういう中でしっかりとタイミングを見計らって、低所得者の方々も誰一人取り残さない、そういう医療の最前線で、福祉の最前線で業務を行っている方々も、一緒になって経済対策の底上げを図る必要が、私はあると考えておりますので、またプレミアム商品券発行事業が終わりまして、そういうタイミングが来たら、またそういう事業もしっかり取り組んでいただきたいと思います。見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 令和2年度は、国の特別定額給付金事業があり、一人につき10万円を最初に給付したところであります。市独自で市民全体を対象とした生活支援策については実施しておりませんが、コロナ禍の中、地域の感染状況、経済状況等及び生活状況の動向を見極めるとともに、本市の財政状況を踏まえた上で、適切に判断していく必要があります。

令和3年度には、「コロナに負けるな！SHIBUSHIプレミアム商品券発行事業」を実施しますので、その際は商品券を購入して市内で飲食や商品の購入等をしていただきたいと思いますというふうに考えております。

今後も市全体で知恵を絞りながら、地域経済の活性化等を図り、このコロナ禍の難局を乗り越えていきたいというふうに考えております。

○2番（南 利尋君） ぜひですね、前向きな検討、誰一人取り残さないという観点から、そういう対策をしっかり行っていただきたいと思います。モノ、ヒト、カネが動かなければ経済は動きません。例えば事業者に対してだけ救済しても、人が動かなければ経済は回らないわけですね。そういう観点からも、人の動きを活発にし市内業者を救済するためにも、そういう何らかの新しい支援をタイミングを見計らって検討していただくことを要望しておきます。

次に、観光振興について伺います。第2次志布志市総合振興計画が策定され5年目を迎えます。計画内の事業の進捗状況をどのように捉えていらっしゃるか見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

第2次志布志市総合振興計画は、七つのまちづくりの基本目標とそれぞれの個別目標があり、施策体系ごとに指標が定められております。現状値に対する目標値を設定した上で、施策の推進を行っておりますが、総合振興計画前期基本計画に係る成果指標の各年度の実績の効果検証を行い、進捗状況等を把握するとともに、各施設の推進につなげているところでございます。

成果指標の中には、目標を下回っている事業もあり、また令和3年度は前期基本計画の最終年度でもあることから、施策実現の総仕上げに向け、全庁的に取り組みを加速させていく必要があります。本市の将来都市像である「未来へ躍動する創造都市 志布志」の実現に向け、令和3年度中に策定する総合振興計画後期基本計画に、その効果検証を反映していく必要があると考えております。

○2番（南 利尋君） 進んでいるものも進んでいないものもあるということであれなんですけど、私は、一番大事なことは何かと言いますと、全体の絵が無いんですね。例えば何の事業をするにしても、とりあえずイメージ図というのがあるわけですよ。例えば、分かりやすくいいますと、この前PFI事業でパインウエーブ香月がありましたよね。あのときの全協における説明では、ちゃんとした図があるわけですね。こういう建物を造って、周りにこういうものを置きたいな、それで説明を受けると、こういう建物が建つんですねということがはっきり分かるわけです。例えば、ダグリ岬の整備とか歴まちの計画書とかいうのは、イラストだけはあるんですけど、全体の絵が描かれていないわけです。例えば、「市長はこの先どういうまちづくりをしたいんですか。」ということの質問も何回かありましたが、その絵があれば、

「こういうふうにして、こうしてここに何を造る計画をしているから、これの仕事を進めます」という話をされれば、「そういうことをやるんですね」という話になるわけですよ。振興計画も、例えば何年後にはどうなっていますとか、こうなりますとか、そういう誰かが予想して書いているような現実味のないような振興計画ではないかなと、私は思っているんですね。例えば、そこに志布志市役所の本庁がここに来ました、香月線のインフラ整備が終わりました、じゃあここに若者たちの買い物をするようなそういういろんな商店街を造ろうと。上町は昔ながらの商店街だから、ここは志布志市の特産物を食べられるお茶所、高齢者の方が団子やあんみつを食べるような場所とか、若者がスイーツ的なものを食べる場所とか、そういうオリジナルの商店街にしようとか。例えば香月線は、いろんな商業施設を誘致して、若者にあつたショッピングの場所を造ろうとか、そういう全体的な絵が紙一枚書いてあれば、あまり難しい説明をしなくても、志布志市のイメージができると思うんですね。そういうものをしっかり作っていけば、そこから私は何か生まれてくるような気がしているんです。

例えば、今私たち潤ヶ野地区は、地域コミュニティ促進事業のモデル地区として、一生懸命活動していますが、そこで営農センターの下に何を造ろうかって若い人を集めて、「皆さん、絵を描きましょう。」と絵を描いたんですね。そうすると、ここにブランコがあつて、ここにトイレがあつて洗い場があつて、一番下にキャンプ場ができるような施設があつてみたいな絵を描いたわけです。それによって、すぐ計画ができて、現在それを造るためにも、今県の方や市役所の方々にいろいろ勉強をさせていただきながら、もう聞き取りを何回かやらせていただいているわけです。そうするとすぐその事業が目に見えているわけです。いくらこういう振興計画、何計画って、本当に一生懸命僕も何度も読ませていただきましたが、なかなか全体像が見えてこないわけです。だから、全体像をしっかり確立するためにも、そういう未来予想図というものをしっか

り策定すべきではないかと私はと思いますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） これは、総合振興計画の中には、それを実際これからしていこうということであれば、これはしっかりと図面ができるわけですが、その中に入っていないということは、まだ未定的なものであるから載せていないということでもあります。

○2番（南 利尋君） だからそれを、ものには順序というものがあると思うんですけど、まずイメージをして、全てを描くということは大事だと思うんですね。例えば、このダグリ岬整備振興計画ですよ。この中には造ってもいいのに、こういうようにあるわけですよ、何か砂浜にカフェを造ろうとかですね。これがあれば、こういうところにこれを造るということは、こういう計画だなということは分かっていくわけですね。だけど、現実味のない絵しかないわけです。これはまた後で質問させていただきますが、こういうものが、まち全体のものがあって本庁舎があって、有明地域、松山地域、山間地域そして中心市街地というものの、例えば今「チョイソコしぶし」もありますが、そこのバス停がこうやって公共交通網がこうやって結ばれるとか、そういうものを先に描かないと、何にも見えてこない。志布志市が誕生して今15年目だと思うんですけど、そこにあってもまだ何ができるか分からないということになっているわけじゃないですか。これではいつまでたっても、また10年経ったら、新しい総合振興計画を立てましようか、じゃあ何とかがあると思いますとか、何とかになっていますで、もうずっと繰り返して、そのうちに若い世代の方々は、何も変わらないんだなということになっちゃうと思うんですね。だからしっかりとビジョンを組み立てるには、そういうしっかりと描いた、それができなくてもいいわけじゃないですか、簡単にダグリ岬周辺整備事業について前に市長に質問したときに、「別にこれはやらなくてもやってもいいような事業ですよ。」という意味の答弁があったわけですね。だから、これを描いたから絶対やらなきゃ大変なことになってしまうということではないんじゃないですか。現状では、こういう計画を立てていますよということを、しっかりと市民の皆さんも知れば、「ああ、こういうところにこういうのができるんだな。」という話になるわけですね。そういうイメージ、未来予想図的なものも作成する必要があるんじゃないですか。見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 市の総合振興計画は、目指すべき明確な将来の姿とその実現に資する政策をまとめ、新たなまちづくりの指針となり、総合的かつ計画的な市政運営を図るための市の最上位計画であります。総合振興計画の基本構想は、第1章に「まちづくりの基本理念」、第2章に「将来都市像」、第3章に「まち構造の方向」、第4章に「まちづくりの基本目標」、第5章に「基本構想の体系」を設定しているところであります。基本構想は、将来都市像とまちづくりの理念を明らかにするもので、期間を10年としているところでございます。

なお、基本計画については、基本構想を実現するための施策の内容を体系的に示すもので、令和3年度中に令和4年度から令和8年度までの5か年の後期基本計画を策定することになりますので、そういう目指すべき明確な将来の姿としての施策をまとめて、策定をしていくという考え方であります。

○2番（南 利尋君） 市長の答弁でよく分かるんですが、例えばそれを市民目線で考えるなら

ば、第1章から第4章まであるわけですね、今これを読んで、トータルしてこういう図面になりますよというような、そういうお示しをさせていただいてもよろしいんじゃないですか。常にイラストとかそういう部分部分の、これは一つ一つの施設は写真であります、全体的なものを市民の方が手に取ったときに、駅の周辺にはこういう何かドームができるんだねとかいうような、有明庁舎の横がどうなるんだねとか、そういうものもしっかり絵を描いていただくような場面はどうですか。パインウェーブ香月でも何でも、図面があれば説明できるんですよ。市長がこれから何をやりたいかというのが、はっきり明確に市民に伝わるわけですよ。そういうのも必要ではないですかということなんですけど、どうですか。

○企画政策課長（西 洋一君） 総合振興計画につきまして、先ほど市長の方から説明がありましたが、補足して説明をさせていただきます。

まずもってこの計画の大きな体系といたしまして、基本構想というものがございまして。基本構想の体系といたしましては、まちづくりの基本理念、それから将来都市像、それと七つの基本目標、この体系につきましては、平成29年から令和8年度までの10年間、この期間での基本構想ということで、平成29年の議決案件ということで、議会の議決をいただいているところでございます。

その大きな基本構想の下で、その下に基本計画というのが前期5年、後期5年というものがございまして。基本計画につきましては、施策、いわゆる基本目標を実現するための方策という形で、それぞれ施策をぶら下げているところでございます。例えば志布志港の整備であったり、生活道路の整備、担い手の育成確保であったり、観光資源の整備、そういったもろもろの施策というものを、それぞれの基本目標の下にぶら下げて、その施策を実現するために個別の事務事業というのがございまして。その事務事業を各課が実施して、施策の実現に向けて取り組んでいるというところでございます。

また、議員が御指摘の観光振興等につきましては、その施策の中に観光振興に係る事業がありますので、それをまた個別に、例えば観光振興計画であったりとか、それぞれの専門分野での個別計画に基づいて、事業を実施しているというところでございます。

○2番（南 利尋君） それはもう十分理解しているつもりなんですけど、例えば、私が思うに、国の方針とか政策で、こういう総合振興計画を策定しなければいけないわけですよ。でも一つだけ医療福祉関係とか、保険関係とか、そういう防災関係とかと全く違うのは、まちづくりには法律の範囲では自由なわけじゃないですか。そこはつくらなきゃいけないということなんですけど、理想的なまちをつくるには市長をリーダーとした市民がみんなで作っていくわけじゃないですか。そこに基本構想がうんぬんかんぬんというのは、もちろん法律に則ってできているわけですから、こういうものが。であれば、あとは市長が言われる市民目線でそういう絵を描くというのは、それは作業以外に大事なことなんじゃないですかね、どうなんですか。

○副市長（武石裕二君） 堂々巡りになるかと思っておりますので、まずこの質問の趣旨が、総合振興計画を指していらっしゃると思いますよ。とした場合には、そういう説明なんです。いわゆる鳥か

ん図とかというのについては、各分野分野、先ほどから何回も市長も企画政策課長も答弁しておりますので、それについてはまた別途分かりやすく、各観光振興計画の中には出していますよね。そういう形で、それについてはまたそれぞれ鳥かん図なりに出てきますので、そこについてはその分野分野で協議をして、分かりやすく示していくということになりますので、これは質問の趣旨からいけば、今の答弁しかないと思いますので、御理解をいただきたいと思います。

○2番（南 利尋君） 分かりました。質問も堂々巡りになってしまいますので、次にいきます。だから私が言いたいのは、観光振興についてお伺いした中での、この総合振興計画の観光分野もあるわけじゃないですか、この中にはですね。例えばそこに対して具体的なものが見えていないから、今の段階では令和3年度にまた見直しが見られるということで、今計画をされておりますし予算も出ていますし、計上されていますよね。その中で、例えば若者の観点からも、しっかり一生懸命志布志市で仕事をして、志布志市で遊んで、志布志市で買い物をしてみたい、そういうイメージのものも、しっかり入れていかなければいけないんじゃないかなということなんです。だから、もちろんこの総合振興計画に基づいて全てが流れていくと思うんです。観光でもいろんな整備事業でも流れていくというのは、それは私も理解しているつもりなんです。ただそこに、だから何を私が言いたいかといいますと、若者も一生懸命まちを変えたいということを思っているんです。だからそこがこの振興計画の中では、なかなか伝わらないということを私は今回質問させていただいているんですが、この振興計画が悪いということは一切言っていませんよ。このとおりで進めていくわけですから。この振興計画の前に全体的なイメージしたものを作っただけませんかという、そういう質問をさせてもらっているわけですけど。

○市長（下平晴行君） これは、それぞれの事業でいわゆるその資料には掲載をしてありますので、南議員が何を言われるのかというのはよく分かっております。ただ、そういう行政がやる計画の策定の方法では、そういう作り方が一番望ましいということで、これは国に基づいた資料づくりをしておりますので、そこは御理解いただきたいなと思います。

○2番（南 利尋君） 理解しました。できれば要望として、そういう全体の見える未来予想的なものを策定していただければ、いろんな方がこの計画書をとったときに、もっと分かりやすいものになると思いますので、その辺はよろしくお願いします。

大分時間も迫ってまいりましたので、どこを言っているか分からなくなっただんですけど、例えば歴まちづくりについてお伺いします。歴まちづくりのは今の説明で理解したんですが、歴まちづくりのビジョンというのが策定されたわけですね。この令和2年度からそういう事業計画が立ったということであるんですが、これは私嫌味でも何でもなくて、ただ私の感想として国がそういう歴まち事業を推進するようになった、そこで、いついつまでに計画書を策定して提出してくださいという、そこに対象になれば補助金がありますよみたいな感じの、そういう流れの急いで作られたような感じ、僕はどうしてもそういう思いがして何回も読ませていただきましたが、そういうふうに私は理解しているわけですね。具体性がないというのは、もうそういうことなんです。例えば、行政が事業を提案するときには、もちろん費用対効果と市内事業者に仕事を創出す

るというのも大事なことだと思うんですね。だから、これをやります、あれをやりますでは、なかなかその予算はどうするんだということになってしまおうと思うんです。いろんな観点から考えると、この計画の中でもいろいろ全課で取り組んでいらっしゃる計画書もあるわけですね。その中で例えば一つ一つ挙げると、さっきのことと一緒にになるので全体的なイメージが、私この計画書とか上位にあるそういう基本構想を読んだときに、なかなか全体像が見えてこないんですね。例えば簡単に言いますと、志布志城の歴まちを散策しますということになったときに、私がイメージするのは入り口と出口の付近には、散策をされた後に疲れてお茶を飲むようなところとか、そういう飲食のエリアを設けるとか、駐車場付近には、せっかく志布志市に来たんだから、そういう特産品を買って帰ろうみたいなエリアがあったりとか、そういうものというのは最初の事業を計画するときに、私は基本構想と計画というのは、一対でできるような気がするんですね。そこから市民のまちづくりのプロというのは、常に一つだけ必ずやることがありまして、まず市民の意見を聞く、それで2番目に職員の意見を聞く、3番目に企業の意見を聞く、それがまちづくりのプロの基本なんですね。それが、市民の声をしっかりと把握しないで、また職員の方々の意見がはっきり通らないで、そういうのが計画された場合であれば、現実性がなかなか見えてこないような気がするんです。やはり費用対効果を考えたそういう事業をされるのであれば、もっとしっかりとした明確なビジョンを、これには10年計画というようにちゃんと記載されていますが、こういうものでももちろん進んでいくというのも分かりますし、もっと具体的なことを計画するべきではないでしょうか。見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） これは、費用対効果を求めるものとそうでない事業があるわけです。特に歴史のまちづくり事業については、先人たちが培ってきた歴史遺産、これはしっかり守っていくという我々の役割があるわけですね。ですから、今議員がおっしゃったようなことは、全体的にそれを言ってしまうと、事業そのものはできなくなってしまいます。ですから、費用対効果が求めるもの、そうでなくて、やはり行政がしっかり守って事業に取り組むというものに分けられるということになります。

○2番（南 利尋君） 市長のおっしゃることはよく分かるんです。例えばですね、私の解釈は、令和3年度当初予算で、志布志麓庭園整備事業に8,024万8,000円が計上されているわけですね。主な財源が、史跡保存整備事業補助金が3,996万2,000円、ふるさと志基金から4,028万6,000円となっています。整備事業が完了すれば、保全、維持管理は、ふるさと志基金や一般財源で賄わなければならないわけです。私はそういうふうを考えるわけです。そのような観点からも、ただ事業をどうのこうのってもちろん大事なことです。今、市長が答弁されたことも私はよく分かります。でも、現実的にはそれを維持管理していく、例えば麓地区を散策する方には、協力金としてでも入場料を300円いただくとか、そういういろんなことを考えていかないと、ただ一般財源とふるさと志基金だけで、それを維持管理していくことは、今もそういう予算に対しては、いろいろ工面されているわけですから、そこもしっかりと考えた歴まち事業になっていかないと、後々に負のレガシーとかいうような結果が出ないこともないと思うんですね。その辺も踏まえたしっ

かりとした具体的な計画を立てるべきではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 令和元年度に県の事業で、いわゆる歴史遺産を生かした魅力ある観光まちづくり計画書というのを策定をしております。そういうことも踏まえて、その質問に対しては先ほど言ったような、志布志市として守っていかなければいけない歴史遺産等々がありますので、その費用対効果というのは、先ほど言ったとおりであります。今後は歴史のまちづくり事業のいわゆる個別施策の実施計画を作成する中で、事業の在り方については検討していくということでございます。

○2番（南 利尋君） 私も議員に負託させていただいて3年経ったんですが、先ほども「何人に聞かれたんですか。」という話を市長がされましたので、現実には、私も200人以上の方とはっきり話し合いをして、松山地域、有明地域、志布志地域で観光についてもいろんな話をしているわけですね。その中で、特に有明地域、松山地域に関しては、歴まち事業に対して全く皆さん理解を示されていないわけです。志布志地域の方々も理解を示されない方も結構いらっしゃるわけですね。もっと市民にそういうことをしっかりと周知した上で、事業を進めなければいけないんじゃないかと私は思うんですが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） このことについては、私が市長に就任して歴史のまちづくり事業には取り組みをしたところです。ですから、文化財等々がある地域については、やはり市民の皆さんも関心がある。それがないところについては、やはり情報提供も少ないことから、その認識は少ないんじゃないかなというふうには思っているところであります。

○2番（南 利尋君） 私は別に、本当に志布志市の遺産は価値があるわけですから、しっかりそれを保存管理していかなければいけないとは、もちろん分かるわけです。志布志市民がそれを分かっているわけですよ。ただ、そこに対して、今私は市民の方々の代弁者ですから、私の考えではないんですけど、多くの意見が「ちゃんと立派なものを維持管理しながら、後世に残せばいいじゃないか」と、「そこでわざわざ歴史のまち的なそういう事業を始めるようなことは、別に必要ないんじゃないの」という話をされる方が多いということなんです。だから、そこら辺をしっかりと市民に周知しなければいけないんじゃないですかということをお伺いしています。

○市長（下平晴行君） 先ほど言ったように、やはり歴史のまちづくり事業そのものが、まだ始まって2年ぐらいでありますので、そういう情報提供が少ないというようなことで理解されていないんじゃないかなと思います。

これは、一つは歴まち法というのが平成20年にできて、文部科学省、農林水産省、国土交通省が一体となって、いわゆる文化財、その歴史遺産を観光として生かしていこうということから始まっているわけありますので、これからしっかりと情報提供をしていくということで、御理解していただきたいと思っております。

○2番（南 利尋君） ぜひですね、市民の方々が理解していただくように、そういう取り組みをしっかりとさせていただくことを要望しておきます。

次に、ダグリ岬公園周辺整備事業基本計画について伺います。私は、ダグリ岬ビーチプレミア

ムリゾートの具体的整備案は取り消した方がいいと思うんですね。浜辺にカフェなどの整備をすることは現実的ではありません。昨年9月に発生した台風で、流木等の撤去費用に300万円の予算が執行されました。去年ガラス張りのカフェが計画どおり整備されていたら、完全に破壊されています。もう一度、平成16年に旧志布志町が土地を取得したときの原点に戻り、計画を立て直す必要があると考えますが、見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） ダグリ岬公園周辺整備基本計画により、用地取得や廃屋の撤去など、景観整備を進めてきたところであります。

今後は新年度において、策定される第2次総合振興計画の後期基本計画や、第2次観光振興計画での重点エリアごとの優先順位や整備の方向性を踏まえ、整備計画に反映していく必要があるというように考えているところであります。

○2番（南 利尋君） 最後の質問に入らせていただきますが、途中を省略します。200人以上の皆さんの意見をトータルして、私だけの話ではなくて市民を代表して質問させていただきますが、例えば、私は夏井地区の特性を活かして、新たに特別会計を設け、ダグリ岬遊園地を景観のいい場所にランドオープンすることが、にぎわい創出になるのではないかと考えております。景観の良い場所に造れば、立派な観光拠点になるのではないのでしょうか。鹿児島県、宮崎県唯一の遊園地がダグリ岬遊園地です。にぎわいのある遊園地の立地条件は、高速道路インターの近く、駅の近く、海の近くです。全ての条件に当てはまります。マイクロツーリズムの普及により、県内外から修学旅行などで本市を訪れる方々が増えていると担当課の方にお聞きしました。「どこを訪れているのか。」と伺うと、イルカランド、ダグリ岬遊園地、海水浴場、コンテナヤードの見学などとのことでした。日帰りが多いので、着地型観光につなげていきたいとのことでした。夏井地域に観光拠点ができれば、大黒リゾートホテルやボルベリアダグリに宿泊される方も多くなると思います。

例えば、小・中学校の修学旅行のプランとして、一日目はコンテナヤードなどの港湾地区の見学や、本市ふるさと納税の主力である酒造会社見学、養鰻場見学、牛舎見学、いちご狩りなど、二日目はイルカランド、ランドオープンしたダグリ岬遊園地、海水浴場などで思いっきり遊ぶというスケジュールができれば、魅力ある志布志ツアーができるのではないのでしょうか。そういう商品ができれば、市長が設置されたシティセールス室の方々に、志布志市の魅力あるツアーを全力でセールスしていただけないかと私は思います。

今鹿児島県では、「どんどん鹿児島」というキャッチフレーズでPRをしております。志布志市は、鹿児島県の上をいくような「どかんと志布志」みたいなキャッチフレーズでセールスを行えば、コロナ禍で元気のない方も、「元気になるように志布志に行こう。」と訪れていただけるようなことも増えるのではないのでしょうか。見解をお伺いします。

○市長（下平晴行君） 遊園地の移転を含むランドオープンについては、移転場所にもよりますが、国立公園周辺区域の開発許可の問題や上位計画の整合性、現行施設の整備活用の検討も必要であり、移転は考えておりません。

特別会計についても、あくまでも独立採算が原則であります。現在の利用料金制から遊園地事業収入を原資とした施設整備が可能かどうかの検証も必要であり、特別会計を新たに設ける考えはないところであります。

しかし、提案のありました志布志の魅力あるツアーについては、理解するところでありますので、受け入れ事業者の協力を得ながら、魅力ある体験型の観光の磨き上げをしていかなければというふうに思っているところでございます。

○2番（南 利尋君） 2年前の話になるんですけど、市内の高校で議員と語る会が行われたときに、高校生から「本当にジェットコースターはできるんですか。」という質問がありまして、私は、「皆さんの思いが市長に伝わればできますよ。」と答えてしまいました。若者や子育て世代は、志布志市に思いっきり遊べるところが欲しいと切に願っているわけです。景観のいい場所にジェットコースターを設置し、周りの緑の中に高低差のあるカートのコースを造ったりとか、森林を活用したジップスライダーやバンジージャンプなどを造り、遊歩道を造り、今は海水のプールは、あまり若者や子どもたちには歓迎されませんので、淡水のプールとかの施設があれば、本当にすごい志布志市の観光が成り立つのではないかと私は考えるんですね。いきなり質問されて、「それはできますよ。」という話ではないと思うんですけど、これから、そういう前向きにしっかり考えていただけませんかということなんですけど、どうですか。

○市長（下平晴行君） 観光資源を生かすためには、ハード整備も必要であります。民間の活用やPR戦略なども重要であります。自然資源や観光体験、歴史遺産など、様々な観光資源に光を当てて、どのように磨き上げるか、モノとコトをバランスよく整備する必要があります。

外から観光客を呼び込むために必要な整備を計画に盛り込むこととなりますが、多額の事業費を投じることによって、市の財政負担も発生し、次世代へ負担を残すことにもつながるために、投資効果については十分検証する必要があると考えます。

また、ジェットコースターについては、やはりおっしゃるような若い人たちからは好まれる施設であるというふうに思います。しかし、その維持管理の経費等々が大変な額になるというようなことでございます。特にあそこの場合は、潮風等で材質にも相当力を入れていかないと、管理の仕方が大変な状況であるというふうにも伺っております。

○2番（南 利尋君） ちなみに、ジェットコースターを設置するにはどのくらいかかるんですかね。

○市長（下平晴行君） 以前、ダグリ岬公園の指定管理者から、今後の施設整備において、ジェットコースターの提案を受けたことがあったところなんです。現時点での整備費の目安を確認したところ、現在のモノレールと園内の一部を使った約400mの走路で整備した場合、概算で約1億円に近い事業費が必要であるということで、更に注意すべきは、先ほど言いましたように海岸に近い遊園地の立地から、塩害対策や特殊遊具に該当することから、破損診断や分解検査などの点検が常時必要であると。他の遊具と比較して、毎年莫大なランニングコストが発生するというところをお聞きしたところでございます。

○2番(南 利尋君) ですよ、経費は分かるんですけど、隣の串間市は人口1万7,400人なんですけど、駅周辺に24億円かけて今度道の駅を造るんですね。役所内に東九州道対策係というのを置まして、東九州道に関連して国の方から24億円のうち8億円を補助されている、そういう事業もあるわけです。

この総合振興計画の中の文言に、挑戦、チャレンジという、そういう文言も四つの中の一つにあるわけです。今志布志市はインフラとかそういうものが全て整って、さんふらわあも新造船が就航しました。JRの駅もあります。全てが整っているわけですから、今一番チャレンジと投資の時期ではないかと私は考えるんですが、市長の見解をお伺いします。

○市長(下平晴行君) 大規模な整備となれば、先ほど話がありましたとおり、市の総合振興計画及び個別の計画を策定し、中長期計画により整備をしていかなければいけないというふうに思います。本市にとって多額の事業費を投じることになるため、本市の発展にとって優先すべき事業かということで、十分議論する必要があるように思います。

個別の計画策定の経過においても、市民アンケートや策定作業を通じて、市民の意見を吸い上げて事業の見極めをしていかないといけないと思っているところでございます。

○2番(南 利尋君) どんな素晴らしい事業でも、どんな意義のある事業でも、市民の理解がなければ、全ての事業は意味のない事業になると私は思っております。市民目線でしっかりとまちづくりに取り組んでいただいて、若者からそういう高齢者までが、市長がよく言われる「行きたいまち、住みたいまち、住んでよかったまち」というのが、言葉走りするんじゃなくて、現実的にみんながしっかりと足並みを揃えて、新しいまちづくりをしたいという感覚になるように、いろんな事業に対しての市民への周知をお願いします。市長の見解をお伺いして終わります。

○市長(下平晴行君) これはあらゆる事業が、いわゆる市民が求めているものは何なのかをしっかりと精査して、取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○議長(東 宏二君) 以上で、南利尋君の一般質問を終わります。

次に、4番、市ヶ谷孝君の一般質問を許可します。

○4番(市ヶ谷 孝君) あらかじめマスクを外させていただきますけれども、私ですね、今年に入ってからずっと体調が良くないと言ったら語弊がありますが、発作的に咳が止まらなくなることが度々ありまして、もしもそうなった場合はマスクを再着用の上で質問をさせていただきますので、あらかじめ御了承をお願いいたします。

改めましてこんにちは。会派、志みらい、市ヶ谷孝でございます。さて、現在午後1時50分でございます。本日の私の一般質問は早いつもりでおりますので、スムーズに次の方にバトンタッチができますよう、的確な答弁をお願いいたします。

ただ一点、質問に入る前に一つだけ申し述べさせていただきます。ちょうど昨日、ツイッターというSNSツール上で、ある投稿が大きな反響を呼んでおりました。そちらの投稿は4コマ漫画形式で、母親と娘が会話をしている内容でございました。娘さんが母親に聞きます。「なぜ勉強をするのか。」と。そこに対して母親が答えた答えが、「人に優しくするためだよ。」という答

えを返しておりました。その内容を母親がその次のコマで説明をしておりましたが、例えれば人と話をするとき、人に何かを聞かれて答えるときであったり説明をするときに、言葉の選び方一つで、相手をおもんばかって選ぶ言葉次第で、全然受け止め方も変わるし、相手の受け止め方も変わってくると、それがひいては様々な人間関係、コミュニケーションに影響してきて、ひるがえって自分のためになる。そのためにいろんな教養を蓄えるんだよ。」という答えを返していらっしやいました。この投稿は教養を蓄えることの大事さも語っておりますけれども、併せてその教養を上手に生かすためには、相手をおもんばかる心も同時に必要だということを訴えているものだと、私は理解をいたしました。

今定例会から福田裕生氏が新教育長として御臨席されております。氏の人格、能力、経験というものは、疑う余地がございません。ぜひとも本市の児童・生徒の知・徳・体、バランスのいい育成の環境を陣頭指揮を執って図っていただきたいと思っております。活躍を御期待申し上げます。

それでは、早速質問の方に入らせていただきます。1番項、給食費の無償化についてでございます。令和3年度当初予算では、学校給食費補助事業として、学校給食費小・中学校の半額助成が提案をされております。それに加えて、市長が示された施政方針の中では、「引き続き、完全無償化を目指し、全庁的に取り組み、更なる子育て世帯への支援の充実に努めてまいります。」と述べられております。

そこでお伺いたします。今回この半額助成提案に至った経緯と今後の見通しについてお答えをお願いいたします。

○市長（下平晴行君） 市ヶ谷議員の御質問にお答えいたします。

今回の令和3年度一般会計予算における学校給食費の半額助成の提案の経緯につきましては、現在コロナ禍での様々な支援策を講じているところでございますが、いまだに収束が見通せない状況が続く中で、既存事業の縮小や廃止を行い、新たに学校給食費の完全無償化を実施するよりも、しっかりと感染症対策を講じた上で、コロナ禍の今だからこそ市民サービスを維持していくことが、市民にとって必要なことだと考えております。

これを踏まえた上で、学校給食費の半額助成を実施することにより、先の見えない不安を抱える子育て世帯への支援の充実に図るものでございます。

今後の見通しとしましては、令和3年度中に第2次総合振興計画後期基本計画を策定するところでございますので、各課の事業のヒアリングを実施し、その中で既存事業の効果検証を行い、子育て支援策に限らず全庁的な事業の見直しを含めて検討し、新型コロナウイルス感染症の収束を見据えた上で、施策の推進に必要な財源の確保を図りたいというふうに考えているところでございます。

○教育長（福田裕生君） ただいま市ヶ谷議員から激励をいただきました。市民の負託に応えられるよう、精いっぱい頑張っております。

さて、半額助成提案に至る経緯と今後の見通しについての御質問ですけれども、学校給食費の

完全無償化を実施するために必要となる予算や、半額または例えば2,000円の定額補助をした場合の必要な予算額の試算のほか、無償化を実施している自治体の情報収集などを行い、市長部局と協議を重ねてまいりました。

市長が答弁されましたとおり、今回につきましては、コロナ禍の中、様々な支援策を講じていることや、今後の財政状況を踏まえ、児童・生徒の保護者負担の半額助成を提案しているところでございます。このことは、子育て世代である保護者の経済的負担の軽減につながるものと考えております。教育委員会といたしましても、完全無償化の実施につきましては、恒久的な財源確保が大きな課題と認識しておりますので、引き続き、市長部局と協議してまいりたいと考えているところです。

○4番（市ヶ谷 孝君） 今お答えをいただきました。こちらにつきましては、おとといの小辻議員の一般質問の中でも同様の御答弁をいただいたところでございます。

具体的な話に入っていく前に、そこを一つ確認をさせていただきたいことがございます。市長の認識についてですね。今、申し上げましたとおり、おとといの小辻議員の一般質問の中で、公約の進捗管理のことについて質問があった際に、市長の御答弁がいくつかございました。そこで、市長が掲げられている五つの公約の達成度について、いくつかの答弁がありましたけれども、少し答弁内容がぶれているように、私は感じた部分がございますので、そこを列挙した上で改めて認識をお伺いいたします。

まず五つ公約がございまして、「全体で達成度が80%だ。」という答弁がございました。また、一方では、市民の安全安心が大事であると、その上で五つの事業は達成できていると認識しているという答弁がございました。またその後、給食費は半額助成ということで実現できなかったという答弁もございました。もちろんこの達成度につきまして、実際に判断すべきなのは市民の皆様でございますけれども、まず、市長御自身としては、今回この半額助成の提案について、無償化を公約として掲げていらっしゃる立場から、どう認識されているのかお伺いいたします。

○市長（下平晴行君） 先ほども申しましたとおり、様々な経済対策や支援を講ずることが大事であると思います。様々な施策を推進する必要がある中で、現在の喫緊の課題は、新型コロナウイルス感染症対策でございますので、新型コロナウイルス感染症の対策をしっかりと講じること、市民にとって優先度が高いと判断し、完全無償化ではなく半額助成としたところでございます。

○4番（市ヶ谷 孝君） この半額助成を今回提案、また新予算が通るかどうかは別ですが、提案したことそのものについては、まだ道半ばという認識でよろしいのでしょうか。それとも、一つこれで一定の成果を示したという認識でよろしいのでしょうか。

○市長（下平晴行君） 私は、完全無償化と言っておりますので、それはまだ中途半端だというふうに理解をしております。

○4番（市ヶ谷 孝君） そういった答弁をさせてしまったという形になりますけれども、一番最初に、前提として誤解しないでいただきたいんですけども、今回この半額助成を提案してい

ただいております。当然もともと厳しい財政運営を強いられている本市の状況で、昨年、今年度といえますか新型コロナウイルス感染症の影響により、その対策に多大な市独自の対策も含めて持ち出しがあったという中で、今回しっかりと小・中両方とも半額でとはいえ、しっかりと助成のこの提案をしていただいたことにつきまして、私は一定以上の評価をしております。正直申し上げますと、コロナ禍の影響が厳しくて、今回こういった提案もなかなかできないんじゃないかというふうには思っていたところ、こういった形で提案されましたので良かったなと思っている一人でございます。

先ほど今後の見通しの中で、市長からは必要な財源確保が、そして教育長からは恒久的な財源確保、同じような意味ですけれども、というお話がございました。今回のこの半額助成提案につきましても、同様にこれからずっと続けるものでございますよね、単年度じゃなくて。ということは同じように、これもしっかりと財源を確保された上での御提案だというふうに認識をしております。よろしいですか、そこについては。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○4番（市ヶ谷 孝君） 今回、この学校給食費の補助事業ですね、説明資料の中に記載がございます。約6,180万円ぐらいという御提案がされておまして、こちらの財源内訳というところで、ふるさと志基金が充てられているという説明がございます。

ここは単純なお尋ねでございます。ふるさと志基金というものは、名前のとおりふるさと納税で皆様からいただいた寄附金をプールしてと言いますか、そこから積み立てられている基金だというふうに認識しております。このふるさと志基金はその恒久的な財源というふうに認識はできるのでしょうか。

○市長（下平晴行君） これはおっしゃるとおり恒久的な財源ではないということでございます。しかし、この今ふるさと納税をしていただいている方々に本当に感謝をしながら、この活用をさせていただいているわけでありますが、このふるさと納税が実際いつまでなのかということも含めて、だからこそ、しっかりと他の事業も含めて検証して、取り組まなければいけないというふうに思っているところでございます。

○4番（市ヶ谷 孝君） 私、今回今の問いをした真意と言いますか、これが悪いということは全く思っておりません。このお金の使い方というものは、恐らく多くの方々に御理解いただけるものであろうというふうに認識をしております。ただ、一つお伺いしたいのが、この給食費の完全無償化という表現をしますけれども、100%無償化というものは市長の公約でございましたし、今でもそうだと認識をしております。もしも全額助成をする場合、今回の半額助成の提案が約6,180万円ですので、単純計算2倍をしまして、大体年間1億2,000万円ちょっとかかるものというふうに試算ができると思っております。

今回ふるさと志基金からこれを充てるにあたり、例えば、この公約でございまして、庁舎移転につきましては、市長が本当に強い意志と決意を持って進められたというふうに、私は思っておりますし、この議場は有明庁舎からここが変わってしまいましたけれども、この志布志市議会

の定例会の中で何度もその姿を見せられたというふうに思っております。その市長の公約を遂行するという強い意志の下に、ノンストップではございませんけれども、本当に迅速に庁舎移転というものが進められたというふうに認識をしております。同じ公約であるこの給食費無償化も、庁舎移転と同様の熱意、決意を持って、一気に進められなかったのかなという疑念を正直抱いているところでございます。確かに大きな金額でございます。しかし今回半額助成ということで約6,200万円ほどの提案がなされております。ここを更に市長の強い意志を持って、関係課又は全庁的な検討の場でその思いを述べていただき、一気に全額助成までいけなかったものなのかなというふうに思うんですけれども、そこはいかがでしょうか。

○市長（下平晴行君） このことは先ほども申しましたとおり、コロナ禍の中で、財源的にも大変厳しい状況の中での優先順位と申しますか、そこは公約ですので、私は実際言って完全無償化にしたかったんですが、そういうこともろもろ経済の財政のことも含めて、今回はこういう半額に至ったということでございます。

○4番（市ヶ谷 孝君） 例えば、とある町では、町全体の財政規模が大体年間60億円。その中で給食費の完全無償化を行っておりますけれども、大体その持ち出しが1億円程度、60億円に対しての1億円でございます。人口2万人弱の町ではございますけれども、大きな財政負担というのは御理解いただけると思っております。それを町長の断固たる意志でもって、継続的に実現されている自治体がございます。もちろんこの例を挙げたからといって、だからうちもしましよという話にはなりませんけれども、ただ、全国的にもまだまだこの完全無償化というのは事例が少ない、特に市レベルではまだまだ少ない状況でございます。その中でこれを推し進める場合、全ての自治体でネックになるのが、この財源確保でございます。そこをあえて推し進めるのは、現在実際に推し進められているのは、市長、町長、リーダーの強い意志があっただけでございまして、今しがたコロナ禍の影響対策がネックになっているという話がありました。これは当然でございます。誰もこのような状況になるというのは、1年前若しくは2年前思っていたはずでございます。冒頭の市長の説明でも、コロナ禍のこの状況が落ち着いたらというお断りがございました。ぜひとも最後の最後までこの熱を絶やさずに、完全無償化まで持って行っていただければと思っております。

ここをもう一度確認させていただきます。先ほど優先度という話がありました。当然公約として掲げられている以上、市長の中でのこの給食費無償化という事業の優先度というのは、高いものと私は思っております。こういう言い方をしますと市長に責任を転嫁しているように聞こえてしまうので、あまり好きではございませんけれども、ただ、公約として掲げられている以上、この事業の意味、重要性というものをしっかりと認識されていると思うからこそ、こういったことを言わせていただいております。来年の年初には改選を迎えます。だからといって、その後のことを考えないでいいわけではもちろんございません。コロナ禍の状況が落ち着いたら完全無償化を引き続き目指すという、先ほどの発言がございましたので、改めて今後の見通しをもう一度、現在の市長の立場で可能な限り最大限前向きな御答弁を、この市長の公約に期待して

投票された皆様に対してお答えください。また、教育長におかれましても給食費無償化、この意義を再度御答弁いただければと思っております。そちらをもちまして、この事項を終了いたします。

○市長（下平晴行君） 先ほどからありますように、公約というのはすごい重みが私はあるというふうに思っております。公約をしたからこそ、これは実際実現しないと公約の意味がありませんので、このことについては子育て支援も含めて、本当に「行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んでよかったまち」を目指して、市政に取り組んでおりますので、これを実現したいというふうに思っております。

○教育長（福田裕生君） 完全無償化のメリットといたしましては、何と言いましても保護者の経済的負担の軽減が一番大きいところにあり、保護者の方からみれば、非常に有り難い支援事業になるところであるという認識でおります。しかしながら先ほども申しましたが、実際このことを実施するとなると、財源の確保ということがどうしても付いてくる課題でありますので、様々な方面からの見直し、それから課題の整理をいたしながら、市長部局との協議を重ねてまいりまして、教育委員会としても精いっぱいのことを考えてまいりたいと思っております。

○4番（市ヶ谷 孝君） 平成30年に文科省が出しました、学校給食費の無償化等の実施状況ですね、こちらの統計資料も結構前になってしまいましたけれども、この中で全国の自治体、完全無償化のみならず一部助成であったり、例えば食材費の助成であったり、様々な何らかの形で給食費の助成を出している自治体というものが列挙されております。平成29年度当時でございますけれども、鹿児島県というのはこの助成を実施している自治体の割合が62.8%で、全国1位でございました。そのように鹿児島県はこの分野に関しては先進地でございます。その中でも更に「輝くまち、住んでみたいまち、住んでよかったまち」を目指すためには完全無償化というのが、一つ大きな柱になるのではないかと思っております。今後とも執行部、教育委員会、合わせましての御努力を期待申し上げます、次の質問に移らせていただきます。

2番項、選挙についてでございます。新型コロナウイルス感染症は、市民生活に大きな影響を及ぼし、それは全国各地で実施されている各種選挙の在り方にも表れていると聞き及んでおります。本市でも令和4年2月11日の任期満了に伴う市長・市議会議員選挙を見据え、新型コロナウイルス感染症の影響と対策をどのように考えているのかお伺いいたします。

○総務課長（北野 保君） 総務課長ではありますが、選挙管理委員会の事務局長を兼務しており、選挙管理委員長から委任を受けておりますので、私の方で答弁させていただきます。

昨年7月に実施されました鹿児島県知事選挙におきましては、コロナ禍において初めての選挙でございましたが、消毒や換気の実施など、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら実施いたしました。投票率につきましては、様々な要因により増減することから、新型コロナウイルス感染症の影響を計ることは難しいところでございますけれども、今後の選挙におきましても、有権者の皆様が安心して投票していただけるよう、感染症対策を徹底してまいりたいと考えております。

○4番（市ヶ谷 孝君） 今ありましたとおり、投票率というものの分析というものは、おっしゃるとおり新型コロナウイルスがまん延している状況でございましたけれども、それだけというものは当然ございませんし、もともと全国的に低下傾向にあったというのもございますから、一概に言えるものではないというのは理解しております。

私がこの質問事項で申し上げたいのは、昨年の7月の県知事選挙において、私自身も投票所に向かい、その対策の有り様をしっかりと理解をしております、ちゃんと感染拡大防止対策がなされているなどというのは理解をしているところでございます。このことをより一層市民の方々に周知をする、この大事さを訴えたいというふうに思っております。

昨年7月の県知事選挙は、12日が投票だったかと思えますけれども、7月と言いますと本市におきましては、新型コロナウイルス感染者が初めて出た月でもございますし、豪雨災害があった月でもございます。本当に様々な要因があって、結果としての投票率だろうというふうに思っております。そこから今半年でございます。来年の選挙の頃には1年半が経過しております。今の時点でも市民の皆様、このwithコロナ時代に慣れてきたといえますか、当時の非常に過敏な時期を過ぎて、自粛が基本の考え方が根付いてきているというふうに私は見ております。そのような中で、来年この選挙を迎えるときに、選挙に行かない理由をコロナ禍にしてほしくないという思いがございます。そこを避けるためにもしっかりと選挙管理委員会の方で、完全にコロナ対策をしておりますと、選挙に行くことは例えば不要不急の外出にはあたりませんと、しっかりとみんなで選挙に行きましょうということを強くアピールすることが、この新型コロナウイルス感染症の影響を完全に除くための手法ではないかと思っております。もちろん、先ほどからありますとおり、コロナ禍だけが投票率に影響する要因ではございませんので、結果として投票率が上がるかもしれません、下がるかもしれません。それはそれでまた分析は必要でしょうけれども、このコロナ禍の影響をできる限り除くために、そういった御努力が必要ではないかと思っております。見解をお伺いいたします。

○総務課長（北野 保君） 県知事選挙におきましては、出入り口に手指消毒の設置、距離を確保するための待機位置の表示、記載台の間隔確保、鉛筆の個別配布、投票所内の定期的な消毒、事務従事者のマスクやマウスガード、そしてまた手袋の装着、換気の実施、投票所の混雑日や時間の傾向や感染対策への協力依頼の散らし配布、そしてまたホームページへの掲載などを行ったところでございます。

県知事選での実施に加え、次の選挙におきましては、受け付けへのビニールカーテンの設置等を考えているところでございますけれども、そのような対策をしっかりと取っていますよということのPRについては、しっかりとやっていきたいと考えております。

○4番（市ヶ谷 孝君） 投票所における対策というものは、今事務局長が申し上げていただいたとおりで、私自身も十分できているのかなというふうに認識しますので、引き続きその広報という面でしっかりとさせていただきますようお願い申し上げます。

また、このコロナ禍における投票の在り方といえますか、新型コロナウイルス感染症がこうし

て流行する前から、期日前投票というものの割合が増加傾向にあったというふうに伺っております。その中で、このコロナ禍のニューノーマル時代における投票の在り方、例えば期日前投票の仕組みと申しますか、在り方を拡充する、そういった考えはないのかお伺いいたします。

○総務課長（北野 保君） まず期日前投票の投票率の推移でございますけれども、平成30年の市長・市議選で29.29%、平成31年の県議選で15.54%、令和元年参議院選で23.45%、令和2年県知事選で21.25%となっているところでございます。

期日前投票所を増設できないかという御提案だと思いますけれども、新たに期日前投票所を開設するためには、十分なスペースとシステムの管理体制の構築が可能か、そしてまた職員の配置が可能か、などの課題があるところでございます。

現在のところ、増設には至っていないところではございますけれども、対応できる施設等がありましたら、選挙管理委員会で十分に検討していきたいと思っております。

○4番（市ヶ谷 孝君） このことにつきまして、何を言いたいかと申し上げますと、以前、ドローンの提案をして却下されましたけれども、市内の高校に期日前投票所を置けないかということでございます。いかがでしょうか。

○総務課長（北野 保君） 高校におきましては、スペース等も確保が必要だということと、あとシステムがちゃんとつながるかというところの部分もございしますが、また学校の授業等の関係もございしますので、慎重に検討させていただければと思います。

○4番（市ヶ谷 孝君） この高校に、もちろん臨時でありますけれども、期日前投票所を設置するという事例は、全国でいっぱいありますよね。当然それぞれしっかりとした準備、連携、協議での上での実施だと思いますけれども、できないことは当然ないというふうに私は思っております。あとは学校長との協議であったり、今あったとおり、このコロナ禍の状況ですので、しっかりとそのあたりの対策を講じた上で、スペース等を確保した上での実施だと思っておりますけれども、例えば若年層の投票率というのは、ずっと懸念材料というか懸案事項で、なかなか改善が見られない。その中でやはり高校3年生、しかも18歳になった方限定でございましてけれども、くしくも本市の市長・市議会議員選挙は1月末、2月頭にあるということで、年度末にありますので、多くの高校3年生の子どもたちが18歳、選挙権を得ているというふうに認識しております。もちろん市外からの生徒もいらっしゃいますので、全部の生徒がそうではございませんけれども、そういった投票所を置くことによる直接的な投票数の増加、または選挙というものを少しでも身近に感じることによって、選挙への興味を高揚させるという効果、様々な効果があるというふうに思っております。ぜひともこのことは前向きに検討していただきたいと思っております。まだ選挙まで、1年はもう切っておりますけれども、10か月以上残っております。選挙管理委員会の御努力を期待しております。

根本的にもこの政治を身近に感じるという取り組みですね、これが特に若年層に限ったことではございませんけれども、投票率を上げるための根本的な方策であろうと思っております。このことは我々議会が担うものでもございまして、当然選挙管理委員会も担うものでもあると思っ

おりますが、このことにつきましては、次の項で取り上げます。選挙公報もいい効果があるというふうに思っております。

次に移ります。令和3年度新たな取り組みとして選挙公報の発行が計画されているとお聞きをしております。市政の参画意識向上や若年層の投票率向上等を念頭に、どのようにこの選挙公報を活用していかれるのか、見解をお伺いいたします。

○総務課長（北野 保君） お答えいたします。

市長・市議会議員選挙における選挙公報の発行につきましては、昨年の9月定例議会におきまして条例の可決をいただき、来年度執行予定の市長・市議会議員選挙から発行を行うこととなります。

選挙公報につきましては、有権者が候補者の氏名や政策を知ることができる大きな手段であり、市政や選挙に関心を持っていただくきっかけになるものと考えております。今回初めての発行となりますので、選挙の啓発と併せて選挙公報の発行について市民の皆様には周知を図るとともに、ホームページへの掲載や市役所窓口や期日前投票所入り口への設置など、多くの方が選挙公報を御覧いただけるよう取り組んでまいります。

また、若いうちから選挙を身近なものとして捉えていただくため、選挙公報の制度を参考に、学校での主権者教育や生徒会選挙等の場で活用できると考えていますので、選挙公報制度の情報発信や学校との連携を行いながら、啓発を行ってまいりたいと考えております。

○4番（市ヶ谷 孝君） この選挙公報につきまして、現時点で配布の流れであったり、配布方法等まで決まっていたら御説明をお願いいたします。

○総務課長（北野 保君） まず配布の方法でございますけれども、郵送で考えております。

発行までの流れでございますけれども、市長・市議選におきましては、当然告示日が選挙期日の7日前になります。告示日の午後5時に立候補者が確定し、掲載順のくじをまず行います。その後印刷会社へ印刷を依頼いたしまして、翌日までに納品をいただきまして、封入を行った上で郵便局へ引き渡して、順次配達されるという流れになっております。

○4番（市ヶ谷 孝君） 今の流れで、例えば事例を用いて説明をいただきたいんですけども、立候補届が日曜日にあると仮定をいたしまして、その日の夕方5時で締め切りをして、くじを引いて掲載順を決定の上で翌日に印刷所にとという形でのよろしいでしょうか。その流れでいった場合に、各家庭世帯に届く曜日は、いつ頃になるのか御説明をお願いいたします。

○総務課長（北野 保君） 例えばの場合でございますけれども、前回、昨年7月の県知事選挙におきましては、月曜日にこちらの方から郵便局に引渡しを行っております。その際は、土曜日までには、完全に配達完了しているところでございます。

○4番（市ヶ谷 孝君） 土曜日、投票日が日曜日の土曜日ですか。選挙公報って公職選挙法では投票日期日の二日前までに配布をするものという定めがなかったですかね。当然地域によってですね、到着までの日数は変わりますので、どうしてもやむを得ない場合もあるかと思っておりますけれども、それはもう努力をしても、土曜日になってしまう地域があるということでしょうか。

○総務課長（北野 保君） ただいま前日と申し上げました件につきましては、今回条例を制定させていただいております。その第5条に、「選挙の期日の前日までに配布するものとする。」という規定を設けているところでございます。ただ、私たちといたしましても、なるべく早く届けていただくようお願いはしていきたいというふうに考えております。郵便局の方とも体制を整えていただいて、協議を十分にした上で、可能な限り早く配布ができるようにしたいと考えております。

○4番（市ヶ谷 孝君） そうですね、実際に何人の方が掲載を希望されるかも分かりませんが、例えばここにいらっしゃる市議会議員の方でいきますと、全ての方が掲載を希望した場合は19名、プラス新しく立候補される方も含まれていますので、それだけの選挙公報を読み込むとなると、それなりの時間を要するわけでして、例えば前日に届いても、なかなか全てを読み込んだ上で投票の判断材料とするには、時間的な制約として難しいことがありますので、当然なるべく早く発行、そしてお届けをしていただきたいという思いがございます。そこはぜひとも印刷会社であったり郵便局としっかりとした協議をもって、早めの到着がなされますように御努力をお願いいたします。

あと併せまして、期日前投票をされる方ですね、ここに対するこの選挙公報の閲覧といいますか届けといいますか、こちらについてはどうでしょうか。

○総務課長（北野 保君） まずホームページにも掲載をしようということで、今検討しているところでございます。まずそちらの方が一番早いのかなというふうに思っております。選挙公報ができ次第、期日前投票所の入り口付近に置きたいというふうに考えておりますので、そのような対応でいきたいと思っております。

○4番（市ヶ谷 孝君） そのことも併せてしっかりと事前の告知、PRをしていただければと思います。

また、この選挙公報そのものの様式についてなんですけれども、選挙管理委員会でどのようなものを考えていらっしゃるのか。例えば、一般的な選挙公報、恐らく皆さんはある程度イメージはつくと思っているんですけれども、大体の自治体の選挙公報において、私自身の個人的な印象でございますけれども、非常に文字が多くて小さいというのがあります。それぞれの自治体でまた選挙公報そのものの大きさも変わってきますので、一概には言えませんが、例えば、あくまでも一例なので、自治体名は出せませんが、こんな形で公報が来た場合、非常に私自身、この場では多分一番若いとは思いますが、その私でもなかなか読もうという気にならない選挙公報であるなあというふうに思っております。もともと選挙に興味がある方は、どんな形でも読み込まれると思っております。ただ、この今回選挙公報を発行するにあたり、なかなか普段選挙に興味なかった方も引き込めるような選挙公報を目指していただきたい、その効果を狙う上では、この紙面の在り方というのは非常に大事になってくるのかなと思っております。また、先ほど冒頭で、総務課長が主権者教育にも使えるというお話をされておりました。例えば、市の広報あるいは我々の議会よりもそうなんですけれども、基本的に小学5年生に分かる表現を用

いて記載をするということがございます。選挙公報も同じような形で分かりやすく、見やすいものを心掛けていただいて、そうすれば例えば主権者教育で、小学校・中学校で使うときも、より良いものができると思っておりますし、もしかしたら、試作をしてそれを高校生あたりに見てもらって改善点を洗い出すなど、若年層から意見も取り入れる手法もあるのかなと思っております。ぜひとも、せっかく予算をさいて取り組む事業でございますので、この効果を最大限に発揮できるような紙面構成も検討していただければと思っております。いかがでしょうか。

○総務課長（北野 保君） まず、選挙公報のサイズでございますけれども、基本的には市長選につきましては、今考えているのがB4サイズの一面に4名程度記載できるサイズとなっております。そしてまた市議会議員選挙では、B2サイズの一面に8名程度の掲載を想定したものとなっておりますが、これで大体計算しますと、一候補当たり縦横10cm×15cmのサイズ感になるかと思えます。

そして記載する内容でございますけれども、候補者の方からいただいた原文のまま載せることとなっております。誤字とかある場合について、あと文字が小さくて印刷が不鮮明になるおそれがある場合については、候補者に訂正を求めていくという形になっております。

審査等についてでございますけれども、選挙の際には、まず立候補予定者説明会を開催いたしますので、届け出書類事前審査の期間を設けて、告示日に立候補届け出の受け付けを行うこととなるんですけれども、できるだけ事前審査の段階で提出をしていただこうかなということで考えております。そのようなものも含めて、説明会で詳しく説明をしたいなと思っておりますので、もう少し見やすい紙面にとということでもありますので、その中でお話ができればと思うところでございます。

○4番（市ヶ谷 孝君） 我々市議会議員にとっても、恐らく初めてだと思いますけれども、選挙公報の作成になりますので、しっかりと我々議会の中でもその検討を進めながら、統一感のある見やすいものを一緒に作っていければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次でございますけれども、ホームページ上で掲載をされるというお話がございました。こちらは例えば自治体によっては、投票日が過ぎた後もこの選挙公報を掲載し続けて、言い逃げにならないような形でやってはどうかという意見が出ているところもございます。これは実際にやっているところが何件あるか、私の方でも把握はしておりませんが、この点について何か委員会内で検討等はされたことはありますか。

○総務課長（北野 保君） 具体的な協議につきましては、これからだと考えておりますが、常時継続掲載につきましては、落選された方に配慮いたしまして、開票終了後には掲載を終了する予定として考えております。

○4番（市ヶ谷 孝君） 分かりました。

次、無投票に万が一なった場合、この選挙公報の発行は条例ではどうなっていますか。

○総務課長（北野 保君） 無投票の場合につきましては、選挙にならないということで、発行はされないということになります。

○4番（市ヶ谷 孝君） 分かりました。

こちら今回最後の質問になります。例えば若年層にこの選挙公報を届ける工夫として、とある方の御意見がございましたけれども、投票所入場券というんでしょうか、各一人ひとりに届けられるものですね。あちらに例えばこの選挙公報のホームページのURLを模したQRコードを、この投票所入場券に記載をしてはどうかという御意見もございました。こうすることによって必ず一人ひとりに届くこの投票所入場券をそのまま自分のスマートフォンで読み込めば、選挙公報がその場で見れると。または、この投票券があるだけで、いつでも選挙公報の閲覧ができる。例えば今から投票に行くとき、投票所に着いてからもですけれども、そういった形で閲覧もできるかと思っております。こういった工夫はいかがでしょうか。

○総務課長（北野 保君） 大変いいアイデアをいただいたなというふうに思っております。選挙管理委員会の中でまた協議をして、決定していきたいと考えたところでございます。

○4番（市ヶ谷 孝君） もちろんあの小さい紙で、必要な情報がぎっしりと印刷された中でQRコードのスペースを確保するのは非常に難しいかと思っておりますけれども、そういった形で様々な投票率向上を少しでもこの選挙公報をつなげるような在り方、工夫をまた再度引き続き検討していただければと思っております。

本日、私の質問は以上であります。新しい質問、新しい取り組みであるために、なかなか通常とは違う形のこのような一般質問の形式になりましたけれども、各項目について引き続き細部の検討であったり、1番項の給食費の無償化につきましては、引き続き熱意をもって進めていただければと思っております。この選挙公報も本当にいい取り組みをしていただけたらと思っております。我々議会人としても、最大限活用できるように努力をしてみたいと思いますので、より一層この取り組みを進めていただきますようお願い申し上げます。私の一般質問を終了いたします。

○議長（東 宏二君） 以上で、市ヶ谷孝君の一般質問を終わります。

ここで、10分程度休憩いたします。

—————○—————

午後2時50分 休憩

午後3時01分 再開

—————○—————

○議長（東 宏二君） 会議を再開いたします。

次に、19番、小園義行君の一般質問を許可します。

○19番（小園義行君） 日本共産党の小園義行でございます。今、この新型コロナウイルス感染症が大変な状況の中では、国においてもそうですけど、政治の果たす役割というのがとても大きいというふうに、私は感じています。そうした状況で見ると、私がここで申すまでもなく、国の有り様は本当に国民のことを思って、そうした対策、そういったものにしっかりと向き合っているのだろうかという思いがあります。ワクチンの供給一つ見ても、本当に日々状況が変わると。そういった状況の中でそれぞれの自治体においては、計画もなかなか難しいという、こういうこ

とで果たしていいのだろうかという思いがします。また一方では、総理大臣の息子さんの関係で接待交際、そういったもので官僚の方が次から次に更迭されたり、辞職したりという状況があります。本当に安倍政権から菅政権に引き継いで、国民の側を向いた政治が行われているのかなという思いがいっぱいあります。私たちはそうした状況の中でも志布志市の住民の皆さんの命と暮らしをしっかりと守って、福祉の向上と本来の自治体としての在り方を、首長をはじめとして当局の皆さん方、そして私たち議会も一緒になってより良いまちづくりを共にやっていく、この思いはここにおられる方々は何ら変わらないと思います。そういった意味からして、国にはきちんとした対応をしていただきたいものだというふうに思います。

それでは、通告していました点について、順次質問をしたいと思います。今回は、5件ほど通告をしました。

まず、国民健康保険についてお願いをします。子どもの均等割の減免、これまでも何回か取り上げて市長と議論をしてきました。恐らく全国の自治体でそういう議論があったんでしょう。もちろん全国知事会や市長会、そういったところも含めて、国に対してそのことは求めていたというふうに思います。そうした声も大きく相まって子育て世帯の負担の軽減という観点から、国が2022年の4月から未就学児に係る国民健康保険の均等割額の5割を軽減すると、そういったことを発表しました。来年度からですね。そうした中で、全国で必要な財源が90億円のうち国が2分の1、都道府県が4分の1、そして自治体が4分の1を負担するということであります。そのことは大変嬉しいんですけど、その財源をどこに求めたのかといいますと、75歳以上の高齢者の一部負担金、1割から2割に引き上げる。ここで生じる財源を充当すると。一方では確かに嬉しいことですが、高齢者の方々、後期高齢者医療の窓口負担が1割から2割になる方々が出てくると。それを財源にしてあるということでありました。それはそれとして、これまでも未就学児とは私は求めていませんでしたけど、子どもの均等割額、ここを何とかできないかということでありました。

市長、国がそういう形で均等割の5割軽減、2022年度からやるということでありまして、本市としてもあと1年ほどあるわけでありまして、更に上乗せをして子育て世帯の負担軽減、そういったものを図るお考えはありませんか。

○市長（下平晴行君） 小園議員の御質問にお答えいたします。

今回、国が発表した方針は、少子化対策及び子育て支援策の一環として、未就学児を対象に均等割の軽減を図るものであります。具体的には7割、5割、2割軽減といった、法定軽減なしの世帯の未就学児に係る均等割額を5割軽減し、法定軽減がある世帯の未就学児においては、法定軽減後の均等割額について5割を軽減することになります。また、軽減分の負担につきましては、国が2分の1、県と市が4分の1を負担することになります。

本市の国民健康保険の状況につきましては、被保険者は減少傾向にありますが、医療費は増加傾向にあります。本年度は新型コロナウイルス感染症拡大による受診控えの影響で、医療費が前年と比較して減少傾向にあるものの、今後は増大する可能性があり、依然として国民健康保険財

政は厳しい状況にあると考えております。

このような不安定な財政運営の中、財源の確保は必須であることから、均等割軽減の上乗せを行うことは大変厳しいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） 市長の立場は一貫してなかなか難しいと、そういうことであります。それはそれで市長の考え方でしょう。でも基本ですね、なぜ国がこういうことを打ち出したかと、これは国民健康保険に加入されている方々、そしてそこで子育てをされている世帯が本当に大変だと、その現実を国が受け止めたから、この軽減策が出されたんですね。それなら、更に志布志市でももっと上乗せをしようと、志布志市は頑張っていますよ、そのことは理解をしますけど、この国民健康保険の世帯の方々、本当に大変だというふうに思います。

私は一時期N T Tに勤めていて、社会保険だったわけですが、国民健康保険に変わったら大変ということを実感をした上で、現在も約6万円近い、そういう私の国民健康保険税になっているわけですね、毎月ですよ。私は子育てが終わっていますからまだいいですよ。これは本当に子育て中の議員の方々もおられると思いますけど、国民健康保険に加入されている方々のその実態をよく考えたときに、市民の皆さんの中で国民健康保険というのは、給料をもらってやっている方々は国民健康保険に入らないわけですので、高齢の方々と自営業、そういった方々を含めて、実態をよく考えたときに、国がなぜこういう対策を出したというふうに市長お考えになりますか。

○市長（下平晴行君） 従来は、7割、5割、2割ということで軽減しているわけがありますが、今おっしゃったように、やはりちょうど子育て中のその方々が、今大変な思いをされているということで、それに加えて5割軽減をしたということだというふうに思っております。

○19番（小園義行君） その法定軽減の7割、5割、2割はもうとっくに昔から始まっているわけですよ。それに加えて今回未就学児にしていますけど、そこを何とか頑張って国がお金を出すと。それに関して我がまちとしても更に、私はそこに上乗せして来年の2022年度からですけど、何とかこの1年間頑張っているいろんなことを考えて、市長、取り組みを更に前に進めていく、そういう考え方が必要だろうと思います。そうした意味で、では、未就学児の全額負担を試算したらいくらになるんですか。

○保健課長（川上桂一郎君） 御質問にお答えいたします。

まず、未就学児の状況ですが、世帯数で191世帯で、人数にしまして262人ということでございます。全部の5割軽減を行った場合が、480万4,650円の軽減額となります。

○19番（小園義行君） 今課長から答弁がありましたように、この全部やったとしたときに約480万円、これは市の負担ということでいいですか。

○保健課長（川上桂一郎君） 市の負担ということでございます。

○19番（小園義行君） 市長、今聞かれましたね。480万円ですよ。これはやはり前の市長は、子育て支援日本一のまちということで掲げていました。多分、市長自身もその思いは一緒だと思うんですよ。いろんなことを頑張ってやっておられますよね。保育料の国のそれから外れたところに対してきちんとやるとかね。でもこの国民健康保険の現状は、もう本当に限界に来ているの

ではないかというふうに思います。そういった意味で、この約480万円、今年1年、来年の3月までかけて条件は若干変わりますよね、1年間となると。そのことについてこの約480万円は何とかして頑張っ、志布志市は全国に先駆けてこうですよという、それぐらいの金額です。これが4億8,000万円だったら市長もいろいろ考えられると思います。480万円、金額という意味ではなくて、私はその世帯の方たちが、たくさんの子どもが生まれて将来に向かって一生懸命頑張る、そしてこのまちを支えていくという立場からしたときに、子どもがたくさんおられる世帯は、地方交付税がその分何倍も入ってくるわけですよ。そのことを考えたときに、均等割というのは0歳の子どもにもそのまま本来はいくわけですので、そこについては少し市長、1年かけて480万円の財源を作り出せませんか。この金額と合わせて子育て世帯の支援という、市長の任期はあと1年ですけれども、ここはもし私がやめてでも、これは絶対やっていただきたいというぐらいの思い、もちろん市長が再度立候補されたら、それは実行していけばいいわけで、ぜひそこについてはそういう立場に立てませんか。

○市長（下平晴行君） 言われることはよく分かるんですが、税という全体的なことを考えると、公平性というのがどうなのかなというふうに思うところであります。また、県の考え方もやはり税の軽減は、客観的に見て担税力を著しく欠いている者に対して行われるものだというような見解等もありますので、そういう考え方で市としての対応については、先ほど説明したとおりでございます。

○19番（小園義行君） 国民健康保険が県に運営が移管されましたね。そのことを話し出すともう全く、これを国がやった意味というのは、どう受け止めているんですか。国がこれをすると言ったんですよ。これも悪いんですかね。国は、全国からの声を受けて、こういう5割負担軽減をすると、国が国の政策として発表しているんです。それも悪いんですかね。

○市長（下平晴行君） そこがいいか悪いかというのは、私の判断ではちょっとできないんですが、ただ、先ほど言いましたように、税の負担の公平性の観点からも、判断が大変難しいというふうに考えているところでございます。

○19番（小園義行君） 公平性で言うと、国民健康保険以外に均等割、いわゆるその税がかけられている税がありますか。

○市長（下平晴行君） 無いところであります。

○19番（小園義行君） 無いわけですね、無いんですよ。国民健康保険しかありませんよ。そこに公平性をいうなら、それを無くすべきでしょう、本来は。税の公平性を言うのであれば、この均等割そのものを無くしていくという、市長自身が市長会として、全国市長会の一員ですよ、あなたも。あなた自身がその声を当然上げてしかるべきですよ。あなたも入っている全国市長会の声が集まって、国はこうなったんですよ。それを更に進めていくというその立場に、金額でいくと480万円ということですよ。これはやはり「下平市長でよかったね。」と、「自分たちが選んでよかったね。」という、そういった意味で税の公平性から考えたとしても、僕はそのことで市民から「何だそれ、おかしい。」ということにはならないと、国民健康保険の仕組みをきちんと分か

った人からしたら、「そのことの方がおかしいじゃないか。」と、そういうふうに私は考えますけど、再度お願いします。

○市長（下平晴行君） 国民健康保険税の仕組みが三つ今ありますけれども、その一つが均等割であります。これは国民健康保険税という法の下での運用をしておりますので、その観点からも、そのことのいわゆる軽減していいのかどうかというのは、本当に答えにならないかもしれませんが、財政上もそうなんですが法的な関係でもできないんじゃないかというふうに思っております。

○19番（小園義行君） では、国民健康保険法第1条は何と書いていますか。「社会保障として」という、きちんとその文言が入っているんですよ。市長がおっしゃる公平性というのを、どういうふうに捉えているか分からないけれども、社会保障というその言葉を考えたとき、こういったあなたが言う不公平な税制、それをお金を出してあげると不公平になるという、そんなことを言ったら社会保障制度は壊れてしまいます。例えば、「私は高齢者だから、何で若者だけに金を出すのか。」「私は障がいがないから、なぜ障がい者だけにそれを出すのか。」そういったことを言い出したら駄目でしょう。法律が社会保障の下にあるという、社会保障として国民健康保険はうたっているわけで、そのことを考えたときに、これ市長、あなたが入っている全国市長会が国に要望してこういうことになっているんですよ。それを一步前に進めて考えられませんかということなんですよ、いかがですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、それぞれの事業があるわけでありまして、その事業が国民健康保険だけそういう形でしていいのかどうかということも含めて、公平性という、これはもう税ということからも考えてどうかなというふうに考えております。

○19番（小園義行君） この点は、市長、またやりましょう。もうこれで1時間費やして、市長のそういう御理解なわけですので分かりました。ぜひこれ金額としても私自身から考えたら、きちんと国が率先してやるというんですから、自治体は更に頑張るやろうと。でも国民健康保険の運営に関しては、またほかにもいろいろあるわけですけど、その中で国がこれをやると言ったんです。これは素晴らしいことじゃないですか。私はそう思いますよ。実際に、県は今後保険料の統一とかいろんなことをされてきます。更に国民健康保険の方は大変になるんですよ、これ。それを考えたときに先にちゃんと子どもの均等割ぐらいは無くしていくというぐらいの姿勢をもって、僕は取り組むべきだというふうに思います。その点についてはまたの機会にしましょう。

次、二つ目に行きます。国民健康保険の傷病手当、これは被用者、いわゆる給料をいただいて国民健康保険に加入されている方々が新型コロナウイルス感染症にり患して休んだとき、傷病手当を出すということになっていますね。今回、全国で国民健康保険に入っているいわゆる一人親方とか給料をいただいていないという大変ですけど、いわゆる給料をもらっている人以外の事業主、そこについても対象を広げてほしいという声が、正直私も民主商工会の理事をさせていただいて副会長ですけど、そこでそれぞれの方が「小園さん、従業員はよかどん、おいどま、こらやっせんがな。」って、そういうことでね、コロナは事業主だからかからないとか、そういうことではないわけで、そこについては少し広げてやるというような考え方には、市長いかがですか。

○市長（下平晴行君） 国民健康保険における傷病手当金につきましては、雇用され給与収入を得ている被保険者が感染した場合、または感染が疑われ、労務に服することができなくなった場合に、給与の一部を補償するために支給されるものであります。また、傷病手当の財源につきましては、全額を国からの交付金が充てられております。傷病手当金の対象者につきましては、国からの財政支援の要件を給与収入を得ている被保険者に限定していることから、本市独自に対象者を拡充することは、厳しい国民健康保険財政状況から考えると、取り組みができないというところでございます。

○19番（小園義行君） 地方創生臨時交付金がありますね、これを使ってやっている自治体も全国にあるんですよ。これはその立場に立つかどうかなんですよ。ちょっと読み上げますね。事業主を傷病手当金の対象とした自治体、岐阜県飛騨市、鳥取県岩美町、愛知県東海市、宮城県松島町、愛媛県宇和島市、北海道赤平市、長野県伊那市、この七つですね。これを更にまた増やしてですね、事業主を傷病見舞金等の対象とした自治体、ここが12あります。これはもう申しません。そういうふうにしてその首長がどの立場に立ってやるかと。コロナでその方が休んだとしても、事業主に出ないというね、そこがあったら今支援金とかいろんなことをやっていますよね、ぜひその方が事業が続けられるように、国民健康保険の中で事業主もその傷病手当金、それについては、国が全額出すというわけですからね。やった方がいいじゃないですか。一旦出して後でちゃんと返ってくるわけですから。そういうことを考えられませんか。

○市長（下平晴行君） 事業主傷病手当金の対象とした自治体は、先ほど言われたところがありますが、また事業所を傷病手当金の対象とした自治体もございます。これらの自治体は、その事業費の財源を、先ほどおっしゃったとおり地方創生臨時交付金を充てているようでございますが、全国でも取り組み事例があるとおり、まだ事業概要が新型コロナに関連する内容であると思われるので、この市町については、地方創生臨時交付金で充当してきたというふうにとらえるところでございます。

○19番（小園義行君） 最後のところ聞き取りにくかったですけど、これは本当にその事業主としてその方自身がアウトになったら、それぞれ頑張っておられる方々としては、そのまちから、そういう人たちはやめていくということもあるわけで、せつかく国がお金出してあげるよと言っているんですから、そのことについては取り組みを強めて、しっかりと住民を守っていくというその立場が必要だと思いますけど、そこは市長の思いなんですよ、市長がどう思うかなんですよ。そのことが大事というふうには私は思って、このこともうちの会員さんからもそういう声が届きますので、そうだねと思って、少し勉強させてもらって今市長に聞いているんですけど、この事業主にもそれを広げていくという考えはありませんか。

○市長（下平晴行君） 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画を提出するというので、自治体ごとに交付金の交付限度額が定められているということで、その額をいわゆる実施計画を記載した事業に全てを充当していくということでもありますので、今おっしゃったここには充てていないということでございます。

○19番（小園義行君） 計画の期限が過ぎているから、ちょっと難しいよと。それを出していなかったわけですね。それはそれでいいでしょう。でも基本的にそういう考え方を持って、今後、今のこの地方創生臨時交付金のそれには書いていなかったけど、これからちょっと頑張っているやって守っていくという、それぐらいの立場は表明していいんじゃないですか。このことについて、もう一回お聞きします。

○市長（下平晴行君） 今までにそういうことが議論されてこなかったということで、それでは次考えますということが今できるのかどうかですね、これは内部でも議論させていただきたいなと思います。

○19番（小園義行君） 財源はそんなにたくさんかかるわけじゃないんですよ。正直言って誰も一人もかからないかもしれないわけですので、そこについてはしっかりした検討をしてやっていただきたいと、そういう思いもやはり持って、答弁をしてもらいたいものだというふうに思います。ぜひ今先々のこととして、市長から答弁ありましたので、次に移ります。

二つ目に、自治体デジタル化ということで、先の議会でもこれはちょっとやらせてもらいました。通告ではどう受け止めるか認識を問うとしました。市長がもう早速、施政方針で、国において、デジタル庁の設置に向けて、早急にうんぬんということで述べられております。前向きですよ、そして組織の機構改革までされていますけど、少し私は国が新しい政策を打ち出したときには、その政策が真に我がまちにとって、また住民の皆さんにとって、どういったことになるのか。出される情報、国からのものを含めて、慎重に判断していく必要があると。国が出すから全部いいよと、そういうことじゃないというふうに思うものですから、私も新聞なりいろんな雑誌を見て、いろいろ国が出して、今は法案審議に入っていますけど、その中で一昨日もちょっとやり取りがありました。生活保護の在り方ですけれども、これは昨年の6月の参議院の決算委員会で、日本共産党の田村智子議員の質問に対して、当時の安倍総理大臣が、「生活保護申請をためらわずにしてほしい。」と、そして今年の1月の国会の予算委員会で共産党の小池晃議員の質問に対して、厚生労働大臣が「義務ではない。」と、そういった答弁をされています。その後通達が出されて、扶養照会は義務ではないよということになっています。生活保護行政が、今より良い方向に進んできているわけですね。このように、現在ある法律には、当然国会やいろんなところで国民から見たときに、改善すべきものは改善していく、そしてより良いものにしていくという、そういったことが必要だというふうに考えます。そうした立場からしたとき新しい政策、法律が国会で審議される。それについてアンテナを張ってちゃんとどういったものなのかということで、私は受け止め方としてはそれが必要じゃないかということで、その立場からしたときに新しい今回のこの地方自治体のデジタル化ということですよ。ここについて市長は、組織改革の見直し、ここをもう出されていますよね、全協でも説明がありました。その中で、これは一括して6本の法案を一括ですてやるんです、すごいものですよ。これを一つ一つよく私もいろんな新聞、出される情報を見たんですけど、これを本当に市長は前のめりのこれでいいというふうに思っているのか、もう一回どのように受け止めておられるか、そのことについてお願いします。

○市長（下平晴行君） 先ほど小園議員がおっしゃいましたように、国会においてデジタル改革法案が審議されて、デジタル化施策を迅速にかつ重点的に推進するためのデジタル庁を設置し、企画立案や総合調整を行うこととしておりますが、デジタル化社会のビジョンとして、「デジタルの活用により一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」が掲げられております。広く市民の皆様が恩恵を受けられるような政策の推進が図られるものと期待をしているところでございます。

国において今年の夏までに自治体の情報システムの標準化・共通化や行政手続きのオンライン化に取り組むための標準的な手順について示される予定となっておりますので、情報収集を行いながら市民の利便性向上や業務の効率化、費用負担等を見極めて、推進してまいりたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） このデジタル化はそれを進めることで、住民にとっていいものにしていく。そのときに何が問題か。これがやはり必要だと思うんですよ。市長は、全くそういう問題点も何もないという状況で、全部受け止めていくというそういう考え方ですか。

○市長（下平晴行君） 多分これから国がデジタル庁を立ち上げて、いろんな問題・課題が出てくるとは思いますけれども、やはり自治行政の効率化、あるいは職員がどうしてもタッチしなければいけないことは、その職員の対応でしていくというようなことを考えて、AIとともにそういう取り組みをすることで、自治体にわざわざ足を運ばなくてもできるようなそういうことも含めて、これは大変重要であるというふうに考えております。

○19番（小園義行君） 私なりに、いろんなここが問題だなということを含めてちょっと聞きます。オンライン申請、これの押し付けではないのかと。国は誰一人も取り残さないと言っていますけど、10万円の定額給付金、このことでスムーズにできなかったから、デジタル化してオンラインでやるって、マイナンバーカードのそれを利用してということでしたけど、実際にデジタル手続法、これは2019年の6月に成立したんですけど、そのときの平井大臣がこう答弁しています。「紙による手続きを否定し、申請者に対してオンライン申請を義務付けるものではありません。」という答弁をしたんですね。そして1年も経たないうちに、持続化給付金、家賃支援給付金、こういったものが原則オンライン申請とされたんですよ。それは御存じですよ。紙による手続きを否定するのではないよと、私、民商のことをさっき話しましたね、法人から個人まで百何人の方をうちの事務所の方でちゃんとお手伝いをさせてもらって申請をして、億というお金が皆さんのところに届いています。紙じゃ駄目なんですよ。1年も経たないうちにオンライン申請だとかう来たわけですよ。全然国会で言ったことと違って、これ本当にデジタル化のそれにちゃんと慣れなさいとか、もうそういうことで、これはオンライン申請の押し付けではないかと、そういうふうに思うんですけどいかがですか。

○市長（下平晴行君） 恐らく国としては、やはり市民生活の利便性等々含めて、今回のコロナ禍の中でわざわざ出向いていかななくても、そういう申請等の対応ができるというようなことでのオンライン申請というのは、例えば医療についても今までは実際接しないと医療が診察ができな

かったのが、今度オンラインの中では遠隔と申しますか、それもできるようになったということでございます。

行政手続きのオンライン化につきましては、手続きの手段が増えるというものでもありますので、市民のニーズにあった申請手続きの選択が増えることによって、先ほど言いましたように住民の利便性が向上するということであるというふうに考えております。

○19番（小園義行君） そういうことと進んでいって、大いにやっていいですよ。でも基本的にそれに届かない人たちはきちんと取り残さないという意味で、そういう法案、問題があるねというふうに私は思っています。

二つ目です。河野太郎大臣が「脱ハンコ」と言いましたね。これは何でもかんでも押印を廃止してオンラインでとかそういうことじゃないと。もし仮に、全面的にこの押印廃止をやることで、対面の手続きを廃止するというようなそういったものが、今回の国会にさっき6本の法案を言いましたね。その中に入っている、デジタル社会形成関係法整備法案ということで、いわゆる対面押印手続きの撤廃について、それらのサービス内容をよく踏まえて慎重に検討すべきだと私は思うんです。法案にはそういうことがうたってありますよ。だからぜひ、何でもかんでもハンコは駄目だよということじゃないと思う。対面のそれをきちんとやらないとその方の聞き取りとかやらないと、うまくいかない。

一つ例を言いますね。ハローワークですよ、ハローワークではオンラインだと直接雇用するそこへ行きますよね。本来はハローワークに行って、私はこれだけの経験をしてきて、これだけの賃金が欲しくて、こういう形態がいいといろいろハローワークの職員とやり取りした上で、「じゃあAさん、ここがいいでしょう。」と紹介していただいて、そこに行くならいいけど、オンラインのそういうことだったら、もう直接事業所でそれをやるような、そういう形になっていくのではないかと。対面の手続きの廃止、撤廃、そういうことがこの六つ言いましたね、ここの法案の中に具体的にそういうことも入っている。そういうことがあるんですけど、今市長がおっしゃるように、きちんと慎重に検討してほしい。何でもかんでも国がそれは法律だからやるということじゃなくて、残すべきはやはり残さないといけないんですよ。いかがですか。

○市長（下平晴行君） おっしゃるとおり、オンライン系、こういうものを使えない方も、特に高齢の方々はおられるわけありますので、オンラインで対応できる方はそれを利活用していただく、でない方はやはり職員が対面して、しっかりと対応していくと。そういうふうに取り組みをしていきたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） こうした法案の提出を受けて、今必要なのは、いわゆる多様で多面的なニーズに応えるための自治体業務をきちんと拡充して、身近な窓口を充実させる。そして必要な公務員をきちんと確保すること。私はこれが大事だというふうに思います。何でもかんでもそういうふうにオンラインにして、働く人がいなくなるようにすることではいけません。

ちなみに東京都の北区、練馬区、ここでは調べたところコンビニ交付、それをやったことで出張所を廃止していますよ。いわゆるオンラインですよ。働くところや窓口が無くなるんです。

そういうことで非常に困りますね。だから今身近な窓口を充実させて、必要な公務員を確保する。このことが、私は一方ではこのコロナ禍の中でも求められているというふうに思います。

私はNTTにいましたので、NTTのことをちょっと言います。窓口がこの志布志町にあったんですよ。今、仮に故障になったときに、「113」とかけるんですけど、ガイダンスがどんどん流れます。とてもじゃないけど高齢の方々や少し障がいがあったりする人には、即、それが対応できない。これが現実です。実は昨日もちょっと私用があって、電報を打ったんですね。なかなかそれが難しいですよ。それがオンラインというそのことですよ。そういうことじゃないでしょうというのを考えて、今、NTTの窓口というのは、鹿児島市に一つだけあります。ここでNTTを利用されている方々は、本当に故障になったとき、私はもう50歳で辞めましたので、20年近く前ですよ。辞めたんですけど、いまだに私に故障したから来てくれという要望があります。これがオンラインという結果ですよ、本当の話。だからぜひ身近な窓口を充実させて、必要な公務員を確保するとそういう立場が必要だと、そういう視点からこの法律を見てほしい。

三つ目にですね、自治体の業務システムの統一・標準化の問題、ここが一番あれですよ。2025年までに住民基本台帳や地方税などの基幹系情報システムをクラウドに寄せて、標準化、共通の基準に適合したシステムに移行するように求めています。今回のこれですよ。国が全国規模のクラウドを立ち上げて、これで統一標準化をするということで、これも法案の提案がされています。そして予算も計上されています。

このシステムの統一・標準化がもたらす問題というのは、私は大変地方の行政にとっていいものではないというふうに、一つの例を言いますね。近隣自治体で共同利用をしている自治体、富山県上市町というところで議員の質問に対して、いわゆる提案をしたわけです。そしたら、「自治体クラウドを採用しており、町独自のカスタマイズ、いわゆる仕様変更はできない。」というふうに答弁がされて、システムに自治体業務の内容を合わせることで起きているという、これ現実ですね。それはそこがそういうものを選んだから、それはそれとして駄目とは言いませんけど、自治体クラウドをやると志布志市でカスタマイズ、いわゆる仕様変更ができない。そうすると住民からの要求がその時点でアウトになるという、こういう心配があるんですよ。そこについては、市長いかがですか。

○情報管理課長（岡崎康治君） お答えいたします。

今回国の示すガバメントクラウドの整備につきましては、今のところ具体的な内容は示されておりませんが、国が自治体に対してシステムの提供をするのではなく、システムを構築、運用するための環境を提供するものであると認識をしているところです。

また、市独自のサービスにつきましても、継続して提供できるものと認識をしているところです。

○19番（小園義行君） 当局としてはそういう認識ですけど、現実にはこれは国会で今議論をされて、決まったらそのとおりになっていく、一応指摘はしましたよ。本当に市民にとっていいものであればいいけれども、私は一つのこの例として、いろいろ問題だなというふうに思って、それ

を選ぶのはその自治体だから、そのことはいいとか悪いとか私は申しません。ただ、今までここで作ってきたものが生かされないような統一したシステムというのはおかしいじゃないですか。ここで長年たくさんのお金をかけてきましたよね。それを国が決めるそれに全部合わせろというのは、自治体のいわゆる住民自治、団体自治というのを侵害をするという、これはおかしいなというふうに僕は思います。地方自治の本旨とか住民福祉の増進を図るとしたこの地方自治の本旨、そういったことから外れているんじゃないかというような思いがあります。そういった意味で、その自治体がそれを選んだからいいとか悪いとか、そういうことではないんですが、それはその自治体にお任せして、そういうことになると志布志市としてはどうなんだろうねという問題提起をしたところです。

五つ目に、個人情報保護法の改定です。これは、非常に今回の関連法案で一番重要なのはここですよ。個人情報保護の体系は、基本理念と民間部門を想定する個人情報保護法と行政機関、独立行政法人の個人情報保護法、この三つですね。そして地方自治体の条例から成り立っている。これは分散管理をしているわけですけど、それはなぜかという、勝手にデータをやり取りできないようにしているわけですよ。それを今回二つを全部して、一つの分散管理型をやめて、個人情報保護法に一本化します。これは法案が出ていますよ、ここに。そうしたときに本人の同意なしにデータを利用しやすくなる。こういったことってというのはどうなんだろうなと。それが果たしていいんでしょうか。先の議会でもスーパーシティ法の関係で言いましたよね。民間がそれをどんどんやり取りできるようなものになっている。それは実際実験をしているわけですから。これも私は、やはり個人情報の保護というのは、しっかりと守られていかなきゃいけないと。そこについては市長いかがですか。

○市長（下平晴行君） 個人情報の保護につきましては、デジタル化に際し、必ず対応しなければならぬ非常に重要な取り組みであると考えております。

今回の改正は、個人情報の定義等について共通ルールを設定することとなりますが、条例により独自の保護措置を規定できることとされており、必要に応じて内容を検討してまいりたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） 国や自治体などが独自に定めた個人情報保護の法令、これは「2000個問題」だと言っているいろいろやっているわけですね。それはここが地方自治の本旨、ここで守っているよということをやっているわけで、そこをいろいろ国はやって、そこが一番国が進めたいことができないことだというふうにして、問題にしているわけですよ。今市長がおっしゃったように、個人情報の保護というのは、これは絶対大事にしてもらわないと困ります。なぜかという、それが言葉は悪いんですけど、いわゆる警察権力とか、そこにもう勝手にどんどん利用されるようなことではいけないわけです。図書館の捜査のことを、少し前に議会で質問しましたね。志布志市はきちんとした対応がされていまして。「小園が何という本を読んだのか、ちょっと教えて。」と令状も何もなしで、それを出している図書館もあったわけですけど、そういうことじゃない対応を志布志市はしているからいいわけですよ。ぜひ、ここについては、きちんと今市長がおつ

しゃったような立場で、この法案を見つめてほしいなというふうに思います。

次に、マイナンバーカードの発行に伴うところの地方公共団体情報システム機構（J-LIS）ですね。ここは住基ネットがあったときに、国が勧誘しようとしたらそれは駄目だよということで、地方自治体を含めて自治体の共同組織としてやっていたわけですけど、これも今回、直接国が管理ができるようにするという法案がここに入っております。そうしたら、まさしく意に沿わない人は、国のそれでポンと変えて、そんなことまでできるようになる。まさにこれは、実質的に国が管理する組織にしてしまう。そういうことはおかしいなというふうに僕は思ったものですから、そこについては、市長は今地方自治体の共同組織であるその一員なわけですけど、問題でしょう、市長、それは。

○市長（下平晴行君） 国と地方公共団体とが共同で管理する法人へ転換すると認識しておりますので、国と同様、地方公共団体も管理・運用に関わっていくことになるというふうに考えております。ただ、今までにない新たな法人形態でありますので、今後どのような運用となるのか注視していきたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） 今の市長のそういう視点できちんとこの法案と向き合ってください。

最後ですね、この個人情報というのは、個人の人格尊重の理念の下に、慎重に取り扱われるべきものだ。プライバシー権というのは、憲法が保障する基本的な人権ですよ。そこについて情報の自己コントロール権、私のものは私がちゃんとするというそのことを保障される、そういった仕組みに変えていくならいけど、それが逆にどんどん利用されるようなものというのは、おかしいと思います。そこについても、市長に聞いておきたいと思います。どうですか。

○市長（下平晴行君） 基本的人権やプライバシーを損なうようなことがあってはならないと考えておりますので、慎重な取り扱いを行ってまいります。

また、総務省が昨年12月に策定した「自治体デジタル・トランスフォーメーション推進計画」におきましても、セキュリティ対策の徹底が重点事項とされており、国においても個人情報保護対策に万全を期するものというふうに考えております。

○19番（小園義行君） いろいろ七つほど私が思うそういう問題点といいますか、そこについてはやり取りをしましたので、ぜひそういったものを頭にも含めて、今回の法案がどうなるかわかりませんが、廃案になるかもしれませんよ。そういうことも含めて向き合ってほしいと思います。

次に行きます。ケア労働者への支援についてということで、保育・介護・医療の分野で働く人たちに、本市が独自の支援として給付金と私は書いたんですけど慰労金ですね。ここについて少し慰労金の支給をする考えはありませんかということです。施政方針でも、さっき南議員に医療従事者等々のその施政方針をちょっと読んでいただきました。敬意を表するということであります。昨年からのコロナ禍の中で緊急事態宣言も出されて、学校の一斉休業とかありましたね。そうした中でも、保育所や学童保育そして医療、介護の現場というのは、ずっと閉めずに頑張ってきたんですよ。2次補正で国から5万円ほど大体出ましたけど、ぜひですね、本市独自の

支援として慰労金ですよ、その保育、介護、医療の分野で働く、保育としたときは放課後児童デイサービス、児童クラブ、そういうことも含めて、一切そこは閉めることなくずっと頑張ってきたんですよね。これまで本市独自の支援としては、そこがないわけですけど、ここは少し検討していただけないかなと。そして、これからも頑張ってもらっていただく。そこが閉まった途端に、社会は前に進まなくなるという現状は、もう私が言うまでもなく分かりますよね、市長。そこに対しての慰労金です。そこは、これまで全く検討されなかったのかなと思って質問をしています。そこについては、市長のお考えはいかがですか。

○市長（下平晴行君） 保育、介護、医療の分野で従事されている方々におかれましては、昨年から新型コロナウイルス感染症の対応につきまして、十分な感染防止対策を徹底しながら、各種サービスの継続的な提供に多大な御尽力をいただいております、厚く感謝を申し上げます。

医療機関や介護サービス事業所、施設で働く医療介護従事者及び職員におきましては、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用して、県が実施主体となり慰労金が支給されたところでございます。

現在においても、ワクチン接種の開始が近づいてきているとはいえ、新型コロナウイルス感染症の収束が見える状態ではなく、新型コロナウイルス感染の不安がある中でのサービス提供が想定より長引き、従事する方の心労は大変大きいものと感じております。

市独自の支援については、他の分野も新型コロナウイルス感染症の影響があると思いますので、今後調査・研究してまいりたいというふうに思います。

それから、市が取り組まなかったかということではありますが、令和2年5月11日の第9回志布志市新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、福祉課が提案し、保育園、認定こども園、児童発達支援施設、放課後等デイサービス施設で就労している保育士等約550人を対象に、一人3万円、総額で165万円を支給する保育従事者等感謝特別給付金について協議検討しましたが、当時はまだ本市において新型コロナウイルス感染症が発生していなかったことや、新型コロナウイルス感染症の感染対策に十分注意を払っていただいていることは理解しますが、離職や休職等により生活に影響が出ている状況ではなかったため、「まだ支援が必要な方に支援をしていくべきではないか。」との意見等があり、支援の実施を見送った経緯はございます。

○19番（小園義行君） 今もう努力していただいていることは、市長も重々御理解の上だと思います。そういった中で、約1年経ちますね。本当にその方たちの頑張りがあって、今日に来ているわけですよ。そこについては検討をしていただいていた。結果、その一人3万円というそこについて、ぜひモチベーションを高める意味からしても、市長、独自にこれはやはり慰労金を出してあげるべきではないですか。

○市長（下平晴行君） 今後の状況等を見て、支給する、支援する必要があるとなれば、支援してまいりたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） 今市長のそういう答弁を聞いて安心しました。ぜひですね、その方たちの努力、本当に大変なものがあります。子どもたちにそういう感染させないための対策と合わせ

て、自分もそうですよ。そして社会の構造を守っている。市長も今72歳ですか、生まれたときに、お父さん、お母さんから、ケアしていただきましたよね。そしてどんどんケアされて大人になって、今度はケアされる側になるんですよ、今度は市長も、当然。そういった意味で人間というのは、すべからず誰かのお世話になりながら、生まれてきて大きくなり、そしてまたお世話を受けて亡くなっていくという、この一連の流れからしたら、ここを国は本当に薄くしてきたんですよ、賃金にしても何でもですよ。ぜひそういった意味で、今このケア労働をされている方々を大事にしていくという意味で、市長の今の答弁を聞いて、ぜひそういう答弁でしたので理解をして、この点については終わります。

次に、福祉行政ということで、特別障害者・児手当についてということであります。これは国の制度で、著しく重い障がいがあるために日常生活など常に特別の介護を必要とする人に、特別障害者は月2万7,350円を支給する特別障害者手当、子どもについては障害児福祉手当という、そういうことですよ。今年度の予算にも出ているわけですけど、私もこれについては非常に不勉強でした。過去にはあの方もそうだったんじゃないかなという方もおられて、もう亡くなったりされていますけど、今年度予算でも障がい者を30名、子どもたちを17名の予算の計上があります。これはよく調べると非常に申請などが複雑で、煩雑なんですよ。そこについては、広報の在り方や現状、予算は今言いましたけれども、広報の在り方はどういうふうになっているのか、ちょっとお願いします。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

特別障害者手当につきましては、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅20歳以上の方へ支給する手当でございます。対象となる方は、精神又は身体に著しく重度の障がいを要するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の方で、本年2月1日現在で25名の方に支給をしております。

次に、障害児福祉手当についてでございますが、特別障害者手当と同様、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅20歳未満の方へ支給する手当でございます。対象となる方の障がい程度は、特別障害者手当と同程度となっており、本年2月1日現在15名の方に支給しているという状況でございます。

この制度の市民への周知につきましては、市のホームページのほか、障害手帳等の交付時に本人等に直接説明しているところでございます。

○19番（小園義行君） この認定の流れというのが、いわゆる専門医が作成する認定の診断書で行われるわけですね。二つ目に、障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準についてという、これに沿ってどうなのかということがまた問題です。三つ目に、その基準にある日常生活の活動動作、生活動作の評価表ですね、ここで合計10点以上になるかどうかをみるということになっているわけですけど、非常に書類がたくさんで、内容も大変難しいんですよ。それで国の田村厚生労働大臣も、「障害者手帳がないともらえないというふうに勘違いされている方々も多いようで、周知するよう我々としても努力してまいりたい。」と言って、国会でもこの問題

は答弁をされています。だから、障害者手帳がなくてもこれは可能なんですよね。だからぜひですね、広報の在り方、もっとそこをよく分かりやすいような形でしていただくということと合わせて、国に対して改善、もっと簡単にしてくれないかというそういう声を上げるべきだと思うんですけど、市長いかがですか。

○市長（下平晴行君） 広報の件は私の方で、前の方は課長が答弁いたします。

これはおっしゃいますとおり、こういう複雑な、いわゆる国民にもうちょっと分かりやすいような、そういうことをしていくようなお願いをしてまいりたいというふうに考えております。

○福祉課長（木村勝志君） 本手当につきましては、家族の介護の負担というところに着目しております、身体障害者の手帳の基準、療育手帳の基準とは別に、単独での手当用の基準が設けられているところがございますので、手帳を取得されていない方でも対象となる可能性があるということがございます。そういった部分につきましては、広く市民への周知も必要だと考えております。

また、実際に該当すると思われる方につきましては、障がいのある方でございますので、医療機関、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業在宅扱いの施設等の職員の方に、十分制度を理解していただくことが重要と考えております。

また、要介護4、5の方も、この手当の基準に該当するという方もいらっしゃいますので、介護部門、障がい部門につきましては、今後十分に連携を取りながら対応していきたいと考えております。

○19番（小園義行君） ぜひ、そういう特別障害者手当、特別というそういうそこは付いているので、今課長が答弁あったように、例えば課長も読んでも簡単に分からないねとそういうようなものだと、私もそういうふうに見て思いました。だからぜひですね、分かりやすいような形でのそういったものに改善していくという、もちろん国にもお願いしてということも含めて、ぜひそういう努力をしていただきたい。そのことについては、そういう立場だということでありましたので、よく分かりました。

最後に、学校教育についてということで、一応学校教育ということにしましたけど、人口の半数にとって当たり前の生活の一部が原因で、教育の機会を逃すことがあってはいけないと考えているが、学校におけるうんぬんということで通告しました。今コロナ禍で、私もいっぱいいろんなことを考えさせられました。3月8日、月曜日はジェンダー平等について考え行動する「国際女性デー」ということでありました。コロナ禍で生活に困窮する中で、女性の生理用品が買えないと、そういったことが生理の貧困ということで深刻になっていると、新聞等々でいろいろテレビなんかでもやっています。

そうした中で、先日LGBTの市民講座に行って研修させていただきました。志布志市文化会館です。そのときに、「レインボービュー宮崎」代表の山田健二先生とゲストスピーカーで串間先生、この方は生き方として一人の方はゲイでしたけど、一人の方は女性として生まれてきたけど男性として生きていくという、そういうことでこのLGBTをもっと深く知ってみませんかと

いうことで、そこで私も参加させていただいて、いろいろ学んだところでした。そういった立場で、このジェンダー平等の視点から、人口の半数にとって当たり前の生活の一部が原因で、その教育の機会を逃すことがあってはいけないというふうに思ったところでした。初めて生理を迎える児童、小学校ですね。そこについては特に配慮が必要であるというふうに考えます。学校における性教育をはじめとして、いわゆる生理は恥ずかしいことだというスティグマ、これを取り除いて、積極的にジェンダー規範を促進する必要があるというふうに私はこの市民講座を聞かせていただいて感じたところでした。

そこで、教育長、学校における生理用品の提供の現状というのは、どういうことになっていますか。

○教育長（福田裕生君） 学校の現状等についてお答えいたします。

性に関する指導につきましては、保健体育のみならず道徳や特別活動など、学校教育活動全体を通じて行うことが重要であり、それぞれの教科等の目標をより明確にした上で、総合的に取り組む必要があり、それぞれの学校でなされているところでございます。

本市の小・中学校においては、担任や養護教諭を中心に、発達の段階に応じた性に関する指導を進めており、保健の学習では、体の発達・発育について、年齢に伴って変化することや個人差があること、思春期になると次第に大人の体に近づき、体つきが変わったり初経・精通などが起こったりすることなどを学習しております。宿泊を伴う学習の事前指導におきましては、教材を活用した具体的な指導もなされております。

各学校の保健室には、突然の生理にも対応できるよう生理用品を常備しており、児童・生徒や保護者に対しても、あらかじめ学校の対応について周知することで、安心して学校生活を送れるよう努めているところでございます。

議員のおっしゃる生理用品を家庭で準備できないことにより、学校に登校できない、つまり学ぶ場を逸してしまうことがあってはなりません。教育委員会といたしましては、生理等はじめ人が生活する上で当たり前に起こることにより、教育の機会を逃すことがないように、学校と家庭が連携を密にしながら、個々の不安を払しょくすることとともに、児童・生徒の教育環境をいわゆるユニバーサルデザインの視点で見直し、関係各課と連携をしながら整備していく必要があるというふうに考えております。

○19番（小園義行君） 今そういうことで、いわゆる性に関しての教育はきちんとされているということです。生理用品は、保健室に今準備してあるということですが、税金で対応しているということで、私もいろんなところに行っているいろいろ聞いたりしたわけですが、企業さんからの試供品とかそういったものをたくさんいただいでいて、そういった現状があるのではないかと。突然その生理が始まったときに、小学校、初めての生理ですからね、そういったときにきちんと保健室で対応ができるように、行政においてそのことの提供がされているのかどうかと、そこについてはどうですか。

○教育長（福田裕生君） そこについてはですね、各学校に配当されました予算の範囲の中で、

例えばトイレトペーパーだとか石けんだとか、それらと同じような状況で配備をしているところでございます。

○19番（小園義行君） 私もそれぞれ友だちに養護の先生とかいるわけですけど、そこで聞いたときに、いわゆる企業さんから提供される試供品、そういったもので対応しているというような声もあったりして、きちんと明確にこれは小学校、中学校含めて、そういったものがとっさのときに対応ができるようなものに、いわゆる消耗品ということではなくて、きちんと明確にそれについても配置をするというのが大事だと思うんですけど、どうですか。

○教育長（福田裕生君） それぞれの学校におきましては、今も申しましたとおり、きちっと学校に配置すべきものとして、保健室には常備してございます。その中にありましては、企業さんから提供をいただいたものもストックするような状況の学校もありますし、一斉指導の場合にそれらを使って全体での指導をすることも可能というふうな状況でございます。

○19番（小園義行君） 私が申し上げているのは、消耗品というくくりの中で予算が執行されていくと、きちんこのことが配置されていない状況が起こり得るかもしれないわけですよ、基本ね。だから正直月経のある人というのは、生涯で456回、2,280日、およそ6年半ですね。これを単純に生理用品1,000円として考えたときに、生涯で約50万円ぐらいの女性ですよ、大人になるまで。そういうこと。そのとっかかりのところで、小学校や中学校、ここは義務教育だけです。そこについて安心してやれるように、養護の先生が苦勞されないように、きちんとそのことについてはお願いをして、生理が始まったときに、「大丈夫だよ、安心していい。」というものの担保をしてあげるべきだと思うんですけど、どうですか。

○教育長（福田裕生君） そこにつきましては、現在も確実になされております。本市の場合は、21校に全て常備されている状況でございます。

○19番（小園義行君） 教育長、久しぶりですのでね、私もいろいろ学校とか行ってお聞きしたりして、いわゆる企業の試供品とかそういうものがこうだということで、ぜひ行政の責任においてきちんとやると、そのことについてどうですか。

○教育長（福田裕生君） 予算確保がきちんとしてありますので、そのことを各学校にもお伝えして、これまでのような状況がしっかりと継続できるようにしてまいりたいと思います。

○19番（小園義行君） ぜひそのことについては、これから始まるそういう女性としての人生を歩かれる人は、それだけたくさんいわゆる負担がかかっているわけで、これはニュージーランドとかそこでは、もう小・中学校にちゃんと生理用品を無償で提供するという、そこまで世界としては進んでいるんですよ。ぜひそのことについては、今教育長の答弁できちんと担保できるというふうに理解しましたので、それでいいです。

あと一つ、もう一点です。GIGAスクール構想で今いろいろやっていますが、電磁波の関係をどういうふうに考えておられるのかと思って、子どもたちに与える影響というのをどういうふうに認識されていますか。

○市長（下平晴行君） お答えいたします。

G I G Aスクール構想では、一人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することにより、学びの進化や転換をもたらすと考えられており、学びを妨げない安定した通信環境が不可欠であります。

さて、電磁界のばく露によって生じるおそれのある健康への影響については、世界中で様々な研究が実施されております。これまでに実施された研究から、「国際的なガイドラインで推奨されている限度値よりも低いばく露は、健康への悪影響を何ら生じない。」という見解をWHOが示しております。更に携帯電話や無線ネットワークで利用される高周波電磁界においても、「健康への有害な影響を起こすという説得力のある科学的根拠はない。」との見解を示しております。

このようなことから、学校での電磁波による健康への影響はないと考えられます。しかし、I C T機器の使用による健康面への配慮は必要であり、子どもたちへの適切な指導を行わなければなりません。

この点については、教育長が説明をいたします。

○教育長（福田裕生君） 普段の学校生活における電磁界ばく露による健康への影響は、WHOや環境省などの見解からないものと捉えております。

また、本市の小・中学校では、平成18年度までに無線LANの整備がなされていますが、これまでのところ健康への影響の報告を受けておりません。

しかし、G I G Aスクール構想により、4月から一人1台のタブレットを使用することになり、これまで以上にI C T機器に触れる時間が増えていきます。そのため目の疲れなどの視覚系への影響や、姿勢などの筋骨格系への影響などを懸念しているところです。これらについては、長時間の使用を避けることや、タブレットの画面の角度を調整し見やすくすること、姿勢に関する指導を実施することなどで対応する予定です。また、その他健康上の影響を受ける子どもがいた場合は、専門家のアドバイスを受け、寄り添う対応が必要だと考えております。

これからの時代を生きていく子どもたちにとってI C T機器やネットワーク環境はなくてはならないものです。義務教育段階で正しい使い方を身に付けさせ、生涯にわたり健康への影響が出ないような基盤づくりに努めてまいりたいと考えております。

○19番（小園義行君） ちなみに国は、これに対して基準を示しているんですか。

○教育長（福田裕生君） お答えいたします。

国は、電波保護指針などの指針を示しているところでございます。各学校で使うものについては、その指針等をクリアしたものを使用するということになっております。

○19番（小園義行君） 国は、今度学校にデジタル教科書、そういったのをして実証実験を行う予定なんですよ。言葉は悪いんですけど、センサーを付けてバイタルデータ、生体情報を実際にやるのを今年度は見送ったんですよ。だからまだ基準となる指針がないから、そこについてはしっかりと国に基準を示すようお願いをして、子どもたちの健康を学ぶ必要があると思います。数字として出していないでしょう。

○教育長（福田裕生君） 具体的な数字というところまでは示されておられませんけれども、電波

保護指針なるものはございまして、それらをクリアする形で、各学校で使っている機器につきましては、現在のところ子どもたちにとっての悪い影響が出るような状況ではないというふうに考えて、使用をさせているところでございます。

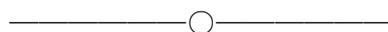
○19番（小園義行君） ないんですよ。この「いのち環境ネットワーク」代表の方がちゃんとやった結果があります。授業中だと0.49です。無線LANが何もなくて0.001ですよ。そういう状況の中で、国にやはりちゃんと指針を作って子どもたちの健康を守ってほしいと。オーストリアの医師会が正常範囲を0.0001、これが以下としているという、そういう国際基準もあります。ぜひ国にそのことをお願いをしていただけませんか。

○教育長（福田裕生君） 教育委員会といたしましても、様々な方面からのデータそれから情報等を取りまして、県の教育委員会そしてひいてはその先の国等々への情報提供を含め、お願いもしながら、子どもたちの健康をまず第一に考えながら、これを推進してまいることが大事かと思っております。

○19番（小園義行君） よく理解しました。

実は今日は市長の思いをいっぱい聞かせてもらいました。そしてまた、故郷を離れた人たちもやはり志布志市のことを思ってるんですよ。尖議員の質問でも、「ふるさと納税、今後100億円超えるんじゃないの。」という、そういう試算も示されたところでした。それぐらい大阪の方たちも「頑張ってるから、ちゃんとやってよ。」ということでした。そういった意味で、実は私の兄は名古屋市に住んでいまして、四十数年前小さな会社を立ち上げました。そして、二代目に譲ったわけですけど、その二代目の息子が昨日亡くなりまして、今日葬儀をやっております。私は参加できませんでした。四十数年前、兄が会社の屋号として、「志布志工務店」という屋号で事業を始めたんですね、小さな会社ですけど。トラックに「志布志工務店」というふうにして遠く故郷を離れても、「故郷志布志のことをいつも思って、この名前にしたんだ。」というそういう思いの方が、たくさん全国におられると思います。その思いをきちんと受け止める立場にある市長、あなたですよ。ぜひですね、そういう人たちの思いも含めて、そしてここにおられる当局の方、私たち議員も志布志市のまちづくりを一生懸命して、ここに住んでおられる住民だけじゃなくて、そういう故郷を離れた人たちの思いもしっかり受け止めてやりたい。「行ってみたいまち、住んでみたいまち、住んでよかったまち。」とおっしゃっていますので、そのことに残りの期間全力を挙げて取り組んでいただくことを心からお願いして、私の一般質問を終わります。

○市長（下平晴行君） 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。



日程第3 事件の訂正について

○議長（東 宏二君） 日程第3、事件の訂正についてを議題とします。

事件の訂正の理由について説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 事件の訂正理由につきまして御説明申し上げます。

先に御提案申し上げました議案第21号、志布志市新市まちづくり計画の変更につきまして、変

更後の財政計画歳入歳出表のうち、歳出の金額の一部に誤りがありましたので、訂正をお願いするものでございます。

それでは、訂正の内容につきまして説明申し上げます。

議案第21号を御覧ください。この議案の末尾に添付されている横長の表が財政計画歳入歳出表であります。この表の左側の変更後の歳出につきまして、物件費として記載されている金額を扶助費の金額に、維持補修費として記載されている金額を公債費の金額に、扶助費として記載されている金額を物件費の金額に、補助費等として記載されている金額を維持補修費の金額に、公債費として記載されている金額を補助費等の金額にそれぞれ訂正するものであります。

今後、議案の慎重な取り扱いに努めてまいりますので、訂正を御承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております事件の訂正については、これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、事件の訂正については、これを許可することに決定しました。

—————○—————

○議長（東 宏二君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日から3月24日までは休会とします。

3月25日は、午前10時から本会議を開きます。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでございました。

午後4時03分 散会

令和3年第1回志布志市議会定例会会議録（第6号）

期 日：令和3年3月25日（木曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第11号 旅費等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第12号 志布志市総合振興計画審議会条例の制定について
- 日程第4 議案第13号 志布志市蓬の郷振興基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第5 議案第14号 志布志市ダグリ公園の公園施設管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第16号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第17号 志布志市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第18号 志布志市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第19号 志布志市介護保険基金条例の制定について
- 日程第10 議案第20号 志布志市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第21号 志布志市新市まちづくり計画の変更について
- 日程第12 議案第22号 字の区域変更について
- 日程第13 議案第23号 市道路線の認定について
- 日程第14 議案第24号 市道路線の変更について
- 日程第15 議案第25号 令和3年度志布志市一般会計予算
- 日程第16 議案第26号 令和3年度志布志市国民健康保険特別会計予算
- 日程第17 議案第27号 令和3年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第18 議案第28号 令和3年度志布志市介護保険特別会計予算
- 日程第19 議案第29号 令和3年度志布志市下水道管理特別会計予算
- 日程第20 議案第30号 令和3年度志布志市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第21 議案第31号 令和3年度志布志市国民宿舎特別会計予算
- 日程第22 議案第32号 令和3年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算
- 日程第23 議案第33号 令和3年度志布志市水道事業会計予算
- 日程第24 報告第1号 専決処分の報告について
(損害賠償の額を定め、和解することについて)
- 日程第25 議案第34号 令和2年度志布志市一般会計補正予算（第18号）
- 日程第26 発議第1号 志布志市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

日程第27 閉会中の継続審査申し出について

(産業建設常任委員長)

日程第28 閉会中の継続調査申し出について

(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

出席議員氏名（18名）

2番 南 利 尋	3番 尖 信 一
5番 青 山 浩 二	6番 野 村 広 志
7番 八 代 誠	8番 小 辻 一 海
9番 持 留 忠 義	10番 平 野 栄 作
11番 西江園 明	12番 丸 山 一
13番 玉 垣 大二郎	14番 鶴 迫 京 子
15番 小 野 広 嗣	16番 長 岡 耕 二
17番 岩 根 賢 二	18番 東 宏 二
19番 小 園 義 行	20番 福 重 彰 史

欠席議員氏名（1名）

4番 市ヶ谷 孝

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 下 平 晴 行	副 市 長 武 石 裕 二
教 育 長 福 田 裕 生	総 務 課 長 北 野 保
財 務 課 長 折 田 孝 幸	企画政策課長 西 洋 一
情報管理課長 岡 崎 康 治	港湾商工課長 假 屋 眞 治
税 務 課 長 吉 田 秀 浩	市民環境課長 留 中 政 文
福 祉 課 長 木 村 勝 志	保 健 課 長 川 上 桂 一 郎
農政畜産課長 重 山 浩	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
建 設 課 長 鮎 川 勝 彦	松山支所長 中 吉 広 志
有明支所長 小 山 錠 二	水 道 課 長 新 崎 昭 彦
会 計 管 理 者 桑 迫 悟	農業委員会事務局長 小 野 幸 喜
教育総務課長 萩 迫 和 彦	学 校 教 育 課 長 谷 口 源 太 郎
生涯学習課長 江 川 一 正	

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 藤 後 広 幸	次 長 松 永 憲 一
調 査 管 理 係 長 毛 野 仁	議 事 係 長 末 原 和 幸

午前10時00分 開議

○議長（東 宏二君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（東 宏二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、岩根賢二君と小園義行君を指名いたします。



日程第2 議案第11号 旅費等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第2、議案第11号、旅費等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（野村広志君） ただいま議題となりました議案第11号、旅費等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月12日、委員6人出席の下、執行部から総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の制定内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の条例制定に至った経緯と県内他自治体の状況についてただしたところ、旅費等の見直しについては、平成24年頃から内部協議を行っており、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う様々な経済対策や子育て支援等の市が独自で行う政策への財源確保が課題となっていたことから、今回の条例制定に至った。

県内他自治体への調査を行ったところ、日当を廃止としている自治体は、本市を除く18市のうち9市で、県内日当を200円としているところは、3市であったとの答弁でありました。

旅費等の見直しによる削減額とその充当先についてただしたところ、普通旅費、費用弁償、謝金の合計で、1,000万円程度の削減額となった。

削減されたことにより発生した財源については、特定の事業に充当されるわけではなく、一般財源として本市が進める重要施策等に充当されているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第11号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第11号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第3 議案第12号 志布志市総合振興計画審議会条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第3、議案第12号、志布志市総合振興計画審議会条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（野村広志君） ただいま議題となりました議案第12号、志布志市総合振興計画審議会条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月12日、委員6人出席の下、執行部から企画政策課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から、議案による条例の制定内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、第2次志布志市総合振興計画後期基本計画に関する重要事項について調査審議するため、志布志市総合振興計画審議会を設置するとのことだが、次世代を担う若者や女性の登用率を上げ、幅広く意見が聴取できる審議会委員の構成にすべきではないかとただしたところ、審議会委員については20人以内としているところ、若者の登用は必要と考えるが、これまでの経験を生かした貴重な御意見をいただくためにも、幅広い年代の方をバランス良く構成したい。併せて、女性の登用率についても、前回を超える30%以上の方を選任したいと考えているとの答弁でありました。

計画策定にあたり、審議会の担う役割は大変重要になると考えるが、少ない開催回数の中で、より効果的な審議会の開催に向け、どのように進めていく考えかとただしたところ、審議会の開催については、令和3年度中に3回を予定しているが、充実した審議会となるよう、庁内検討委員会や作業部会における協議を重ねるとともに、必要に応じ、審議会の開催回数についても検討したいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第12号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第12号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第4 議案第13号 志布志市蓬の郷振興基金条例を廃止する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第4、議案第13号、志布志市蓬の郷振興基金条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（野村広志君） ただいま議題となりました議案第13号、志布志市蓬の郷振興基金条例を廃止する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月12日、委員6人出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案により、廃止する条例の内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回廃止する条例の設置目的に、「地域の活性化に資するため」とあり、所期の目標は達成されたとの判断だが、これまで及びこれからも蓬の郷に期待する地域との連携をどのように考えているかとただしたところ、蓬の郷ふれあい交流センターによる温泉・食事の提供や、民宿村との連携、親水公園におけるイベント等を通じ、これまで地域と一緒に活性化を図ってきた。今後においても、指定管理者と市をはじめ、関係機関が一体となり、地域活性化のため議論を深めていきたいとの答弁でありました。

今後予想される施設の修繕等については、どのように対応していく考えかとただしたところ、市の施設整備事業を円滑かつ効率的に行うために設置されている志布志市施設整備事業基金等を活用していくとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第13号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第13号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第5 議案第14号 志布志市ダグリ公園の公園施設管理条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長（東 宏二君） 日程第5、議案第14号、志布志市ダグリ公園の公園施設管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（野村広志君） ただいま議題となりました議案第14号、志布志市ダグリ公園の公園施設管理条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月12日、委員6人出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、令和2年度において国民宿舎ボルベリアダグリ中庭に設置した3基のグランピング施設について、現在、1基当たりの利用定員を大人2名以下としているが、家族構成やグループ利用に対応できるよう、利用価格も含め、柔軟に対応すべきではないかとただしたところ、今回のグランピング設置に当たり、指定管理者と協議を重ね、様々なシチュエーションを想定し、利用価格や利用人数を決定した。今後、運用していく中で、予約希望者や利用者からの要望等に注視し、ニーズに合った施設となるよう、指定管理者と密に連携・協議していきたいとの答弁でありました。

グランピング施設の耐用年数と高台中庭に設置していることによる台風対策についてただしたところ、施設の標準耐用年数は3年となっているが、テント地部分への撥水处理や定期的なメンテナンスを行いながら、1年でも長く使用できるよう努めたい。台風接近時には、施設が内部

にエアーを送り込むことで完成する特性を生かし、エアーを抜くことで施設をたたむなどの対応を考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第14号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

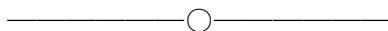
○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。
これから、採決します。

お諮りします。議案第14号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第14号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第6 議案第16号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第6、議案第16号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第16号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月12日、委員7名出席の下、執行部から保健課長、志布志支所福祉課長、松山支所長、税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の改正で第1号被保険者の保険料が引き下げられたが、他の市町村と比べてどうなのか。また、今回の改正において運営上どのような議論を行ったのかとただしたところ、令和3年度から5年度までの第8期介護保険事業計画においては、現在、各市町村が提案中であるため把握できていないが、第7期介護保険事業計画においては、県下19市のうち5番目に高い状況である。

今回第8期介護保険事業計画を策定するにあたり、これまでの実績、現状等を把握したところ、第7期介護保険事業計画における介護者の認定者数が計画値よりも下回り、給付費の抑制が図られていることもあり、要因としては、これまでの介護予防の取り組みの効果が出てきているのではないかと考えている。今後も取り組みを推進し、健康であり、介護保険の給付は受けなくても自立した生活を続けられれば、可能な限り介護保険料を下げられるということを周知していきたいとの答弁でありました。

介護保険制度の仕組みについては、難しく分かりにくい部分もあるため、特集号などで分かりやすく周知を図るべきではないかとただしたところ、掲載情報が多いため、市報しぶしでの特集号の掲載は難しいと考えている。今回、3年に一度の介護保険事業計画の見直しに伴い、介護保険制度の概要冊子などの全戸配布やホームページによる制度周知を考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第16号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第16号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第7 議案第17号 志布志市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第7、議案第17号、志布志市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第17号、志布志市在宅ねたきり老人等介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会にお

ける審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月12日、委員7名出席の下、執行部から保健課長、志布志支所福祉課長、松山支所長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、手当の額が、月額8,000円から月額1万円へ増額となっているが、どのような議論があったのかとただしたところ、従来月額8,000円については、鹿児島県が示した金額に基づき平成4年の条例制定時に設定したものである。現在、鹿児島県の最低賃金の上昇率が、当時と比較して約1.54倍となっていることや、訪問介護の利用者負担額が月額1万2,870円となっており、その8割程度の金額を考慮して、月額1万円に設定したものであるとの答弁でありました。

現在の手当の受給状況についてただしたところ、令和2年12月末現在で、要介護度の認定4又は5の方が57名で、日常生活自立度ランクBとランクCの障がい者の方が7名であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第17号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第17号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第8 議案第18号 志布志市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第8、議案第18号、志布志市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果に

ついて、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第18号、志布志市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月12日、委員7名出席の下、執行部から保健課長、志布志支所福祉課長、松山支所長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の改正内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の条例改正でハラスメント対策の強化や高齢者虐待防止の推進、感染症対策の強化、研修の実施等が各事業所に求められているが対応できるのか。また、市はどのように関与していくのかとただしたところ、市としては、3年に一回の実地調査において取り組みの指導を行っていく。また、各事業所には、市が作成したチェックシートで取り組み状況の確認に取り組んでもらいたいと考えているとの答弁でありました。

テレビ会議の実施においては、利用者等の同意が得られない場合はどう対応するのか。また、同意を得たとする解釈についてただしたところ、利用者等の同意が得られない場合は実施はできない。認知症の方においては、厚生労働省が示した意思決定のガイドラインがある。それを参考に、言葉だけではなく、本人の仕草、態度、表情等や、本人のことをよく知る人にも確認しながら行っていくが、非常に難しいことであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第18号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第18号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第9 議案第19号 志布志市介護保険基金条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第9、議案第19号、志布志市介護保険基金条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第19号、志布志市介護保険基金条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月12日、委員7名出席の下、執行部から保健課長、志布志支所福祉課長、松山支所長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の制定内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、介護保険基金を設置した目的についてただしたところ、介護保険の保険給付と地域支援事業に要する費用が不足を生じる場合、また、介護保険に係る第1号被保険者の介護保険料を低減する場合に基金を処分する目的と規定している。今回、第8期介護保険事業計画を策定するにあたり、2025年と2040年を想定した場合、2025年の第1号被保険者数が9,621人、介護保険料月額が7,136円、2040年の第1号被保険者数が8,125人、介護保険料月額が8,992円と推計され、同時に第2号被保険者数も減少していく中で、備えていくものであるとの答弁でありました。

今回の基金設置の提案は、国からの指示なのか、市独自で考えたことなのかとただしたところ、第8期介護保険事業計画を作成する中で、今後の財政状況を勘案し、担当課として準備をしていく必要性を協議し、市長に相談し提案したものであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第19号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第19号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第10 議案第20号 志布志市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第10、議案第20号、志布志市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例の制定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第20号、志布志市特定用途制限地域内における建築物等の制限に関する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月12日、委員全員出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による条例の制定内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、通常、インターチェンジ付近は農地法による転用の制限が緩和されるが、今回提案されている（仮称）志布志有明インターチェンジ付近への建物等の面積や用途を制限する範囲は、その点が考慮されているかとただしたところ、今回の提案にあたっては、（仮称）志布志有明インターチェンジ付近や、その周辺の家屋が集合する区域において、周辺に様々な施設の立地が予想されるため、農地法による転用の制限が緩和される区域を含め、特定用途制限地域の田園居住環境保全地区とするものであるとの答弁でありました。

いわゆる外資系の企業が、国内の広大な土地を買収し、大規模な開発を手掛けるような事例の報道もあるが、今回の提案では、そのような事態に備えるために、売買を規制する必要性についての議論はなかったかとただしたところ、都市計画法に基づく今回の指定では、土地の売買まで規制することはできないところである。ただし、無秩序な開発を抑制し、優良な田園地帯の保全を図るために、国内外の所有者を問わず、建物等の面積や用途は制限されるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第20号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第20号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第11 議案第21号 志布志市新市まちづくり計画の変更について

○議長（東 宏二君） 日程第11、議案第21号、志布志市新市まちづくり計画の変更についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（野村広志君） ただいま議題となりました議案第21号、志布志市新市まちづくり計画の変更について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

当委員会は、3月12日、委員6名出席の下、執行部から企画政策課長、財務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による計画の変更内容について補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の計画変更は、東日本大震災等に伴い、合併特例債の発行期間が延長可能となったことにより、本市においても今後取り組む事業等において、合併特例債が活用できるよう計画期間等を5年間延長するものであるが、延長することで財政計画にも影響があるのかとただしたところ、合併特例債については、平成30年度の改正法において既に5年延長が決まっており、中期財政計画において令和7年度まで合併特例債を活用するよう計画になっている。今後過疎計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略と一体となった総合振興計画後期基本計画を充実させることにより、これらの計画に合わせた中期財政計画の見直しを行い、より精度の高いものにしてきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第21号については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

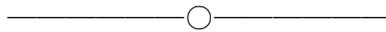
これから、採決します。

お諮りします。議案第21号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第12 議案第22号 字の区域変更について

○議長（東 宏二君） 日程第12、議案第22号、字の区域変更についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第22号、字の区域変更について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月12日、委員全員出席の下、審査に資するため、志布志地区大川内換地区の現地調査を実施し、執行部から耕地林務水産課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、議案及び付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、県営中山間地域総合整備事業によって整備された大川内換地区の水田については、平成28年度に基盤整備工事を完了し、今回、換地登記のために字の区域を変更するようであるが、しっかりとした耕作者の確保がなされているかとただしたところ、今回の大川内換地区については、基盤整備工事完了後も耕作放棄地はなく、関係する地権者が約30名いらっしゃる中、それぞれ生産意欲の高い方々、地域でもあり、今後も継続した営農活動が十分に見込まれるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第22号は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第22号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長

の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第13 議案第23号 市道路線の認定について

日程第14 議案第24号 市道路線の変更について

○議長（東 宏二君） 日程第13、議案第23号及び日程第14、議案第24号、以上2件を会議規則第37条の規定により一括議題とします。

いずれも産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、一括して委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（丸山 一君） ただいま一括議題となりました議案第23号、市道路線の認定について、議案第24号、市道路線の変更について、以上2件の産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月12日、委員全員出席の下、審査に資するため、市道路線の認定及び変更予定地の現地調査を実施し、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、市道の新規認定で提案されている上肆部合2号線について、舗装のない農道鍋迫631号線が若干残っているように見受けられるが、道路としてはつながっており、一体的な利活用の議論や検討はなされなかったのかとただしたところ、農道鍋迫631号線については、一丁田・宇都鼻線との接続など考慮すると、上肆部合2号線として市道認定することが妥当ではないかと考えているが、幅員がなく、用地買収も必要なことから、国の方での整備には至らなかったところであり、今後、市において改良を検討したいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第23号、議案第24号の以上2件については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第23号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第23号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第24号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第24号に対する所管委員長の報告は可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第15 議案第25号 令和3年度志布志市一般会計予算

○議長（東 宏二君） 日程第15、議案第25号、令和3年度志布志市一般会計予算を議題とします。

本案は、予算審査特別委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○予算審査特別委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第25号、令和3年度志布志市一般会計予算について、予算審査特別委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月12日、委員全員出席の下、審査に資するため、市道上ノ浜・波見線、志布志運動公園体育館等の現地調査を実施した後、同月15日から18日にかけて、執行部から関係課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

まずはじめに、財務課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、公共施設等総合管理計画更新業務委託については、平成29年3月に既に策定されていたところ、本年3月に策定予定の公共施設等個別施設計画に合わせ、総合管理計画の見直しを行うとのことだが、各種計画との整合性や周知をどのように図っていく考えか。また、委託する更新業務は、どのようなことを行うのかとただしたところ、公共施設等総合管理計画については、平成29年度から令和8年度までの10年間となっており、令和3年度で5年目を迎えPDCAサイクルを考慮し、また、公共施設等個別計画も策定したことから、見直しを行っていくものである。

今後は、公共施設等総合管理計画推進委員会にワーキンググループを設け、総合的かつ計画的

な推進に向け、施設の多機能性の集約や複合化を図りながら、各種計画と横断的に連携し、進めていきたいと考えている。

その中で、委託業者には、計画更新はもちろんのこと、ワーキンググループや各種会議等への参加、研修会の開催等、計画更新に必要な様々な分野に携わってもらう考えであるとの答弁でありました。

次に、企画政策課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、新ホームページ導入事業について、令和3年度にサポートが終了することを受け、現在のホームページをリニューアルすることだが、令和3年度から準備を進め、令和4年度から新しく導入するに至った経緯とこれまでのホームページとの変更点についてただしたところ、現在のホームページについては、民間事業者による全国評価ランキングにおいて、画像代替が不十分なページが極めて多いことなどから最低ランクの評価を受けていることや、新型コロナウイルス等に関する速やかな情報発信の必要性があることから、閲覧者が利用しやすいホームページへの刷新に取り組むこととなった。

主な変更点としては、新たな機能として、高齢者や色覚障がい者、普段、市ホームページを見ていない方への閲覧支援機能としての改修や、閲覧しているページから関連ページへの誘導機能、特設ページが容易に作成できる機能の追加、多言語化への対応等を考えているとの答弁でありました。

交通機関の利便性向上と、誰もがスムーズに市内を移動できる移動網の構築を目的とする「チョイソコしぶし」運行事業について、運行委託料と運行管理委託料の違いは何か。また、現在の登録者数と今後の事業展開についてただしたところ、運行委託料については、燃料や運転手人件費等運行経費を含め、実際に車両を運転するタクシー事業者への委託料であり、運営管理委託料については、予約受付業務やAIによる最適なルート設定業務、会員登録業務、スポンサーの獲得等、利用しやすい環境を整えるための管理を行う事業者への委託料となっている。

本年2月末現在で、既に553人の方に登録いただいている本事業については、今後、市内にあるタクシー・路線バス等を運行する民間事業者を圧迫しないよう配慮しながら、実証実験における検証結果を参考に、市民が利用しやすい移動網を構築していきたいとの答弁でありました。

次に、生涯学習課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、スマートフォンアプリ「スポーツタウン2021プログラム」利用事業の具体的な内容についてただしたところ、スマートフォンアプリ「スポーツタウン2021プログラム」利用事業は、携帯電話のスマートフォンに専用アプリをインストールすることで、ウォーキングでの歩数カウントが自動記録され、歩計としての機能も持ち、歩いた歩数を市内・県内・国内別ランキングで競い合うことが可能である。この事業を活用したランニングイベントを年3回実施する予定であり、市民のスポーツ実施率の向上を図り、健康づくりに対する意識付け向上に

活用できるものである。

また、スマートフォンを持つ割合が少ない高齢者や持たない方々に対しては、健康づくりウォーキングマップを活用するなど、健康づくりへの意識付け啓発に保健課と連携して取り組みたいとの答弁でありました。

志布志運動公園施設管理用備品整備事業におけるGPS自動ライン引きロボット購入の背景についてただしたところ、GPS自動ライン引きロボット購入の背景については、2023年に延期となった「燃ゆる感動かごしま国体」のサッカー競技会場としての施設維持管理の効率化を図る観点から、補助率100%の地方創生臨時交付金を活用するもので、天然芝のサッカーグラウンドに自動でラインを引くGPS機能付きロボットを購入するものである。

従来、職員がサッカーグラウンドにラインを引く場合、1面当たり約5名で約2時間かかっていたが、このロボットを使うと1面当たり1台で約45分と大幅に時間短縮でき、しかも手作業よりもきれいにラインを引くことができるものである。サッカー以外では、ラグビーや野球、ソフトボール等のグラウンドのライン引きもできるため、幅広いスポーツでの活用を図っていききたいとの答弁でありました。

次に、福祉課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、気軽にまるごと相談事業の連携体制及び市民への周知方法についてただしたところ、気軽にまるごと相談事業については、令和3年4月1日に志布志庁舎福祉課内に、まるごと相談室・まるごと相談係を設置するもので、従来、地域包括支援センター、生活自立支援センター、そお地区障がい者等基幹相談支援センターが、それぞれ独自に実施している事業を生かしつつ、様々な問題を複合的に捉えていかなければならない方に寄り添うという相談体制を作っていくものである。

他の関係機関へ案内する交通整理だけではなく、まずは窓口で相談内容を受け止め、どこまで支援できるのかを検討し、他の関係機関と情報共有しながら割り振りをしたほうが良いか共同で判断して行きたいと考えている。

また、市民への周知方法については、市報しぶし3月号でまるごと相談室・まるごと相談係の設置についての記事を掲載し周知しているとの答弁でありました。

次に、会計課分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、歳出予算において計上されている手数料について、近年、特に若い世代において、24時間収納受付可能なコンビニ収納件数が伸びてきているとのことだが、収納取り扱い状況と今後の本市の取り組みについてただしたところ、平成30年度と令和元年度を比較した際、取り扱い件数において、口座振替が約4,800件、窓口収納が約1万1,900件減少しているものの、コンビニでの収納が約780件増加している状況である。

しかしながら、口座振替手数料が1件当たり10円であるのに対し、コンビニ収納手数料は1件

57円と他の収納方法に比べ割高であること、市民の利便性向上や本市の歳出削減を図る観点からも、金融機関とも連携し、手数料が安価な口座振替を推進していきたいと考えているとの答弁でありました。

次に、農業委員会分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、農業委員は、果たすべき役割の重要性から適正な報酬が算定されていると考えるが、任命にあたっては定めのある要件が遵守され選ばれていると理解してよいか。また、農地利用最適化推進委員は、農地利用の指針等について意見を述べるなどの役割があり、農業委員は必ず聞くよう定めもあるが、しっかりとした形で機能しているかとただしたところ、本市の農業委員は、会長1名、委員19名で構成されているが、認定農業者等が農業委員の過半数を占めること、中立委員が含まれること、青年・女性の積極的な登用に努めるといった任命要件に基づき、その職務を適切に行える方から選考を行っている。また、農地利用最適化推進委員は16名であり、農地中間管理機構との連携に取り組むとともに、毎月行われる総会において、現場活動からみた意見を述べていただいている、との答弁でありました。

次に、農政畜産課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、農業経営収入保険加入推進事業について、新規加入者分の予算はどのような根拠で算定されたものか。また、新規加入を見込む農業者数が過小であるとは考えられないかとただしたところ、農業経営収入保険は、過去5年間の平均収入から算定されるもので、その保険料が30万円程度となる農業者が20名と想定し、新規加入者分として計上したところである。加入される農業者は認定農業者が中心で、かつ畜産業は対象外であることから、既に参加済みである農業者数を除けば今回の予算で充足するものと考えているが、不足が生じた場合は、増額に向けた検討を行いたいとの答弁でありました。

農業公社運営事業について、計上される負担金は年々減額されており、経営状況の改善が進んでいると考えるが、具体的な要因は何かとただしたところ、無人ヘリによる航空防除、大型トラクター等による機械作業などの受託が増加していることが主な要因として考えられる。また、令和3年2月からスタートしたイチゴの研修事業及び農業体験をはじめとする短期的な研修事業など、移住・定住にも寄与できるような取り組みを今後も進めていきたいとの答弁でありました。

次に、耕地林務水産課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、森林環境譲与税基金積立金について、今後の活用についてどのような展開を考えているかとただしたところ、森林所有者が森林管理の意思を持っていないことを確認できた場合、森林経営管理制度に基づき、林業経営に適した森林は民間事業者任せ、林業経営に適さない森林については市が自ら管理し、更なる林業発展のために森林環境譲与税を活用することが大きな柱となっている。また、二酸化炭素の固定に寄与する活動を推進するため、

森林炭素マイレージ交付金事業にも合わせて取り組むところであるとの答弁でありました。

漁港建設事業について、夏井漁港の保全のため、一昨年から予算の計上があり、累計では多額となっているが、夏井漁港の必要性は十分認識した上で、今後の保全の在り方について議論はされているか、とただしたところ、夏井漁港については、地元から改修の要請もあったことを受け、平成30年度に調査を行い、補修しなければ多額の修繕料を要することになる施設を洗い出した。市としては、夏井漁港の重要性、必要性を鑑み、現在の施設を永続的に利活用するため、長寿命化計画を策定し、段階的な改修を進めているところであり、令和3年度から防波堤のかさ上げに着手し、満潮や高潮による影響を緩和したいと考えているとの答弁でありました。

次に、情報管理課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、告知放送端末管理事業について、端末の設置及び撤去における実績と個人負担額等についてただしたところ、行政告知放送端末の設置台数については、平成30年度が28台、令和元年度が24台、令和2年度が2月末現在で27台設置している。設置に係る経費として、平成30年度から一部有償化し、2万8,000円の負担をいただいている。また、端末の撤去台数は、平成30年度が236台、令和元年度が230台、令和2年度が2月末現在で163台となっているが、撤去費用については無償で行っている。

使用されなくなった端末の有効活用を図るため、死亡届が提出された際に、名義変更や撤去の案内をするなど端末の回収に努め、機器の状態に応じ再利用しているとの答弁でありました。

次に、税務課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、新築家屋調査業務委託においては、新增築家屋の実地調査を行い、家屋評価基準に基づく計測や図面の作成等を委託することのだが、調査時における人員体制とそれぞれの役割についてただしたところ、実地調査については、委託業者2名、市職員2名の4名体制で行っている。委託業者が受託業務の調査を行っている間に、市職員は新築家屋軽減措置や不動産取得税など、市民の方が危惧される新築家屋に係る事務手続きについて丁寧に説明を行うなど、両者が連携し、正確かつスムーズな実地調査に努めているとの答弁でありました。

次に、保健課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、「子育て支援もポイントアップ・元気度アップ推進事業」について、従来の事業名は、「高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業」だったが、名称を変更した経緯と、メニューごとの互助活動の実態についてただしたところ、名称を変更した経緯は、若い世代も65歳以上のグループに入り、互助活動を行っていくことを推進するために、鹿児島県が補助金交付要綱を改正したため、鹿児島県にならって事業名を変更したものである。

また、互助活動の実態については、令和元年度の実績で、高齢者を支援する活動として14グループ、うち、高齢者の見守り活動が8グループ、地域活性化の活動が5グループ、うち、子育て

支援活動が2グループ、その他の活動が13グループとなっているとの答弁でありました。

市単独事業の「食」の自立支援事業及び在宅重度要介護者等介護手当支給事業について、財源となっている地域福祉基金の仕組みについてただしたところ、この二つの事業は、地域福祉基金を繰り入れて実施している事業で、ほかに福祉課の社会福祉協議会ボランティアセンター運営事業補助金及び保健課の生きがいデイサービス事業も地域福祉基金を充当している事業である。

この地域福祉基金は、国からの指示で合併前に創設した経緯があるが、現在、利子分しか積み立てておらず、今後、基金の枯渇も想定されるため、この四つの事業の財源については、財務課及び福祉課、保健課で協議を行っていくとの答弁でありました。

次に、総務課分・選挙管理委員会分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、地域における夜間の防犯及び歩行者の安全な通行を図るための防犯街灯維持管理等事業については、令和4年度までの3か年で、申請のあった箇所のLED化への転換補助をするとのことだが、これまでの実績と今後の転換計画及び基本的考え方についてただしたところ、本市には現在、LED化されているものも含め2,565基の防犯街灯が設置されており、令和2年度において708基のLED化への転換を行ったことから、残り1,370基程度について、令和3年度及び4年度の2か年で転換していく予定である。

コロナ禍において、各管理団体内での申請の有無に関する協議が開催できず、現在まで申請に至っていない団体もあるが、転換推進の周知を図り、予定どおり進めていきたいと考えているとの答弁でありました。

各種防災対策に関する計画の作成及び更新、避難対策、災害復旧支援等を行う災害対策事業のうち、宅地災害復旧作業支援事業補助金について、令和2年度における事業実績と対象となる経費についてただしたところ、当該事業については、令和2年度から新たに、被災者自らが土砂の撤去等行った際の重機借上げ料等についても、リース料算定基準等を参考にするなど、補助の対象経費となるよう見直しも行ったところで、29件、537万5,000円の補助金を交付した。

令和3年度における当初予算では、150万円を計上しているが、災害規模や補助金の申請状況を見ながら、必要な際には補正予算にて対応できればと考えているとの答弁でありました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、使用済み紙おむつ再資源化事業について、最終処分の技術はほぼ確立されているとのことだが、市内全域で運用が開始されるめどはどうなっているのか。また、経費の負担については、どこまでが市で、どこまでがユニ・チャームの負担なのかとただしたところ、令和3年4月から本格稼働の予定であったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、施設整備が約半年遅れており、現在、新しい施設での実証実験を継続的に行っているところである。

市内全域での運用開始については、令和4年3月から使用済み紙おむつの回収を開始し、本格

稼働は令和4年4月を目指している。

また、経費の負担については、使用済み紙おむつの実証実験はユニ・チャーム側が負担し、本格稼働時の処理費用や周知啓発事業、回収経費等は市が負担するとの答弁でありました。

次に、議会事務局分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、スマートフォンやタブレット端末等で映像を配信する議会インターネット映像配信業務委託及びケーブルテレビで放送する議会中継放送業務委託における効果等を検証し、特に若者に対し、議会への関心が高まるよう周知すべきではないかとただしたところ、議会インターネット映像配信業務におけるアクセス件数については、令和元年度で4,641件であり、議会中継放送業務における議会中継の視聴率は約6%と推測している。

これまで、ホームページや議会中継、スマートフォンアプリでの議会だよりの閲覧等を通じ、議会に関する周知を行ってきたが、今後、更なる周知方法等について、検討していきたいとの答弁でありました。

次に、監査委員事務局分について報告いたします。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、本年1月から本庁舎移転により、議会事務局と監査委員事務局の位置が離れたことで、二つの事務局を兼務する局長業務に不都合は生じていないか。また、これまでどのような協議がなされているのかとただしたところ、現在、緊急時を除き週一回、監査委員事務局へ出向き、決裁事務等行っている状況で実務上は特段不都合は生じていないが、職員の細部にわたる労務管理等については、把握できていない現状である。

監査委員事務局は、財務課・総務課等と同じ庁舎内で密に連携できる状態が望ましいとのことから、代表監査委員とともに、早い時期に監査委員事務局を志布志庁舎に移転させてほしい旨、市長・副市長には伝えているとの答弁でありました。

次に、建設課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、河川維持事業について、栗須田川、森山川の寄洲除去を計画しているようだが、近年多発する災害の影響で対応が追い付いていないように見受けられる。例年の予算額から上積みがない中で、どのような事業の運用を考えているかとただしたところ、令和2年7月豪雨によって、河川でもかなりの被害を受けたところである。道路とは対照的に、河川の維持対応は十分でなかった反省から、今後は定期的な目視による巡回や、ドローンの活用によっていち早く寄洲の位置を特定し、河川の閉塞を未然に防ぐよう取り組みたいとの答弁でありました。

車両更新事業によって軽トラックを購入し、道路作業員の班編成を増やすよう計画しているが、具体的な体制及び今後の展開はどのように考えているかとただしたところ、令和3年度は道路作業員を1名増員し、松山・有明・志布志地域にそれぞれ配置する3班に各4名、有明・志布志地域が中心であるが広域的な業務を担う2班に各2名という形で再編成した上で、新たに購入する

軽トラックを活用したいと考えている。市民から寄せられる道路維持のニーズに応えるために、今回初めての試みとして取り組むものであり、運用後も広く意見を聞き、柔軟に対応することで効率的な道路の維持管理に努めていきたいとの答弁でありました。

次に、港湾商工課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、年々、寄附額が伸びてきているふるさと納税推進事業について、寄附額等の実績と今後、より一層の推進を図るための取り組みについてただしたところ、ふるさと納税の寄附額等の実績として、令和2年度における直近の情報で、寄附申込件数21万7,098件、寄附額が50億5,747万1,088円となっており、そのうち、経費を除く約45%に相当する額が各種事業に充当されている。

令和3年度からは、市が返礼品を事業者から直接買い取ることで経費削減につながることから、当該業務を市の直営とする予定で、これまで事業を委託してきた志布志市観光特産品協会は、一事業者として出品していくことになる。

今後、更なる寄附額増を図るため、ふるさと納税基準に合った安全・安心な品質の良いものを返礼品として取り扱うことはもちろんのこと、寄附者のニーズにあった商品の開発や寄附申し込み時における受付対応職員の接遇向上を図りながら、新規及びリピーター寄附者の獲得に向け、取り組んでいきたいとの答弁でありました。

最後に、教育総務課・学校教育課分について報告いたします。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、中学生英語技能検定実施事業について、英語技能検定の受検を委託料とした経緯と受検実績についてただしたところ、令和元年度から実施している中学生英語技能検定実施事業については、公益社団法人、日本英語検定協会が英語技能検定を年3回実施しており、そのうち、受検申し込みをした市内中学生の年1回分の検定料を、市が日本英語検定協会に負担するという委託契約を締結している。

一般的には、保護者が検定料を事前に負担し、受検後、自治体が検定料を補助するという手法があるが、先進地事例にならない、志布志市、市内中学校、日本英語検定協会が連携を図ることで、受検前の支払いはなく、受検者の実績に応じて、受検後に市が委託料として日本英語検定協会へ支払う事業となっている。

受検実績については、令和2年度で約300人分、可否にかかわらず3回中1回分を支払っており、公費・私費含めた合格率は58.9%となっているとの答弁でありました。

小学校施設改修事業の各小学校トイレ洋式化改修工事について、既に、トイレ洋式化改修は進んでいると認識しているが、現在の設置状況はどうなっているのかとただしたところ、各小学校トイレ洋式化改修工事については、平成22年度から継続しており、令和3年度は香月小学校と安楽小学校のトイレ改修を計画している。各小学校の大便器については、在籍する児童・生徒数に対して洋式便器の割合が低い学校を優先しており、小・中学校合わせた洋式化率は、目標50%に

対し現在42%となっている。また、全国平均は、令和2年9月時点で57%と、全国的に進んでいる状況であるため、本市の目標も見直しが必要であると考えているとの答弁でありました。

子育て世帯への支援を目的とした学校給食費補助事業の詳細についてただしたところ、この事業は、小・中学生の年間の学校給食費の半額を補助するものである。対象の範囲については、保護者が市内に住所を有し、現に居住し生活の本拠地としている世帯を対象としているため、市内から市外の小・中学校に通学する児童・生徒は対象となるが、市外から市内の小・中学校に通学する児童・生徒は対象とならないとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第25号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

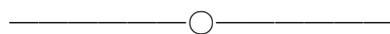
これから、採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第25号に対する委員長の報告は原案可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（東 宏二君） 起立多数であります。

したがって、議案第25号は、委員長の報告のとおり可決されました。



日程第16 議案第26号 令和3年度志布志市国民健康保険特別会計予算

○議長（東 宏二君） 日程第16、議案第26号、令和3年度志布志市国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第26号、令和3年度志布志市国民健康保険特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月12日、委員7名出席の下、執行部から保健課長、志布志支所福祉課長、松山支所長、税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、賦課徴収費のシステム改修の内容及び金融機関に対するオンライン

預金調査が可能である根拠についてただしたところ、納期限を過ぎた場合、督促状発行・催告書発行と、徴収業務の手続きを行っていくが、それでも納税に対する誠意等が見られない場合に、銀行預金の口座調査を金融機関に文書照会する財産調査を行っている。今回、その照会の手続きを電子化することで、調査期間が約1か月から2週間程度に短縮されることになる。また、法的根拠としては、国税徴収法第141条において、徴収職員は、帳簿書類を検査できるとあり、帳簿書類には電磁的記録も含まれているとの答弁でありました。

特定健康診査等事業において、特定健診受診率の目標が70%と高いが、新型コロナウイルス感染症が拡大する状況の中、目標達成は可能なのかとただしたところ、令和元年度の受診率は約52%で、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大が影響し、現時点で約36%と推移している。令和3年度の受診率の目標については、令和2年度に受診を見送った方の受診も含め、通常どおりの受診状況を想定して、70%という目標を設定したとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、国民健康保険加入者の滞納状況が、現年度分及び過年度分合計で2億円以上となっている。令和3年度当初予算では、滞納分の予算として約3,300万円計上してあり、ここに今の国民健康保険加入者の実態があると思う。

昨年からのコロナ禍での国民健康保険税の減免について、国は令和3年度の方針を早く示すべきであるが、いまだ示していない。更には、人口減少社会を迎え、財源の確保は難しい状況である。

鹿児島県に国民健康保険の事業運営が移管し3年が過ぎようとしているが、国が保険者努力支援制度を強めることで、国民健康保険加入者の負担増につながっていく。

国民健康保険加入者の負担軽減を一工夫も二工夫も努力すべきとの思いから反対の立場である。

他に討論はなく、起立採決の結果、議案第26号については、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第26号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（東 宏二君） 起立多数であります。

したがって、議案第26号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第17 議案第27号 令和3年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（東 宏二君） 日程第17、議案第27号、令和3年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第27号、令和3年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月12日、委員7名出席の下、執行部から保健課長、志布志支所福祉課長、松山支所長、税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、令和3年度の後期高齢者医療保険料は引き上げられたのかとただしたところ、後期高齢者医療の保険料については、2年に一度の改正があり、令和2年度から引き上げられているが、令和2年度当初予算編成時点までに国からの通達等がなかったため、改正前の保険料での予算編成となっていた。

令和3年度当初予算については、改正後の保険料で計上しており、均等割額が5万500円から5万5,100円に、所得割額が9.57%から10.38%に、年間保険料の限度額が62万円から64万円に引き上げられているとの答弁でありました。

今までも後期高齢者医療に人間ドック助成があったのかとただしたところ、後期高齢者の方に対する人間ドック助成については、令和2年度までは一般会計予算で計上していたが、令和3年度より国の補助金の見直しがあり、長寿健診事業の補助金対象となったため、後期高齢者医療特別会計での計上となったとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、令和3年度は後期高齢者医療の保険料が、均等割額が5万500円から5万5,100円に、所得割額が9.57%から10.38%に、最高限度額が62万円から64万円に引き上がり、後期高齢者の方々は、大変な状況になっている。

現在、国会では、医療費の自己負担割合を1割から2割へ引き上げる議論中であるが、もしそうなれば、病院受診をためらい、病院に行くことを控えるようになってしまう。引き上げをしていく、そういったシステムになっている後期高齢者医療特別会計は、本来の昔の老人保健特別会計に戻すべきである。

病気になれば、医療費が膨らめば膨らむほど、若者も高齢者も負担が引き上げられていく。国がきちんと負担をして、高齢者の方が安心して病院に行ける、診察を受けられるようにすべきとの思いから反対の立場である。

他に討論はなく、起立採決の結果、議案第27号については、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

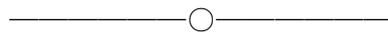
以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。
これから、討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。
これから、採決します。採決は起立によって行います。
お諮りします。議案第27号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
[賛成者起立]

○議長（東 宏二君） 起立多数であります。
したがって、議案第27号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第18 議案第28号 令和3年度志布志市介護保険特別会計予算

○議長（東 宏二君） 日程第18、議案第28号、令和3年度志布志市介護保険特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第28号、令和3年度志布志市介護保険特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月12日、委員7名出席の下、執行部から保健課長、志布志支所福祉課長、松山支所長、税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、家族介護用品支給事業の支給対象者数について、在宅重度要介護者等介護手当の支給対象者数との差があることについてただしたところ、家族介護用品支給事業での支給対象者は、要介護4又は5の介護認定を受けた在宅高齢者を介護している方で、市民税非課税世帯のみとなっているため人数に差が出ている。また、日常生活自立度ランクBとランクCの障がい者については一般会計で予算計上しているとの答弁でありました。

配食支援事業について、委託事業者が変更されたが、しっかりと対応できているのかとただしたところ、配食支援事業については、利用者に委託事業者が変更されることを事前説明した上で、令和2年10月から新しい委託事業者に変更している。一日2食、365日しっかりと対応しており、

円滑に事業継続を行っている状況である。令和3年2月末現在において、94の方が配食支援事業を利用しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行い、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、介護保険制度ができて長いですが、介護保険料を納めても介護サービスが受けられない状況がある。要支援1及び2の方が保険給付を受けていたが、昨年度から外されており、まさに、国によって私たち国民の意図しない状態となっている。

介護保険料を納め、心配のない介護サービスを受けようと思ったのに、それができないような状況が発生している。予算がなくなればサービスの切り捨て、打ち切りが全国で発生している。安心して、国が介護サービスを提供できるよう、介護保険制度をしっかりとやるべきであるとの思いから反対の立場である。

他に討論はなく、起立採決の結果、議案第28号については、起立多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

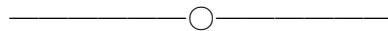
これから、採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第28号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（東 宏二君） 起立多数であります。

したがって、議案第28号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第19 議案第29号 令和3年度志布志市下水道管理特別会計予算

○議長（東 宏二君） 日程第19、議案第29号、令和3年度志布志市下水道管理特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（青山浩二君） ただいま議題となりました議案第29号、令和3年度志布志市下水道管理特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月12日、委員7名出席の下、執行部から市民環境課長ほか担当職員の出席を求

め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、下水道使用料の過年度分を20万円計上しているが、少ないのではないかと。また、収入未済額と徴収体制はどうなっているかただしたところ、本年度は、過年度分だけで約76万円収納されているが、過去の実績等を勘案して20万円計上している。また、令和3年1月末現在の収入未済額は815万6,000円あり、徴収体制については、係員2人が定期的に臨戸徴収し、分納誓約書等を取っているとの答弁でありました。

農業集落排水事業の区域内でも合併処理浄化槽を設置することができるのか。また、区域内に新しく住宅を建てる場合、本管を延伸することはあるのかとただしたところ、合併処理浄化槽を設置することは可能であるが、補助金の交付は受けられない。しかし、農業集落排水事業の区域内であっても、勾配等により農業集落排水に接続が難しい場合には、補助の対象となる場合がある。また、本管の延伸については、事業が完了しているので、市が整備している公共柵（ます）までは自己負担で接続することになるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第29号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第29号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第20 議案第30号 令和3年度志布志市公共下水道事業特別会計予算

○議長（東 宏二君） 日程第20、議案第30号、令和3年度志布志市公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第30号、令和3年度志布

志市公共下水道事業特別会計予算について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月12日、委員全員出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、令和元年度に、鹿児島県の事業評価監視委員会から、事業は中止が妥当であるとの回答を得て、繰り上げ償還の手続きも可能となるのかとただしたところ、中止イコール廃止、という認識で国土交通省と協議を進めているが、令和3年度に、都市計画の変更の決定までを含めて、中止の手続きを全て完了させたいと考えている。また、起債償還については、現在総務省と協議しており、こちらについてもできる限り一括償還し、特別会計の廃止まで終えられるよう努力したいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第30号については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第30号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第21 議案第31号 令和3年度志布志市国民宿舎特別会計予算

○議長（東 宏二君） 日程第21、議案第31号、令和3年度志布志市国民宿舎特別会計予算を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（野村広志君） ただいま議題となりました議案第31号、令和3年度志布志市国民宿舎特別会計予算について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

当委員会は、3月12日、委員6名出席の下、審査に資するため国民宿舎ボルベリアダグリの現地調査を実施し、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、国民宿舎ボルベリアダグリ改修事業において、自家発電機の取り替え修繕に1,382万7,000円の費用がかかるとのことだが、これまで設置されていた自家発電機と比較し、性能等の違いはあるのかとただしたところ、今回取り替えを行う自家発電機については、これまで設置されていたもの同等程度の出力であり、125kVAの製品であるとの答弁でありました。

公債費として予算計上されている国民宿舎ボルベリアダグリの起債償還額1,215万1,000円について、何年度で完済となるのかとただしたところ、令和8年度までのあと6年の償還となっているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第31号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

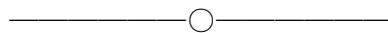
これから、採決します。

お諮りします。議案第31号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第22 議案第32号 令和3年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算

○議長（東 宏二君） 日程第22、議案第32号、令和3年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（野村広志君） ただいま議題となりました議案第32号、令和3年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告申し上げます。

当委員会は、3月12日、委員6名出席の下、審査に資するため市臨海工業団地現地調査を実施

し、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、市臨海工業団地として整備をしている5工区について、1㎡当たりの販売価格と分譲要望の多い工業団地の今後の分譲計画についてただしたところ、販売価格を抑え、より安価で提供したい考えの下、道路工事等で発生する公共残土を活用したことにより、付帯工事も含め1㎡当たり1万円程度で販売できるものではないかと予測している。現在も数社からの分譲要望もあることから、今後市臨海工業団地をはじめ、様々な見地から新たな分譲地確保へ向け検討していきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第32号については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

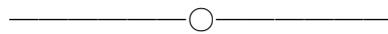
これから、採決します。

お諮りします。議案第32号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第23 議案第33号 令和3年度志布志市水道事業会計予算

○議長（東 宏二君） 日程第23、議案第33号、令和3年度志布志市水道事業会計予算を議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（丸山 一君） ただいま議題となりました議案第33号、令和3年度志布志市水道事業会計予算について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月12日、委員全員出席の下、執行部から水道課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より、予算書による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、水道事業会計予算において、棚卸資産購入限度額は1,251万円と定められているが、どのような根拠で算定されているかとただしたところ、市内には、水道メーターが約1万7,000個稼働しているが、計量法に基づき8年に一回の交換が義務付けられていることに伴い、年間2,600個程度の交換が必要である。また、新設分など約200個を合わせて購入するために計上した棚卸資産購入限度額であるとの答弁でありました。

個人宅の修繕対応に時間を要しているという状況を聞くが、市内の水道工事技術者が年々減少していることがその原因の一つと考えられる。特に、緊急を要するような対応は、時間帯を問わない非常に厳しい環境であり、引き続き本市の水道事業を安定的に維持していくためには、何らかの工夫や対策が必要ではないかとただしたところ、修繕費については、令和2年度において見直しを行い、単価を上げたところである。また、宅内の修繕当番制については、技術者の減少が主な原因として廃止した経緯があるが、そのような対策を行ったことによって配水管の修繕当番制は現状で維持され、本管からの漏水も年々減少していることから引き続き市内業者による配水管の修繕対応は可能と考えているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第33号は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（東 宏二君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。議案第33号に対する所管委員長の報告は原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

ここで昼食のため1時5分まで休憩いたします。

—————○—————

午前11時58分 休憩

午後1時04分 再開

—————○—————

○議長（東 宏二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

—————○—————

日程第24 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め、和解することについて）

○議長（東 宏二君） 日程第24、報告第1号、専決処分の報告についてを議題とします。
報告の内容について説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 報告内容の説明を申し上げます。

報告第1号、専決処分の報告につきまして説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項につきまして、専決処分しましたので、同条第2項の規定により御報告申し上げます。

令和3年3月15日に、公用車による事故に関し、損害賠償の額を定め、和解したものであります。

内容につきましては、県道63号志布志福山線を関屋口方向から志布志消防署方向に直進していた公用車の右側面前方部が、市道大原1号線から県道63号志布志福山線へ右折してきた和解の相手方が運転する軽自動車の左前方部に接触し、車両を破損したものであります。

事故の原因は、公用車の前方確認、及び運転者の左右の確認が不十分であったためであり、過失割合を、市が10%、和解の相手方が90%とし、和解の相手方の所有する軽自動車の全損時の時価相当額8万円のうち8,000円を、市が和解の相手方に賠償し、和解したものであります。

よろしく願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） ただいまの説明に対し、質疑があれば許可します。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

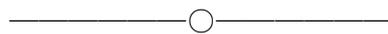
以上で、専決処分についての報告を終わります。

お諮りします。日程第25、議案第34号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第25 議案第34号 令和2年度志布志市一般会計補正予算（第18号）

○議長（東 宏二君） 日程第25、議案第34号、令和2年度志布志市一般会計補正予算（第18号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（下平晴行君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第34号、令和2年度志布志市一般会計補正予算（第18号）につきまして説明を申し上げます。

す。

本案は、令和2年度志布志市一般会計歳入歳出予算につきまして、令和2年7月豪雨災害義援金配分金に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから、提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ141万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ375億3,176万3,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の寄附金の特定寄附金は、災害復興支援寄附金を141万9,000円増額するものであります。

予算書の6ページ及び説明資料をお開きください。

歳出の民生費の災害救助費は、令和2年7月豪雨による被災者を支援するため、社会福祉法人鹿児島県共同募金会、及び日本赤十字社鹿児島県支部共同で募集した義援金の県配分委員会における2次配分額が確定したことに伴い、扶助費を141万9,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

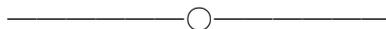
お諮りします。議案第34号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第26、発議第1号については、議会運営委員会の提出議案でありますので、会議規則第39条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたします。



日程第26 発議第1号 志布志市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（東 宏二君） 日程第26、発議第1号、志布志市議会基本条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件については、提出者の趣旨説明を求めます。

○議会運営委員長（小園義行君） ただいま議題となりました発議第1号、志布志市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について、趣旨説明を申し上げます。

本市議会基本条例は、平成25年に制定し7年が経過したところであります。この間、総合的な

見直しがなされておりましたので、前任の議会運営委員会からの申し送りを受け、昨年2月の議会構成替え以降、本条例の検証について協議を重ねてきたところであります。

それらを踏まえ、今回、更なる開かれた議会づくりの推進のため、これまでの議会報告会に代わる議員と市民の意見交換及び議員同士の議論の場を新たに設け、もって市民の多様な意見の集約並びにその論点及び課題の明確化を図ることを目的として、提案するものであります。

それでは、新旧対照表の1ページを御覧ください。改正の内容について、御説明申し上げます。

まず、第5条においては、左側の新の方で「会派」に関して、所属議員が一人の場合を含むとする定義の規定を新たに加えております。

次に、旧の方の第7条「議会報告会」に関する規定を削除し、新の方の第6条において、「議会は、市民の多様な意見を把握し、反映し得る合議体としての特色を最大限に生かし、市民参加の推進に努めるとともに、市民との意見交換の機会を多様に設けるものとする」との規定を加えております。併せて、第7条の削除に伴い、以降の条の繰り上げを行っております。

次に、2ページの右側、旧の方の第13条を新の方で第12条とし、委員会審査にあたっては、「分かりやすい議論を行い、課題解決のための方策を決定するよう努めなければならない」というふうに改めるものであります。

附則として、この条例は、令和3年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

○議長（東 宏二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 討論なしと認めます。

これから、採決します。

お諮りします。発議第1号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第27 閉会中の継続審査申し出について

○議長（東 宏二君） 日程第27、閉会中の継続審査申し出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、産業建設常任委員長から、閉会中の継続審査申し出がありました。

お諮りします。産業建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、産業建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

—————○—————

日程第28 閉会中の継続調査申し出について

○議長（東 宏二君） 日程第28、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東 宏二君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（東 宏二君） 以上で、本定例会に付議されました全ての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、令和3年第1回志布志市議会定例会を閉会します。

お疲れさまでございました。

午後1時15分 閉会